資料5-4

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT114-9 r. 4.1
提出年月日	令和5年3月27日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の 重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を 実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」 に係る適合状況説明資料 比較表

1.14 電源の確保に関する手順等

令和5年3月 北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違)

固有の設備や対応手段であり、泊3 | 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 録字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

比較結果等をとりまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制等などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果,変更したもの : なし c. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件

・防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる燃料補給のアクセスルート図の変更。【例:比較表 p 1.14-129】

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの : なし

b. 女川 2 号炉まとめ資料と比較した結果,変更したもの: 下記1件

・資料構成は、炉型が同じである大飯3/4号炉の対応手段及び操作手順の参照を基本とした上で、配管・弁の流路等を含めた設備の選定方針、文章構成や表現については、 女川2号炉の審査実績を反映している。また、各図面においても、女川2号炉の審査実績を踏まえた資料構成や記載の充実化等の見直しを行っている。

c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし d. 当社が自主的に変更したもの : tel

1-3) バックフィット関連事項

なし

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由

2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要

1.14 電源の確保に関する手順等

2-1)<mark>設備の相違</mark>(以下については,<mark>相違</mark>理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1	【外部電源から非常用高圧母線へ代替電源(交流)を 給電する手段】 ・77 k V 送電線による代替電源(交流)からの給電 (第2優先)	【外部電源から非常用高圧母線へ代替電源(交流)を 給電する手段】 ・後備変圧器によるメタクラ A 系又はメタクラ B 系受電(第2優先)	【設計方針の相違(自主対策設備)】 (例:比較表 p 1.14-10) ・大飯 3/4 号炉は、500kV 送電系以外に外部電源である 77kV 送電系から No.1 予備変圧器を経由して非常用高圧母線へ給電する手段があり、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの中央制御室にて遮断器を投入することで、容易に給電することが可能なことから、空冷式非常用発電装置が使用できない場合の第 2 優先として使用する。 ・泊3 号炉は、275kV 送電系以外に外部電源である 66kV 送電系から受電可能な後備変圧器を経由して非常用高圧母線へ給電する手段があり、常設設備による対応手段のため短時間での給電が可能であることから、代替非常用発電機が使用できない場合の第 2 優先として使用する。 ・設備は相違するが、主系統以外の外部電源から給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
2	【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(3号~4号)】 ・No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した 号機間融通による代替電源(交流)からの給電 (第3優先)	― (大飯 3/4 号炉との比較対象なし)	【設計方針の相違(自主対策設備)】 (例:比較表 p 1.14-10) ・大飯 3/4 号炉は、500kV 送電系から受電する No.2 予備変圧器 1 次側の遮断器を切り離し、3~4 号炉間の No.2 予備変圧器 2 次側の遮断器を各々接続することにより他号炉(3 号炉に対しては4 号炉、4 号炉に対しては3 号炉)のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第 2 優先と比較して長いことから第 3 優先として使用する。 ・泊 3 号炉は、1 号又は 2 号炉のディーゼル発電機からの号炉間電力融通による代替電源(交流)を給電する対応手段として、開閉所設備を使用した手段と号炉間連絡ケーブルを使用した手段を整備している。(別の対応手段にて比較するためここでは比較していない。) ・設備は相違するが、1号又は 2 号炉のディーゼル発電機からの号炉間融通により給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
3	【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(3号~4号)】 ・No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した 号機間融通による代替電源(交流)からの給電(第4優先)	【号炉間電力融通 設備により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(1号又は2号炉~3号炉)】 ・開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電(第5優先)	「設計方針の相違(自主対策設備)】 (例:比較表 p 1.14-11) ・大飯 3/4 号炉は、77kV 送電系から受電する No.1 予備変圧器 1 次側の遮断器を切り腐し、3~4 号炉間の No.1 予備変圧器 2 次側の遮断器を各々接続することにより他号炉(3 号炉に対しては 4 号炉、4 号炉に対しては 3 号炉)のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第 3 優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第 4 優先として使用する。 ・泊 3 号炉は、1 号又は 2 号炉のディーゼル発電機から開閉所設備を経由して 3 号炉の非常用高圧母線へ給電する手段があり、受電準備のため屋外 T.P.85m にある開閉すまで移動し遮断器操作等を行う必要があり、輸電までに要する準備時間が第 4 優先(が項)と比較して長いことから第 5 優先で使用する。 ・設備は相違するが、1 号又は 2 号炉のディーゼル発電機からの 号炉間電力融通により給電する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-1)設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	相 <mark>相違</mark> 理由
4	大販発電所3/4号炉 【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(3号~4号)】 ・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電(第5優先)	旧発電所35万円 【号炉間電力融通により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(1/2号~3号)】 ・号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系及びメタクラB系受電(第4優先)	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)大飯】 (例:比較表 p 1.14-10) 【設計方針の相違(自主対策設備)泊】 ・大飯 3/4 号炉は、供給元と供給先の非常用高圧母線に接続される号機間融通用高圧ケーブル接続盤へ号機間電力融通恒設ケーブル(3 号~4 号)を接続し、他号炉(3 号炉に対しては 4 号炉、4 号炉に対しては 3 号炉)のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第 4 優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第 5 優先として使用する。また、恒設ケーブルが使用できない場合の予備ケーブルを配備しており、電路への接続作業等の準備時間に時間を要することから第 7 優先で使用する。 ・大飯 3/4 号炉は、複数ユニットとしての申請であり、3 号炉と4 号炉間にて号機間融通を行う場合の供給元のディーゼル発電機、号機間電力融通恒設ケーブル(3 号~4号)及び号機間電力融通予備ケーブル(3 号~4号)を使用した号機間融通による給電を重大事故等対処設備による対応手段として整備している。 ・泊 3 号炉では、代替給電用接続盤へ号炉間連絡ケーブルを接続し、1 号又は 2 号炉のディーゼル発電機から 3 号炉の非常用高圧母線へ給電する手段があり、第 5 優先である開閉所設備を使用した号炉間電力融通による代替電源(交流)からの給電に比べて準備に要する時間が短いことから第 4 優先としている。また、号炉間連絡ケーブルを配備しており、電路への接続作業等の準備時間に時間を要することから第 6 優先で使用する。 ・泊 3 号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、号炉間連絡ケーブル及び号炉間
(5)	【号機間融通により非常用高圧母線へ代替電源(交流)を給電する手段(1/2号~3/4号)】 ・号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電(第6優先)	一 (大飯 3/4 号炉との比較対象なし)	連絡予備ケーブルのように 1 号又は 2 号炉の電源に期待する設備は自主対策設備としており、設計方針は伊方 3 号炉と 同様。 【設計方針の相違 (多様性拡張設備)】 (例:比較表 p 1.14-10) ・大飯 3/4 号炉は、1/2 号炉と 3/4 号炉の非常用高圧母線に接続される号機間融通用高圧ケーブル接続盤へ号機間電力融通恒設ケーブル (1,2 号~3,4 号)を接続し、1 号炉又は 2 号炉のディーゼル発電機から非常用高圧母線へ給電する手段があり、給電までに要する準備時間が第 5 優先と比較して長いこと及び対応要員が多いことから第6 優先として使用する。 ・泊3 号炉は、単独ユニットとしての審査となるため、号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルのように 1 号又は 2 号炉の電源に期待する設備は自主対策設備としており、設計方針は伊方 3 号炉と同様。

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-1)設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所 3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
6	【可搬型代替電源設備により代替電源(交流)を給電する手段】 ・電源車による代替電源(交流)からの給電(第7 優先)	 【可搬型代替電源設備により代替電源(交流)を給電する手段】 可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電(第3優先) 	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表p 1.14-1) ・大飯 3/4 号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第7 優先で使用する。 ・泊 3 号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも容量が小さいが重大事故等時の初期の負荷を賄えるため、1 号又は2 号炉ディーゼル発電機からの電力融通よりも、泊 3 号炉の設備である可搬型代替電源車による給電を第 3 優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準備に時間を要することから、第1 優先の代替非常用発電機が使用できないと判断した時点で準備作業を開始する。なお、第 2 優先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応することから、並行で準備作業を開始する。 ・優先順位は異なるが、重大事故等対処設備である可搬型代替電源設備により代替電源(交流)を給電する機能に相違なし。
©	【常設の蓄電池により代替電源 (直流) を給電する設備】 ・蓄電池 (安全防護系用)	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】 ・蓄電池 (非常用) ・後備蓄電池	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例: 比較表 p 1.14-13) ・大飯 3/4 号炉は、蓄電池(安全防護系用)のみで全交流動力電源喪失後 24 時間にわたり直流電源による給電が可能であり、蓄電池(安全防護系用)は「代替電源(直流)」に位置づけている。 ・泊3 号炉は、蓄電池(非常用)と後備蓄電池を併せて 24 時間にわたり直流母線へ給電する設備設計であり、設計方針は、川内 1/2 号炉、伊方3 号炉及び玄海 3/4 号炉と同様。また、女川審査実績を反映し、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。
8	【可搬型直流電源設備により代替電源(直流)を給電する設備】 ・代替電源(交流)による給電に使用する設備 ・可搬式整流器	【可搬型代替直流電源設備による 給電する設備】 ・可搬型直流電源用発電機 ・可搬型直流変換器	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例: 比較表 p 1.14-15) ・大飯 3/4 号炉は、代替電源(交流)からの給電手段により非常用高圧母線へ給電し、可搬式整流器を介して直流母線へ給電が可能。 ・泊3 号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母線へ直接給電可能な直流電源専用の交流発電機である可搬型直流電源用発電機を配備しており、設計方針は川内1/2 号炉、伊方3号炉及び玄海3/4と同様。 ・泊3号炉は、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池投入後、早期の電源復旧が見込めない場合には、可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用する可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する。(伊方3号炉と同様)
9	【空冷式非常用発電装置等へ補給する燃料を備蓄する設備】 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・重油タンク	【代替非常用発電機等へ補給する燃料を備蓄する設備】 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表 p 1.14-14) ・大飯 3/4 号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、これらを併せて有効性評価における7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。 ・泊 3 号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間の重大事故等対応が可能な備蓄量を確保している。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-1)設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

1.14 電源の確保に関する手順等

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	相 <mark>組建</mark> 理由
10	— (泊3号炉との比較対象なし)	【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料汲み上げに使用する設備】 ・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表 p 1.14-19) ・大飯 3/4 号炉はタンクローリーへ直接燃料を汲み上げる手段を整備して、燃料補するための複数のルートを確保している。 ・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からタンクローリーへ燃料を汲み上る手段として、タンクローリー付きの給油ボンブにより汲み上げる手段と燃料油送ポンプを使用して汲み上げる手段の2つの手段を整備することにより、代替非用発電機等へ燃料補給するための複数ルートでの給油手段を確保している(詳は、技術的能力1.14 まとめ資料「添付1.14.12」参照)。可搬型タンクローリー直接燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用い燃料を汲み上げる手段に加えて、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用い燃料を汲み上げる手段により、複数ルートでの給油手段を確保しているのは美海号炉と同様。
1	【1号又は2号炉からの号機間融通時の条件】 「号機間電力融通」については、1号炉又は2号炉の安全性を損ねる恐れがあるため、「1号炉又は2号炉の号機間融通は以下の状態」である場合に限定している。」 ・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル発電機が2台健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が健全	【1号又は2号炉からの号 <mark>炉間電力</mark> 融通時の条件】 「号 <mark>炉間電力</mark> 融通」については、1号又は2号炉の安全性を損ねるおそれがあるため、「1号又は2号炉の号炉間電力融通はディーゼル発電機が2台健全」である場合に限定している。」	【設計方針の相違(多様性拡張設備)】 (例:比較表 p 1.14-12,13) ・大飯 3/4 号炉は、1号又は2号炉からのディーゼル発電機による号機間融通におて、供給元のプラント運転状態に応じて、号機間融通を行う条件(要求する健全ィーゼル発電機の台数)が異なる。(1台又は2台)・泊3号炉は、1号又は2号炉からのディーゼル発電機による号炉間電力融通におて、ディーゼル発電機は2台が健全である場合に限定しており、伊方3号炉と様。 ・設計方針は相違するが、自主対策設備による対応手段の相違。
®	【代替所内電気設備から恒設代替低圧注水ポンプへの給電に使用する設備】 ・空冷式非常用発電装置(又は電源車) ・代替所内電気設備変圧器	【代替所内電気設備から代替格納容器スプレイポンプへの給電に使用する設備】 ・代替非常用発電機(又は可搬型代替電源車) ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	・大飯3/4号炉の代替所内電気設備は、代替所内電気設備変圧器を経由し恒設代替 圧注水ポンプに給電する。 ・泊3号炉は、代替所内電気設備変圧器とは別に代替格納容器スプレイポンプ専用 変圧器を設置し、代替格納容器スプレイポンプへ給電する。 代替注水で使用する ンプについて専用の変圧器を設置しているプラントは泊以外にないが、代替格約 器スプレイポンプ変圧器盤と代替所内電気設備変圧器盤に機能的な相違はない。 ・設備構成は相違するが、代替炉心注水等を行う常設重大事故等対処設備へ給電す 機能に相違なし。
13	【代替所内電気設備から非常用直流母線への給電に使用する設備】 ・空冷式非常用発電装置(又は電源車) ・代替所内電気設備変圧器 ・代替所内電気設備分電盤 ・可搬式整流器	— (大飯 3/4 号炉との比較対象なし)	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表p 1.14-18) ・大飯 3/4 号炉は、代替所内電気設備分電盤から可搬式整流器を経由して、非常月流母線への給電が可能であることから、交流電源から直流電源への変換に用いる搬式整流器を整備している。 ・泊3号炉の代替所内電気設備は、非常用直流母線への給電はできないが、重大事等対処設備である可搬型直流電源用発電機を用いた手段により、非常用直流母線の給電が可能であり、設計方針は川内 1/2 号炉及び伊方3号炉と同様。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-1)設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
19	【充電器による直流電源の給電に伴う蓄電池室の換気手順】 ・中央制御室にて蓄電池室排気ファンを起動する。 【代替所内電気設備への給電に使用する設備】 ・代替所内電気設備への給電に使用する「電源車」 は <u>多様性拡張設備</u>	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【充電器による直流電源の給電に伴う安全系蓄電池室の換気手順】 ・ <u>現場</u> にて蓄電池室排気ファンを起動する。 【代替所内電気設備への給電に使用する設備】 ・代替所内電気設備への給電に使用するで開型 代替電源車」は <u>重大事故等対処設備</u>	【設計方針の相違】 (例:比較表p 1.14-65) ・大飯 3/4 号炉は、中央制御室にて蓄電池室排気ファンの起動が可能。 ・泊 3 号炉は、現場にて蓄電池室排気ファンを運転するためのダンパの開処置が必要であり、ダンパの開処置終了後、現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。(川内 1/2 号炉、高浜 1/2 号炉、高浜 3/4 号炉と同様。) 【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表 p 1.14-18) ・大飯 3/4 号炉の代替所内電気設備への給電に使用する電源車は、「空冷式非常用発電装置が使用できない場合に、有効性評価「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機給却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」においてアニュラス空気浄化系を約60 分以内に準備する想定としているのに対し、電源車の着手及び移動並びに起動作業に約90 分要するものの、放射性物質放出を抑制する手段として有効」とし、多様性拡張設備としている。 ・泊3 号炉は、有効性評価「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」では、アニュラス空気浄化ファンを事象発生から約24時間後に起動する想定としているのに対し、可搬型代替電源車を使用した代替所内電気設備による給電手段の場合であっても、事象発生から約24時間後に、アニュラス空気浄化ファンの起動が可能なことから、可搬型代替電源車を使用した代替所内電気設備による給電手段の場合であっても、事象発生から約24時間後に、アニュラス空気浄化ファンの起動が可能なことから、可搬型代替電源
16	【燃料の種類】 ・空冷式非常用発電装置,電源車及びディーゼル発電機の燃料は <u>重油</u>	【燃料の種類】 ・代替非常用発電機, 可搬型代替電源車及びディーゼル発電機の燃料は <u>軽油</u>	車も重大事故等対処設備としている。 (川内 1/2 号炉と同様。) 【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表 p 1.14-23) ・大飯 3/4 号炉は,空冷式非常用発電装置,電源車及びディーゼル発電機の燃料に重油を使用する。また,設備によって使用する燃料が重油と軽油で異なるため,文章中に「燃料(重油)」又は「燃料(軽油)」と記載し,燃料補給を行う設備ごとに燃料の種類を明確にしている。 ・泊 3 号炉は使用する燃料が軽油のみであることから「1.14.2.4燃料の補給手順」の冒頭に「燃料は軽油」と記載し,以降の記載は省略している。使用する燃料が軽油のみなのは、女川 2 号炉と同様。

- ※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。
- ※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-2) 運用の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	【空冷式非常用発電装置等への燃料補給の手順着手の判断基準】 「空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間に達した場合。」	【ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給の手順着手の判断基準】 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合 「重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機、可搬型代替電源車、可搬型直流電源用発電機、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機を使用する場合。」	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】 (例:比較表 p 1.14-91) ・大飯 3/4 号炉は、燃料補給が必要となる設備の燃料枯渇時間及び燃料補給の準備に要する作業時間を考慮し、その設備の燃料が枯渇する前に燃料補給が開始できるよう、燃料補給作業着手時間を設定し、着手時間となれば準備を開始する手順としている。 ・泊3号炉では、燃料補給が必要となるすべての設備に係る燃料補給準備について、その設備を使用する場合に準備を開始する手順としている。この作業着手の考え方は女川と同様。 ・手順着手の判断基準が異なるが、設備の燃料が枯渇する前に燃料を補給できることに相違なし。
②	代替電源(交流)による給電手段の優先順位	代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位	「運用の相違」例:比較表 p 1.14-104) ・大飯 3/4 号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。その他の給電手段については、短時間かつ容易に給電できる手段を優先的に実施できる優先順位としている。 ・泊3号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも容量が小さいが重大事故等発生時の初期の負荷を賄えるため、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通よりも、泊3号炉の設備である可搬型代替電源車による給電を第3優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準備に時間を要することから、代替非常用発電機が使用できない場合に準備作業を開始する。なお、第2優先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応することから、並行で準備作業を開始する。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-3)記載方針の相違(以下については、<mark>相違</mark>理由欄に No.を記載する)

No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
11	【「1.14.1 (2) d.手順等」の記載】	【「1.14.1 (2) d.手順等」の記載】	・大飯 3/4 号炉は、技術的能力 1.0 にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という
	これらの手順は、発電所対策本部長※3、当直課長、	これらの手順は、発電所対策本部長※3、発電課長	名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。(例:比較表 p 1.14-
	運転員等*4及び緊急安全対策要員*5の対応として	(当直),運転員,災害対策要員及び運転班員の対応	19, 20)
	全交流動力電源喪失の対応手順等に定める(第	として, 事象の判別を行う運転手順等, 全交流動力	・泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要
	1.14.1表~第1.14.3表)。	電源喪失時における対応手順等、炉心の著しい損傷	員名称の定義は記載しないこととしている。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-4) 記載表現,設備名称等の相違(以下については,相違理由を省略する)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
· 空冷式非常用発電装置	代替非常用発電機	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-8)
・タンクローリー	・可搬型タンクローリー	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14- <mark>8</mark>)
・燃料油貯蔵タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-8)
・電源車	・可搬型代替電源車	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14- <mark>9</mark>)
· 室温	・作業環境の周囲温度	・記載表現の相違(例:比較表 p 1.14- <mark>32</mark>)
・蓄電池室	・安全系蓄電池室	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-65)
・電源車 (緊急時対策所用)	・緊急時対策所用発電機	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-13)
・可搬型バッテリ (加圧器逃がし弁用)	・加圧器逃がし弁操作用バッテリ	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14- <mark>17</mark>)
・可搬型バッテリ(炉外核計装盤、放射線監視盤)	・可搬型バッテリ(炉外核計装装置用,放射線監 視装置用)	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-1 <mark>7</mark>)
• 号機間電力融通	・号炉間電力融通	・手順書名称の相違(例:比較表p 1.14- <mark>12</mark>)
・全交流動力電源喪失の対応手順	・全交流動力電源喪失時における対応手順	・手順書名称の相違(例:比較表 p 1.14-1 <mark>9,20</mark>)
空冷式非常用発電装置受電しや断器	·SA用代替電源受電遮断器	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14- <mark>29</mark>)
・恒設代替低圧注水ポンプ	・代替格納容器スプレイポンプ	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-81)
· 計装用電源	計装用インバータ	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-81)
・定期検査	・定期事業者検査	・記載表現の相違(例:比較表p 1.14- <mark>32</mark>)
・号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)	・号炉間連絡ケーブル	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-40)
・多様性拡張設備	・自主対策設備	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-3)
・号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)	・号炉間連絡予備ケーブル	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-40)
・空冷式非常用発電装置受電しや断器	・SA用代替電源受電遮断器A系 ・SA用代替電源受電遮断器B系	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-29)
・携帯照明	照明	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-35)
・通信設備	・通信連絡設備	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-35)
・蓄電池室	・A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-65)
タンクローリー給油ポンプ	・可搬型タンクローリー給油ポンプ	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-93)
・閉止蓋	・防護板	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-93)
・不要直流負荷の切離し	・不要な直流負荷切り離し	・記載表現の相違 (例:比較表 p 1.14-64)

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

2-5)<mark>相違</mark>識別の省略(以下については,各対応手順の共通の<mark>相違</mark>理由のため,本文中の<mark>相違</mark>識別と<mark>相違</mark>理由は省略する)

大飯発電所3/4号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【「操作手順」の対応要員】	【「操作手順」の対応要員】	対応要員、要員名称の相違
		・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長(当直)の指示により主に運転員
• 当直課長	・発電課長 (当直)	と災害対策要員で対応するが、ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー
• 運転員等	・運転員	への補給については、発電所対策本部長の指示により 災害対策要員が対応する。(例:比
	・1 号及び2号炉発電課長(当直)	較表 p 1.14-89~91) なお, 手順着手は主に発電課長(当直)が判断し, 発電所対策本部
	・1 号及び2号炉運転員	長へ作業開始を <mark>依頼</mark> するが、 <mark>可搬型タンクローリーから各機器への補給</mark> については、発電
 緊急安全対策要員 	・災害対策要員	所対策本部長が手順着手を判断する。 (例:比較表 p 1.14-92~93)
• 発電所対策本部長	· 発電所対策本部長	・泊3号炉のように、可搬型 SA 設備を取り扱う災害対策要員に対して発電課長(当直)の
	・運転班員	指示により対応する体制としている点では、伊方3号炉も同様であり、伊方3号炉は発電
		所災害対策本部の設置まで、発電所災害対策本部要員も当直長の指揮下にて初動対応を行
		う体制としている。
		・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。
		・大飯 3/4 号炉の本審査項目で整理する操作手順は、当直課長の指示により運転員等が対応
		する作業と、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する作業があり、手
		順着手の判断についても、当直課長が判断する手順と、発電所対策本部長が判断する手順
		がある。 (例:比較表 p 1.14-89~93)
		・操作手順の比較において、これら要員の名称 <mark>の相違、作業開始指示及び完了報告に関する</mark>
		事項の <mark>相違</mark> 識別は省略する。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

3-1)設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)			
No.	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】 ・所内常設蓄電式直流電源設備による給電	【所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備】 ・蓄電池(非常用)による直流電源からの給電 ・後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表 p 1.14-14)・ 女川 2 号炉は、125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B のみで全交流動力電源喪失後 24 時間にわたり直流電源による給電が可能であり、125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B は、「所内常設蓄電式直流電源設備」として
1			位置付けている。 ・ 泊3号炉は、蓄電池(非常用)と後備蓄電池による給電により24時間にわたり直流母線へ給電する設備設計であり、設計方針は川内1/2号炉、伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様。また、女川審査実績を反映し、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている。
2	常設代替直流電源設備による給電で使用する設備 ・125V 代替蓄電池 ・250V 蓄電池 ・125V 代替蓄電池~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流 主母線盤 2B-1 電路 ・250V 蓄電池~250V 直流主母線盤電路	<mark>ー</mark> (女川 2 号炉との比較対象なし)	【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表p 1.14-14) ・女川 2 号炉では所内常設蓄電式直流電源設備による給電が出来ない場の手段として常設代替直流電源設備による給電を整備しており、125V 替蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能。 ・泊3 号炉では蓄電池(非常用)と後備蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流電換器による給電により対応する。蓄電池による給電及び可搬型直流電設備による給電とはり対応する。蓄電池による給電及び可搬型直流電設備による給電手段の 2 手段を整備しているのは大飯や先行 PWR と同様。常設蓄電式直流電源設備により 24 時間の給電を確保し、24 時間以内に可搬型直流電源設備により 24 時間の給電を確保し、24 時間以内に可搬型直流電源設備より給電を開始する設備構成は、大飯と同様
3	・125V 代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する 設備 ・126V 代替充電器 ・代替直流電源用切替盤 ・代替直流電源用変圧器 ・電源車 ・電源車〜電源車接続口(制御建屋)電路 ・電源車〜電源車接続口(制御建屋)電路 ・電源車接続口(制御建屋)~125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路 ・軽油タンク ・ガスタービン発電設備軽油タンク ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ボース ・タンクローリ	<mark></mark> (女川 2 号炉との比較対象なし)	【設計方針の相違(自主対策の相違)】 (例:比較表 p 1.14-15,16)・女川 2 号炉では 125V 蓄電池 2A,2B による直流母線給電が出来ない場合かつ電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 充電器へ給電出来ない場合に、電源車を 125V 代替充電器用電源車接続設備に接続し 125V 代充電器へ給電する手段を整備している。・泊3 号炉では蓄電池(非常用)と後備蓄電池による給電により 24 時間にわたり直流母線への給電が可能であり、後備蓄電池投入後、早期の源復旧が見込めない場合は、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流環器による給電により対応する。蓄電池による給電及び可搬型直流電設備による給電手段の 2 手段を整備しているのは大飯や先行 PWR と同様。

灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 固有の設備や対応手段であり、泊3 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

	大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所 3 号炉	相違理由
3-1)設備の相違(以下については,相違理由欄に No.を記載する)						
No.	女川原子力発電所 2 号炉		泊発電所3号炉		相違理由	1
①	iii. 号炉間電力融通設備による給電なお, 号炉間電力融通ケーブル(常設)に 用高圧母線と2号炉の緊急用高圧母線間にあ し、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)は屋 アに配備する。	らかじめ敷設	iv. 号炉間電力融通設備による給電なお、号炉間連絡ケーブルは代替給電電用接続盤4,代替給電用接続盤4个代び代替給電用接続盤2~代替給電用接続との敷設し、号炉間連絡予備ケーブルは屋備する。	替給電用接続盤3及 盤3の間にあらかじ	【設計方針の相違(自主対策設備) 10) ・女川 2 号炉の号炉間電力融通ケー 非常用高圧母線と 2 号炉の緊急用 設しており、常時接続状態となっ 室からの遮断器の操作により給電 ・泊 3 号炉の号炉間連絡ケーブルに るが、ケーブルは切り離しており 要である。号炉間電力融通設備に の接続作業を実施する設計として	ーブル(常設)は、3号炉の 目高圧母線間にあらかじめ敷っていることから、中央制御 置可能な設計である。。 は、あらかじめ敷設してい り、ケーブルの接続作業が必 こよる給電の際に、ケーブル
<u>(5)</u>	<mark>ー</mark> (泊3号炉との比較対象なし)	I / _i	(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽からで	可搬型タンクローリ	【設計方針の相違(重大事故等対処19) ・泊3号炉では可搬型設備への燃料型タンクローリーによりディーもら直接燃料を汲み上げる手段と、移送ポンプを用いて燃料を汲み上での給油手段を確保している。・可搬型タンクローリーへ直接燃料で、ディーゼル発電機燃料油移送み上げる手段により、複数ルーリののは美浜3号炉と同様。	料補給の手段として,可搬 ゼル発電機燃料油貯油槽か ディーゼル発電機燃料油 上げる手段により複数ルー 料を汲み上げる手段に加え 送ボンブを用いて燃料を汲
6	・ガスタービン発電設備軽油タンク ・ガスタービン発電設備燃料油移送ポンプ ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁		一 (女川 2 号炉との比較対象:	なし)	【設計方針の相違(重大事故等対処 8) ・女川2号炉はガスタービン発電板 しており、ガスタービン発電機。 クから移送ポンプにて自動補給。 ・泊3号炉はディーゼル発電機燃料 クローリーへ汲み上げた燃料を付る。 ・泊3号炉は美浜3号炉と同様に気 油槽(美浜3号炉は燃料油貯蔵がいる。可搬型タンクローリーでが を含む先行PWRと同様。	機専用の軽油タンクを設置 への燃料補給は、軽油タン される。 料油貯油槽から可搬型タン 代替非常用発電機へ補給す ディーゼル発電機燃料油貯
※ 相違点	点を強調する箇所を下線部にて示す。					

灰色:女川2号炉の記載のうち,BWR 固有の設備や対応手段であり,泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 3-1) 設備の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する) 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【設計方針の相違】 (例:比較表 p 1.14-65) a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【125V 充電器による直流電源の給電に伴う DC125V バッテリ 【充電器による直流電源の給電に伴う安全系蓄電池室の換気手 ・女川3号炉は、蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のために必 室の換気手順】 順】 要となる計測制御電源室(A)室換気空調系及び計測制御電源 室(B)室換気空調系の起動を中央制御室で実施可能。 ・泊3号炉は、現場にて蓄電池室排気ファンを運転するための (7) 運転員(中央制御室)Aは、計測制御電源室(A)室換気空調 ・現場にて蓄電池室排気ファンを起動する。 ダンパの開処置が必要であり、ダンパの開処置終了後、現場 系及び計測制御電源室 (B) 室換気空調系の CS を「入」と にて蓄電池室排気ファンを起動する。 (川内 1/2 号炉, 高浜 L, 1/2 号炉, 高浜 3/4 号炉と同様。) 【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表 p 1.14-常設代替直流電源設備による給電で使用する設備(250V 系 14, 15) ・女川2号炉では、直流駆動低圧注水系ポンプ等へ給電するた · 250V 蓄電池 めの設備を設けている。250V 蓄電池は、有効性評価の全交流 (8) · 250V 充電器 (女川2号炉との比較対象なし) 電源喪失シナリオへの対応のために設置する直流駆動低圧 · 250V 蓄電池及び 250V 充電器~250V 直流主母線盤電路 注水系ポンプへ電源を供給する設備であり、先行他社にない ·電源車接続口(原子炉建屋)~250V直流主母線盤電路 設備である。 可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備(配 可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備(配管・弁・ 【設計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表 p 1.14-管・弁・電路は除く) 電路は除く) 14, 15) 可搬型直流電源用発電機 ・女川2号炉は可搬型代替直流電源設備に常設代替直流電源設 · 125V 代替蓄電池 · 250V 蓄電池 ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 備(125V 代替充電器及び 250V 充電器) も含めた設備構成と · 125V 代替充電器 可搬型タンクローリー しており, 可搬型代替交流電源設備の電源車と可搬型代替直 · 250V 充電器 可搬型直流変換器 流電源設備の蓄電池を充電する 125V 代替充電器及び 250V 充 電源車 電器を使用する。 軽油タンク ・泊3号炉では、非常用高圧母線を経由することなく、直流母 (9) ガスタービン発電設備軽油タンク 線へ直接給電可能な直流電源専用の交流発電機である可搬 ・タンクローリ 型直流電源用発電機を配備しており,設備構成は川内1/2号 炉、伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様。 ・泊3号炉は、所内常設蓄電式直流電源設備である後備蓄電池 投入後,早期の電源復旧が見込めない場合には、伊方と同様 に可搬型代替直流電源設備専用の発電機及び電路を使用し 可搬型代替直流電源設備により直流電源を供給する手段を 整備する。(伊方3号炉と同様) ※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系、2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2F 系、2C 系、2D 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系、2C 系、2D 系 ・非常用高圧母線 2F 系、2D 系 ・ 非常用高圧母線 2F 系、2D 系 ・ 理型2 ク クローリー ・ 代替所内電気設備変圧器 ・ 代替所内電気設備プレーボンプ変圧器盤 ・ 可搬型代替電源車 ・ 技 を	相途理由 計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表 p (4-17) 川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気 備として整備している。 3号炉は代替非常用発電機又は可搬型代替電源車と専用
(大替所内電気設備による給電で使用する設備 ・ガスタービン発電機接続艦 ・緊急用底圧母線 空 系、26 系 ・緊急用低圧母線 26 系 ・緊急用低圧母線 26 系 ・緊急用底圧母線 26 系、20 系 ・緊急用底圧母線 26 系、20 系 ・非常用高圧母線 20 系、20 系 ・可擬型代替電源車 ・母炉間電力融通ケーブル(常設)、(可擬型)を使用した3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 26 系及びモータ コントロールセンタ 26 系受電 (女川 2 号炉との比較対象なし) (女川 2 号炉との比較対象なし) (女川 2 号炉との比較対象なし)	計方針の相違(重大事故等対処設備)】(例:比較表 p 4-17) 川2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気 備として整備している。
 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 27 系、26 系 ・緊急用動力変圧器 26 系 ・緊急用低圧母線 20 系 ・緊急用交流電源切替盤 26 系、20 系 ・理急用交流電源切替盤 26 系、20 系 ・代替所内電気設備安圧器 ・治・代替所内電気設備分配盤 ・代替所内電気設備分配盤 ・代替所内電気設備分配盤 ・可搬型代替電源車 ・可搬型代替電源車 ・対数2 を使用した3 号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 26 系 受電 ・方 ・方<th>4-17) 2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気 として整備している。</th>	4-17) 2号炉は緊急用母線や変圧器等の電路を代替所内電気 として整備している。
10	変圧器,分電盤等の電源,電路及び燃料補給に使用する 備を代替所内電気設備として整備している。これら使用 る設備や代替所内電気設備により給電対象とする設備の 理方針は、大飯3/4号炉と同様。
Head of the second of the se	対策の相違 出2号炉では代替所内電気設備による対応手段として、 主対策設備である号炉間融通ケーブルを使用した号炉間 通により代替所内電気設備である 26 系母線へ給電する手 を整備している。 3号炉では代替所内電気設備による対応手段として、号 間電力融通による交流の給電手段は整備していないが、 出と同様に重大事故等対処設備である代替非常用発電機 び可搬型代替電源車により給電する手順を整備してい (女川は、ガスタービン発電機及び電源車)。 炉間電力融通設備以外の代替非常用発電機及び可搬型代 電源車による給電手段を整備しているのは、川内1/2号 高浜1/2号炉、高浜3/4号炉、大飯3/4号炉及び美浜3 戸と同様。
発電用原子炉及び使用流燃料プールの倍却、原子炉格 納容器内の治却及び除熱に必要となるメタクラ 2C 系及び メタクラ 2D 系の電源を復旧する。 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② ③ ② ③ ③	計方針の相違】(例:比較表p 1.14-21) 川2号炉は、使用済燃料プールの除熱に使用する設備で る、燃料プール冷却浄化系ポンプ及び燃料プール冷却浄 系弁を常設代替電源設備又は可搬型代替電源設備から給 する設計である。 は3号炉は、使用済燃料プールの除熱に使用する設備に し、常設代替電源設備又は可搬型代替電源設備から給電 象の設備は無い。(大飯と同様)
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。	

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

3-2) 運用の相違(以下については、相違理由欄に No.を記載する)

No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
9	代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順	代替交流電源設備による非常用所内気源設備への給電の優先	【運用の相違】例:比較表 p 1.14-104)
	<mark>位</mark>	順位	・女川 2 号炉の電源車は、必要とされる監視設備や中央制御
			室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電で
			きる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較
			的長いことから、第4優先で使用する。号炉間電力融通設
			備使用した給電手段については、短時間かつ容易に給電で
			きることから、ガスタービン発電機による給電が確認でき
			ない場合、号炉間電力融通設備である号炉間電力融通ケー
			ブル(常設)を優先順位2とし、号炉間電力融通ケーブル
1			(可搬型)を優先順位3としている。
			・泊3号炉の可搬型代替電源車は、代替非常用発電機よりも
			容量が小さいが重大事故等発生時の初期の負荷を賄えるた
			め、1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通よ
			りも、泊3号炉の設備である可搬型代替電源車による給電
			を第3優先で使用する。可搬型代替電源車による給電は準
			備に時間を要することから、第1優先の代替非常用発電機
			が使用できない場合に準備作業を開始する。なお、第2優
			先である後備変圧器による給電と可搬型代替電源車による
			給電を準備する要員は、それぞれ別の要員で対応すること
			から、並行で準備作業を開始する。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 湯字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由

3-3) 記載表現,設備名称の相違(以下については、相違理由を記載しない)

女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	備考
ガスタービン発電機	代替非常用発電機	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-1)
タンクローリ	・可搬型タンクローリー	·設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-2)
軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-2)
電源車	· 可搬型代替電源車	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-1)
号炉間電力融通ケーブル (常設)	・号 <mark>炉間</mark> 連絡ケーブル	・設備名称の相違 (例: 比較表 p 1.14-10)
号炉間電力融通ケーブル (可搬型)	・号炉間連絡予備ケーブル	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-10)
電源車	· 可搬型直流電源用発電機	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-16)
メタクラ 2C	・メタクラA系	・設備名称の相違(例:比較表 p 1.14-1)
メタクラ 2D	・メタクラB系	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-1)
125V 直流主母線盤 2A	·A直流母線	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-2)
125V 直流主母線盤 2B	·B直流母線	·設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-2)
使用済燃料プール	・使用済燃料ピット	・設備名称の相違(例:比較表 p 1.14-5)
非常用ディーゼル発電機	・ディーゼル発電機	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-6)
非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク	・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-6)
非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ	・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-6)
非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	・ディーゼル発電機設備燃料移送系配管・弁	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-7)
非常用高圧母線 2C 系	・非常用高圧母線 (6-A)	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-7)
非常用高圧母線 2D 系	·非常用高圧母線 (6-B)	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-7)
原子炉補機冷却系	• 原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却海水設備)	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-7)
電源車接続口(原子炉建屋)電路	· 可搬型代替電源接続盤電路	·設備名称の相違(例:比較表p 1.14-9)
125V 充電器 2A	·A充電器	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-13)
125V 充電器 2B	・B充電器	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-13)
125V 蓄電池 2A	・蓄電池(非常用)	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-13)
125V 蓄電池 2B	· 蓄電池 (非常用)	・設備名称の相違 (例: 比較表 p 1.14-14)
大容量送水ポンプ (タイプ I)	・可搬型大型送水ボンプ車	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-18)
大容量送水ポンプ (タイプ II)	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-19)
非常時操作手順書(設備別), 非常時操作手順書	「事象の判別を行う運転手順等」、「全交流動力電源	
(徴候ベース) 及び重大事故等対応要領書	喪失時における対応手順等」, 「炉心の著しい損傷が発	TRUM IN SEA OF SERVICE (MI) LLANGE A 44 40 00
	生した場合の対応手順」及び余熱除去系統異常の対応手	・設備名称の相違(例: 比較表 p 1.14-19,20)
	順	
モータコントロールセンタ	・コントロールセンタ	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-27)
パワーセンタ 20 系	・パワーコントロールセンタA系	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-26)
パワーセンタ 2D 系	・パワーコントロールセンタB系	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-27)
モータコントロールセンタ 2C 系	コントロールセンタA系	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-28)
モータコントロールセンタ 2D 系	・コントロールセンタB系	・設備名称の相違(例:比較表p 1.14-28)
非常用所内電気設備	・非常用電源設備	・設備名称の相違 (例:比較表p 1.14-81)
車両付ポンプ	・可搬型タンクローリー給油ポンプ	・設備名称の相違 (例:比較表 p 1.14-93)

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字: 記載透所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

宣源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1.14 電源の確保に関する手順等	1.14 電源の確保に関する手順等	1.14電源の確保に関する手順等	本文全体(図表を除く)の記載の見直しを
			実施したため修正箇所を示す黄色マーキ
<目 次>	< 目 次 >	<目 次>	ングは実施しない。
1.14.1 対応手段と設備の選定	1.14.1 対応手段と設備の選定	1.14.1 対応手段と設備の選定	
(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	(1) 対応手段と設備の選定の考え方	
(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	(2) 対応手段と設備の選定の結果	
a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備	a. 代替電源 (交流) による対応手段及び設備	a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	(a) 代替交流電源設備による給電	(a) 代替交流電源設備による給電	【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	
b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備	b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備	b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	(a) 代替直流電源設備による給電	(a) 代替直流電源設備による給電	22 - 21 - 32 - 3 - 3 - 3 - 3
	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	【女川】記載方針の相違
			泊は重大事故等対処設備のみを整備している。
c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備	c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備	c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備	(大飯) 記載表現の相違(女川実績の反映)
C. /7[17]电 XIIX 圖/域配 及人可以 / 对心于 校及 (V ix)圖	(a) 代替所内電気設備による約電	(a) 代替所内電気設備による給電	(人) 的现在分词是(人) 大脑(少人)
	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	【女川】記載方針の相違
	And the state of t	2-1 may 2 1 13 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	・泊は重大事故等対処設備のみを整備して
			いる。
	d. 燃料補給のための対応手段及び設備	d. 燃料補給のための対応手段及び設備	2.00
	(a) 燃料補給設備による補給	(a) 燃料補給設備による補給	
	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	【女川】記載方針の相違
			・泊は重大事故等対処設備のみを整備して
d. 手順等	e. 手順等	e. 手順等	いる。
1.14.2 重大事故等時の手順等	1.14.2 重大事故等時の手順	1.14.2 重大事故等時の手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
1.14.2.1 代替電源 (交流) による給電手順等	1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順	1.14.2.1 代替電源 (交流) による対応手順	2 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
	(1) 代替交流電源設備による給電	(1) 代替交流電源設備による給電	【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
(1) 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの	a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及	a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタク	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
給電	びメタクラ 2D 系受電	ラA系及びメタクラB系受電	
【比較のため下段の記載上り再掲】			and the late of th
(7) 電源車による代替電源(交流)からの給電			【大飯】設備の相違(相違理由⑥)
(2) 77kV送電線による代替電源(交流)からの給電		b.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電	【大飯】設備の相違(相違理由①)
(a) as a set that we find a set that we set a set that it is to			【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
(3) No. 2予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号			【大飯】設備の相違(相違理由②)
機間融通による代替電源(交流)からの給電(4)No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
機間融通による代替電源(交流)からの給電			・下段の泊の記載箇所にて比較する。
(5) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用し	b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又は	c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使	【大飯】設備の相違(相違理由④)
た号機間融通による代替電源(交流)からの給電	メタクラ 2D 系受電	用したメタクラA系又はメタクラB系受電	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
【比較のため下段の記載より再掲】			
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用し			
た号機間融通による代替電源(交流)からの給電			

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため上段の記載より再掲】		AND THE RESERVE OF THE PARTY OF	Helican Market Control of the Contro
(4) No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号		d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系	【大飯】設備の相違(相違理由③)
機間融通による代替電源(交流)からの給電		受電	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
(6) 号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2号~3, 4号) を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの			【大飯】設備の相違(相違理由⑤)
給電			
(7) 電源車による代替電源(交流)からの給電			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用し			・上段の泊の記載箇所にて比較する。
た号機間融通による代替電源(交流)からの給電			**************************************
(9) 優先順位			【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
			・泊は 1, 14, 2, 6 にて整理しており, 泊の記
			載場所で比較する。
1.14.2.2 代替電源 (直流) による給電手順等	1.14.2.2 代替電源 (直流) による対応手順	1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	(1) 代替直流電源設備による給電	(1) 代替直流電源設備による給電	【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
(1) 蓄電池 (安全防護系用) による代替電源 (直流) から	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	【大飯】設備の相違(相違理由⑦)
の給電	And the second of the second o		【女川】設備の相違(相違理由①)
	b. 常設代替直流電源設備による給電		【女川】設備の相違(相違理由②)
(2) 可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電	c. 可搬型代替直流電源設備による給電	b. 可搬型代替直流電源設備による給電	【大飯】設備の相違(相違理由®)
	d.125V 代替充電器用電源車接続設備による給電		【女川】設備の相違(相違理由③)
	(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の125V 直流主母線盤2A及び125V 直流主母線盤2B受電	(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
(3) 優先順位	医机工呼吸血 20 文电		【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
(o) to Junitus			・泊は 1.14.2.6 にて整理しており, 泊の記
			載場所で比較する。
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等	1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順	1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	The second of th		
	(1) 代替所内電気設備による給電	(1) 代替所内電気設備による給電	【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
(1) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電(空冷式	a. ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源	a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
非常用発電装置)	車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロール	納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備	【大飯】設備の相違(相違理由⑫, ⑬)
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電(電源	センタ 2G 系給電	分電盤給電	【女川】設備の相違(相違理由⑩)
車)			
(3) 優先順位			【大飯】目次構成の相違(女川実績の反映)
			・泊は 1.14.2.6 にて整理しており、泊の記
			載場所で比較する。
1.14.2.4 燃料の補給手順等	1.14.2.4 燃料の補給手順	1.14.2.4燃料の補給手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給	(1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクか	(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクロ	【大飯】設備の相違(相違理由値)
A STATE OF THE STA	The state of the s		The state of the s
	らタンクローリへの補給	ーリーへの補給	【女川】設備の相違(相違理由⑥)

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	1.14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対 応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電 (2) 非常用直流電源設備による給電	1.14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対 応手順 (1) 非常用交流電源設備による給電	【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)
	1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択 (1) 代替電源(交流)による対応手段 (2) 代替電源(直流)による対応手段	1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択 (1) 代替電源(交流)による対応手段 (2) 代替電源(直流)による対応手段	
添付資料 1.14.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備 整理表	添付資料 1.14.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応	添付資料 1.14.1 審査基準,基準規則と対処設備との対応	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料 1.14.2 多樣性拡張設備仕様	表	表 添付資料 1.14.2 自主対策設備仕様	【女川】記載方針の相違 ・泊は、自主対策設備の仕様について添付 資料に整理しており、多様性拡張設備の 仕様について添付資料に整理している大 飯と同様。
添付資料 1.14.3 空冷式非常用発電装置による交流電源からの給電 【比較のため下段の記載より再掲】 添付資料 1.14.11 電源車による交流電源からの給電	添付資料 1.14.2 重大事故対策の成立性 1.ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及 びメタクラ 2D 系受電	添付資料1.14.3 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車 によるメタクラA系及びメタクラB系受 電	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) ・泊の添付資料の名称については、本文の 手順書名称と合わせ、項目ごとに記載した。
添付資料 1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表 添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対 象設備		添付資料 1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表	【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載箇所にて比較する。
添付資料 1.14.6 77k V送電線による交流電源からの給 電		添付資料1.14.5 後備変圧器によるメタクラA系又はメタ クラB系受電	【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料 1.14.7 No. 2予備変圧器 2次側恒設ケーブル を使用した号機間融通による交流電源か らの給電			【大飯】設備の相違(相違理由②)
添付資料 1.14.8 No. 1予備変圧器 2次側恒設ケーブル を使用した号機間融通による交流電源か らの給電			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載箇所にて比較する。
添付資料 1.14.9 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通による交流電源からの給電	2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又は メタクラ 2D 系受電	添付資料1.14.6 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備 ケーブルを使用したメタクラA系又はメ タクラB系受電	【大飯】設備の相違(相違理由④) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
【比較のため下段の記載より再掲】 添付資料 1.14.12 号機間電力融通予備ケーブル (3号~ 4号)を使用した号機間融通による交流 電源からの給電			【大飯】設備の相違(相違理由④) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
添付資料 1.14.10 号機間電力融通恒設ケーブル (1,2号 ~3,4号)を使用した号機間融通による交流電源からの給電			【大飯】設備の相違(相逢理由⑤)
添付資料 1.14.11 電源車による交流電源からの給電			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため上段の記載より再掲】 添付資料1.14.8 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル を使用した号機間融通による交流電源か		添付資料1.14.7 開閉所設備を使用したメタクラA系及び メタクラB系受電	・下段の泊の記載箇所にて比較する。【大飯】設備の相違(相違理由③)【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
らの給電 添付資料 1.14.12 号機間電力融通予備ケーブル (3号~ 4号)を使用した号機間融通による交流			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
電源からの給電 添付資料 1.14.13 不要直流負荷① 切離し操作	3. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【比較のため下段の記載より再掲】	添付資料1.14.8 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	【大飯】設備の相違(相違理由⑦)
添付資料 1.14.14 不要直流負荷① 切離しリスト 添付資料 1.14.15 不要直流負荷② 切離し操作	添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト	添付資料 1.14.9 不要直流負荷の切離しリスト	【大飯】記載表現の相違
添付資料 1.14.16 不要直流負荷② 切離しリスト 添付資料 1.14.17 可搬式整流器による直流電源からの給 電	4. 常設代替直流電源設備による給電 5. 可搬型代替直流電源設備による給電	添付資料 1.14.10 可搬型代替直流電源設備による給電	【女川】設備の相違 (相違理由②) 【大飯】設備の相違 (相違理由®) 【女川】設備の相違 (相違理由③)
	6.125V 代替充電器用電源車接続設備による給電		【女川】設備の相違(相違理由③)
添付資料 1.14.18 代替所内電気設備による電源からの給電	7. ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源 車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセ ンタ 26 系給電	添付資料 1.14.11 代替非常用発電機又は可搬型代替電源 車による代替格納容器スプレイポンプ変 圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違(相違理由⑫, ⑬) 【女川】設備の相違(相違理由⑩)
添付資料 1, 14, 19 タンクローリーによる燃料補給操作	8. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから タンクローリへの補給 9. タンクローリから各機器及びガスタービン発電設備軽 油タンクへの補給	添付資料 1.14.12 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可 搬型タンクローリーへの補給 添付資料 1.14.13 可搬型タンクローリーから各機器への 補給	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	添付資料 1.14.3 ガスタービン発電機による受電時の自動 起動防止及び切離し対象負荷リスト 添付資料 1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト	添付資料 1.14.14 代替非常用発電機による受電時の自動 起動防止及び切離し対象負荷リスト	【女川】記載箇所の相違(女川実績の反映)
【比較のため上段の記載より再掲】 添付資料1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対 象設備	添付資料 1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対 象設備	添付資料 1.14.15 審査基準における要求事項ごとの給電 対象設備	・上段の泊の記載箇所にて比較する。
		添付資料 1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係る アクセスルート	
		添付資料 1.14.17 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・泊は、各対応手段の「手順着手の判断基準」及び「操作手順」に対する具体的な目標値や設定値等の定量的な解説、「操作手順」の系統構成等に対する具体的な操作対象機器について添付資料に整理している。
			- 7940 - 1

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

泊発電所 3 号炉

赤字:設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

相違理由

1.14 電源の確保に関する手順等

<要求事項>

大飯発電所3/4号炉

1. 14 電源の確保に関する手順等

1. 14 電源の確保に関する手順等

1. 14 電源の確保に関する手順等

【要求事項】

発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことによ り重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、 原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及 び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体(以下「運 転停止中原子炉内燃料体」という。) の著しい損傷を防止す るために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切 に整備されているか、又は整備される方針が適切に示され ていること。

【解釈】

ていること。

「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に 掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行 うための手順等をいう。

発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことによ

り重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、

原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及

び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体(以下「運

転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止

るために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切

に整備されているか、又は整備される方針が適切に示され

- (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の 確保
- a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合に ■a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合に おいて、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納 容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止 中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電 力を確保するために必要な手順等を整備すること。
- b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、-分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給 電が開始できること。
- c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通 を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等 が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意する = 1 -
- d) 所内電気設備 (モーターコントロールセンター (MCC)、 パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC) 等) は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系
- 統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合 においても炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使 用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中 において原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するため、代 替電源から給電する設備を整備しており、ここでは、この 対処設備を活用した手順等について説明する。

り重大事故等が発生した場合において炉心の著しい損傷、 原子炉格納容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及 び運転停止中における発電用原子炉内の燃料体(以下「運 転停止中原子炉内燃料体」という。)の著しい損傷を防止っ るために必要な電力を確保するために必要な手順等が適切 に整備されているか、又は整備される方針が適切に示され ていること。

女川原子力発電所2号炉

発電用原子炉設置者において、電源が喪失したことによ

【解釈】

【要求事項】

- 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に 掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行 うための手順等をいう。
- (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の
- おいて、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納 容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止 中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電 力を確保するために必要な手順等を整備すること。
- b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、-分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給 電が開始できること。
- c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通 を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等 が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意する
- d) 所内電気設備(モーターコントロールセンター(MCC)、 パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)
- 等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系 統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合 において炉心の著しい損傷, 原子炉格納容器の破損, 使用 済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中 原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電 力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設 備を活用した手順等について説明する。

【解釈】

- 1 「電力を確保するために必要な手順等」とは、以下に 掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行 うための手順等をいう。
- (1) 炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力の 確保
- a) 電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合に おいて、代替電源により、炉心の著しい損傷、原子炉格納 容器の破損、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷及び運転停止 中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電 力を確保するために必要な手順等を整備すること。
- b) 所内直流電源設備から給電されている24時間内に、十 分な余裕を持って可搬型代替交流電源設備を繋ぎ込み、給 電が開始できること。
- c) 複数号機設置されている工場等では、号機間の電力融通 を行えるようにしておくこと。また、敷設したケーブル等 が利用できない状況に備え、予備のケーブル等を用意する
- d) 所内電気設備 (モーターコントロールセンター(MCC)、 パワーセンター(P/C)及び金属閉鎖配電盤(メタクラ)(MC)
- 等)は、共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系 統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること。

電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合 において炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用 済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷及び運転停止中 原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するために必要な電 力を確保する対処設備を整備する。ここでは、この対処設 備を活用した手順等について説明する。

【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

泊発電所 3 号炉

赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違)

青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1)対応手段と設備の選定の考え方

外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合には、非 常用電源設備により非常用高圧母線及び非常用直流母線 へ電力を供給する必要がある。このための設計基準事故対 処設備として、ディーゼル発電機及び蓄電池(安全防護系 用)を設置している。

ディーゼル発電機及び蓄電池(安全防護系用)より給電 された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故対処 設備として所内電気設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備が健全であれば重大事故等の対処に用いるが、設計基準事故対処設備が故障した場合は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第1.14.1 図、第1.14.2 図)(以下「機能喪失原因対策分析」という。)。

(添付資料 1.14.1, 1.14.2)

重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備*1を選定する。

※1 多様性拡張設備:技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準(以下「審査基準」という。)だけでなく、設置許可基準規則第五十七条及び技術基準規則第七十二条(以下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張のための設備との関係を明確にする。

(2)対応手段と設備の選定の結果

女川原子力発電所2号炉

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

1.14.1 対応手段と設備の選定

外部電源が喪失した場合において,非常用高圧母線及び 直流設備へ給電するための設計基準事故対処設備として, 非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置して いる。

また,非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から 供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故 対処設備として,非常用所内電気設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備のうち,非常用交流電源 設備及び非常用直流電源設備が健全であれば、これらを重 大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付け重大事故等 の対処に用いるが,設計基準事故対処設備が故障した場合 は、その機能を代替するために、各設計基準事故対処設備 が有する機能、相互関係を明確にした(以下「機能喪失原 因対策分析」という。)上で、想定する故障に対応できる 対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第 1.14-1 図)。

重大事故等対処設備のほか,柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査 基準」(以下「審査基準」という。)だけでなく、「設置許可 基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条(以 下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網 羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との 関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

重大事故等対処設備(設計基準拡張)である非常用交流 電源設備又は非常用直流電源設備が健全であれば重大事 故等対処設備として重大事故等の対処に用いる。

非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ・非常用ディーゼル発電機
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機
- 非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク
- ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク
- 軽油タンク
- ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ

1.14.1 対応手段と設備の選定

(1) 対応手段と設備の選定の考え方

外部電源喪失及び所内単独運転に失敗した場合において,非常用高圧母線及び直流母線へ給電するための設計基準事故対処設備として,非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備を設置している。

また,非常用交流電源設備及び非常用直流電源設備から 供給された電力を各負荷へ分配するための設計基準事故 対処設備として非常用所内電気設備を設置している。

これらの設計基準事故対処設備のうち,非常用交流電源設備が健全であればこれらを重大事故等対処設備(設計基準拡張)と位置付け重大事故等の対処に用いるが,設計基準事故対処設備が故障した場合は,その機能を代替するために,各設計基準事故対処設備が有する機能,相互関係を明確にした(以下「機能喪失原因対策分析」という。)上で,想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する(第1.14.1図)。

(添付資料 1.14.1, 1.14.2)

重大事故等対処設備の他に,柔軟な事故対応を行うため の対応手段及び自主対策設備*1を選定する。

※1 自主対策設備:技術基準上のすべての要求事項を 満たすことやすべてのプラント状況において使用す ることは困難であるが、プラント状況によっては、 事故対応に有効な設備。

選定した重大事故等対処設備により,「技術的能力審査 基準」(以下「審査基準」という。)だけでなく,「設置許可 基準規則」第五十七条及び「技術基準規則」第七十二条(以 下「基準規則」という。)の要求機能を満足する設備が網 羅されていることを確認するとともに,自主対策設備との 関係を明確にする。

(2) 対応手段と設備の選定の結果

重大事故等対処設備(設計基準拡張)である非常用交流 電源設備が健全であれば重大事故等対処設備として重大 事故等の対処に用いる。

非常用交流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。

- ディーゼル発電機
- ・ディーゼル発電機燃料油サービスタンク
- ・ディーゼル発電機燃料油貯油槽
- ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ

【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違

相違理由

泊は、大飯及び他 PWR と同様に、外部電源要失に加え所内単独失敗した場合にも 給電することを記載している。

【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

【女川】記載表現の相違

【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

設計基準拡張設備の整理

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	・ディーゼル発電機設備(燃料油移送系統)配管・弁	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・燃料補給に使用する設備及び流路の記載
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 配管・弁 ・非常用ディーゼル発電機〜非常用高圧母線 2C 系及び 非常用高圧母線 2D 系電路 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機〜非常用高圧 母線 2H 系電路 ・原子炉補機冷却系	 ディーゼル発電機~非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 原子炉補機冷却設備(原子炉補機冷却海水設備) 	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	非常用直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。 ・125V 蓄電池 2A ・125V 蓄電池 2B ・125V 充電器 2A ・125V 充電器 2B ・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A~125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路 ・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B~125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・125V 蓄電池 2H ・125V 蓄電池 2H ・125V 蓄電池 2H ・125V 蓄電池 2H 及び 125V 充電器 2H~125V 直流主母線盤 2H 電路		
機能喪失原因対策分析の結果、設計基準事故対処設備の 故障として、非常用高圧母線への交流電源による給電及び 非常用直流母線への直流電源による給電に使用する設備 並びに所内電気設備の故障を想定する。 設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因と	機能喪失原因対策分析の結果,設計基準事故対処設備の 故障として,非常用高圧母線への交流電源による給電及び 直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに 非常用所内電気設備の故障を想定する。 設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因か	機能喪失原因対策分析の結果,設計基準事故対処設備の 故障として,非常用高圧母線への交流電源による給電及び 直流設備への直流電源による給電に使用する設備並びに 非常用所内電気設備の故障を想定する。 設計基準事故対処設備に要求される機能の喪失原因か	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と 多様性拡張設備を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大	ら選定した対応手段及び「審査基準」,「基準規則」からの 要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大 事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備,対応	ら選定した対応手段及び「審査基準」,「基準規則」からの 要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大 事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。 なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、対応	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を、第 1.14.1 表~第 1.14.3 表に示す。	に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備 する手順についての関係を第1.14-1表に整理する。	に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備 する手順についての関係を第1.14.1表に整理する。	【大飯】記載表現の相逢(女川実績の反映)
a. 交流電源喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 ディーゼル発電機の故障により非常用高圧母線への交 流電源による給電ができない場合は、代替電源(交流)に より非常用高圧母線へ給電する手段がある。	a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により非常用高圧母線20系,非常用高圧母線20系及び非常用高圧母線21系への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止す	a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備 (a) 代替交流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故 障により非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)への給電ができない場合は、代替交流電源設備による 給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

会社・特定公産の総合・分別を用所的電気機 (本)に対し、	大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
常数化物交流阻距離から非常用所内電気設備へら海、用所内電気設備以上、各額で使用する設備は以下のとおり、開発時間設置を第1.14で図に示す。		るために必要な電力を確保する。	力を確保する。	
一方スタービン発電機 ・ガスタービン発電機 ・ガスタービン発電機 ・・ガスタービン発電機 ・・ディーゼル発電機 ・・ディーゼルデース ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を電機 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーゼル を運用 ・・ディーブル を用 ・・ディーブ		常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代	常設代替交流電源設備から非常用所内電気設備又は代	【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映)
・ 進料油貯蔵タンク ・ 重ねタンク ・ 重ねタンク ・ 連数タンクローリー [上校のため上段の記載より再限] ・ 終料油貯蔵タンク ・ がスタービン発電投機燃料移送系配管・弁 ・ ホース ・ 非常用ディーゼル発電設機燃料移送系配管・弁 ・ ホース ・ 非常用ディーゼル発電設機燃料移送系配管・弁 ・ ボース・非常用がに使用する設理及次 ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設機燃料移送系配管・弁 ・ ディーゼル発電機燃料 特送系配管・弁 ・ ディーゼル発電機燃料 特送系配管・弁 ・ ボース・非常用がに使用する設理及次 ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設機燃料移送系配管・弁 ・ ディーゼル発電機燃料 特送系配管・弁 ・ ディーゼル発電機燃料 特送率に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対象と対している対象に対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対している対象に対象に対象に対している対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対象に対	おり。	下のとおり。単線結線図を第1.14-2 図に示す。	下のとおり。単線結線図を第1.14-2図に示す。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、代替電源(交流)による給電で 使用する設備をすべてまとめて記載して いる。
・整計和手機タンク ・整計和手機タンク ・がスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ボース・技験に ・落圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機燃料油移送ボンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・(大替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・が以上を交換が加速形実料 用低圧母線のの信電を)・次川は全交機が加速形実料 用低圧母線の高電鬼の とが川に発達を力しまず部馬圧母線 アは特別・に次を表面が加速形実料 用低圧母線のよる電路と は、対スタービン発電機~非常用高圧母線(6-3)及び非常用 高圧母線(6-3)及び非常用 高圧母線(6-3)を関する。 ・高に大胆とのほこを定まが対 に対策 上口線を分して非常用系圧母線 レイボンブ変圧器盤 (大船) 大阪上の機・大阪上の場に全で表面が に 上の場で 日本の上を 上記を電路 して対する 日本の上を いっぱい としまが対して に対策 日本の上を いっぱい としまが対して に 大阪上の手の中間を (大田) では 大阪上の上を いっぱい としま では 日本の上を いっぱい といっぱい といっ		・ガスタービン発電設備軽油タンク		・女川と泊は、給電手段ごとに分けた構成 としている。 【女川】設備の相違 (相違理由®)
・経科油貯蔵タンク ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ボース・後続口 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機機料 (燃料油移送系元で) ・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・発 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ がはて表に動して表に表して表に表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、表して、		・タンクローリ	可搬型タンクローリー	
・ホース・接続口 ・ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ディーゼル発電機燃料和移送系之)配管・弁 ・ディーゼル発電機燃料和移送系之 (大阪) 設備の相違 (相違理地理 (大阪) 設備の相違 (者設なびの 交流電液配価の結電光)・女川北全交流動力加速(支持) 上丘粉を介して非常用高圧砂線 (希腊大阪)・女川北全交流動力加速(支持) 上丘粉を介して非常用高圧砂線 (本部する。 治は大阪と同様に全交流動力加速(支持) 上丘粉を介して非常用高圧砂線 (本部する。 治は大阪と同様に全交流動力に販売大時、圧粉を介して非常用高圧砂線 (本部する。 治は大阪と同様に全交流動力に販売大時、圧粉を介して非常用高圧砂線 (本部) 大阪門北全交流動力に販売大時、圧粉を介して非常用発電機へ非常用高圧砂線 (6-B) 電路 ・ガスタービン発電機〜非常用発電機〜非常用発電機〜非常用発電機〜による策略と大阪電力の制度(女川実 小能電に仕用する電路の記載 ・ 代替・納容器スプレイボンブ変 圧器整電路 ・ 大陸引きる電路の記載 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		・ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
・ 高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系 配管・			・ホース・接続口	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 ・ 大田 記録のお電先)・女川は全交流動力電源変失時に圧時線を介して非常用高圧時線を介して非常用高圧時線を介して非常用高圧時線を介して非常用高圧時線と称では、気な間変圧器 に給電する。・治は大乗と同様に全交流動力電源変大時に非常用系圧時線 (6-A) 及び非常用高圧母線 26 系電路 ・ がスタービン発電機〜非常用高圧母線 26 系電路 ・ 代替非常用発電機〜非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 ・ がまる 一代替非常用発電機〜非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 ・ 代替非常用発電機〜代替格納容器スプレイボンブ変圧器盤 (大飯) 記載か針の相違(女川実 に影整電路 ii. 可搬型代替交流電源設備による給電 ・ 可搬型代替交流電源設備による給電 ・ 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備に接続し、 「地型代替交流電源設備を非常用所内電気設備な以は代 「大版] 記載方針の相違(女川実 記集の母産 (相違理由)		・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁		- 燃料補給に使用する設備及び滤路の記載 【大飯】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】設備の相違(相違理由⑪)
・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤 ・グ川』設備の料電(常設及びで交流電源設備の給電先) ・女川は全交流動力電源乗失時に圧時線を介して非常用高圧母線の給電力。 ・治は大飯と同様に全交流動力電に非常用高圧母線の代替機に接続電する。・治は大飯と同様に全交流動力電に非常用高圧母線の代替機に無常用高圧母線ので、対して非常の記憶を対してイボンプ変に器盤(大飯は一大飯)記載力針の相違を対して、大飯」記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、大飯と記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違を対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連和重な対して、「大飯」記載力針の相違(本田連本で、大阪と、「大阪」記載力針の相違(本田連本で、大阪と、「大阪」記載力針の相違(本田連本で、大阪と、「大阪」記載力針の相違、相違、相談を対して、「大阪」記載力針の相違、相談を対して、「大阪」記載力針の相違、相談を対して、「大阪」記載力針の相違、相談を対して、「大阪と、「大阪と、「大阪と、「大阪と、「大阪と、「大阪と、「大阪と、「大阪と				The state of the s
用高圧母線 2D 系電路 ・ガスタービン発電機〜緊急用低圧母線 2G 系電路 ・代替非常用発電機〜代替格納容器スプレイボンブ変 圧器盤電路 ii. 可搬型代替交流電源設備による給電 可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し、 可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し、 「搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備又は代		配官・开	・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	 ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高 圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急 用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時 に非常用高圧母線及び代替格納容器スプ レイポンプ変圧器盤(大飯は代替所内電
可搬型代替交流電源設備を代替所内電気設備に接続し, 可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備又は代 【女川】設備の相違(相違理由®		用高圧母線 2D 系 電路	用高圧母線 (6-B) 電路 ・代替非常用発電機~代替格納容器スプレイボンプ変	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載
可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は 可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備は ・女川の可搬型代替交流電源設備		可搬型代替交流電源設備を <mark>代替所内電気設備</mark> に接続し、 給電する手段がある。	可搬型代替交流電源設備を非常用所内電気設備又は代 替所内電気設備に接続し、給電する手段がある。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】設備の相違 ・女川の可報型代替交流電源設備は,電源

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			気設備である緊急用高圧母線2G系を受電し、非常用所内電気設備へ給電する。 ・泊は、可搬型代替電源車を可搬型代替電源接続盤に接続し、非常用所内電気設備である非常用高圧母線へ接続する手段と、可搬型代替電源接続盤から代替所内電気設備である代替所内電気設備である代替所内電気設備がある代替所内電気設備がある。電路構成の相違であり、必要な負荷へ給電する手
【比較のため下段の記載より再掲】 ・電源車	· 電源車	· 可搬型代替電源車	段としては相違なし。電路構成について は、大飯と同様。
【比較のため上段の記載より再掲】 ・燃料油貯蔵タンク ・タンクローリー	・軽油タンク・ガスタービン発電設備軽油タンク・タンクローリ・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽 ・可搬型タンクローリー ・ディーゼル発電機設備(燃料油移送系統)配管・弁	【女川】設備の相違(相違理由⑥) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・燃料補給に使用する設備の記載
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 ・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース	・ホース・接続口	【女川】設備の相逢(相逢理由®) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・燃料補給に使用する設備の記載
		・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	【大飯】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】設備の相違(相違理由⑤) 【女川】設備の相違(常設及び可搬型代替 交流電源設備の給電先) ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高
			圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急 用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時 に非常用高圧母線及び代替格納容器スプ レイポンプ変圧器盤(大飯は代替所内電
	 電源車~電源車接続口(原子炉建屋)電路 電源車接続口(原子炉建屋)~非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系電路 電源車接続口(原子炉建屋)~緊急用低圧母線26系電路 	 可搬型代替電源車~可搬型代替電源接続盤電路 可搬型代替電源接続盤~非常用高圧母線 (6-A) 及び非常用高圧母線 (6-B) 電路 可搬型代替電源接続盤~代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路 	気設備変圧器に給電する。【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)・給電に使用する電路の記載【女川】記載表現の相違
		iii.後備変圧器による給電 66kV 送電線から後備変圧器を介して非常用所内電気設 へ給電する手段がある。 後備変圧器による給電で使用する設備は以下のとおり。	【大飯】設備の相違(相違理由①)

直原の維殊に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
• 7 7 k V送電線		単線結線図を第1.14-2 図に示す。 ・後備変圧器 ・後備変圧器 ・後備変圧器〜非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧 母線(6-B)電路	【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載
・No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル		PPHIN (O D) PEDPH	【大飯】設備の相違(相違理由②)
・No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル			【大飯】記載箇所の相違 ・泊との比較は後段の「開閉所設備」にて 実施する。
	iii. 号炉間電力融通設備による給電	iv. 号炉間電力融通設備による給電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	号炉間電力融通ケーブルを用いて 3 号炉の非常用高圧 母線から 2 号炉の緊急用高圧母線までの電路を構築し、3 号炉からの給電により、2 号炉の非常用高圧母線を受電す る手段がある。	号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルを用いて1号又は2号炉の非常用高圧母線から3号炉の非常用高圧母線を3号炉の非常用高圧母線をでの電路を構築し、1号又は2号炉からの給電により、3号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下 のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。	号炉間電力融通設備による給電で使用する設備は以下 のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。	
・号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) ・号機間電力融通恒設ケーブル (1,2号~3,4号) ・ディーゼル発電機(他号炉(3号炉及び4号炉の内自 号炉を除く。)(以下「他号炉」という。)) ・電源車	・号炉間電力融通ケーブル(常設)	- 号炉間連絡ケーブル	【大飯】設備の相違(相違理由④) 【大飯】設備の相違(相違理由⑤) 【大飯】設備の相違(相違理由④) 【大飯】設備の相違(相違理由④) 【大飯】記載筋所の相違 ・泊との比較は上段の「可搬型代替電源車」
・号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を 想定して号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) を配備する。	号炉間電力融通ケーブル (可搬型)	・号炉間連絡予備ケーブル	にて実施する。 【大飯】設備の相違(相違理由④)
在 HLVME y なら	 ・号炉間電力融通ケーブル(常設)~非常用高圧母線2C 系又は非常用高圧母線2D系電路 ・号炉間電力融通ケーブル(可搬型)~非常用高圧母線 2C系又は非常用高圧母線2D系電路 	 ・号炉間連絡ケーブル~非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 ・号炉間連絡予備ケーブル~可搬型代替電源接続盤電路 ・可搬型代替電源接続盤~非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載 【女川】記載方針の相違 ・女川は、号炉間電力融通ケーブルによ り、非常用高圧母線の20系又は20系の いずれかの母線に給電する。 ・泊の号炉間連絡ケーブル及び号炉間連 絡子舗ケーブルは、非常用高圧母線2系
	なお、号炉間電力融通ケーブル(常設)は3号炉の非常 用高圧母線と2号炉の <mark>緊急用高圧母線</mark> 間にあらかじめ敷 設し、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)は屋外の保管エ リアに配備する。	なお、号炉間連絡ケーブルは代替給電用接続盤1~代替 給電用接続盤4、代替給電用接続盤4~代替給電用接続盤 3及び代替給電用接続盤2~代替給電用接続盤3の間に あらかじめ敷設し、号炉間連絡予備ケーブルは屋外の保管 エリアに配備する。	統へ給電できる容量があることから「及び」と記載している。(大飯と同様) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載 【女川】設備の相違(相違理由④)
		v. 開閉所設備による給電	【大飯】設備の相違(相違理由③)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		開閉所設備を使用し、1号又は2号炉の非常用高圧母線から3号炉の非常用高圧母線までの電路を構築し、1号又は2号炉からの給電により、3号炉の非常用高圧母線を受電する手段がある。 開閉所設備による給電で使用する設備は以下のとおり。 単線結線図を第1.14-3図に示す。	
【比較のため上段の記載より再掲】 ・No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル		 開閉所設備 開閉所設備~非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路 	【大飯】設備の相違 (相違理由③) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載
(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源 (交流)による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のう ち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タン	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備 常設代替交流電源設備による給電で使用する設備のう ち、代替非常用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、	【大飯】記載表現の相違
料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)、ディーゼル発電機(他号炉)、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)は重大事故等対処設備と位置づける。	ク,ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ,ガスタービン 発電設備燃料移送系配管・弁,ガスタービン発電機〜非常 用高圧母線 2C 系及び非常用高圧母線 2D 系電路及びガス タービン発電機〜緊急用低圧母線 2G 系電路は重大事故等 対処設備として位置付ける。	可搬型タンクローリー,ディーゼル発電機設備(燃料油移送系統)配管・弁,ホース・接続口,ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ,代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤,代替非常用発電機~非常用高圧母線(6-A)及び非常用高圧母線(6-B)電路及び代替非常用発電機~代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤電路は,重大事故等対処設備として位置付ける。	【大飯】設備の相違(相違理由④, ⑨, ⑩) 【大飯】設備の相違(相違理由③) 【女川】設備の相違(常設及び可搬型代替交流電源設備の給電先) ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高圧母線を介して非常用高圧母線又は緊急用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時に非常用高圧母線及び代替格納容器スプレイボンプ変圧器盤(大飯は代替所内電気設備変圧器)に給電する。
	可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備のうち、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁、ホース、電源車へ電源車接続口(原子炉建屋)電路、電源車接続口(原子炉建屋)へ非常用高圧母線 20 系 及び非常用高圧母線 20 系 電路及び電源車接続口(原子炉建屋)へ緊急用低圧母線 26 系電路は重大事故等対処設備として位置付ける。	可搬型代替交流電源設備による給電で使用する設備の うち、可搬型代替電源車、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、 可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機設備(燃料油移 送系統)配管・弁、ホース・接続口、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤、 可搬型代替電源車~可搬型代替電源接続盤電路、可搬型代 替電源接続盤~非常用高圧母線(G-B)電路及び可搬型代替電源接続盤~代替格納容器 スプレイポンプ変圧器盤電路は重大事故等対処設備とし て位置付ける。	【女川】設備の相違(相違理由⑤) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載 【女川】設備の相違(常設及び可擬型代替 交流電源設備の給電先) ・女川は全交流動力電源喪失時に緊急用高 圧段線を介して非常用高圧母線又は緊急
これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	用低圧母線に給電する。 ・泊は大飯と同様に全交流動力電源喪失時 に非常用高圧母線及び代替格納容器スプ レイポンプ変圧器盤(大飯は代替所内電 気設備変圧器)に給電する。
設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。	設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が 全て網羅されている。 (添付資料 1.14.1)	設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が すべて網羅されている。 (添付資料 1.14.1)	
以上の重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機が	以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設	以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
使用できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止	備の故障で交流電源が喪失した場合においても, 炉心の著	備の故障で交流電源が喪失した場合においても, 炉心の著	
するために必要な電力を確保できる。また、以下の設備は	しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。	しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。	
それぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。	また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に	また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に	
	有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。	有効な設備であるため、自主対策設備として位置付ける。	
	あわせて、その理由を示す。	あわせて、その理由を示す。	
• 7 7 k V 送電線		・後備変圧器	【大飯】設備の相違(相違理由①)
耐震性がないものの、当該電路が健全であれば、他		耐震性は確保されていないが、当該電路が健全であ	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
号炉や外部電源の状況確認に時間を要するが、短時間		れば、1号及び2号炉や外部電源の状況確認に時間を	LYCHA! BUHKSACHE FILME (XY) X MAY VIX MAY
での受電が可能であり、ディーゼル発電機の代替手段		要するが、短時間での受電が可能であり、ディーゼル	
として有効である。		発電機の代替手段として有効である。	
5100 B		10 (min 10 10 1) 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	
・No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル			【大飯】設備の相違(相違理由②)
耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディー			
ゼル発電機が健全*2であれば、ディーゼル発電機の			
代替手段として有効である。			
・No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル			
耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディー			【大飯】記載箇所の相違 ・泊との比較は後段の「開閉所設備」にて
ゼル発電機が健全*2であれば、ディーゼル発電機の 代替手段として有効である。			・油との比較は後段の「開閉所設備」にて実施する。
代替予校として有効である。			夫 ルック。
・号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)			【大飯】設備の相違(相違理由⑤)
恒設ケーブルを敷設する建屋の耐震性がないもの			
の、1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全 ^{※2}			
であれば、ディーゼル発電機の代替手段として有効で			
ある。			
	• 号炉間電力融通設備	• 号炉間電力融通設備	【大飯】設備の相違(相違理由④)
	号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確	号炉間電力融通設備による給電で使用する設備の	【女川】記載表現の相違
	保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機	耐震性は確保されていないが、1号又は2号炉のディ	
	及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事	ーゼル発電機及び電路の健全性**が確認できた場合	
	故等の対処に必要な電源を確保するための手段とし	において、重大事故等の対処に必要な電源を確保する	
	て有効である。 【比較のため上段の記載より再掲】	ための手段として有効である。	
【比較のため上段の記載より再掲】	・号炉間電力融通設備	• 開閉所設備	【大飯】設備の相違(相違理由③)
・No. 1予備変圧器 2 次側恒設ケーブル	号炉間電力融通設備で使用する設備の耐震性は確	開閉所設備による給電で使用する設備の耐震性は	人致 胶侧 为日连 内印度在田边为
耐震性がないものの、当該電路及び他号炉のディー	保されていないが、3号炉の非常用ディーゼル発電機	確保されていないが、1号又は2号炉のディーゼル発	
ゼル発電機が健全*2であれば、ディーゼル発電機の	及び電路の健全性が確認できた場合において、重大事	電機及び電路の健全性※2が確認できた場合において、	
代替手段として有効である。	故等の対処に必要な電源を確保するための手段とし	重大事故等の対処に必要な電源を確保するための手	
	て有効である。	段として有効である。	
	3		
※2 「号機間電力融通」については、他号炉、1号炉			【大飯】設備の相違(相違理由①)
又は2号炉の安全性を損ねる恐れがあるため、「他号		の安全性を損ねるおそれがあるため、「1号又は2号	
炉、1号炉又は2号炉の号機間融通は以下の状態」		炉の号炉間電力融通はディーゼル発電機が2台健	
である場合に限定している。		全」である場合に限定している。	
・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル			
発電機2台が健全			

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が 健全 なお、「号機間電力融通」が使用できない場合には、 後続手段である「電源車」の対応を取ることとする。 また、電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用)、電源車 (緊急時対策所用)は、個別負荷に対する専用電源であり、 その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整		また、緊急時対策所用発電機は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。	【大飯】設備の相違 ・大飯は、可搬式代替低圧注水ポンプ専用 の電源装置が必要なため、手順を整備す
備する。 ・電源車 (可搬式代替低圧注水ポンプ用) 「1.6原子炉格納容器内の治却等のための手順等」 のうち、1.6.2.1(1) b.(c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」、1.6.2.2(1) b.(c) 「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。			る審査項目のリンク先を記載している。 泊は、代替炉心注水等で使用する可糠型 大型送水ポンプ車は車両エンジンを駆動 源とすることから、専用の電源装置は不 要。
 ・電源車(緊急時対策所用) 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」のうち、1.18.2.4(1)「電源車(緊急時対策所用)による給電」にて整備する。 		・緊急時対策所用発電機 「1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等」 のうち, 1.18.2.4(1)「緊急時対策所用発電機による 給電」にて整備する。	【女川】記載方針の相違
b. 直流電源喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 ディーゼル発電機の故障により非常用直流母線への直 流電源による給電ができない場合は、直流電源装置により 非常用直流母線へ給電する手段がある。	b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備 (a) 代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故 障により充電器を経由した直流設備への給電ができない 場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損 傷等を防止するために必要な電力を確保する。	b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備 (a) 代替直流電源設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用交流電源設備の故障により充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、代替直流電源設備による給電にて炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確保する。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	i.所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備による給電 非常用交流電源設備の故障により 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由した直流設備への給電ができない場合は,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間,所内常設蓄電式直流電源設備により 24 時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。	i. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 非常用交流電源設備の故障によりA充電器及びB充電器を経由した直流設備への給電ができない場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備による給電を開始するまでの間,所内常設蓄電式直流電源設備により24時間にわたり直流設備へ給電する手段がある。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由②)
直流電源による給電に使用する設備は以下のとおり。	所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図に示す。	所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-4図に示す。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
・蓄電池(安全防護系用)	 125V 蓄電池 2A 125V 蓄電池 2B 125V 充電器 2A 	・蓄電池 (非常用) ・後備蓄電池 ・A充電器	【大飯】設備の相違(相違理由⑦) 【女川】設備の相違(相違理由①)
	・125V 充電器 2B ・125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A~125V 直流主母線	・ B 充電器・ 蓄電池(非常用)及びA充電器~A直流母線電路	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

1.14 電源の確保に関する手順等

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路		・給電に使用する電路の記載
	・125V 蓄電池 2B 及び 125V 充電器 2B~125V 直流主母線	・蓄電池 (非常用) 及びB 充電器~B 直流母線電路	
	盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路		BETTE STORY OF STANDARD STANDA
		後備蓄電池~A直流母線及びB直流母線電路	【大飯】設備の相違(相違理由⑦)
	また, 共通要因によって非常用直流電源設備の安全機能		【女川】設備の相違(相違理由②)
	と同時に機能が喪失することがないよう物理的に分離を		
	図った常設代替直流電源設備があり、その常設代替直流電		
	源設備により重大事故等時の対応に必要な直流設備へ給		
	電する手段がある。		
	常設代替直流電源設備による給電で使用する設備は以		
	下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図及び第1.14-4 図		
	に示す。		
	· 125V 代替蓄電池		
	 ・250V 蓄電池 ・125V 代替蓄電池~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 		
	- 125V 代音番電池~125V 直流主母練盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路		
	· 250V 蓄電池~250V 直流主母線盤電路		
	DOVER THE TOO I DE THE PROPERTY OF THE PERSON		
	ii. 可搬型代替直流電源設備による給電	ii. 可搬型代替直流電源設備による給電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映
ディーゼル発電機の故障及び蓄電池 (安全防護系用) の	非常用交流電源設備の故障, 所内常設蓄電式直流電源設	非常用交流電源設備の故障, 所内常設蓄電式直流電源設	【大飯】設備の相違(相違理由⑦)
直圧低下により非常用直流母線への直流電源による給電	備の <mark>蓄電池</mark> の枯渇により直流設備への給電ができない場	備の蓄電池(非常用)及び後備蓄電池の枯渇により直流設	【女川】設備の相違(相違理由①, ⑧)
ができない場合は、代替電源(直流)により非常用直流母	合は、常設代替直流電源設備、電源車、代替所内電気設備、	備への給電ができない場合は、代替電源(直流)により非	
線へ給電する手段がある。	125V 代替充電器及び 250V 充電器を用いた可搬型代替直	常用直流母線へ給電する手段がある。	File and State on health of health and it was
また、給電に伴い必要な代替電源(交流)による給電に	流電源設備により直流設備へ給電する手段がある。		【大飯】設備の相違(相違理由③)
使用する設備については、1.14.1(2) a.「交流電源喪失時の対応手段及び設備」のとおり。			
の内心十段及び政備」のこれが。			
代替電源(直流)による給電に使用する設備は以下のと	可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は	可搬型代替直流電源設備による給電で使用する設備は	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映
おり。	以下のとおり。単線結線図を第 1.14-3 図及び第 1.14-4	以下のとおり。単線結線図を第1.14-4図に示す。	
	図に示す。		
	・125V 代替蓄電池		【女川】設備の相違(相違理由②, ⑧, ⑨)
	· 250V 蓄電池		1x/11 kmonthe (meane, e. e.
	• 125V 代替充電器		
	· 250V 充電器		
· 空冷式非常用発電装置	・電源車	· 可搬型直流電源用発電機	【大飯】設備の相違(相違理由®)
			【女川】設備の相違(相違理由⑨)
・燃料油貯蔵タンク	・軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	
・重油タンク			【大飯】設備の相違(相違理由⑨)
	・ガスタービン発電設備軽油タンク		【女川】設備の相違(相違理由⑥)
・タンクローリー	・タンクローリ	可搬型タンクローリー	
	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁		【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映 ・燃料補給に使用する設備の記載
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系		KONTTHERET-IZ/TI Y SORXIMI VALUK
	配管・弁		

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 ・ホース	・ホース	【女川】設備の相遼 (相遼理由⑥) 【大飯】記載方針の相遼(女川実績の反映)
 77kV送電線 No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号) 号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号) ディーゼル発電機(他号炉) 電源車 号機間電力融通恒設ケーブルが使用できない場合を想定して号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号) を配備する。 			・燃料補給に使用する設備の記載 【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】設備の相違(相違理由⑧)
• 可搬式整流器	・125V 代替蓄電池及び 125V 代替充電器~125V 直流主母	・可搬型直流変換器	【大飯】設備の相違(相違理由®) 【女川】設備の相違(相違理由⑦, ®, ⑨)
	線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・250V 蓄電池及び 250V 充電器~250V 直流主母線盤電路 ・電源車~電源車接続口(原子炉建屋)電路 ・電源車接続口(原子炉建屋)~125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路 ・電源車接続口(原子炉建屋)~250V 直流主母線盤電路	可搬型直流電源用発電機~可搬型直流電源接続盤電路可搬型直流電源接続盤~A直流母線電路又はB直流母線電路	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・給電に使用する電路の記載
	iii. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電非常用交流電源設備の故障,所内常設蓄電式直流電源設備及び常設代替直流電源設備の蓄電池の枯渇により直流設備への給電ができない場合は, 125V 代替充電器用電源車接続設備(125V 代替充電器,代替直流電源用切替盤,代替直流電源用変圧器及び電源車)により直流設備へ給電する手段がある。 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第1.14-3 図に示す。・125V 代替充電器・代替直流電源用切替盤・代替直流電源用切替盤・代替直流電源用変圧器・電源車・電源車〜電源車接続口(制御建屋)電路・電源車接続口(制御建屋)で125V直流主母線盤2A-1及び125V直流主母線盤2B-1電路・軽油タンク・ガスタービン発電設備軽油タンク・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁・ボース		【女川】設備の相違(相適理由③)

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
ZNAZJENJI UZ T V NE	・タンクローリ	THZE MEDICAL STATE	THATEFU
	2××× ×		
(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替電源	所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設	所内常設蓄電式直流電源設備による給電で使用する設	17 10
(直流)による給電に使用する可搬式整流器は重大事故等	備のうち、125V 蓄電池 2A、125V 蓄電池 2B、125V 充電器		【大飯】設備の相違(相違理由®)
対処設備と位置づける。	2A, 125V 充電器 2B, 125V 蓄電池 2A 及び 125V 充電器 2A~	電器、蓄電池(非常用)及びA充電器~A直流母線電路、	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 電路,		・給電に使用する電路の記載
甘油相印0	125V 蓄電池 2B及び 125V 充電器 2B~125V 直流主母線盤 2B	電池~A直流母線及びB直流母線電路は重大事故等対処	Line I shift o to the (to the shift of)
基準規則に要求される <mark>蓄電池(安全防護系用)</mark> は重大事 故等対処設備と位置づける。	及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路は重大事故等対処設備 として位置付ける。	設備として位置付ける。	【大飯】設備の相違(相違理由⑦)
以等利定政備と位置がる。	常設代替直流電源設備による給電で使用する設備のう		【女川】設備の相違(相違理由②)
	ち、125V 代替蓄電池、250V 蓄電池、125V 代替蓄電池~125V		1 AZALI RADIIVATALE (TELEFICE/)
	直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路, 250V		
	蓄電池~250V 直流主母線盤電路は重大事故等対処設備と		
	して位置付ける。		
	可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使	可搬型代替直流電源設備による直流設備への給電で使	
	用する設備のうち,125V 代替蓄電池,250V 蓄電池,125V	用する設備のうち,可搬型直流電源用発電機,ディーゼル	
	代替充電器, 250V 充電器, 電源車, 軽油タンク, ガスター		【女川】設備の相違(相違理由②,⑥,⑧)
	ビン発電設備軽油タンク,タンクローリ,非常用ディー ゼ	搬型直流変換器,可搬型直流電源用発電機~可搬型直流電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	ル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心スプレイ系ディ	源接続盤電路及び可搬型直流電源接続盤~A直流母線電	・給電に使用する電路の記載
	ーゼル発電設備燃料移送系配管・弁,ガスタービン発電設	路又はB直流母線電路は、重大事故等対処設備として位置	
	備燃料移送系配管・弁, ホース, 125V 代替蓄電池~125V 直 流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路, 250V	付ける。	
	蓄電池~250V 直流主母線盤電路,電源車~電源車接続口		
	(原子炉建屋), 電源車接続口(原子炉建屋)~125V直流		
	主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 電路,電源車		
	接続口 (原子炉建屋) ~250V 直流主母線盤電路は重大事故		
	等対処設備として位置付ける。		
これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	
設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて	設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が	設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
網羅している。	全て網羅されている。	すべて網羅されている。	
	(添付資料 1.14.1)	(添付資料 1.14.1)	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
			・審査基準及び基準規則と整備する対応手
これらの重大事故等対処設備により、ディーゼル発電機	いしの手士事が築分加乳借により、乳乳其維重が分加乳	じしの手士事が笠分加乳港により、乳乳甘油事が分加乳	段の対応表を組づけ 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
及び蓄電池(安全防護系用)が使用できない場合において	以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設 備の故障で直流電源が喪失した場合においても, 炉心の著	以上の重大事故等対処設備により,設計基準事故対処設備の故障で直流電源が喪失した場合においても、炉心の著	【入版】記載安売の相連(女川美順の反映)
も炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を確	しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。	しい損傷等を防止するために必要な電力を確保できる。	
保できる。	して頂傷する例上するために心安な电力を確かくこる。	しく頂房する例上するために必要な电力を解析してる。	
	また,以下の設備はプラント状況によっては事故対応に		【女川】設備の相違(相違理由③)
	有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわ		Complete Control (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994) (1994)
	せて、その理由を示す。		
	· 125V 代替充電器用電源車接続設備		
	給電開始までに時間を要するが、給電可能であれば可搬		
	型代替直流電源設備である電源車から代替所内電気設備		
	を経由し 125V 系統への給電に対する代替手段として有効		
	である。		

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
また、可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用)及び可搬型バッテリ(炉外核計装盤、放射線監視盤)は、個別負荷に対する専用電源であり、その利用目的を限定していることから、以下の手順にて整備する。 ・可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁用) 「1.3原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」のうち、1.3.2.2(3)c.「可搬型バッテリ(加圧器逃がし弁の機能回復」にて整備する。 ・可搬型バッテリ(炉外核計装盤、放射線監視盤) 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2.2(1)d.「可搬型バッテリ(炉外核計装盤、放射線監視器)による電源の供給」にて整備する。	SANDA I STANDARDA STANDARDA	また、加圧器逃がし弁操作用バッテリ、可搬型バッテリ (炉外核計装装置用、放射線監視装置用)は、個別負荷に 対する専用電源であり、その利用目的を限定していること から、以下の手順にて整備する。 ・加圧器逃がし弁操作用バッテリ 「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するた めの手順等」のうち、1.3.2.2(1)c.「加圧器逃がし弁 操作用バッテリによる加圧器逃がし弁の機能回復」に て整備する。 ・可搬型バッテリ(炉外核計装装置用,放射線監視装置 用) 「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、 1.15.2.2(1)e.「可搬型バッテリ(炉外核計装装置用, 放射線監視装置用)による電源の供給」にて整備する。	【女川】記載方針の相違
c. 所内電気設備機能喪失時の対応手段及び設備 (a) 対応手段 所内電気設備は、共通要因で機能を失うことはないが、何らかの原因により所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合は、代替所内電気設備により給電する手段がある。 このため、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を確保できる。	c.代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し、必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は、代替所内電気設備にて電路を確保し、常設代替交流電源設備、号炉間電力融通設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。 なお、非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は、重大事故等が発生した場合において、共通要因で同時に機能を喪失することなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。	c. 代替所内電気設備による対応手段及び設備 (a) 代替所内電気設備による給電 設計基準事故対処設備である非常用所内電気設備の機能が喪失し,必要な設備へ給電できない場合又は代替所内電気設備に接続する重大事故等対処設備が必要な場合は,代替所内電気設備にて電路を確保し,常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電する手段がある。 なお,非常用所内電気設備及び代替所内電気設備は,重大事故等が発生した場合において,共通要因で同時に機能を喪失することなく,少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性を確保する設計とする。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由①)
代替所内電気設備による給電に使用する設備は以下の とおり。 ・空冷式非常用発電装置	代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下のとおり。単線結線図を第 1.14-2 図に示す。 ・ガスタービン発電機接続盤 ・緊急用高圧母線 2F 系 ・緊急用高圧母線 2G 系 ・緊急用動力変圧器 2G 系 ・緊急用低圧母線 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2G 系 ・緊急用交流電源切替盤 2C 系 ・緊急用交流電源切替盤 2D 系 ・非常用高圧母線 2C 系 ・非常用高圧母線 2D 系	代替所内電気設備による給電で使用する設備は以下の とおり。単線結線図を第1.14-2 図に示す。 ・代替非常用発電機	【女川】設備の相違(相違理由⑩)
・燃料油貯蔵タンク・重油タンク・タンクローリー		ディーゼル発電機燃料油貯油槽可搬型タンクローリーホース	【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
y the state of the	5X710K 1 233G4E/A & 13 W	THUCKEN O LYN	・燃料補給に使用する設備の記載
· 代替所內電気設備分電盤		· 代替所内電気設備分電盤	
· 代替所內電気設備変圧器		· 代替所內電気設備変圧器	
		・代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤	【大飯】設備の相違(相違理由⑫)
・可搬式整流器		the agreement of the control of the	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
・電源車		· 可搬型代替電源車	
		· 代替非常用発電機~代替所內電気設備分電盤電路及	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
		び代替格納容器スプレイポンプ変圧器分電盤電路	・給電に使用する電路の記載
		可搬型代替電源車~可搬型代替電源接続盤電路	
		· 可搬型代替電源接続盤~代替所內電気設備分電盤電	
		路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器分電盤電	
		路	
(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	
機能喪失原因対策分析の結果により選定した、代替所内		代替所内電気設備による給電で使用する設備のうち、代	「大飯」記載表現の相流(大川宝装の反映)
電気設備による給電に使用する空冷式非常用発電装置、燃		世非常用発電機,ディーゼル発電機燃料油貯油槽,可搬型	【大飯】設備の相違(相違理由⑨, ⑫, ⑬,
料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー、代替所内		タンクローリー、ホース、代替所内電気設備変圧器、代替	(5)
電気設備分電盤、代替所内電気設備変圧器及び可搬式整流		所内電気設備分電盤、代替格納容器スプレイポンプ変圧器	
器は重大事故等対処設備と位置づける。	盤 2C 系, 緊急用交流電源切替盤 2D 系, 非常用高圧母線 2C	盤,可搬型代替電源車,代替非常用発電機~代替所內電気	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	系及び非常用高圧母線 2D 系は重大事故等対処設備として	設備分電盤電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器	・給電に使用する電路の記載
	位置付ける。	分電盤電路, 可搬型代替電源車~可搬型代替電源接続盤電	AND THE PROPERTY OF THE PROPER
	Volume de Proposition de Constantina	路及び可搬型代替電源接続盤~代替所内電気設備分電盤	
		電路及び代替格納容器スプレイポンプ変圧器分電盤電路	
		は、重大事故等対処設備と位置付ける。	
これら機能喪失原因対策分析の結果により選定した設	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した	
備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網		設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が	
羅している。	全て網羅されている。	すべて網羅されている。	2012/08/1007
	(添付資料 1.14.1)	(添付資料 1.14.1)	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
			・審査基準及び基準規則と整備する対応手
Or I was I also I/ to I/ to II	and the second s	Did and I also I del I for an all the annual and an an annual and an annual ann	段の対応表を紐づけ
以上の重大事故等対処設備により、所内電気設備が使用		以上の重大事故等対処設備により、設計基準事故対処設	
できない場合においても、炉心の著しい損傷等を防止する		備である非常用所内電気設備が機能喪失した場合におい	Lar South order to (derive on d. 654)
ために、必要な電力を確保できる。また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。	ても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を 確保できる。	ても、炉心の著しい損傷等を防止するために必要な電力を 確保できる。	【大飯】設備の相違(相違理由⑮)
保任仏族政備と位置づける。あわせて、ての理由を小り。	健体できる。	唯体できる。	
・電源車 (タンクローリー含む)			【大飯】設備の相違(相違理由⑮)
空冷式非常用発電装置が使用できない場合に、添付			
書類十「7.1.2全交流動力電源喪失」手順においてア			
ニュラス空気浄化系を約60分以内に準備する想定と			
しているのに対し、電源車の着手及び移動並びに起動			
作業に約90分要するものの、放射性物質放出を抑制			
する手段として有効である。			
	d.燃料補給のための対応手段及び設備	d. 燃料補給のための対応手段及び設備	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	(a) 燃料補給設備による補給	(a) 燃料補給設備による補給	・大飯は機能喪失を想定する対応手段ごと
	重大事故等の対処で使用するガスタービン発電機,電源	重大事故等の対処で使用する代替非常用発電機,可搬型	に燃料補給のための設備を記載する構成
	車,大容量送水ポンプ (タイプ I),熱交換器ユニット,可	代替電源車、可搬型大型送水ポンプ車、可搬型直流電源用	としているため、燃料補給のための設備

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 線字: 記載透所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ (タイプ II)	発電機,可搬型大容量海水送水ポンプ車及び <mark>緊急時対策所</mark>	のみを整理した本項目は設けていない。
	を必要な期間継続して運転させるため,燃料補給設備 に	用発電機を必要な期間継続して運転させるため、燃料補給	【女川】記載方針の相違
	より補給する手段がある。	設備により補給する手段がある。	・女川及び泊は、燃料補給が必要となる設
			備をそれぞれ記載している。
			【女川】設備の相違
			・女川の電源車 (緊急時対策所用) は、専
			用の緊急時対策所軽油タンクより自動補
			給する設計である。
			泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タ
			ンクローリーにより給油する。(大飯と同
			様)
	燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとお	燃料補給設備による補給で使用する設備は以下のとお	
	9.	9.	
	軽油タンク	・ディーゼル発電機燃料油貯油槽	
	・ガスタービン発電設備軽油タンク	2 1 27 SCHEDIKAWALIHARATHATA	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	・タンクローリ	可搬型タンクローリー	PACIFIC VINE VINE CENS
	・非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁	・ディーゼル発電機設備(燃料油移送系統)配管・弁	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	・折布用ノイーとル光电放開於科タ医示配目・开	・ ノイー ヒル 光电 (放成)側()窓が(山村夕)と 宗ルル 自じ旨・ 升	・燃料補給に使用する設備の記載
		・ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
		・ナイーセル発电機系科曲移送ホンノ	【女川】設備の相違(相違理由⑤)
	。 宣圧信じっぱい / 支票 / ・ おり 発電池 伊藤朝 教 * + 支		【女川】 故酬の相選(相遅理由②)
	・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系		
	配管・弁		F L LLL S COLUMN CO. Let Vide Cher Vide 1991, L. 2001
	・ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁	the second secon	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	・ホース	・ホース・接続口	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	AN OF LINE WAS LITTLE ON THE TANK A DISTRICT ON THE	(a) and the state of the state of the	・燃料補給に使用する設備の記載
	(b) 重大事故等対処設備と自主対策設備	(b) 重大事故等対処設備	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、軽油タ	燃料補給設備による補給で使用する設備のうち、ディー	VIII WILLIAM TO THE TOTAL TO TH
	ンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、	ゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー、ディー	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、高圧炉心	ゼル発電機設備(燃料油移送系統)配管・弁、ディーゼル	
	スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁、ガス	発電機燃料油移送ポンプ及びホース・接続口は重大事故等	
	タービン発電設備燃料移送系配管・弁及びホースは重大事	対処設備として位置付ける。	
	故等対処設備として位置付ける。		
	これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」	これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」	
	に要求される設備が全て網羅されている。	に要求される設備がすべて網羅されている。	
	(添付資料 1.14.1)	(添付資料 1.14.1)	
	以上の重大事故等対処設備により, 重大事故等の対処で	以上の重大事故等対処設備により, 重大事故等の対処で	
	使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続する	使用する設備の燃料を確保し、必要な期間運転を継続する	
	ことができる。	ことができる。	
1000000			
d. 手順等	e. 手順等	e. 手順等	
上記のa.、b. 及びc. により選定した対応手段に係る	上記「a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備」,	上記「a. 代替電源(交流)による対応手段及び設備」,	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
手順を整備する。また、事故時の監視に必要な手順を整備	「b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備」,「c. 代	「b. 代替電源(直流)による対応手段及び設備」,「c. 代	
する (第1.14.4表)。	替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d.燃料	替所内電気設備による対応手段及び設備」及び「d. 燃料	・大飯と泊の比較は、後段の泊の記載箇所
	補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段	補給のための対応手段及び設備」により選定した対応手段	にて実施
	に係る手順を整理する。	に係る手順を整理する。	
これらの手順は、発電所対策本部長等は、当直課長、運転	これらの手順は, 運転員, 重大事故等対応要員及び保修	これらの手順は,発電所対策本部長等,発電課長(当直),	【大飯】記載方針の相違(相違理由①)

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

員等*4及び緊急安全対策要員*5の対応として全交流動力 電源喪失の対応手順等に定める(第1.14.1表~第1.14.3 表)。 班員の対応として非常時操作手順書(設備別),非常時操 作手順書(徴候ベース)及び重大事故等対応要領書に定め る(第1.14-1表)。 運転員,災害対策要員及び運転班員の対応として,事象の 判別を行う運転手順等,全交流動力電源喪失時における対 応手順等,炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順及 をすべて記載	電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
電源喪失の対応手順等に定める(第1.14.1 表~第1.14.3 表)。 作手順書(微候ベース)及び重大事故等対応要領書に定める(第1.14.1 表)。 作手順書(微候ベース)及び重大事故等対応要領書に定める(第1.14.1 表)。 「第1.14-1 表)。 本た、重大事故等時に監視が必要となる計器についても 整理する(第1.14-2 表)。 ※3 発電所対策本部長:重大事故等対策要員のうち 当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※4 運転員等・選転員及び重大事故等対策要員のうち 当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち 電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以 外の要員をいう。 ※6 いの条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 を いう。 また、重大事故等対策を生いにおける対 また、重大事故等対策を要領書に定める(第1.14-1 表)。 また、重大事故等対定要となる計器についても 整理する(第1.14-2 表)。 ※3 発電所対策本部長:重大事故等対策を生いにおける原 子力防災管理者及び代行者をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した金、手段との関連性についても整理する。 さらに、他の条文にて選定した金、手段との関連性についても整理する。 を ないて選定した金、手段との関連性についても整理する。				【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する(第 1.14.1 表)。また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する(第 1.14.2 表)。 ※ 3 発電所対策本部長:重大事故等発生時における発電所所子力防災管理者及び代行者をいう。 ※ 4 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※ 5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち電電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 。 5 らに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した金、工業を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を表す。 ならに、他の条文にで選定した金、工業を対象を対象を対象を表すが表する。 「大板】記載簡所の相違(女川実績の反映を表し、第 1.14.1 表)。また、重大事故等発生時における原本力防災管理者及び代行者をいう。 ならに、他の条文にで選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した金、大事故等対処設備と本条文にで選定した金、工業を対象を対処設備と本条文にで選定した金、工業を対象が対処設備と本条文にで選定した金、工業を対象が対処設備と本条文にで選定した金、工業を対象を対象についても整理する。		作手順書(徴候ベース)及び重大事故等対応要領書に定め		第1.14.1表で整理する「整備する手順書」
また、重大事故等時に監視が必要となる計器についても整理する(第 1. 14-2 表)。 ※3 発電所対策本部長:重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等:運転員及び電大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 。	表)。	る (第1.14-1 表)。	応手順等, 炉心の著しい損傷が発生した場合の対応手順及	をすべて記載
 ※3 発電所対策本部長:重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 ※6 を全分が定する運転員等以外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した金電手段との関連性についても整理する。 ※2 を電所対策本部長:重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※3 を電所対策本部長:重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 を運動が表現では、第1.14-2表)。 ※4 を運動が表現では、第1.14-2表)。 ※5 を電所対策本部長:重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※5 を電所対策本部長:重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 			び余熱除去系統異常の対応手順に定める (第1.14.1表)。	【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
 ※3 発電所対策本部長:重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した金電手段との関連性についても整理する。 ※3 発電所対策本部長:重大事故等発生時における原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長が表示を表すに基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 				
電所原子力防災管理者及び代行者をいう。 ※4 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち 当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員を いう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発 電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以 外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 さらに、他の条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。		整理する (第 1.14-2 表)。		
※4 運転員等:運転員及び重大事故等対策要員のうち 当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員を いう。 ※5 緊急安全対策要員:重大事故等対策要員のうち発 電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以 外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理す る。				
当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。 ※5 緊急安全対策要員: 重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 さらに、他の条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。			十万防災管理者及び代行者をいう。	
いう。 ※5 緊急安全対策要員: 重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 さらに、他の条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。				
※5 緊急安全対策要員: 重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 さらに、他の条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。				
電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以 外の要員をいう。 さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理す る。				
さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理す る。				
条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。 条文にて選定した給電手段との関連性についても整理する。	外の要員をいう。			
る。		さらに,他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本	さらに、他の条文にて選定した重大事故等対処設備と本	
		条文にて選定した給電手段との関連性についても整理す	条文にて選定した給電手段との関連性についても整理す	
(総付資料 1.14.5)				
		(添付資料 1.14.5)	(添付資料 1.14.5)	

灰色:女川2号炉の記載のうち,BWR 固有の設備や対応手段であり,泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 1.14.2 重大事故等時の手順等 1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2 重大事故等時の手順 1.14.2.1 代替電源(交流)による給電手順等 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電 (1) 代替交流電源設備による給電 (1) 空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの a. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ 2C 系及 a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタク 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 給電 びメタクラ 2D 系受電 ラA系及びメタクラB系受電 全交流動力電源喪失時に、ディーゼル発電機から独立及 送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大 送電線及び開閉所が破損又は破損する可能性のある大 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) び位置的分散を図った重大事故等対処設備である空冷式 規模自然災害が発生した場合並びに外部電源、非常用ディ 規模自然災害が発生した場合並びに外部電源、ディーゼル 非常用発電装置により、原子炉冷却、原子炉格納容器冷却 ーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機 発電機による給電が見込めない場合に、発電用原子炉の冷 による給電が見込めない場合に、発電用原子炉及び使用済 却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となるメタク 【女川】設備の相違(相違理由位) 等に係る設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備 燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必 の駆動電源等の非常用高圧母線へ代替電源(交流)から給 ラA系及びメタクラB系の電源を復旧する。原子炉容器へ 要となるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の電源を復旧 の注水に必要な負荷への給電は、代替非常用発電機の起動 【女川】設備の相違 電する手順を整備する。 【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 する。原子炉圧力容器への注水に必要な負荷への給電は, 及び並列操作をすることにより電源供給される。メタクラ ・女川は、原子炉容器への注水に必要な負 号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)を メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系を受電することにより A系及びメタクラB系受電操作完了後, 充電器及び中央制 荷への給電は、メタクラ 20 系及びメタク 使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が 電源供給される。メタクラ 20 系及びメタクラ 2D 系受電操 御室監視計器の交流電源を供給する。 ラ 2D 系を受電することにより電源供給 実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代 作完了後, 125V 充電器及び中央制御室監視計器の交流電 できる。 替電源(交流)から給電する手順を整備する。 源を供給する。 ・泊の原子炉容器への注水に必要な負荷で なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整 ある代替格納容器スプレイポンプは、代 備する。 替非常発電機から直接給電する電路構成 となっているため、代替非常用発電機の 起動及び並列操作により、電源供給する。 (大飯と同様) ガスタービン発電機は外部電源の喪失により自動起動し, 代替非常用発電機は外部電源が喪失した場合に手動起 【大飯】記載方針の相違(女川実譜の反映) ガスタービン発電機によるメタクラ 20 系又はメタクラ 20 動し、代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラ 【女川】設備の相違 系へ給電を行う。ガスタービン発電機による給電ができな B系へ給電を行う。代替非常用発電機による給電ができな ・女川のガスタービン発電機は、外部電源 い場合は、号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電 い場合は、後備変圧器による給電を行う。後備変圧器によ 喪失後、自動起動する設計であるのに対 力融通ケーブル (可搬型) による給電を行う。号炉間電力 る給電ができない場合は、可搬型代替電源車による給電を し、大飯及び泊は手動で起動する。 【女川】運用の相違(相違理由①) 融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬 行い、可搬型代替電源車による給電ができない場合は、号 型) による給電ができない場合は、電源車による給電を行 炉間連絡ケープルによる給電を行う。号炉間連絡ケーブル 5 による給電ができない場合は、開閉所設備による給電を行 い、開閉所設備による給電ができない場合は、号炉間連絡 予備ケーブルによる給電を行う。 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) の優先順位は以下のとおり。 の優先順位は以下のとおり。 1. ガスタービン発電機 1. 代替非常用発電機 【女川】運用の相違(相違理由①) 比較のため下段の記載より再掲】 2. 後備変圧器 4. 電源車 【女川】設備の相違 3. 可搬型代替電源車 2. 号炉間電力融通ケーブル (常設) 4. 号炉間連絡ケーブル ・女川は、自主対策設備である給電手段と して、号炉間電力融通ケーブルによる給 5. 開閉所設備 3. 号炉間電力融通ケーブル (可搬型) 6. 号炉間連絡予備ケーブル 電手段を整備している。 泊は、自主対策設備である号炉間連絡ケ 4. 電源車 ープルによる給電手段以外に、後備変圧 器及び開閉所設備による給電手段を整備 している。号炉間連絡ケーブル以外で自

電源の健保に関する手順寺	AND CONTRACTOR AND CONTRACTOR OF THE CONTRACTOR	about the section and the sect	A. D. B. Market and Company of
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	なお、優先2及び優先3の手順については「b. 号炉間電力融通ケーブルを使 用したメタクラ 20 系又はメタクラ 2D系受電」にて整備する。	なお、優先2の手順については、「b.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電」、優先4及び優先6の手順については「c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電」、優先5の手順については「d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系受電」にて整備す	主対策設備による給電手段を整備しているのは、大飯と同様。 ・以降、同様の相違は、自主対策設備の相違とし記載を省略する。 【大飯】記載箇所の相違 ・泊との比較は後段の「可搬型代替電源車」にて実施する。 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
	また、上記給電を継続するためにガスタービン発電設備 軽油タンク、電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給 手順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備す る。	る。 また、上記給電を継続するために代替非常用発電機、可 搬型代替電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順 については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。	
a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディーゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立しない場合。	(a) 手順着手の判断基準 [ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電準備開始の判断基準] 外部電源,非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレ イ系ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電ができない場合。	(a) 手順着手の判断基準 [代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB 系受電準備開始の判断基準] 全交流動力電源喪失時に、外部電源受電操作及びディー ゼル発電機の起動操作を実施しても、母線電圧等が確立し ない場合。	200 September 1, 50 to 10 to 1
【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 a. 手順着手の判断基準	[電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電準 備開始の判断基準]	[可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB 系受電準備開始の判断基準]	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号〜3,4号)を 使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が 母線電圧等にて確認できない場合。	外部電源、非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D系への給電ができない場合。	代替非常用発電機の故障等により代替電源(交流)から の給電が母線電圧等にて確認できない場合。	【大飯】運用の相違(相違理由②) 【女川】運用の相違(相違理由①)
b. 操作手順 空冷式非常用発電装置による代替電源 (交流) からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.3 図に、タイムチャートを第 1.14.4 図に示す。 【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 b. 操作手順 電源車による代替電源 (交流) からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.18 図に、タイムチャートを第 1.14.19 図に、ケーブル敷設ルートを第	(b) 操作手順 ガスタービン発電機又は電源車による代替所内電気設備を経由した非常用所内電気設備への給電手順の概要は 以下のとおり。手順の対応フローを第1.14-5 図に、概要 図を第1.14-6 図に、タイムチャートを第1.14-7 図から第 1.14-9 図に示す。	(b) 操作手順 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による非常用 所内電気設備への給電手順の概要は以下のとおり。概要図 を第 1.14.5 図に、タイムチャートを第 1.14.6 図から第 1.14-8 図に、可搬型代替電源車のケーブル敷設ルートを 第 1.14.9 図に示す。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・女川のガスタービン発電機及び電源車は 代替所内電気設備であるメタクラF系又 はメタクラG系に接続されており、代替 所内電気設備を経由し、非常用所内電気 設備であるメタクラC系及びメタクラD 系へ給電する。 ・泊は、非常用所内電気設備であるメタク

1.14 電源の確保に関サスエ崎空

電源の確保に関する手順等		号炉と比較対象とならない記載内容 減子:記載表	現、政備名称の相逢(美員的な相逢なし
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
また、空冷式非常用発電装置への燃料(重油)補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」にて整備する。 【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 また、電源車への燃料(重油)補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」にて整備する。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、空冷式非常用発電装置の起動及び安全補機開閉器室での現場操作を指示する。また、運転員等に空冷式非常用発電装置の運転状態の確認を指示する。	[優先1.ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合] ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機の起動状態確認、メタクラ 2F 系の受電状態確認並びにメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の受電準備開始を指示する。	また、代替非常用発電機及び可搬型代替電源車への燃料補給の手順は、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。 [優先1.代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合] ① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替非常用発電機の起動及び現場の安全補機開閉器室でメタクラB系の受電準備開始を指示する。	ラA系及びメタクラB系に直接接続し給電する。電路構成は、大飯と同様。 ・以降、同様の相違は、電路構成の相違として記載を省略する。 【大飯、女川】記載方針の相違 ・治は、可郷型代替電源車のケーブル敷設ルート図を示す。 【大飯】設備の相違(相違理由⑥) 【女川】記載方針の相違 【大飯】設備の相違(相違理由⑥) 【大飯】設備の相違(相違理由⑥) 【大飯】設備の相違(如一実績の反映) 【大飯】設備の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違・女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大飯及び泊は、中央制御室及び発出にて実施しているのに対し、大飯及び泊は、中央制御室及び現場にて実施する。 【女川】運用の相違・女川は、メタクラ 20 系及びメタクラ 20 系の受電準備開始を同時に指示している。・泊は、まずはメタクラB系に受電開始を指示している。非常用母線の2母線のうち、最初に1母線からの受電を指示するのは、伊方、島根と同様。 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
 【比較のため下段の記載より再掲】 ④ 運転員等は、受電後の負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作スイッチを「切」又は「引断」とする。 ⑤ 運転員等は、空冷式非常用発電装置の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーセンタ及びコントロールセンタ負荷の切離しを行う。 	【比較のため下段の記載より再掲】 ⑦ 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備としてメタクラ 2C系、メタクラ 2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ (以下「CS」という。)を「停止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。	② ^a 運転員 (中央制御室) Aは、受電前準備としてメタクラ B系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。 ③ a 運転員 (現場) B及び災害対策要員は、代替非常用発電機の容量制限があるため、現場の安全補機開開器室において不要なパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタ B2 系負荷の切離しを行い、発電課長(当	自動起動防止処置を実施する。 ・女川は、ガスタービン発電機起動後の受

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
定源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 比較のため玄海3,4号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電源(交流)による給電手順等(1)大容量空冷式発電機による代替電源(交流)からの給電手順等(1.14-16頁」の記載を下記に掲示] ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員(当直員)等及び保修対応要員に大容量空冷式発電機による給電操作を指示する。 ② 運転員(当直員)等は、受電準備として非常用高圧母線及び非常用低圧母線を受電遮断器を「切」とする。また、受電後の非常用高圧母線補機及び非常用低圧母線補機の自動起動を防止するため、中央制御室で各補機の操作スイッチを「停止引ロック」又は「切」とする。 ③ 運転員(当直員)等は、現場でC及びD非常用高圧母線の代替電源受電遮断器の投入操作を実施する。 ④ 運転員(当直員)等は、現場で非常用高圧母線の各遮断器及び非常用低圧母線の各遮断器の開放又は開放確認をする。 ⑤ 運転員(当直員)等は、中央制御室で大容量空冷式発電機を起動する。	女川原子力発電所 2 号炉	直)に受電準備が完了したことを報告する。	相違理由 動起動防止処置を実施する。 ・泊は、代替非常用発電機起動前に動的負荷の自動起動防止処置を実施する。起動前に動的負荷の自動起動防止処置を実施するのは、伊方、川内、玄海と同様【女川】運用の相違 ・女川は、重大事故時の対応に必要となる負荷については、メタクラ 20 系を受電することにより電源供給される。 ・泊は、重大事故時の初期対応に必要となる負荷については、メタクラ B系受でを優先し、必要な負荷給電後、メタクラ B系受電を優先し、必要な負荷給電後、メタクラ A系の受電操作を実施する。安全系 2 母線のうち 1 母線を優先して受電するのは、伊方、島根と同様。 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安
 ② 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。 ③ 運転員等は、現場で運転中の空冷式非常用発電装置の運転状態を確認する。 ④ 運転員等は、受電後の負荷の自動起動を防止するため、中央制御室で操作スイッチを「切」又は「引断」とする。 	②"運転員 (中央制御室) A及びBは、ガスタービン発電機の起動状態及びメタクラ 2F 系受電状態を確認し、発電課長にガスタービン発電機の起動が完了したことを報告する。※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順で、へ	④"運転員(中央制御室) Aは、中央制御室にて代替非常 用発電機を起動し、代替非常用発電機の起動状態を確 認後、発電課長(当直)に代替非常用発電機の起動が完 了したことを報告する。※1 ※1 中央制御室からの起動が完了した場合は操作手順 ⑨"へ	全補機開閉器室にて実施する。 【大飯、女川】記載表現の相違 【大飯、女川】記載表現の相違 【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
③ 運転員等は、空冷式非常用発電装置の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーセンタ及びコントロールセンタ負荷の切離しを行う。	[ガスタービン発電機の現場からの起動の場合] ③ 自動起動に失敗した場合、発電課長は、発電所対策本部にガスタービン発電機の現場からの起動を依頼する。 ④ 発電所対策本部は、保修班員にガスタービン発電機の現場からの起動を指示する。 ⑤ 保修班員は、屋外(緊急用電気品建屋)にてガスター	 [代替非常用発電機の現場からの起動の場合] ⑤ 中央制御室からの起動に失敗した場合,発電課長(当直)は、発電所対策本部に代替非常用発電機の現場からの起動を依頼する。 ⑥ 発電所対策本部長は、運転班員に代替非常用発電機の現場からの起動を指示する。 ⑦ 運転班員は、屋外にて代替非常用発電機を起動し、発 	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川及び泊は、現場からの起動手順を整備している。 【女川】設備の相違 ・女川のガスタービン発電機は、外部電源喪失後、自動起動する設計であるのに対し、大飯及び泊は手動で起動する。 【女川】記載表現の相違

<i>電源の確保に関する手順寺</i> 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	ビン発電機を起動し、発電所対策本部にガスタービン 発電機の起動が完了したことを報告する。 ⑥ 発電所対策本部は、発電課長にガスタービン発電機の 現場からの起動が完了したことを連絡する。	電所対策本部長に代替非常用発電機の起動が完了したことを報告する。 ⑧ 発電所対策本部長は、発電課長(当直)に代替非常用 発電機の現場からの起動が完了したことを連絡する。	
	[代替所内電気設備の受電前準備, 受電操作, 受電確認]	[非常用所内電気設備の受電前準備, 受電操作, 受電確認]	【大飯】記載方針の相遼(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・電路構成の相違
	⑦ 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備として メタクラ 2C系、メタクラ 2D系の動的負荷の自動起動 防止のため操作スイッチ (以下「CS」という。)を「停 止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了 したことを報告する。		【女川】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
	(8) 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタクラ 2F 系への給電開始を指示する。 (9) 運転員(中央制御室) A 及びB は、ガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「入」とし、受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。		【女川】設備の相違 ・電路構成の相違
	⑩ 発電課長は、運転員にガスタービン発電機によるメタ クラ 2C 系への給電開始を指示する。	⑨ 発電課長 (当直) は、運転員に代替非常用発電機によるメタクラB系への給電開始を指示する。	
⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常 用発電装置受電しや断器を投入し、メタクラの受電を 確認する。	①* 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ2C系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ2C系、パワーセンタ2C系及びモータコントロールセンタ2C系を受電する。	⑩。 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電を確認する。	【女川】設備の相違 ・女川はの受電操作は、すべて中央制御室にて実施。 ・大飯の受電操作は、中央制御室及び現場にて実施。 ・泊の受電操作は、すべて現場にて実施。 ・泊の受電操作は、すべて現場にて実施。 すべて現場で実施しているのは泊独自。 【大飯、女川】運用の相違 ・大飯は、メタクラ受電確認後にパワーセンタ及びコントロールセンタを受電する手順としているため、手順⑥と⑦で分けた記載としている。 ・女川は、メタクラの受電と同時にパワーセンタ〜充電器まで受電する運用として
			いる。 ・泊は、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電確認後に、B2原子 炉コントロールセンタを受電する手順と していることから、手順®と®で分け
① 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。		① 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタ B2 系の受電を確認する。	た記載としている。重大事故等の初期対 応について必要となる負荷への給電操作 としては相違なし。段階的に受電操作を 実施しているのは、大飯と同様。 【女川】設備の相違

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。	(②* 運転員 (中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に給電が完了したことを報告する。	② 運転員(中央制御室)A,運転員(現場)B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。	【大飯】記載方針の相違(女川実議の反映) 【大飯,女川】記載方針の相違
⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常用発電装置の燃料(重油)補給を指示する。	【比較のため上段の記載より再掲】 ② 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備としてメタクラ 2C系、メタクラ 2D系の動的負荷の自動起動防止のため操作スイッチ (以下「CS」という。を「停	発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を 依頼する。 ⑤ 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用 発電機への燃料補給を指示する。 ⑥ 発電課長(当直)は、運転員及び災害対策要員にメタ クラA系の受電準備開始を指示する。 ⑥ 運転員(中央制御室)Aは、受電前準備としてメタク ラA系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室 にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。	泊は燃料補給が必要な設備の操作手順に、燃料補給の手順に着手することのみを記載し、その具体的な手順については「1.14.2.4燃料の補給手順」で整理している。 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【女川】記載箇所の相違 ・女川は、メタクラ 20 系受電前にメタクラ 20 系及びメタクラ 20 系動的負荷の自動 「おおいたのでは、アクラ 20 系動的負荷の自動 「おおいたのでは、アクラ 20 系動的負荷の自動 ・ 対に、アクラ 20 系動的負荷の自動
	止」又は「引ロック」とし、発電課長に受電準備が完了したことを報告する。	(8) ^a 運転員(現場) B及び災害対策要員は、代替非常用発電機の容量制限があるため、現場の安全補機開閉器室において不要なパワーコントロールセンタ A系、コントロールセンタ A系及びコントロールセンタ B1 系負荷の切離しを行い、発電課長(当直)に受電準備が完了したことを報告する。	 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、 中央制御室のみで実施可能である。 ・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。
	(3) 発電課長は、運転員にメタクラ 2F 系からメタクラ 2D 系への給電開始を指示する。 (4) 運転員 (中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2F 系からメタクラ 2D 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2D 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電操作を実施する。	(9) 発電課長(当直)は、運転員にメタクラA系への給電開始を指示する。 (2) 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開開器室にてSA用代替電源受電遮断器A系を投入し、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系の受電を確認する。 (2) 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開開器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタ A1系、コントロールセンタ A2系及びコントロールセンタ B1系の受電を確認する。	【女川】設備の相違 ・電路構成の相違 【女川】設計方針の相違 ・操作場所は相違するが、非常用母線へ給 電する手順に相違なし。 【女川】運用の相違 ・女川は、メタクラの受電と同時にパワー センタ〜充電器まで受電する運用として いる。 ・泊は、メタクラ A 系及びパワーコントロ ールセンタ A 系受電確認後に、コントロ
			ールセンタ AI 系, コントロールセンタ A2 系及びコントロールセンタ BI 系を受電する手順としていることから, ② と② *で分けた記載としている。重大事故等の

地原の解除に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			初期対応について必要となる負荷への給 電操作としては相違なし。段階的受電操 作を実施しているのは、大飯と同様。
	(3° 運転員 (中央制御室) A及びBは、メタクラ 2D系、パワーセンタ 2D系及びモータコントロールセンタ 2D系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2A、125V 充電器 2B及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。 125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1) a.所内常設蓄電式直流電源設備による給電)」の操作手順⑧~⑬と同様である。 (10° 発電課長は、運転員に不要な交流電源負荷の切離しを指示する。 (10° 運転員 (中央制御室) A及びB並びに運転員 (現場) C及びDは、不要な交流負荷の切離しを実施する。	② ^a 運転員 (中央制御室) A及び運転員 (現場) Bは, 現場の安全補機開閉器室にて、メタクラA系、パワーセンタA系、コントロールセンタA1系、コントロールセンタA2系及びコントロールセンタB1系受電状態に異常がないことを確認後, 発電課長 (当直) に受電が完了したことを報告し、A充電器、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源を供給する。 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1) a.所内常設蓄電式直流電源設備による給電)」の操作手順⑤~⑧と同様である。	【女川】運用の相違 ・女川はガスタービン発電機による 2C 系 及び 2D 系母線受電し、事象発生 27 時間 後までに交流負荷の抑制を実施する。 ・泊は不要な交流負荷の抑制(自動起動防止)は、非常用高圧母線受電までに実施し ており操作手順②に記載している。大飯 及び他 PWR 同様。
	(添付資料 1.14.3)	(添付資料 1.14.14)	
 動 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。 ① 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。 ② 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。 【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排 気ファンの起動は、「1.14.2.2.(1)a.所内 常設蓄電式直流電源設備による給電」に て繁理していることから、泊の記載箇所 にて比較する。
(7) 電源車による代替電源 (交流) からの給電	[優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系 受電の場合] (原子炉建屋東側の電源車接続口(東側)を使用する場合(原子炉建屋西側の電源車接続口(西側)を使用の場合は4 ^b , ⑤ ^a , ⑥ ^a を除く))	[優先3.可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]	【女川】運用の相違 (相違理由①) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違 ・治は、女川と同様に可擬型代替電源車の 接続口を東側と西側で2ルート確保して いるが、どちらも同様の手順で実施でき ることから、女川にように手順の相違に 関する内容は記載不要。(大飯と同様)
【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確認並びに電源車からの給電を指示する。	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の給電準備開始を指示する。	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系の給電準備開始を指示する。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備開始を指示する。 ④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。 ⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、		【女川】記載箇所の相違 ・大飯及び泊の給電準備指示に関する内容は、手順①*で記載している。 【女川】運用の相違 ・女川は、建屋内の電源車接続口を使用する場合に犀の開放が必要となるため、手順④*~⑥* に記載している。電源車の接続口の違いにより、扉の開放等の必要がないのは、大飯と同様。
【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 ② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、電源車の移動、起動前点検を実施する。	運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指示する。 ⑤ 運転員 (現場) C 及び D は、発電課長に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電課長は、発電所対策本部に連絡する。 ⑦ 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近に電源車(2台)を配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭載のケーブルを敷設及び並列運転用制御ケーブルを敷設し、接続する。 ⑧ 運転員 (現場) C 及び D は、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の受電前状態において異臭・発煙・破損・保護装置の動作等異常がないことを外観点検より確認す	② ^b 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、 可搬型代替電源車の移動及び起動前点検を実施する。	【女川】記載表現の相違 ・女川の給電準備に関する内容は、手順⑦ 『〜⑧』で記載している。
③ 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及 びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び 遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷 の切離しを実施する。	る。 ⑤ 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備としてメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とする。 ⑥ 運転員 (現場) C及び Dは、受電前準備としてモータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。	 ③^b 運転員 (中央制御室) Aは、受電前準備としてメタクラA系及びメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。 ④^b 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタA系、コントロールセンタA系並びにパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とす 	【大飯】設備の相違 ・大飯の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・女川及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開閉器室にて実施する。 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	① 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ 2F系からメタクラ 26系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認を実施する。	る。 ⑤ ^b 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系に受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放確認を実施する。	【女川】設備の相違 ・電路構成の相違 ・女川は、受電前の系統構成を中央制御室で実施する。 ・泊は、受電前の系統構成を現場の安全補機開閉器室で実施する。
	② 運転員 (中央制御室) A 及び B は、メタクラ 2G 系からメタクラ 2C 系へ 給電するための遮断器を「入」、メタクラ 2G 系からメタクラ 2C 系を受電するための遮断器を「入」、メタクラ 2G 系からメタクラ 2D 系へ給電するための遮断器を「入」、メタクラ 2G 系からメタクラ 2D 系を受電するための遮断器を「入」及び電源車からメ		【女川】設備の相違 ・電路構成の相違

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	タクラ 26 系を受電するための遮断器を「入」とする。 ③ 運転員 (中央制御室) A及びBは、メタクラ 2C 系から パワーセンタ 2C 系へ給電するための遮断器及びメタ クラ 2D 系からパワーセンタ 2D 系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長にメタクラ 2C 系 及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。 ④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車から メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系間の連絡母線までの 電路の健全性を絶縁抵抗測定により確認し、発電所対 策本部に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。	(6) 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは、メタクラA系からパワーコントロールセンタA系へ給電するための遮断器及びメタクラB系からパワーコントロールセンタB系へ給電するための遮断器の「入」確認を実施し、発電課長(当直)にメタクラA系及びメタクラB系への受電準備が完了したことを報告する。 (7) 災害対策要員は、可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系への給電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。	【女川】記載表現の相違 ・女川も泊も給電準備が完了したことを報 告している点で相違なし。
	「砂 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電準備が完了したことを報告する。 「砂 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブルにより給電ができない場合、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電を依頼する。 「砂 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によるメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系への給電開始を指示する。	(8) 発電課長(当直)は、可搬型代替電源車からの給電準 備作業が完了し、かつ後備変圧器からの給電ができな ければ、運転員及び災害対策要員に可搬型代替電源車 によるメタクラA系及びメタクラB系給電を指示す る。	【女川】体制の相違 ・女川は、発電所対策本部長の指示により 緊急安全対策要員が実施する。 【女川】運用の相違(相違理由②) 【女川】記載表現の相違 【女川】に載表現の相違 【女川】体制の相違 ・女川は、発電所対策本部長の指示により 緊急安全対策要員が実施する。
【比較のため、1,14,2.1(7)より再掲】 ④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力NFBを投入する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源車による給電を開始したことを報告する。 ⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常用発電装置受電しや断器を投入し、メタクラの受電を確認する。	(8) 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車(2 台)の起動及び並列操作により、メタクラ 26 系、メタ クラ 26 系及びメタクラ 20 系への給電を実施し、発電 所対策本部に電源車によるメタクラ 26 系、メタクラ 20 系及びメタクラ 2D 系へ給電が完了したことを報告す る。 (9) 発電所対策本部は、発電課長へ電源車(2 台)による メタクラ 26 系、メタクラ 20 系及びメタクラ 20 系へ給 電が完了したことを報告する。	 ⑨^b 災害対策要員は、現場でケーブルの接続、可搬型代替電源車を起動及び並列操作を実施する。 ⑩^b 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコントロールセンタB系の受電を確認する。 ⑪^b 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。 ⑫^b 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源受電遮断器A系を投入し、メタクラA系及びパワーコントロールセンタA系の受電を確認する。 	【大飯、女川】記載表現の相違 ・大飯は、電源車の起動からメタクラの受電操作を手順①~⑦で記載している。 ・女川は、電源車の起動からメタクラ2℃系及びメタクラ2D系の受電操作を手順®~③かで記載している。 ・泊は、可擬型代替電源車の起動からメタクラA系及びメタクラB系の受電操作を手順便~⑤かで記載している。非常用高圧母線の受電操作に関する手順として、実質的な相違はない。
⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。	② ⁶ 運転員 (中央制御室) A 及び B は,メタクラ 26 系,メ	(3) ^b 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタ A系の受電を確認する。 (4) ^b 運転員 (中央制御室) A及び運転員 (現場) Bは、現	【大飯】設備の相違 ・女川及び泊は、現場にて受電操作をして いるのに対し、大飯はパワーセンタ及び コントロールセンタの受電を中央制御室 にて実施。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	ールセンタ 2C 系並びにメタクラ 2D 系,パワーセンタ 2D 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電状態に異常がないことを確認後,発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2A,125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。 なお,遮断器用制御電源喪失により中央制御室からのメタクラ 2G 系、メタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系の遮断器操作ができない場合は、現場にて遮断器本体を手動で投入して電路を構成する。	トロールセンタ A 系及 びコントロールセンタ A 系並び にメタクラ B 系, パワーコントロールセンタ B 系及 びコントロールセンタ B 系の受電状態に異常がないことを確認後, 発電課長 (当直) に受電が完了したことを報告し, A 充電器, B 充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。	【女川】記載方針の相違 ・女川は、遮断器用制御電源喪失により中央制御室からの受電操作ができないことを想定した内容を記載している。 ・泊は、中央制御室での遮断を操作を想定
	125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順 については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設 備による給電」の操作手順®~⑬と同様である。	充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については,「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電)」の操作手順⑮~⑯と同様である。	していないことから記載しない。
⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。		(3) ^b 運転員(中央制御室)A,運転員(現場)B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。 (5) ^b 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を依頼する。	【大阪、女川】記載方針の相違 ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順 に、燃料補給の手順に着手することを記 載し、その具体的な手順については 「1.14.2.4燃料の補給手順」で整理して いる。
⑨ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃料(重油)補給を指示する。		① ^b 発電所対策本部長は, 災害対策要員に可搬型代替 電源車への燃料補給を指示する。	【大飯】設備の相違(相違理由⑥)
 10 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。 10 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。 10 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を行う。 			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池案排 気ファンの起動は、「1.14.2.2.(1) a.所 内常設蓄電式直流電源設備による絵電」 にて整理していることから、泊の記載箇 所にて比較する。
c. 操作の成立性	(c) 操作の成立性 [優先 1. ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合] 【ガスタービン発電機の自動起動による受電】	(c) 操作の成立性 [優先1. 代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合] 【代替非常用発電機の中央制御室からの手動起動による 受電】	The state of the s

<i>電源の維殊に関する手順寺</i> 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
上記のうち、空冷式非常用発電装置による受電操作につ	運転員(中央制御室)2名にて作業を実施した場合,作	運転員(中央制御室) 1名,運転員(現場) 1名及び災	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
いて、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、	業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタク	害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断	【女川】記載方針の相違
現場対応は1ユニット当たり運転員等 2 名により作業を	ラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 15 分以内で可能	してからの所要時間は以下のとおり。	・ 油の重大事故等の初期対応は、メタクラ
実施し、所要時間は約20分と想定する。	である。		B系受電により行なうことができるた
また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニ			め、メタクラB系受電後にメタクラA系
ット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は	比較のため島根2号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電		受電する。そのため、メククラB系及び
約5分と想定する。	源(交流)による対応手順(1)代替交流電源設備による		メタクラA系で分けた記載としている。
	給電(1.14-69頁」の記載を下記に掲示】	(1) \$10 4 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(島根と同様)
	・ガスタービン発電機によるM/C D系受電完了まで	・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコ	
	40分以内で可能である。	ントロールセンタB系受電完了まで 15 分以内で可能	
	・ガスタービン発電機によるM/C C系受電完了まで	である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコ	
	1時間10分以内で可能である。	・八音弁吊用電車機によるアククノA示及びハワーコントロールセンタA系受電完了まで 40 分以内で可能	
	1時間10分級内で可能である。	である。	
		・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及	
		びコントロールセンタB系受電完了まで 45 分以内で	
		可能である。	
	不要な交流負荷の切離し操作は、運転員(中央制御室)	THE CONTROL	【女川】運用の相違
	による操作は5分以内で可能であり、運転員(現場)によ		・女川はガスタービン発電機による 200 系
	る操作は45分以内で可能である。		及び 2D 系母線受電し、事象発生 27 時間
			後までに交流負荷の抑制を実施する。
			・泊は不要な交流負荷の抑制(自動起動防
			止)は、非常用高圧母線受電までに実施し
			ており, 一連の受電準備操作時間に含ま
			れていることから記載していない。大飯
			と同様。
	224 A 18 19 A 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	Account to the second of the s	20.000
	【ガスタービン発電機の現場からの起動による受電】	【代替非常用発電機の現場からの起動による受電】	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	運転員(中央制御室)2名, 運転員(現場)2名及び保	運転員(中央制御室)1名,運転員(現場)1名,運転	・女川及び泊は、現場からの起動手順を整
	修班員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断して	員班2名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合,	備している。
	からガスタービン発電機によるメタクラ 20 系及びメタク	作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。	【女川】記載方針の相違
	ラ 2D 系受電完了まで 45 分以内で可能である。		・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラ
			B系受電により行なうことができるた
			め、メタクラB系受電後にメタクラA系
			受電する。そのため、メタクラB系及び
			メタクラΛ系で分けた記載としている。
	10 March 10 March 10 March 10 March 10 To 10 March 10 Mar		(島根と同様)
	比較のため島根 2 号炉まとめ資料の「1.14.2.1 代替電		
	源(交流)による対応手順(1)代替交流電源設備による		
	給電(1.14-69頁) の記載を下記に掲示】	(b. ## ##	
	・ガスタービン発電機によるM/C D系受電完了まで	・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコ	
	1時間5分以内で可能である。	ントロールセンタB系受電完了まで 50 分以内で可能	
	ゴッカージ、突然機ト・トイルノの ので気傷かつよっ	である。	
	・ガスタービン発電機によるM/C C系受電完了まで	・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコ	
	1時間10分以内で可能である。	ントロールセンタA系受電完了まで 65 分以内で可能	
		である。	

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	30.10.1 73.30.41.1 4 73.	・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及 びコントロールセンタB系受電完了まで70分以内で 可能である。	(Marian Carlotte
	不要な交流負荷の切離し操作は,運転員(中央制御室)による操作は5分以内で可能であり,運転員(現場)による操作は45分以内で可能である。		【女川】運用の相違 ・女川はガスタービン発電機による 20 系 及び 20 系母線受電し、事象発生 27 時間 後までに交流負荷の抑制を実施する。 ・泊は不要な交流負荷の抑制(自動起動防止)は、非常用高圧母線受電までに実施しており、一連の受電準備操作時間に含まれていることから記載していない。大飯 と同様。
【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 c. 操作の成立性 上記のうち、電源車における受電操作について、中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。	[優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系 受電の場合] 運転員(中央制御室)2名,運転員(現場)2名及び重 大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合,作業開始 を判断してから電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで125分以内で可能である。	[優先3.可搬型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合] 運転員(中央制御室)1名,運転員(現場)1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電完了まで240分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】運用の相違(相違理由②)
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明 や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上が るように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状 態と同程度である。	円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具, 照明及び通信連絡設備を整備する。	円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認 性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境 の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	【大飯, 女川】記載表現の相違
空冷式非常用発電装置は、常設代替電源設備として設置しているため中央制御室から、早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。 空冷式非常用発電装置の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。空冷式非常用発電装置は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に		代替非常用発電機は、常設代替交流電源設備として設置しているため中央制御室から早期に非常用高圧母線への電源回復操作を実施する。 代替非常用発電機の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及びRCPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。代替非常用発電機は必要最大負荷以上の電力を確保することで、発電用原子炉を安定状態に収束	【女川】記載方針の相違
収束するための電力を供給する。さらに、空冷式非常用発電装置の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電する。また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 (添付資料1.14.3、1.14.4、1.14.5)		するための電力を供給する。さらに、代替非常用発電機の 電源裕度及びプラント設備状況(被災状況,定期事業者検 査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電する。 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等 の負荷へ給電する。	【大飯】記載表現の相違

電源の確保に関する手順等			
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため、1.14.2.1(7)より再掲】 円滑に作業できるように、可搬式代替電源用接続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続のため、手動にて実施し、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。電源車は、ブラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また、ブラントの被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。		可搬型代替電源車は,プラント監視機能等を維持するために必要な最低限度の電力を供給する。また,プラントの 被災状況に応じて使用可能な設備の電力を供給する。	
(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.11)	(添付資料 1.14.2-1)	(添付資料 1.14.3, 1.14.4, 1.14.15)	
(2) 77kV送電線による代替電源(交流)からの給電空冷式非常用発電装置による代替電源(交流)からの給電が実施できない場合に、77kV送電線による非常用高圧母線への代替電源(交流)から給電する手順を整備する。	【比較のため、1.14.2.1(1) b. の記載より再掲】 2 号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機による給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブル(常設)又は号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系又はメタクラ2D系までの電路を構成し、3号炉から給電することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。	b.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電 3号炉で外部電源、ディーゼル発電機及び代替非常用発 電機による給電ができない場合において、後備変圧器を使 用してメタクラA系又はメタクラB系までの電路を構成 し給電することにより、発電用原子炉の冷却、原子炉格納 容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧す る。	【大飯】設備の相違 (相違理由①) 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川実績の反映) 【大飯】設備の相違 (相違理由①) 【女川】設備の相違 (相違理由②)
a . 手順着手の判断基準		(a) 手順着手の判断基準 [後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電 準備開始の判断基準]	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違(相違理由①)
空冷式非常用発電装置の故障等により代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合において、77kV送電線の健全が確認できた場合。		代替非常用発電機の故障等により代替電源(交流)から の給電が母線電圧等にて確認できない場合において、 <mark>後備</mark> 変圧器の健全が確認できた場合。	【大飯】設備の相違 (相違理由①)
b. 操作手順 77kV送電線による代替電源(交流)からの給電を行 う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.5 図に、 タイムチャートを第1.14.6 図に示す。		(b) 操作手順 後備変圧器による非常用所内電気設備への給電手順の 概要は以下のとおり。概要図を第 1.14.10 図に, タイムチャートを第 1.14.11 図に示す。	【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、77kV送電線による代替電源(交流)給電を指示	【比較のため, 1.14.2.1(1) b. の記載より再掲】 [優先6.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3 号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ2C 系又はメタクラ2D系受電の場合] (メタクラ2D系への手順も同様である。)	[優先2.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]本手順は、後備変圧器を使用してメタクラB系へ給電する操作手順を示す。(メタクラA系への手順も同様である。) ① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に、後備変圧器によるメタクラA系又はメタク	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】設備の相違(相違理由①)

<i>電源の確保に関する手順等</i> 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
する。		ラB系の受電準備開始を指示する。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
② 運転員等は、中央制御室でNo. 1予備変圧器1次側		② 運転員(中央制御室) Aは、中央制御室で 66kV 泊支	【大飯】記載表現の相違
の遮断器が投入されていることを確認する。		線の電圧等の確認及び 66kV 泊支線から1号又は2号	・大飯及び泊は、受電準備に関する内容を
		炉への給電状態の確認により、後備変圧器による給電	記載している。
		が可能なことを確認する。	
		③ 運転員(中央制御室) Aは、受電前準備としてメタク	
		ラB系の動的負荷の自動起動防止のため, 中央制御室	
		にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。	
		④ 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて受	
		電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコ	
		ントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ	
		定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。	
		⑤ 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてメ	
		タクラA系及びメタクラB系に受電するためのSA用	
		代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断	
		器B系の開放確認を実施する。	
		⑥ 運転員(中央制御室) Aは、メタクラB系への受電準	
		備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。	AND THE RESIDENCE OF THE PARTY
		⑦ 発電課長(当直)は、運転員に、後備変圧器によるメタ	【大飯】設備の相違(相違理由①)
		クラB系の給電を指示する。	
③ 運転員等は、中央制御室でNo. 1予備変圧器2次側		⑧ 運転員 (中央制御室) Aは, 中央制御室で遮断器を投	227-24
の遮断器を投入する。		入し、 <mark>後備変圧器</mark> に異常がないことを確認する。	【大飯】設備の相違(相違理由①)
Specific personal and the second specific person of the second spe		⑨ 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて受	【大飯】記載表現の相違
④ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロ		電遮断器B系を投入し、メタクラB系及びパワーコン	
ールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により		トロールセンタB系の受電を確認する。	
電源が確保されたことを確認する。		⑩ 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてバ	
		ワーコントロールセンタ遮断器を投入しコントロール	THE WHAT PERSON WAS A PROPERTY OF THE PERSON
		センタB系の受電を確認する。	対し、大飯はパワーセンタ及びコントロ
		① 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは、メ	
		タクラB系, パワーコントロールセンタB系及びコント	施。
		ロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認	
		後、発電課長(当直)に受電が完了したことを報告し、	
		B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確	
		認する。	
		充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順に	
		ついては,「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄電式直流電源設	
		備による給電)」の操作手順⑤~⑱と同様である。	
⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起		① 運転員(中央制御室)A,運転員(現場)B及び災害	
動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設		対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動	
備を必要な時期に起動する。		する補機の確認を行うとともに, 重大事故等対処設備を	
		必要な時期に起動する。	
⑥ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
5 .			泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排
⑦ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動			気ファンの起動は、「1.14.2.2.(1) a. 所
し、蓄電池室の換気を行う。			内常設蓄電式直流電源設備による給電」
⑧ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を			にて整理していることから, 泊の記載箇

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
行う。			所にて比較する。(女川と同様。)
c. 操作の成立性		(c) 操作の成立性	
		[優先2.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB	AND THE RESERVE OF THE PROPERTY OF THE PROPERT
上記のうち、77kV送電線による受電操作について、		系受電の場合] 運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて	【大飯】設備の相違(相違理由①) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等1名により		連転員(中央制御室) 1名及び連転員(現場) 1名にて 作業を実施した場合,作業開始を判断してから後備変圧器	【大飯】設備の相違(相違理由①)
作業を実施し、所要時間は約10分と想定する。		によるメタクラA系又はメタクラB系受電完了まで 60 分	[八版] 版圖· / [1] 歷 ([1]]
TEXT CALL ON THE STATE OF THE S		以内で可能である。	
また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニ		2112 23 20	【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
ット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は			・治は、充電器受電に伴う操作の成立性に
約5分と想定する。			ついては、「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄
			電式直流電源設備による給電」にて整理
	TRANSPORTED DOTTE OF FIRST PROPERTY DESCRIPTION OF THE PROPERTY OF THE PROPERT		していることから、泊の記載箇所にて比
	【比較のため, 1.14.2.1(1) a. の記載より再掲】	the second confidence of the control	較する。(女川と同様。)
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上が	照明及び通信連絡設備を整備する。	照明,通信連絡設備等を整備するとともに、暗闇でも視認	
るように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状	*	性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通	
態と同程度である。 77kV送電線による電源(交流)からの給電について		常運転時と同程度である。 後備変圧器による電源(交流)からの給電については、	【大飯】設備の相違(相違理由①)
は、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電す		ケーブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。	(人版) 成幅の相違 (相違理用U)
る。		グークルの心电音量を与感じた質問の範囲門で和電する。	
77kV送電線による電源(交流)からの給電の必要最		後備変圧器による電源(交流)からの給電の必要最大負	
大負荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷とな		荷は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、	
る、「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し、原		「外部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し,原子炉	
子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールLOCAが発生		補機冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」	
する事故」及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部		及び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失	
電源が喪失するとともに非常用所内交流電源が喪失し、原		するとともに非常用所内交流電源が喪失し,原子炉補機冷	
子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合である。77k		却機能が喪失する事故」の場合である。後備変圧器による	
V送電線による電源(交流)からの給電は必要最大負荷以		電源(交流)からの給電は必要最大負荷以上の電力を確保	
上の電力を確保することで、原子炉を安定状態に収束する		することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を供	
ための電力を供給する。さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期検査中等)に応じたその		給する。さらに1号又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況,定期事業者検査中等)に応じたその他	【大飯】記載表現の相違
他使用可能な設備に給電する。		使用可能な設備に給電する。	[人故] 此載表先の相連
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等		また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等	
の負荷へ給電する。		の負荷へ給電する。	
(添付資料 1. 14. 4、1. 14. 5、1. 14. 6)		(添付資料 1.14.4, 1.14.5, 1.14.15)	
		NA NE 20000011 NO NO NO NO	
(3) No. 2予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号			【大飯】設備の相違(相違理由②)
機間融通による代替電源(交流)からの給電			
77kV送電線による代替電源(交流)からの給電が実			
施できない場合に、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による非常用高圧母線への代替			
電源(交流)から給電する手順を整備する。			
a . 手順着手の判断基準			

電源の難保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
77kV送電線の故障等により代替電源(交流)からの	タ州が1万元电/72 切が	旧元电グラググ	THEATH
給電が母線電圧等にて確認できない場合において、他号炉			
のディーゼル発電機が健全等であることをディーゼル発			
電機電圧等にて確認できた場合。			
電機電圧等にて機能ときた場合。 ※6 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと			
おり。			
・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル			
発電機2台が健全			
・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が			
健全			
()			
b. 操作手順			
No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概			
要は以下のとおり。概略図を第1.14.7図に、タイムチャ			
ートを第1.14.8図に示す。			
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等			
に、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用し			
た号機間融通を指示する。			
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施			
する。			
③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロッ			
ク解除(ジャンパ、リフト)処置を行う。			
④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディ			
ーゼル発電機の負荷について切離しを行う。			
⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の母線負荷について切離しを行う。			
⑥ 運転員等は、現場でNo. 2予備変圧器 1次側の遮断			
器を開放する。			
⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 2予備			
変圧器受電遮断器を投入する。			
⑧ 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のN			
o. 2予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受			
電を確認する。			
⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロ			
ールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により			
電源が確保されたことを確認する。			
⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施した			
インターロック解除 (ジャンパ、リフト) 処置を一部復			
旧する。			
① 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起			
動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設			
備を必要な時期に起動する。			
② 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			
る。			

電源の確保に関する手順等			
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
③ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動	h		1
し、蓄電池室の換気を行う。	*		
(A) 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電			
行う。			
c. 操作の成立性			
上記のうち、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを			
使用した号機間融通による受電操作について、中央制御電			
対応は運転員等2名、現場対応は運転員等2名により作業	ŧ		
を実施し、所要時間は約65分と想定する。			
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転			
等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 5 分と想定す			
5.	1		
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明			
や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上れ			
るように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転を			
態と同程度である。	x		
No. 2 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号標			
間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の			
範囲内で給電する。			
No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号標			
間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスの・	i l		
ち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流管	Ĭ.		
源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシール」			
OCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ	<u>*</u>		
運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流管			
源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合			
である。			
No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号			
間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原一			
炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに	9 I		
他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期			
検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電する。			
	*		
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等			
の負荷へ給電する。			
(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.7)			
(4) No. 1予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した。	*		【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
機間融通による代替電源(交流)からの給電			・下段の泊の記載箇所にて比較する。
No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号標			
間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない	y .		
場合に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用1			
た号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交流			
から給電する手順を整備する。			
		I .	1

電源の維殊に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
No. 2予備変圧器の故障等によりNo. 2予備変圧器	タ川赤1万元电/7~7が	旧元电/月びりが	和建江田
2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電			
源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合			
において、他号炉のディーゼル発電機が健全等であるこ			
とをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。			
※7 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと			
おり。			
・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル			
発電機2台が健全			
・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が			
健全			
使主			
b. 操作手順			
No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概			
要は以下のとおり。概略図を第1.14.9 図に、タイムチャ			
ートを第1.14.10図に示す。			
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等			
に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用し			
た号機間融通を指示する。			
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施			
する。			
③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロッ			
ク解除(ジャンパ、リフト)処置を行う。			
④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディ			
ーゼル発電機の負荷について切離しを行う。			
⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の母線負荷について切離しを行う。			
⑥ 運転員等は、現場でNo. 1予備変圧器 1 次側の遮断			
器を開放する。			
③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロッ			
ク解除(ジャンパ、リフト)処置を行う。			
⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo. 1予備			
変圧器受電遮断器を投入する。			
66 (宋武县位) - 項目《早楼明前区明私区业长》(安长) - 天			
⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施した			
インターロック解除(ジャンパ、リフト)処置を一部復 旧する。			
H-7 Q.			
8 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のN			
o. 1予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受			
電を確認する。			
⑨ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロ			
ールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により			
S & C Y MI S / MI WANTED MANAGEMENT IN C P. A.			

電源の確保に関する手順等	Entrance on Francisco and the Line	ALF max mellioned to less have	The safe care II
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
電源が確保されたことを確認する。			
⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施した			
インターロック解除 (ジャンパ、リフト) 処置を一部復			
旧する。			
① 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起			
動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設			
備を必要な時期に起動する。			
② 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			
る。			
□ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動			
し、蓄電池室の換気を行う。			
① 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を			
行う。			
A STATE OF COURT ASSESSMENT OF THE STATE OF			
c. 操作の成立性			
上記のうち、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを			
使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室			
対応は運転員等3名、現場対応は運転員等2名により作業			
を実施し、所要時間は約65分と想定する。			
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員			
等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 5 分と想定す			
3.			
一円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明			
や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上が			
るように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状			
態と同程度である。			
No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の			
範囲内で給電する。			
No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのう			
ち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電			
源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールL			
OCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ			
運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電			
源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合			
である。			
No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子			
炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、			
他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期			
検査中等) に応じたその他使用可能な設備に給電する。			
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等			
の負荷へ給電する。			
THE PARTY OF THE P			

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 (添付資料 1, 14, 4, 1, 14, 5, 1, 14, 8) (5) 号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用し b. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系又は c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使 【大飯】設備の相違(相違理由④) た号機間融通による代替電源(交流)からの給電 メタクラ 2D 系受電 用したメタクラA系又はメタクラB系受電 【大飯】設備の相違(相違理由⑤) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 2号炉で外部電源,非常用ディーゼル発電機,高圧炉心 3号炉で外部電源、ディーゼル発電機、代替非常用発電 【女川】運用の相違(相違理由①) 間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機に 機、後備変圧器及び可搬型代替電源車による給電ができな 場合に、号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使 よる給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーブ い場合において、号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) ル (常設) 又は号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を使用 ケーブルを使用して1号又は2号炉のディーゼル発電機 用した号機間融通による非常用高圧母線への代替電源(交 流)から給電する手順を整備する。 して 3 号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ 2C 系 からメタクラA系又はメタクラB系までの電路を構成し、 1号又は2号炉から給電することにより、発電用原子炉の 又はメタクラ 2D 系までの電路を構成し、3 号炉から給電 【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】 することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷 冷却,原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備 【女川】設備の相違(相違理由①) あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使 の電源を復旧する。 却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の 用できず、電源車による代替電源(交流)からの給電が実 電源を復旧する。 施できない場合に、号機間電力融通予備ケーブル(3号~ なお、号炉間電力融通ケーブル(常設)が使用できない なお, 号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備が使用できな 【女川】記載方針の相違 4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代 場合は、第2保管エリアに配備する号炉間電力融通ケーブ い場合は、展望台西側エリアに配備する号炉間連絡予備ケ 泊の号炉間連絡予備ケーブルについて 替電源(交流)から給電する手順を整備する。 ル(可搬型)を使用して電力融通を行う。 ーブルを使用して電力融通を行う。 は、給電手段の優先順位が6番目となり、 号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備によ る給電ができない場合の手段であること から、その旨を記載している。 a. 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 [号炉間電力融通ケーブル(常設)による給電の判断基準] [号炉間連絡ケーブルによる給電の判断基準] 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) No. 1予備変圧器の故障等によりNo. 1予備変圧器 2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心 可搬型代替電源車による代替電源(交流)からの給電が 【大飯】設備の相違(相違理由面) 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電 スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機に 母線電圧等にて確認できない場合において、1号又は2号 【大飯】運用の相違(相違理由②) 炉のディーゼル発電機2台が健全であることをディーゼ 【女川】運用の相違(相違理由①) 源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合 よるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電ができない において、他号炉のディーゼル発電機が健全**8であるこ 状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)又は ル発電機電圧等にて確認できた場合。 非常用ディーゼル発電機 (B) が健全で電力融通が可能な とをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。 場合。 ※8 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと 【大飯】設備の相違(相違理由面) おり 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル 発電機2台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が 健全 [号炉間連絡予備ケーブルによる給電の判断基準] 【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】 「号炉間電力融通ケーブル (可搬型)による給電の判断基 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】運用の相違(相違理由②, ①) 電源車の故障等により代替電源からの給電が母線電圧 2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心 開閉所設備を使用した号炉間電力融通による代替電源 等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発 スプレイ系ディーゼル発電機, ガスタービン発電機及び号 (交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合に 【女川】運用の相違(相違理由①) 電機が健全等のであることをディーゼル発電機電圧等にて 炉間電力融通ケーブル (常設) によるメタクラ 2C 系及び おいて、1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が健全で

確認できた場合。

※10 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと

・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル

メタクラ 2D 系へ給電ができない状況において、3 号炉の 非常用ディーゼル発電機 (A) 又は3号炉の非常用ディー ゼル発電機 (B) が健全で電力融通が可能な場合。

あることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
発電機 2 台が健全 ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機 1 台が 健全 b. 操作手順 号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した 号機間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1. 14. 11 図に、タイムチャートを第 1. 14. 12 図に、機器配置を第 1. 14. 13 図に示す。 【比較のため、1. 14. 2. 1(8)より再掲】 b. 操作手順 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した 号機間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1. 14. 21図に、タイムチャートを第1. 14. 22図に、ケーブル敷設ルートを第	(b) 操作手順 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第 1.14-10 図に、タイムチャートを第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。	(b) 操作手順 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使 用したメタクラA系又はメタクラB系受電手順の概要は 以下のとおり。概要図を第 1. 14. 12 図に、タイムチャート を第 1. 14. 13 図及び第 1. 14. 14 図に、号炉間連絡ケーブル の機器配置を第 1. 14. 15 図に、号炉間連絡予備ケーブルの 敷設ルートを第 1. 14. 16 図に示す。	【大板】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違 ・泊は、機器配置及び敷設ルートを示す。
1.14.23図に示す。	[優先2. 号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した3号炉の非常用ディー ゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]本手順は、2号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、3号炉の非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブルを使用して2号炉のメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系へ給電する操作手順を示す。	[優先4. 号炉間連絡ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]本手順は、3号炉で全交流動力電源が喪失した状況において、1号又は2号炉のディーゼル発電機から号炉間連絡ケーブルを使用して3号炉のメタクラA系又はメタクラB系へ給電する操作手順を示す。	【女川】運用の相違 (相違理由①) 【大版】記載方針の相違(女川実績の反映)
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当 直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設 ケーブル (3号~4号) による号機間融通での給電を 指示する。	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系、メタクラ2C系の受電準備を指示する。 ② 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系の給電準備を指示する。	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員、災害対策要員及び1号及び2号炉発電課長(当直)に号炉間連絡ケーブルを使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。 ② 1号及び2号炉運転員に号炉間連絡ケーブルを使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の給電準備を指示する。	
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しや断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しや断器からのケーブルを号機間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続する。		③ ^a 災害対策要員は、現場にて号炉間連絡ケーブルの健全性を確認した上で、号炉間連絡ケーブルの接続を実施する。	【大飯】記載簡所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載簡所にて比較する。 【大飯】記載表現の相違 ・ケーブルの接続に関する内容記載しており、相違なし。 【女川】設備の相違 ・女川の号炉間電力融通ケーブルについては、常時接続状態であり、中央制御室からの遮断器操作により受電操作が可能。 ・泊の号炉間連絡ケーブルは、常時敷設であるが、切離し箇所があるため現場での接続作業が必要である。(大飯と同様)
【比較のため上段の記載より再掲】 ② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先		④° 1号及び2号炉運転員(現場)Bは、現場の安全補機	【大飯】記載表現の相違

<i>電源の帷珠に関する手順寺</i> 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。		開閉器室にてメタクラA系及びメタクラB系に受電するための1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。	 大飯は、給電先号炉の受電準備と供給元 号炉の送電準備を手順②にまとめて記載 している。 女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と 供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。
	③ 3 号炉運転員 (中央制御室) A は、非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、3 号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3 号炉発電課長は発電課長に報告する。	⑤ 1号及び2号炉運転員(中央制御室)A及び1号及び2号炉運転員(現場)Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長(当直)に給電準備が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長(当直)は発電課長(当直)に報告する。	【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開関器室にて実施する。
	④ 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備として ガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するた めの遮断器、メタクラ 2F 系からメタクラ 2C 系へ給電 するための遮断器、3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認す る。		【女川】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。
	⑤ 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2C系の動的負荷の自動起動防止のためCSを「停止」又は「引ロック」とし、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。	(6) 運転員 (中央制御室) Aは、受電前準備としてメタクラ B系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。 ② 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタ B系及びコ	【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開
	【比較のため上段の記載より再掲】 ① 運転員 (中央制御室) A及びBは、受電前準備としてガスタービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器、メタクラ 2F 系からメタクラ 2C 系へ給電するための遮断器、3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「切」又は「切」確認する。	ントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ 定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。 ⑧ [®] 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてメ タクラA系及びメタクラB系に受電するためのSA用 代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断 器B系の開放確認を実施する。	関器室にて実施する。 【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、中央制御室のみで実 施可能である。 ・泊の電路構成は、現場の安全補機関閉器 室にて実施する。
		 ⑨ 運転員(中央制御室) Aは、メタクラB系への受電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 ⑩ 災害対策要員は、号炉間連絡ケーブルの健全性確認及び号炉間連絡ケーブルの接続が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 	【女川】設備の相違 ・女川の号炉間電力融通ケーブルについては、常時接続状態であり、中央制御室からの遮断器操作により受電操作が可能。 ・大飯及び泊の号炉間連絡ケーブルは、常時敷設であるが、切離し箇所があるため現場での接続作業が必要である。
	⑥ 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力 融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディ ーゼル発電機(A)によるメタクラ2F系への給電開始	① 発電課長(当直)は、運転員及び1号及び2号炉発電 課長(当直)へ号炉間連絡ケーブルを使用した1号又 は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラB系への	【大飯、女川】記載表現の相違 ・大飯の号が問受電操作は、手順①~⑤で 記載している。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	を指示する。	給電開始を指示する。	・女川の号炉間受電操作は、手順⑥~~③*で
④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブルを接続した空冷式非常用発電装置受電しや断器を投入する。	⑦ 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ2F系への給電を指示する。	②* 1号及び2号炉発電課長(当直)は、1号及び2号炉運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラB系への給電を指示する。	記載している。 ・泊の号炉間受電操作は、手順②~~⑥。で 記載している。
9 20	※ 3 号炉運転員(中央制御室) A は、3 号メタクラ 3C 系	③ 1号及び2号炉運転員(現場)Bは,現場の安全補機	【女川】設備の相違
	からメタクラ 2F 系へ給電するための遮断器を「入」と	開閉器室にて1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮	・女川の3号炉から2号炉への給電操作
	し、3 号炉発電課長にメタクラ 2F 系への給電が完了し	断器を投入し、1号及び2号炉発電課長(当直)に3号	は、中央制御室のみで実施可能である。
	たことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に 報告する。	炉のSA用代替電源遮断器B系までの給電が完了した ことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長(当 直)は発電課長(当直)に報告する。	 泊の1号又は2号炉から3号炉への給電 操作は、現場の安全補機開閉器室にて実施する。
	⑨ 発電課長は、運転員に3号メタクラ3C系からメタク	① 発電課長(当直)は、運転員に1号又は2号炉のディ	【女川】記載表現の相違
	ラ 2F 系への受電開始を指示する。	ーゼル発電機からメタクラB系への受電開始を指示する。	
	⑩°運転員(中央制御室) A及びBは,3号メタクラ3C系		
	からメタクラ 2F 系を受電するための遮断器を「入」と し、発電課長にメタクラ 2F 系の受電が完了したことを 報告する。		
	① 発電課長は、運転員に号炉間電力融通ケーブル(常設)		
	を使用したメタクラ 2C 系への受電開始を指示する。		
	② 運転員 (中央制御室) A 及び B は,メタクラ 2F 系から	⑮。 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて S	【女川】設備の相違
	メタクラ 2C 系へ給電するための遮断器を「入」とする。	A用代替電源遮断器B系を投入し、メタクラB系及び パワーコントロールセンタB系の受電を確認する。	・大飯及び泊は、現場にて受電操作をしているのに対し、女川はすべて中央制御室にて実施。
	② 運転員 (中央制御室) A 及びB は、メタクラ 2F 系から メタクラ 2C 系を受電するための遮断器を「入」とし、 メタクラ 2C 系、パワーセンタ 2C 系及びモータコント ロールセンタ 2C 系の受電操作を実施する。	⑥° 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。	
⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入さ	(中央制御室) A 及び B は,メタクラ 2C 系,パ	⑪° 運転員(中央制御室) Aは、メタクラB系、パワーコ	【大飯,女川】記載表現の相違
れ、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、 発電所対策本部長へ報告する。	ワーセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2C 系の受電状態に異常がないことを確認後,発電課長に受電が完了したことを報告し,125V 充電器 2A,125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。	ントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の 受電状態に異常がないことを確認後,発電課長(当直) に受電が完了したことを報告し,B充電器及び中央制 御室監視計器の交流電源復旧を確認する。	
	9 %		
	125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順 については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設 備による給電」の操作手順®~⑬と同様である。	充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順に ついては、「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄電式直流電源設 備による給電)」の操作手順⑤~⑱と同様である。	
◎ 写起具然は 現場で非常用支圧以始の番片される。		60g 写起具 /由由制物会\ A 写起具 /用用\ 为丑~8% \$	[J_1] State-of counts
⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コント		® 運転員(中央制御室)A,運転員(現場)B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場にて受電に伴い順次	【女川】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違
ロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等		起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処	・受電完了後、必要負荷を起動することに
の必要負荷を起動する。		設備を必要な時期に起動する。	相違なし。
② 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映)
5.			・ 泊は、 充電器受電操作に伴う 蓄電池室排
⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動			気ファンの起動は、「1.14.2.2.(1) a. 所
し、蓄電池室の換気を行う。			内常設蓄電式直流電源設備による給電」

電源の維殊に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を			にて整理していることから、泊の記載箇
行う。			所にて比較する。
c. 操作の成立性			【女川】記載箇所の相違
上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)			・下段の泊の記載箇所にて比較する。
を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御			
室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安			
全対策要員2名にて実施し、所要時間は約75分と想定す			
る。			
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員			
等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定す			
ప ం:			
TO SHALL MANAGER AND THE STATE OF THE SHALL			
円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続の登記を表現した。			
続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続とし、移動ないのかにみると推進の思う活動が生まれた。			
動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとと			
もに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表			
示を行う。遮断器操作については、速やかに作業ができる よう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転			
より下来物所过渡に使用工具を配酬する。 半値は囲帯理転 状態と同程度である。			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負			
荷の範囲内で給電する。			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) は、通常運			
転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切って			
おり、重大事故等時のみ接続する。			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンス			
のうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交			
流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシー			
ルLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドル			
一プ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交			
流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の			
場合である。			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保すること			
で、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。			
さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状			
況、定期検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電			
する。			
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等			
の負荷へ給電する。			
(添付資料 1, 14, 4、1, 14, 5、1, 14, 9)			

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

電 源の解除に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】			
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用した号機間融通による代替電源 (交流) からの給電	[優先3. 号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を使用した3 号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合] (メタクラ 2D 系への手順も同様である。)	[優先6. 号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] (メタクラA系への手順も同様である。)	【大飯】設備の相違(相違理由⑤) 【女川】運用の相違(相違理由⑥) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき 当直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通予備ケ ープル(3号~4号)を使用した号機間融通での給電を指 示する。	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ 2G系、メタクラ 2C系への受電準備を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設及び電路構成を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ 2C系への受電準備開始を指示	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、連転員、災害対策要員及び1号及び2号炉発電課長(当直)に号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉ディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。	【女川】記載箇所の相違 ・大飯及び泊の給電準備指示に関する内容は、手順①で記載している。
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。	する。 ④ 運転員 (中央制御室) A 及びB は、メタクラ 2C 系、の動的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロック」とする。	② ^b 運転員(中央制御室)Aは、受電前準備としてメタクラB系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。 ③ ^b 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。	【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、給電先の受電準備と供給元の送電準備を手順②にまとめて記載している。 ・女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安
	(5)* 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ2F系からメタクラ26系へ給電するための遮断器及びメタクラ2F系からメタクラ2F系からメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」又は「切」確認する。 (6)* 運転員(中央制御室)A及びBは、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2G系を受電するための遮断器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ2C系の受電準備が完了したことを報告する。 (7)* 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケ	(4) 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラA系又はメタクラB系に受電するためのSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。 (5) 運転員(中央制御室)Aは、メタクラB系の受電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 (6) 1号及び2号炉発電課長(当直)は、1号及び2号炉	全補機開閉器室にて実施する。 【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の電路構成は、現場の安全補機開閉器 室にて実施する。(大飯と同様)
	(ア 3 号炉発電床投は、3 号炉理転員に号炉間電力配連ケーブル (可搬型) を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクラ 2C 系への給電準備を指示する。 【比較のため下段の記載より再掲】 ③ 3 号炉運転員 (中央制御室) A は、3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2G 系へ給電するための遮断器及び 3 号	運転員に号炉間連絡予備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラB系への給電準備を指示する。 (⑦) 1号及び2号炉運転員(現場)Bは,現場の安全補機	【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、中央制御室のみで実

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系へ給電するための遮断器の「切」を確認し、3号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。	るための1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器 A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認 する。	施可能である。 ・泊の電路構成は、現場の安全補機開閉器 室にて実施する。(大飯と同様) 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、給電先号炉の受電準備と供給元 号炉の送電準備を手順②にまとめて記載 している。 ・女川及び泊は、給電先号炉の受電準備と 供給元号炉の送電準備を分けた記載とし ている。
	(8)*3 号炉運転員(中央制御室) A は,3 号炉の非常用ディーゼル発電機(A)の運転継続に,不要な負荷の停止操作を実施する。 (9)*3 号炉運転員(中央制御室) A は,3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2G 系へ給電するための遮断器及び3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系へ給電するための遮断器の「切」を確認し,3 号炉発電課長に給電準備が完	(8) 1号及び2号炉運転員(中央制御室)A及び1号及び2号炉運転員(現場)Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長(当直)に給電準備が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長(当直)は発電課長(当直)に報告する。	【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開開器室にて実施する。 【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
【比較のため、1,14,2.1(8)より再掲】 ③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しや断器及び給電先メタクラ盤の空冷式非常用発電装置受電しや断器に号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を敷設し、接続する。	了したことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。 ① 保修班員は、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を保管エリアから2号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口又は3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を敷設する。 ② 保修班員は、2号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口及び3号炉の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)接続口に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を接続する。 ② 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ2C系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。		【大飯、女川】運用の相違 ・泊は、号炉間連絡子備ケーブルを車両に積載し、敷設場所まで移動後、敷設作業を実施する。 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順③で記載している。 ・女川は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順⑪~⑪□で記載している。 ・泊は、ケーブル敷設、接続に関する内容を手順⑪~⑪□で記載している。
	(3) 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力 融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ2G系への給電開始 を指示する。 (4) 3号炉発電課長は、3号炉運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)からメタクラ2G系への給電開始	② 発電課長(当直)は、運転員及び1号及び2号炉発電課長(当直)に号炉間連絡子備ケーブルを使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系及びメタクラB系への給電開始を指示する。 ③ 1号及び2号炉発電課長(当直)は、1号及び2号炉運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタ	

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】 ④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を接続した空冷式非常用発電装置受電しや断器を投入する。	を指示する。 ⑤ 3 号炉運転員 (現場) B 及び C は、3 号メタクラ 3C 系にて電路構成を実施し、3 号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。 ⑥ 3 号炉運転員 (中央制御室) A は、3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2G 系へ給電するための遮断器を「入」とし、3 号炉発電課長にメタクラ 2G 系への給電が完了し	クラB系への給電を指示する。 (4) 1号及び2号炉運転員(現場)Bは,現場の安全補機開開器室にて1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器を投入し、1号及び2号炉発電課長(当直)に3号	【女川】記載方針の相逢 ・泊は、1号又は2号炉からの3号炉まで の電路構成が手順®・で完了しているた め、記載していない。
	たことを報告する。また、3号炉発電課長は発電課長に報告する。 ① 運転員 (中央制御室) A及びBは、3号メタクラ30系からメタク26系を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長にメタクラ26系の受電が完了したことを報告する。	炉のSA用代替電源遮断器B系までの給電が完了したことを報告する。また、1号及び2号炉発電課長(当直)は発電課長(当直)に報告する。	【女川】記載方針の相違 ・泊は、手順銀 ^か にて1号又は2号炉からの 3号炉までの給電が完了しているため記載していない。
	® 発電課長は、運転員にメタクラ 2G 系からメタクラ 2C 系への給電開始を指示する。	⑤ 発電課長(当直)は、運転員に1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラB系への受電開始を指示する。	【女川】記載表現の相違
⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元及び給電先の空冷式非常用発電装置受電しや断器が投入され、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策本部長へ報告する。	⑨ 運転員 (中央制御室) A及びBは、メタクラ2G系からメタクラ2C系へ給電するための遮断器を「入」とする。	⑩ 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてSA用代替電源遮断器 B系を投入し、メタクラ B系及びパワーコントロールセンタ B系の受電を確認する。	【女川】設備の相違 ・大飯及び泊は、現場にて受電操作をして いるのに対し、女川はすべて中央制御室 にて実施。
	② 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ20系から メタクラ20系を受電するための遮断器を「入」とし、 メタクラ20系、パワーセンタ20系及びモータコント ロールセンタ20系の受電操作を実施する。	⑩ ^b 運転員(現場)Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタB系の受電を確認する。	
	21 ^b 運転員 (中央制御室) A及びBは,メタクラ 2C系,パワーセンタ 2C系及びモータコントロールセンタ 2C系の受電状態に異常がないことを確認後,発電課長に受電が完了したことを報告し,125V充電器 2A,125V充電器 2B 及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。	(8) 運転員(中央制御室) Aは、メタクラB系、パワーコントロールセンタB系及びコントロールセンタB系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長(当直)に受電が完了したことを報告し、A充電器、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。	
	125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順 については、「1.14.2.2.(1)a. 所内常設蓄電式直流電源設 備による給電」の操作手順®~⑬と同様である。	充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電)」の操作手順⑬~⑱と同様である。	
 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コントロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等の必要負荷を起動する。 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す 			【女川】記載方針の相違 【大飯】記載表現の相違 ・電源復旧後,必要負荷の起動することに 相違なし。
回 国			【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排 気ファンの起動は、「1.14.2.2.(1) a.所 内常設蓄電式直流電源設備による給電」 にて整理していることから、泊の記載箇

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			所にて比較する。女川も同様。
【比較のため、1.14.2.1(5)より再掲】 c.操作の成立性 上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、聚急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約75分と想定する。 【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】 上記のうち、号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室対応は運転員等1名、聚急安全対策要員6名にて実施し、所要時間は約2.4時間と想定する。	(c) 操作の成立性 優先2.の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ 20 系又はメタクラ 2D 系受電操作は、2 号炉運転員(中央制御室)2 名及び3 号炉運転員(中央制御室)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ 20 系又はメタクラ 2D 系の受電完了まで30 分以内で可能である。 優先3.の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したメタクラ 20 系又はメタクラ 2D 系の電完了まで30 分以内で可能である。 優先3.の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電操作は、2 号炉運転員(中央制御室)2名、3 号炉運転員 (中央制御室)1名、3 号炉運転員(現場)2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電完了まで225分以内で可能である。 なお、号炉間電力融通ケーブル(常設)については、メタクラ 2F 系と3号メタクラ 3C 系間及びメタクラ 2F 系と3号メタクラ 3D 系間に常時敷設されている。 また、号炉間電力融通ケーブル(可搬型)は屋外(第2保管エリア)に配備されており、円滑に2号炉及び3号炉	(c) 操作の成立性 優先4.の号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系 又はメタクラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室) 1名、3号炉運転員(現場)1名、1号及び2号炉運転員 (中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(現場)1名 及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。 優先6.の号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名、1号及び2号炉運転員(中央制御を判断してから号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで395分以内で可能である。 なお、号炉間連絡ケーブルについては、代替給電用接続盤1~代替給電用接続盤4、代替給電用接続盤2~代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤2、代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤4から切離していない場合は、代替給電用接続盤1、代替給電用接続盤2、代替給電用接続盤3及び代替給電用接続盤4から切離しており、重大事故等時のみ接続する。 また、号炉間連絡予備ケーブルは屋外(展望台西側エリア)に配備されており、円滑に3号炉及び1号又は2号炉	
【比較のため、1.14.2.1(5)より再掲】 円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接続監等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続とし、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作については、速やかに作業ができる	保管エリア)に配備されており、円滑に2号炉及び3号炉間にケーブルを敷設することが可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。	ア)に配備されており、円滑に3号炉及び1号又は2号炉間にケーブルを敷設することが可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

電源の確保に関する手順等			and the second s
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
よう作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転		は通常運転状態と同程度である。	
状態と同程度である。			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した		号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負		用した号炉間電力融通については、ケーブルの送電容量を	・泊は、「c. 号炉間連絡ケーブル又は号炉
荷の範囲内で給電する。		考慮した負荷の範囲内で給電する。	間連絡予備ケーブルを使用したメタクラ
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) は、通常運		号炉間連絡ケーブル及び号炉間連絡予備ケーブルは、通	A系又はメククラB系受電」にて、号炉
転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を切って		常運転中は、遮断器及びケーブルにより1号又は2号炉と	間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケー
おり、重大事故等時のみ接続する。		の縁を切っており、重大事故等時のみ接続する。	ブルの受電に関する内容を整理してお
わり、里入事放守時のが接続する。		の縁を切っており、里人争取寺時のみ接続する。	
			り、操作の成立性についても合わせた記
			載としている。
号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を使用した		号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使	
号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンス		用した号炉間電力融通の必要最大負荷は、想定される事故	
のうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交		シーケンスのうち最大負荷となる,「外部電源喪失時に非	
流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシー		常用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能の喪失及	
ルLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドル		び RCP シール LOCA が発生する事故」及び「燃料取出前の	【大飯】記載方針の相違
ープ運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交		ミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常	・泊は、想定される事故シーケンスの中で、
流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の		用所内交流電源が喪失し,原子炉補機冷却機能が喪失する	最大負荷となる2事象について記載して
場合である。		事故」の場合である。	いる。
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) を使用した		号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使	7
号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保すること		用した号炉間電力融通では、必要最大負荷以上の電力を確	
で、原子炉を安定状態に収束するための電力を供給する。		保することで、原子炉を安定状態に収束するための電力を	
さらに、他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状		供給する。さらに1号又は2号炉の電源裕度及びプラント	
況、定期検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電		設備状況(被災状況,定期事業者検査中等)に応じたその	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
する。		他使用可能な設備に給電する。	
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等		また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等	
の負荷へ給電する。		の負荷へ給電する。	
(添付資料 1. 14. 4、1. 14. 5、1. 14. 9)	(添付資料 1.14.2-2)	(添付資料 1.14.4, 1.14.6, 1.14.15)	
【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】			
円滑に作業できるように、空冷式非常用発電装置受電遮			【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
断器盤等の常設設備と接続する箇所は端子接続とし、移動			
経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するととも			
に、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示			
を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに			
作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室			
温は通常運転状態と同程度である。			
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) を使用した			
号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負			
荷の範囲内で給電する。			
The thronds the second of the second of			
【比較のため、1.14.2.1(8)より再掲】			
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) は、通常運			
転中は、敷設していないため、他号炉との縁を切っており、			
重大事故等時のみ接続する。			
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用した			

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

泊発電所3号炉

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

相違理由

1.14 電源の確保に関する手順等

号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンス のうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交 流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシー ルLOCAが発生する事故」の場合である。号機間電力融 通予備ケーブル (3号~4号)を使用した号機間融通は必 要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状 態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電 源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期検査中等) に応じたその他使用可能な設備に給電する。

大飯発電所3/4号炉

また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等 の負荷へ給電する。

(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.12)

(4) No. 1予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号 機間融通による代替電源(交流)からの給電

No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電が実施できない 場合に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用し た号機間融通による非常用高圧母線への代替電源 (交流) から給電する手順を整備する。

a. 手順着手の判断基準

No. 2予備変圧器の故障等によりNo. 2予備変圧器 2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通による代替電 源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場合 において、他号炉のディーゼル発電機が健全*7であるこ とをディーゼル発電機電圧等にて確認できた場合。

※7 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと おり。

- 供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル 発電機2台が健全
- ・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が 健全
- b. 操作手順

No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順の概 要は以下のとおり。概略図を第1.14.9 図に、タイムチャ

【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】

2号炉で外部電源、非常用ディーゼル発電機、高圧炉心 スプレイ系ディーゼル発電機及びガスタービン発電機に よる給電ができない場合において、号炉間電力融通ケーフ ル (常設) 又は号炉間電力融通ケーブル (可搬型) を使用 して3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ2C系 又はメタクラ 2D 系までの電路を構成し、3 号炉から給電 することにより、発電用原子炉及び使用済燃料プールの冷 却、原子炉格納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の 電源を復旧する。

女川原子力発電所2号炉

(a) 手順着手の判断基準

[号炉間電力融通ケーブル(常設)による給電の判断基準]

d. 開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB 【大飯】設備の相違(相違理由③) 系受雷

3号炉で外部電源、ディーゼル発電機、代替非常用発電 機、後備変圧器、可搬型代替電源車及び号機間連絡ケーブ ルによる給電ができない場合において、開閉所設備を使用 して1号又は2号炉のディーゼル発電機からメタクラA 系又はメタクラB系までの電路を構成し、1号又は2号炉 から給電することにより、発電用原子炉の冷却、原子炉格 納容器内の冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧

(a) 手順着手の判断基準

[開閉所設備による給電の判断基準]

号炉間連絡ケーブルを使用した号炉間融通による代替 電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できない場 合において、1号又は2号炉のディーゼル発電機2台が健 全であることをディーゼル発電機電圧等にて確認できた 場合。

【大飯】設備の相違(相違理由⑪)

【大飯】運用の相違(相違理由②)

【女川】設備の相違(相違理由位)

【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

【大飯】運用の相違(相違理由②)

【大飯】設備の相違(相違理由③)

(b) 操作手順

号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ 2C 系及び メタクラ 2D 系受電手順の概要は以下のとおり。手順の対 応フローを第1.14-5 図に、概要図を第1.14-10 図に、

(b) 操作手順

開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系 【大飯】設備の相違(相違理由③) 受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-17 図 に、タイムチャートを第1.14-18 図に示す。

<i>電源の確保に関する手順等</i> 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
ートを第1.14.10 図に示す。	イムチャートを第 1.14-11 図及び第 1.14-12 図に示す。 [優先 2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した 3 号炉の非常用ディー ゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]	[優先5. 開閉所設備を使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]	147000 1001
 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機間融通を指示する。 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先 	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2F系、メタクラ2C系の受電準備を指示する。 ② 3号炉発電課長は、3号炉運転員に号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した非常用ディーゼル発電機によるメタクラ2C系の給電準備を指示する。	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び1号及び2号炉発電課長(当直)に開閉所設備を使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の受電準備を指示する。 ② 1号及び2号炉運転員に開閉所設備を使用したディーゼル発電機によるメタクラB系の給電準備を指示する。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) ・泊は、受電指示及び給電指示に関する内容を手順①と②で分けた記載としている。 ・大飯は、①のみで記載している。 【大飯】設備の相違(相違理由③)
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施する。 ③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置を行う。 ④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。 ⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先の母線負荷について切離しを行う。	【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】 ⑤" 運転員 (中央制御室) A及びBは、メタクラ 2C系の動 的負荷の自動起動防止のため CS を「停止」又は「引ロ ック」とし、発電課長にメタクラ 2C系の受電準備が完 了したことを報告する。	③ 運転員 (中央制御室) Aは、受電前準備としてメタクラ B系の動的負荷の自動起動防止のため、中央制御室にて操作器を「切」又は「切ロック」とする。 ④ 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて受電前準備としてパワーコントロールセンタ B系及びコントロールセンタ B系の負荷抑制のため、あらかじめ定められた負荷以外の遮断器を「切」とする。 ⑤ 運転員 (現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてメタクラ A系及びメタクラ B系に受電するための SA用代替電源受電遮断器 A系及び SA用代替電源受電遮断	【大飯】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。 【大飯】記載箇所にて比較する。 【大飯】記載舊所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。 【大飯、女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。 ・泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全補機開関器室にて実施する。
⑥ 運転員等は、現場でNo.1予備変圧器1次側の遮断器を開放する。		器B系の開放確認を実施する。 (6) 運転員(現場) C及び1号及び2号炉運転員(現場) Cは、現場の開閉所にて開閉所設備の遮断器を操作し、融通電路を構成する。 (7) 運転員(中央制御室) AはメタクラB系の受電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。	【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違(相違理由③)
【比較のため上段の記載より再掲】 ④ 運転員等は、中央制御室及び現場で供給元母線のディーゼル発電機の負荷について切離しを行う。	【比較のため, 1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】 ③ 3 号炉運転員(中央制御室)Aは,非常用ディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し,3 号炉発電課長に給電準備が完了したことを報告する。また,3号炉発電課長は発電課長に報告する。	 1号及び2号炉運転員(現場)Bは、現場の安全補機開開器室にてメタクラA系又はメタクラB系に受電するための1号又は2号炉のSA用代替電源受電遮断器A系及びSA用代替電源受電遮断器B系の開放を確認する。 1号及び2号炉運転員(中央制御室)A及び1号及び2号炉運転員(現場)Bは、中央制御室及び現場にてディーゼル発電機の負荷の切替え及び運転継続に不要な負荷の停止操作を実施し、1号及び2号炉発電課長(当直)に給電準備が完了したことを報告する。また、1号 	【大飯】記載表現の相違 ・大飯は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を手順②にまとめて記載している。 ・泊は、給電先号炉の受電準備と供給元号炉の送電準備を分けた記載としている。 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・女川の動的負荷の自動起動防止処置は、中央制御室のみで実施可能である。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

直原の維殊に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため上段の記載より再掲】 ③ 運転員等は、現場で号機間融通に必要なインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置を行う。 ⑦ 運転員等は、中央制御室で供給元母線のNo.1予備変圧器受電遮断器を投入する。 【比較のため上段の記載より再掲】 ⑩ 運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置を一部復旧する。	安川原十刀発電所 2 芳炉	田が竜所3号炉 及び2号炉発電課長(当直)は発電課長(当直)に報告する。 ① 1号及び2号炉運転員(現場)Bは、融通開始時の突入電流による電路上の保護リレーの動作防止のため、現場で保護リレーをロックする。 ① 1号及び2号炉運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて融通する1号又は2号炉の非常用母線の起動変圧器受電遮断器を投入し、開閉所設備を充電する。 ② 1号及び2号炉の運転員(現場)Bは、現場で保護リレーのロックを解除する。	*大飯及び泊の動的負荷の自動起動防止処置については、中央制御室及び現場の安全輔機開閉器室にて実施する。 【大飯】運用の相違 ・泊は、起動変圧器受電遮断器投入前に保護リレー動作防止のため、保護リレーのロックを実施し、遮断器投入後保護リレーのロックを解除する。 ・大飯はインターロック解除処置を行い、No.1予備変圧器1次側の開放、供給元母線のNo.1予備変圧器2電遮断器投入及び給電先のNo.1予備変圧器受電遮断器投入及び給電先のNo.1予備変圧器で電速断器を投入する。受電前に保護リレー及びインターロック等の処置を実施することに大飯と実質的な相違はない。
 運転員等は、中央制御室で号機間融通給電先母線のNo.1予備変圧器受電遮断器を投入し、メタクラの受電を確認する。 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により電源が確保されたことを確認する。 	【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】 ① 運転員(中央制御室)A及びBは、メタクラ 2C系、パワーセンタ 2C系及びモータコントロールセンタ 2C系の受電状態に異常がないことを確認後、発電課長に受電が完了したことを報告し、125V 充電器 2B及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。 125V 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1)a.所内常設蓄電式直流電源設備による給電」の操作手順⑧~③と同様である。	(3) 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて予備変圧器受電遮断器 B系又は所内変圧器受電遮断器 B系を接続する。 (4) 運転員(中央制御室) Aは、中央制御室にて予備変圧器受電遮断器 B系を投入し、メタクラ B系及びパワーコントロールセンタ B系の受電を確認する。 (5) 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にてパワーコントロールセンタ遮断器を投入し、コントロールセンタ B系の受電を確認する。 (6) 運転員(中央制御室) Aは、メタクラ B系、パワーコントロールセンタ B系の受電を確認する。 (6) 運転員(中央制御室) Aは、メタクラ B系、パワーコントロールセンタ B系の受電を確認する。 (6) 運転員(中央制御室) Aは、メタクラ B系、パワーコントロールセンタ B系ので電認を確認する。 (6) 運転員(中央制御室監視計器を選集長(当直)に受電が完了したことを報告し、B充電器及び中央制御室監視計器の交流電源復旧を確認する。 充電器復旧及び中央制御室監視計器復旧操作手順については、「1.14.2.2.(1) a.所内常設蓄電式直流電源設備による給電)」の操作手順⑤~⑱と同様である。	 泊は、現場にて遮断器の接続操作を実施する。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違
運転員等は、現場で号機間融通開始に当たり実施したインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置を一部復旧する。			【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
① 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。② 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す		① 運転員(中央制御室)A,運転員(現場)B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設備を必要な時期に起動する。	【大飯】記載簡所の相違(女川実績の反映)

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3 号炉と比較対象とならない記載内容

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 泊は、充電器受電に伴う操作の成立性に (3) 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動 ついては、「1.14.2.2.(1) a. 所内常設蓄 し、蓄電池室の換気を行う。 電式直流電源設備による給電」にて整理 ⑪ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を していることから、泊の記載億所にて比 行う。 較する。(女川と同様。) 【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】 c. 操作の成立性 (c) 操作の成立性 (c) 操作の成立性 優先2. の号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用したメ 上記のうち、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを 優先5.の開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタ 【大飯】記載表現の相違 使用した号機間融通による受電操作について、中央制御室 タクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電操作は、2 号炉運転員 クラB系受電操作は、3号炉運転員(中央制御室)1名、 【大飯】設備の相違(相違理由③) 対応は運転員等3名、現場対応は運転員等2名により作業 (中央制御室) 2 名及び 3 号炉運転員(中央制御室) 1 名 3号炉運転員(現場)2名,1号及び2号炉運転員(中央 を実施し、所要時間は約65分と想定する。 にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間 制御室) 1名及び1号及び2号炉運転員(現場) 1名にて 電力融通ケーブル(常設)を使用したメタクラ 20 系又は 作業を実施した場合、作業開始を判断してから開閉所設備 メタクラ 20 系の受電完了まで 30 分以内で可能である。 を使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了ま で 215 分以内で可能である。 また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員 【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) 等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定す 泊は、充電器受電操作に伴う蓄電池室排 気ファンの起動は, 1.14.2.2.(1) a. 所内 常設蓄電式直流電源設備による給電)」に て整理していることから、 泊の記載箇所 にて比較する。女川と同様。 【比較のため、1.14.2.1(1)c. の記載より再掲】 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 【大飯】記載表現の相違 や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上が 照明及び通信連絡設備を整備する。 照明及び通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性 るように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状 が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の 態と同程度である。 周囲温度は通常運転状態と同程度である。遮断器操作に使 【大飯】記載方針の相違 用する工具については速やかに作業ができるよう現場に 泊の遮断器操作は、現場にて専用工具を 使用し操作するため、現場配備している。 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 開閉所設備を使用した号炉間電力融通については、ケー 【大飯】設備の相違(相違理由③) 間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負荷の ブルの送電容量を考慮した負荷の範囲内で給電する。 範囲内で給電する。 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 開閉所設備を使用した号炉間電力融通の必要最大負荷 間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンスのう は、想定される事故シーケンスのうち最大負荷となる、「外 ち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交流電 部電源喪失時に非常用所内交流電源が喪失し,原子炉補機 源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシールL 冷却機能の喪失及び RCP シール LOCA が発生する事故」及 OCAが発生する事故」及び「燃料取出前のミッドループ び「燃料取出前のミッドループ運転中に外部電源が喪失す 運転中に外部電源が喪失するとともに非常用所内交流電 るとともに非常用所内交流電源が喪失し,原子炉補機冷却 源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する事故」の場合 機能が喪失する事故」である。 である。 No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 開閉所設備を使用した号炉間電力融通は、必要最大負荷 間融通は必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子 以上の電力を確保することで,原子炉を安定状態に収束す 炉を安定状態に収束するための電力を供給する。さらに、 るための電力を供給する。さらに、1号又は2号炉の電源 他号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期 裕度及びプラント設備状況(被災状況,定期事業者検査中 【大飯】記載表現の相違 検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電する。 等) に応じたその他使用可能な設備に給電する。 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等 の負荷へ給電する。 の負荷へ給電する。 (添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.8) (添付資料 1.14.4, 1.14.7, 1.14.15)

電源の健床に関する手順寺	女川原子力発電所2号炉	治務電配3早相	相違理由
大飯発電所3/4号炉	女川原十万 宪电例 2 号炉	泊発電所 3 号炉	(大飯) 設備の相違(相違理由⑤)
(6) 号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2号~3, 4号)			人數】故棚の相塞(相 建 建田切)
を使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通による代替電源(交流)からの給電が実施でき			
ない場合に、号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,			
4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代			
替電源(交流)から給電する手順を整備する。			
a.手順着手の判断基準			
号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通による代替電源 (交流) からの給電が母線電圧			
等にて確認できない場合において、1号炉又は2号炉のデ			
イーゼル発電機が健全***であることをディーゼル発電機			
電圧等にて確認できた場合。			
※9 1号炉又は2号炉のディーゼル発電機が健全と			
は以下のとおり。			
・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル			
発電機2台が健全			
・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が			
・ 供給元が低温停止中の場合はアイーでル光电機1 ロが 健全			
使主			
b. 操作手順			
号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)を			
使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電を			
行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第 1.14.14 図			
に、タイムチャートを第 1.14.15 図に、機器配置を第			
1.14.16 図及び第1.14.17 図に示す。			
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当			
直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通恒設			
ケーブル (1, 2号~3, 4号) による号機間融通での			
給電を指示する。なお、供給元は、1号炉ができなけれ			
ば2号炉とし、給電先は、3号炉又は4号炉、3号炉及			
び4号炉とする。			
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施			
する。			
③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の使用			
可能な遮断器に号機間融通用高圧ケーブル接続盤から			
の恒設ケーブルを敷設し、接続する。			
④ 緊急安全対策要員は、現場で給電先メタクラ盤の空冷			
式非常用発電装置受電しや断器からのケーブルを号機			
間融通用高圧ケーブルコネクタ盤にてコネクタで接続			
する。			
⑤ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の恒設ケーブル			
を接続した遮断器及び空冷式非常用発電装置受電しゃ			
- white a second make a second			

電源の確保に関する手順等		が これ収入 まこま 5.3 × 110 和 7日 柳子 、 110 和 2 × 1	元、政備も行う相違(大質の元を相違など
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
断器を投入する。			
⑥ 緊急安全対策要員は、現場で供給元の遮断器が投入さ			
れ、給電先メタクラ盤へ電力融通が開始されたことを、			
発電所対策本部長へ報告する。			
元电////水平印及「報告する。			
⑦ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電			
源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コント			
The second secon			
ロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等			
の必要負荷を起動する。			
⑧ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			
る。			
⑨ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動			
し、蓄電池室の換気を行う。			
⑩ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を			
行う。			
e. 操作の成立性			
上記のうち、号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~			
3,4号)を使用した号機間融通による受電操作について、			
中央制御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対			
応は1ユニット当たり運転員等2名、緊急安全対策要員3			
名にて実施し、所要時間は約3時間と想定する。			
Control of the Control of the Control of Con			
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員			
等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 5 分と想定す			
る。			
円滑に作業できるように、号機間融通用高圧ケーブル接			
続盤等の常設設備と接続する箇所はコネクタ接続(3,4			
号)及び端子接続(1,2号)とし、移動経路の確保及び			
携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認			
性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル			
接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう			
作業場所近傍に使用工具を配備する。室温は通常運転状態			
と同程度である。			
号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2号~3, 4号)を			
使用した号機間融通については、ケーブルの送電容量を考			
慮した負荷の範囲内で給電する。			
号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)は、			
通常運転中は、遮断器及びケーブルにより他号炉との縁を			
切っており、重大事故等時のみ接続する。			
号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)を は出した品機関聯係の火薬品力を共は、相応されて事材と			
使用した号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シ			
ーケンスのうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常			
用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びR			
CPシールLOCAが発生する事故」及び「燃料取出前の			
ミッドループ運転中に外部電源が喪失するとともに非常			
用所内交流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能が喪失する			

電源の確保に関する手順等	<u> </u>	THE CHERTISCISSIST BEACHT IN THE BOX TO BE THE STATE OF T	
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
事故」の場合である。 号機間電力融通恒設ケーブル (1, 2号~3, 4号)を使用した号機間融通では必要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を定状態に収束するための電力を供給する。さらに、1号炉又は2号炉の電源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期検査中等)に応じたその他使用可能な設備に給電する。 また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等の負荷へ給電する。 (添付資料1.14.4、1.14.5、1.14.10)			【大飯】 記載箇所の相違
号機間電力融通恒設ケーブル (1,2号~3,4号)を 使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が 実施できない場合に、電源車により非常用高圧母線への代 替電源(交流)から給電する手順を整備する。 なお、電源車の接続場所は位置的に分散した2ヶ所を整 備する。			・上段の泊の記載箇所にて比較する。
a. 手順着手の判断基準 号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)を 使用した号機間融通による代替電源(交流)からの給電が 母線電圧等にて確認できない場合。 b. 操作手順			
電源車による代替電源(交流)からの給電を行う手順の 概要は以下のとおり。概略図を第1.14.18 図に、タイムチャートを第1.14.19 図に、ケーブル敷設ルートを第 1.14.20 図に示す。 また、電源車への燃料(重油)補給の手順は1.14.2.4(1) 「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」にて整 備する。			
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当 直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認 及び電源車の寄り付き場所からのケーブルルートの確 認並びに電源車からの給電を指示する。② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確 認、電源車の移動、起動前点検を実施する。			
 ② 運転員等は、中央制御室でメタクラ、パワーセンタ及びコントロールセンタに接続されるすべての機器及び遮断器の操作スイッチを「切」又は「引断」にし、負荷の切離しを実施する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルコネクタの接続及び電源車を起動し、出力NFBを投入する。 			

<i>電源の維殊に関する手順寺</i> 大飯発電所3∕4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
⑤ 緊急安全対策要員は、現場で発電所対策本部長に電源			
車による給電を開始したことを報告する。			
⑥ 運転員等は、現場の安全補機開閉器室にて空冷式非常			
用発電装置受電しや断器を投入し、メタクラの受電を			
確認する。			
⑦ 運転員等は、中央制御室でパワーセンタ及びコントロ			
ールセンタを受電し、非常用高圧母線の電圧計により			
電源が確保されたことを確認する。			
⑧ 運転員等は、中央制御室及び現場で受電に伴い順次起動する補機の確認を行うとともに、重大事故等対処設			
動りる相機の確認を行うとともに、重人事故等対処故 備を必要な時期に起動する。			
第電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃			
料(重油)補給を指示する。			
⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			
5.			
① 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動			
し、蓄電池室の換気を行う。			
② 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を			
行う。			
c. 操作の成立性			
上記のうち、電源車における受電操作について、中央制			
御室対応は1ユニット当たり運転員等2名、現場対応は1			
ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名によ			
り作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。			
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員			
等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 5 分と想定す			
る。			
円滑に作業できるように、可搬式代替電源用接続盤等の			
常設設備と接続する箇所はコネクタ接続のため、手動にて			
実施し、移動経路の確保及び携帯照明や通信設備等を整備 するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤			
り るとともに、喧闹でも祝祀社が上がるように探拝対象監 に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。			
電源車は、プラント監視機能等を維持するために必要な			
最低限度の電力を供給する。また、プラントの被災状況に			
応じて使用可能な設備の電力を供給する。			
(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.11)			
(8) 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用し			【大飯】記載簡所の相違
(8) 芳機同電力配通予偏クーノル (3 芳~4 芳) を使用した 号機間融通による代替電源 (交流) からの給電			・上段の泊の記載箇所にて比較する。
/ - 小			The state of the s
あらかじめ敷設した号機間電力融通恒設ケーブルが使			
用できず、電源車による代替電源(交流)からの給電が実			
施できない場合に、号機間電力融通予備ケーブル(3号~			

電源の確保に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
4号)を使用した号機間融通による非常用高圧母線への代			
替電源(交流)から給電する手順を整備する。			
to carrie to the control of the cont			
a . 手順着手の判断基準			
電源車の故障等により代替電源からの給電が母線電圧			
等にて確認できない場合において、他号炉のディーゼル発			
電機が健全**10 であることをディーゼル発電機電圧等にて			
確認できた場合。			
※10 他号炉のディーゼル発電機が健全とは以下のと			
\$60°			
・供給元が運転中又は高温停止中の場合はディーゼル			
発電機 2 台が健全			
・供給元が低温停止中の場合はディーゼル発電機1台が			
健全			
WE II.			
b. 操作手順			
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用した			
号機間融通による代替電源(交流)からの給電を行う手順			
の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.21図に、タイム			
チャートを第 1.14.22 図に、ケーブル敷設ルートを第			
1.14.23 図に示す。			
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当			
直課長及び緊急安全対策要員に、号機間電力融通予備			
ケーブル (3号~4号) を使用した号機間融通での給			
電を指示する。			
② 運転員等は、中央制御室及び現場で号機間融通給電先			
の所内電源系統の受電準備、供給元の送電準備を実施			
する。			
③ 緊急安全対策要員は、現場で供給元メタクラ盤の空冷			
式非常用発電装置受電しや断器及び給電先メタクラ盤			
の空冷式非常用発電装置受電しや断器に号機間電力融			
通予備ケーブル (3号~4号)を敷設し、接続する。			
④ 運転員等は、現場で供給元及び給電先の号機間電力融			
通予備ケーブル(3号~4号)を接続した空冷式非常			
用発電装置受電しや断器を投入する。			
⑤ 緊急安全対策要員は、現場で供給元及び給電先の空冷			
式非常用発電装置受電しや断器が投入され、給電先メ			
タクラ盤へ電力融通が開始されたことを、発電所対策			
本部長へ報告する。			
⑥ 運転員等は、現場で非常用高圧母線の電圧計により電			
源が確保されたことを確認後、パワーセンタ、コント			
ロールセンタの復旧を行い、直流電源、計装用電源等			
の必要負荷を起動する。			
⑦ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示す			
<u>る。</u>			

1.14 電

電源の確保に関する手順等	但光电例 3 号炉 1文州的能力	儿牧众	号炉と比較対象とならない記載内容	緑字:記載表明	見、設備名称の相違(実質的な相違なし
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由
⑧ 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動					
し、蓄電池室の換気を行う。					
⑨ 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を					
行う。					
V-2					
c. 操作の成立性					
上記のうち、号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)					
を使用した号機間融通による受電操作について、中央制御					
室対応は運転員等1名、現場対応は運転員等1名、緊急安					
全対策要員6名にて実施し、所要時間は約2.4時間と想定					
する。					
また、充電器の受電操作については、現場対応は運転員					
等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 5 分と想定す					
る。					
円滑に作業できるように、空冷式非常用発電装置受電遮					
断器盤等の常設設備と接続する箇所は端子接続とし、移動					
経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するととも					
に、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示					
を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに					
作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。室					
温は通常運転状態と同程度である。					
日標 即原金上班 子子 地上一 一子。 / 6 日 - 1 日 / 土 村 田 / 土					
号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した 号機間融通については、ケーブルの送電容量を考慮した負					
荷の範囲内で給電する。					
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) は、通常運					
転中は、敷設していないため、他号炉との縁を切っており、					
重大事故等時のみ接続する。					
号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)を使用した					
号機間融通の必要最大負荷は、想定される事故シーケンス					
のうち最大負荷となる、「外部電源喪失時に非常用所内交					
流電源が喪失し、原子炉補機冷却機能喪失及びRCPシー					
ルLOCAが発生する事故」の場合である。号機間電力融					
通予備ケーブル (3号~4号)を使用した号機間融通は必					
要最大負荷以上の電力を確保することで、原子炉を安定状					
態に収束するための電力を供給する。さらに、他号炉の電					
源裕度及びプラント設備状況(被災状況、定期検査中等)					
に応じたその他使用可能な設備に給電する。					
また、審査基準ごとに要求される重大事故等対処設備等					
の負荷へ給電する。					
(添付資料 1.14.4、1.14.5、1.14.12)					
(9)優先順位					【大飯】記載箇所の相違
全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納					・下段の泊の記載箇所にて比較する。
容器の破損、使用済燃料ビット内燃料体等の著しい損傷及					1 are a trial and are mission of a branch a 200
年間が展り、使用研究性にクロコ原料は中華の着しい。真関及					<u> </u>

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

電源の確保に関する手順等	25	777 CPCRATACTS 5134 自己被 744	た。以間も行うが位置(大質にかる位置)な
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するた			
めに必要な電力を確保するための代替電源(交流)による			
給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV			
送電線、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No.			
1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケ			
ープル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル (3号~			
4号)の順で使用する。			
空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号			
炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での			
電源回復操作を並行し、短時間での電力供給ができるた			
め、第1優先で使用する。			
77kV送電線による代替電源(交流)からの給電は、			
他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央			
制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することが			
できることから、第2優先で使用する。			
No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機			
問融通による代替電源(交流)からの給電は、運転員等に			
よるインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置後、中			
央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電すること			
ができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと			
から、第3優先で使用する。			
No. 1 予備変圧器 2 次側恒設ケーブルを使用した号機			
間融通による代替電源(交流)からの給電は、運転員等に			
よるインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置後、中			
央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電すること			
ができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと			
及び上記の第3優先手順に比べ、対応に必要な要員が多い			
ことから、第4優先で使用する。			
THE BOOK AND A STATE OF THE STA			
号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通に トスの特殊が、(方法) からの公式は、1500年 1000年 10			
よる代替電源(交流)からの給電は、上記の第4優先手順			
と同様に給電までに要する準備時間が比較的長いこと及			
び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いこ			
とから、第5優先で使用する。			
なお、号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号) と号機間電力融通恒設ケーブル (1,2号~3,4号) の優先			
順位は、給電までに要する準備時間が比較的短いことか ら、号機間電力融通恒設ケーブル (3号~4号)を優先と			
り、 が機制電力機通恒設クーブル (35~45) を変光と する。			
電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備			
電源単は、必要とされる監視設備や中央制御主空網設備 等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源			
安を維持するための取扱版必要な負荷へ和電できる電源 であること及び給電までに要する準備時間が比較的長い			
ことから、第6優先で使用する。			
ここれつ、外り度元(区川リヤツ。			

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号) による給電			
は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優			
先で使用する。			
上記の第1優先から第7優先までの手順を連続して行			
った場合、約 11 時間で実施でき、所内直流電源設備から			
給電されている 24 時間以内に、十分な余裕を持って給電			
を開始する。			
以上の対応手順のフローチャートを第 1.14.24 図に示			
t.			
		1	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等

大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 1.14.2.2 代替電源(直流)による給電手順等 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 1.14.2.2 代替電源(直流)による対応手順 (1) 代替直流電源設備による給電 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) (1) 代替直流電源設備による給電 (1) 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)から a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 【大飯】設備の相違(相違理由⑦) の給電 全交流動力電源喪失時は、蓄電池(安全防護系用)によ 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失, ガス 外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失, 代替非常用 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) り、非常用直流母線へ代替電源(直流)が自動で給電され タービン発電機、号炉間電力融通ケーブル及び電源車によ 発電機,後備変圧器,可搬型代替電源車,号炉間連絡ケー 【女川】設備の相違 る。このため、蓄電池(安全防護系用)による直流電源を る交流電源の復旧ができない場合、125V 蓄電池 2A 及び ブル、開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルによる 自主対策設備の相違 給電するための手順を整備する。 125V 蓄電池 2B により, 24 時間にわたり直流母線へ給電す 交流電源の復旧ができない場合、蓄電池(非常用)及び後 【女川】設備の相違(相違理由①) 備蓄電池により、24時間にわたり直流母線へ給電する。 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失後, 充 外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失後、充電器を 電器を経由した直流母線 (125V 直流主母線盤) への給電か 経由した直流母線への給電から、蓄電池(非常用)による 【大飯】設備の相違(相違理由⑦) ら、125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による直流母線 直流母線への給電に自動で切り替わることを確認する。蓄 (125V 直流主母線盤) への給電に自動で切り替わること 電池(非常用)の延命のため、全交流動力電源喪失から1 を確認する。125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命の 時間以内に、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系 【大飯,女川】設備の相違 ため、全交流動力電源喪失から1時間以内に、中央制御室 計装盤室において簡易な操作でプラントの状態監視に必 大飯及び女川の全交流動力電源喪失発生 において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではな 要ではない直流母線の直流負荷を切り離し、その後、全交 1時間までに実施する直流負荷切離し操 い 125V 直流主母線盤の直流負荷を切り離し、その後、全 流動力電源喪失から8.5時間以内に、中央制御室外におい 作は、中央制御室のみで実施可能。 交流動力電源喪失から8時間以内に,中央制御室外におい て不要な直流負荷の切離しを実施し、全交流動力電源喪失 泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接 て必要な負荷以外の切離しを実施することで、24 時間に から13時間後にB後備蓄電池を投入し、17時間後にA後 する安全系計装盤室で操作する。(伊方と わたり 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B へ 備蓄電池を投入することで、24 時間にわたりA直流母線 同様) 給電する。 及びB直流母線へ給電する。 【女川】設備の相違(相違理由①) 【女川】記載表現の相違 所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電して 所内常設蓄電式直流電源設備から直流母線へ給電して いる 24 時間以内に、ガスタービン発電機、号炉間電力融 いる 24 時間以内に、代替非常用発電機、後備変圧器、可 【女川】設備の相違 通ケーブル又は電源車によりメタクラ 2C 系及びメタクラ 搬型代替電源車, 号炉間連絡ケーブル, 開閉所電気設備又 自主対策設備の相違 2D 系を受電し、その後、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 は号炉間連絡予備ケーブルによりメタクラA系及びメタ 2Bを受電して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池 クラB系を受電し、その後、A充電器及びB充電器を受電 して直流電源の機能を回復させる。なお、蓄電池を充電す を充電する際は水素が発生するため、蓄電池室の換気を実 施する。また、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケー る際は水素が発生するため、安全系蓄電池室の換気を実施 ブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 20 系及 する。また、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替 【女川】設備の相違 びモータコントロールセンタ 2D 系の受電完了後は、中央 電源車,号炉間連絡ケーブル、開閉所電気設備又は号炉間 自主対策設備の相違 制御室監視計器の復旧確認を行う。 連絡予備ケーブルによるコントロールセンタA系及びコ ントロールセンタB系の受電完了後は、中央制御室監視計 器の復旧確認を行う。 a. 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 (a) 手順着手の判断基準 [所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 [所内常設蓄電式直流電源設備によるA直流母線及びB 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への給電の判断基準] 直流母線への給電の判断基準] 全交流動力電源喪失により,125V 充電器 2A 及び125V 充 全交流動力電源喪失発生後、交流電源から非常用直流母 全交流動力電源喪失により、A充電器及びB充電器の交 線への給電が母線電圧等にて確認できない場合。 電器 2B の交流入力電源の喪失が発生した場合。 流入力電源の喪失が発生した場合。 「必要な負荷以外の切離しの判断基準] [不要な直流負荷切離しの判断基準] 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B から 125V 直流主母 蓄電池(非常用)からA直流母線及びB直流母線への自 線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電開始から 動給電開始から1時間以内に代替非常用発電機による給 電がなく、代替非常用発電機によるA充電器及びB充電器 1時間以内にガスタービン発電機による給電がなく、ガス

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	タービン発電機による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源の復旧が見込めない場合。	の交流入力電源の復旧が見込めない場合。	
	[125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準]全交流動力電源喪失時に、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車により、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系の受電が可能となった場合。	[A 充電器, B 充電器の受電及び中央制御室監視計器の復旧確認の判断基準] 全交流動力電源喪失時に, 代替非常用発電機, 後備変圧器, 可搬型代替電源車, 号炉間連絡ケーブル, 開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルにより, コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系の受電が可能となった場合。	The second second second second second
b. 操作手順 蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの 給電は、自動動作となるため、自動動作の状況を中央制御 室で警報表示等により、電源が確保されていることを確認 する。 早期の交流電源の復旧見込みがない場合、安全防護系直 流不要負荷切離しによる直流電源給電を開始する。手順の 概要は以下のとおり。また、概略図を第1.14.25図に、タ イムチャートを第1.14.26図に示す。	(b) 操作手順 所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は 以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14-5 図に、概要 図を第 1. 14-13 図及び第 1. 14-15 図に、タイムチャートを 第 1. 14-14 図及び第 1. 14-16 図に示す。 なお、125V 蓄電 池 2H による給電手段については、「1. 14. 2. 5 (2) 非常用 直流電源設備による給電」にて整備する。	(b) 操作手順 所内常設蓄電式直流電源設備による給電手順の概要は 以下のとおり。概要図を第 1.14.19 図及び第 1.14.21 図 に、タイムチャートを第 1.14.20 図及び第 1.14.22 図に示す。	【大飯】設備の相違(相違理由⑦) 【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・大飯は、臀帳表示等の確認にて蓄電池からの給電により電源が確保されていることを確認する。 ・泊は、直流母線電圧及び警根表示等により電源が確保されていることの確認を操作手順に記載しており、蓄電池による直流給電状態確認操作に相違はない。
	[所内常設蓄電式直流電源設備による 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B への自動給電確認]	[所内常設蓄電式直流電源設備によるA直流母線及びB 直流母線への自動給電確認]	【大板】記載方針の相違(女川実績の反映)
① 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されていることを、中央制御室で警報表示等により確認する。	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による自動給電状態の確認を指示する。 ② 運転員(中央制御室) A は、中央制御室にて 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧及び M/C6-2D 低電圧」警報により確認する。	 ① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に蓄電池(非常用)による自動給電状態の確認を指示する。 ② 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にてA充電器及びB充電器の交流入力電源喪失したことを警報表示等により確認する。 	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載表現の相違(女川実績の反映) ・交流入力電源喪失を警報表示にて確認 することに相違なし。
	③ 運転員 (中央制御室) A は、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への自動給電状態に異常がないことを 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B,125V 直流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 の電圧指示値により確認し、発電課長に 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ自動給電されていることを報告する。	③ 運転員(中央制御室) Aは、中央制御室にて蓄電池(非常用)によるA直流母線及びB直流母線への自動給電状態に異常がないことをA直流母線及びB直流母線の電圧指示値により確認し、発電課長(当直)にA直流母線及びB直流母線へ自動給電されていることを報告する。	【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、125V 蓄電池 2A より 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電し、125V 蓄電池 2B より 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する。 ・泊の電路構成は、蓄電池(非常用)により、A直流母線及びB直流母線へ給電する。(大飯と同様)

を表現の確保に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
② 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に、不要直流負荷の切離しを指示する。 ③ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後1時間までに中央制御室で不要直流負荷の切離しを行う。 比較のため伊方3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 代替電源(直流)による対応手順(1)蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電(1.14-27頁」の記載を下記に掲示】	 ④ 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として、1 時間以内に中央制御室にて簡易な操作でプラントの状態監視に必要な負荷以外を切り離し、8 時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを指示する。 ⑤ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。 	 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に蓄電池(非常用)の延命処置として、1時間以内に中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて簡易な操作で不要な直流負荷を切離し、8.5時間以内に現場の安全補機開閉器室にて不要な直流負荷の切離しを指示する。 運転員(中央制御室)A及び運転員(現場)Bは、中央制御室及び中央制御室に隣接する安全系計装盤室にて蓄電池(非常用)の延命処置として不要な直流負荷の切離しを実施し、発電課長(当直)に不要な直流負荷の切離しが完了したことを報告する。 	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯、女川】設備の相違 ・大飯及び女川は、全交流動力電源喪失発 生1時間までに実施する直流負荷切離し 操作は、中央制御室のみで実施可能。 ・泊は、中央制御室及び中央制御室に隣接 する安全系計装盤室での操作を実施す る。(伊方と同様)
② 運転員は、全交流動力電源喪失発生後、2 時間以内に中央制御室に隣接する計装盤室で不要な直流負荷の切離しを 行う。			
④ 運転員等は、全交流動力電源喪失発生後 8 時間以降に、中央制御室下階の計装用インバータ室の計装用分電盤でさらに不要負荷の切離しを行う。	⑥ 運転員 (現場) B及びCは、制御建屋にて125V 蓄電池 2A 及び125V 蓄電池 2B の延命処置として必要な負荷以外の切離しを実施し、発電課長に必要な負荷以外の切離しが完了したことを報告する。 比較のため玄海3、4号炉まとめ資料の「1.14.2.3 代替電源(直流)による対応手順(1)蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電(1.14-35頁」の記載を下記に掲示]	⑥ 運転員(現場) Bは、現場の安全補機開閉器室にて蓄電池(非常用)の延命処置として不要な直流負荷の切離しを実施し、発電課長(当直)に不要な直流負荷の切離しが完了したことを報告する。	【大飯】記載方針の相違 ・大飯は、不要な直流負荷の切離し操作開始時間を記載している。 【大飯、女川】記載表現の相違 ・操作場所は異なるものの、不要な直流負荷切離し操作を現場で実施することに相違なし。(女川、大飯と同様)
比較のため伊方3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 代替電源 (直流)による対応手順 (1) 蓄電池(重大事故等対処用) による代替電源(直流)からの給電(1.14-28頁」の記載を 下記に掲示】	⑤ 当直課長は、蓄電池 (重大事故等対処用) 1 からの受電後、非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと 判断すれば、中央制御室で蓄電池 (重大事故等対処用) 2 による給電を指示する。	⑦ 発電課長(当直)は、全交流動力電源喪失発生から13時間後又は非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと判断すれば、中央制御室でB後備蓄電池による給電を指示する。	【女川】設備の相違(相違理由①) (川内, 伊方, 玄海と同様)
④ 運転員は、全交流動力電源の喪失発生後、8時間以内(8	医員は、全交流動力電源の喪失発生後、8時間以内(8 億)運転員(当直員)等は、中央制御室及び現場で蓄電池 (重大事故等対処用)2による給電を実施する。 (⑦ 運転員(当直員)等は、中央制御室で非常用直流母線電 圧により、電源が確保されていることを確認する。	⑧ 運転員 (中央制御室) Aは,中央制御室でB後備蓄電 池による給電を実施する。	【玄海, 伊方】記載表現の相逢(女川実績の 反映) 【玄海, 伊方】記載方針の相違(女川実績の
		たこを報告する。	反映)
		(1) 発電課長(当直)は、全交流動力電源喪失発生から17時間後又は非常用直流母線電圧が許容最低電圧を維持できないと判断すれば、中央制御室でA後備蓄電池による給電を指示する。 (1) 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室でA後備蓄電による給電を実施する。	【女川】設備の相違(相違理由①) (川内, 伊方, 玄海と同様)
		② 運転員(現場) Bは、現場でA直流母線の電圧指示値により、電源が確保されていることを確認し、発電課長(当直)にA後備蓄電による給電が完了したこを報告す	【玄海】設備の相違 ・泊は、A直流母線の電圧については、全 交流動力電源喪失発生から1時間以内に

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯発電所3/4号炉	安川原子力発電所 2 号炉 ② 発電課長は、蓄電池による給電開始から 24 時間経過するまでに、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車によるモータコントロールセンタ 20 系への受電が完了したことを確認し、運転員に交流電源による 125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の受電されていることを確認するよう指示する。 ② 運転員(中央制御室) A は、125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B の運転が開始されたことを、125V 直流主母線 2A 電圧、125V 直流主母線 2B 電圧、 125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。	酒発電課長(当直)は、蓄電池(非常用)及び後備蓄電池による給電開始から24時間経過するまでに、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルによるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系への受電が完了したことを確認し、運転員及び災害対策要員に充電器の受電操作を指示する。	実施する不要な直流負荷切り離し以降、中央制御室にて確認できないことから、現場にて電圧を確認する。現場で電圧を確認することに関しては、伊方と同様、【玄海、伊方】記載表現の相違(女川実績の反映) 【玄海、伊方】記載方針の相違(女川実績の反映) 【玄川】設備の相違(相違理由①) 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 ・自主対策設備の相違 ・立とに関しては、伊方と同様、クロールをクラを電影まで受電する運用としている。 ・泊は、メタクラ及びパワーコントロールセンタを受電する手順としている。 ・如川は、充電器受電後に、コントロールセンタを受電する手順としている。 ・如川は、充電器受電後にDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(A)及びDC125V パッテリ室(B)の換気を実施している。
【比較のため、1.14.2.1(1)a. の記載より再掲】 ⑩ 当直課長は、運転員等に充電器の受電操作を指示する。	(1) 発電課長は、運転員に DC125V バッテリ室(A) 及び DC125V バッテリ室(B) における蓄電池充電時の水素ガス滞留防止のため、計測制御電源室(A) 室換気空調系及び計測制御電源室(B) 室換気空調系を起動し、DC125V バッテリ室(A) 及び DC125V バッテリ室(B) の換気を指示する。	 ① 発電課長(当直)は、運転員にA安全系蓄電池室及び B安全系蓄電池室における蓄電池(非常用)充電時の 水素ガス滞留防止のため、蓄電池室排気ファンを起動 し、A安全系蓄電池室及びB安全系蓄電池室の換気を 指示する。 ⑤ 災害対策要員は、現場にて安全補機開閉器室外気取入 	の受電操作を実施している。 (大飯と同様) 【女川】設備の相違 (相違理由⑦) 【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映)
① 運転員等は、中央制御室で蓄電池室排気ファンを起動し、蓄電池室の換気を行う。② 運転員等は、現場で充電器を起動し直流電源の給電を	① 運転員 (中央制御室) A は、計測制御電源室 (A) 室換気空調系及び計測制御電源室(B) 室換気空調系の CS を「入」とし、発電課長に DC125V バッテリ室 (A) 及び DC125V バッテリ室 (B) の換気を実施したことを報告する。	(1) 災害対東要員は、現場にて安全相機開闭器室外気取入 ダンパの開操作を行う。 (1) 災害対策要員は、現場にて蓄電池室排気ファンコント ロールセンタのコネクタ差替えを行う。 (1) 運転員(現場) Bは、現場にて蓄電池室排気ファンを 起動し、発電課長(当直)にA安全系蓄電池室及びB安 全系蓄電池室の換気を実施したことを報告する。 (1) 運転員(現場) Bは、現場で充電器を起動し直流電源	【女川】設備の相違(相違理由②)

行う。		の給電を行う。	 ・女川は、充電器受電後に DC125V バッテリ室(A)及び DC125V バッテリ室(B)の機気を実施している。
	⑨ 運転員(中央制御室) A は、125V 充電器 2A 及び125V	① 運転員(現場) Bは、A充電器及びB充電器の運転が	 泊は、安全系蓄電池室の水素滞留低減の ため、安全系蓄電池室の換気後に充電器 の受電操作を実施している。(大飯と同様)
	充電器 2B の運転が開始されたことを, 125V 直流主母線 2A 電圧, 125V 直流主母線 2B 電圧, 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し,発電課長に受電が完了したことを報告する。	開始されたことをA直流母線電圧及びB直流母線電圧 の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長(当 直)に受電が完了したことを報告する。	【女川】設備の相達 - 女川の電路構成は、125V 充電器 2A より 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電し、125V 充電器 2B より 125V 直流主母線盤 2B 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する。 - 泊の電路構成は、蓄電池(非常用)により、A 直流母線及びB直流母線へ給電する。(大飯と同様)
	 ② 発電課長は、モータコントロールセンタ 2C 系及びモータコントロールセンタ 2D 系復旧完了後、運転員に中央制御室監視計器の復旧確認を指示する。 ③ 運転員(中央制御室) Aは、中央制御盤にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長に復旧が完了したことを報告する。 	 ② 発電課長(当直)は、コントロールセンタA系及びコントロールセンタB系復旧完了後、運転員に中央制御室監視計器の復旧確認を指示する。 ② 運転員(中央制御室)Aは、中央制御盤にて中央制御室監視計器が復旧されていることを状態表示により確認し、発電課長(当直)に復旧が完了したことを報告する。 	
	(1) 発電課長は、運転員に 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続するために切り離していた 125V 直流負荷の復旧を指示する。 (3) 運転員 (中央制御室) Aは、中央制御室にて切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離していた 125V 直流負荷の復旧が完了したことを報告する。	 ② 発電課長(当直)は、運転員に蓄電池(非常用)及び後備蓄電池給電を24時間継続するために切り離していた直流負荷の復旧を指示する。 ③ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて切り離していた直流負荷の復旧を実施し、発電課長(当直)に切り離していた直流負荷の復旧が完了したことを報告する。 	【女川】設備の相違(相違理由①)
	⑩ 運転員(現場)B及びCは、現場にて切り離していた 125V直流負荷の復旧を実施し、発電課長に切り離して いた125V直流負荷の復旧が完了したことを報告する。	② 運転員(現場) Bは、現場にて切り離していた直流負荷の復旧を実施し、発電課長(当直)に切り離していた直流負荷の復旧が完了したことを報告する。	
c. 操作の成立性 全交流動力電源喪失後、1時間までに中央制御室かれ 不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運転員等1 所要時間は約5分と想定する。その後、8時間以降は、 場での不要直流負荷の切離しを1ユニット当たり運動 等1名、所要時間は約15分と想定する。	名、 125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B による 125V 直流主 現 母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2B, 125V 直流主母線盤 2A-	(c) 操作の成立性 [所内常設蓄電式直流電源設備によるA直流母線及びB 直流母線への給電] 蓄電池(非常用)によるA直流母線及びB直流母線への 給電については、運転員の操作は不要である。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・女川の電路構成は、125V 充電器 2A より 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電し、125V 充電器 2B より

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	[必要な負荷以外の切離し] 運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)2名にて作業を実施した場合,必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に必要な負荷以外の切離しの作業元子まで5分以内で可能である。また,必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから8時間以内に現場にて必要な負荷以外の切離しを行い,作業完了まで,必要な負荷以外の切離しの作業開始を判断してから60分以内で可能である。	[不要な直流負荷の切離し] 運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合,不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから中央制御室にて1時間以内に不要な直流負荷の切離しの作業完了まで20分以内で可能である。また,不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから8.5時間以内に現場にて不要な直流負荷の切離しを行い,作業完了まで,不要な直流負荷の切離しの作業開始を判断してから30分以内で可能である。	線盤 28-1 へ給電する。 ・泊の電路構成は、蓄電池 (非常用) により、A直流母線及びB直流母線へ給電する。(大飯と同様) 【大飯】記載方針の相違(女川実蔵の反映) 【女川】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違 、大飯では、不要な直流負荷の切離し操作開始時間を記載している。 ・泊3号炉は操作開始時間ではなく、不要な直流負荷の切離し操作の制限時間を記載している。 ・泊3号炉は操作開始時間ではなく、不要な直流負荷の切離し操作の制限時間を記載にいずれも蓄電池の延命処置であり、対応操作に相違はない。 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違(相違理由で)
不要直流負荷の切離しにより蓄電池(安全防護系用)にて24時間にわたり直流電源の給電を確保する。	125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 給電を 24 時間継続 するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は,1 時間負荷は5分以内で可能であり,8 時間負荷は30分以内で可能である。	は、5分以内で可能である。 蓄電池(非常用)及び後備蓄電池給電を24時間継続するため切り離していた直流負荷の復旧操作は、55分以内で可能である。	【女川】設備の相違(相違理由①) 【大飯】設備の相違(相違理由⑦) 【女川】設備の相違(相違理由①) 【女川】記載表現の相違
また、充電器の受電操作については、現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約5分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料1.14.13、1.14.14、1.14.15、1.14.16)	常設代替交流電源設備,号炉間電力融通設備又は可搬型 代替交流電源設備によるモータコントロールセンタ 2C 系 及びモータコントロールセンタ 2D 系受電後,125V 充電器 2A,125V 充電器 2B 及び中央制御室監視計器の復旧は,20 分以内で可能である。 円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具, 照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-3)	常設代替交流電源設備,後備変圧器,可搬型代替交流電源設備,号炉間電力融通設備又は開閉所電源設備によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系系受電後,A充電器,B充電器及び中央制御室監視計器の復旧は,95分以内で可能である。 円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具,照明及び通信連絡設備を整備するとともに,暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料1.14.8,1.14.9)	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯集, 充電器の受電操作の要員数及び 所要時間を記載している。 ・泊は、充電器復旧及び中央制御室監視計 器の復旧時間を記載している。(女川と同様) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違
	b. 常設代替直流電源設備による給電 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に, 所内常設蓄電式直流電源設備による給電ができない場合 に, 125V 代替蓄電池により, 24 時間にわたり直流電源を 必要な機器へ給電する。		【女川】設備の相違(相違理由②)
	外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時に, 250V 蓄電池により, 24 時間にわたり直流電源を必要な機器へ給電する。 125V 代替蓄電池及び 250V 蓄電池は,必要な負荷以外の 切離しを実施することで,ガスタービン発電機(又は電源		

電源の確保に関する手順等		(水子, 此载3)	A HAMILE IN THE CAMPACITION
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	車) による給電を開始するまで 24 時間以上にわたり, 125V		
	直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 250V 直		
	流主母線盤へ給電する。		
	THE STATE OF THE S		
	(a) 手順着手の判断基準		
	[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V		
	直流主母線盤 2A-1 への給電の判断基準]		
	全交流動力電源喪失後,所内常設蓄電式直流電源設備に		
	よる給電ができない場合。		
	「250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への給電の判断基		
	進]		
	全交流動力電源喪失により、250V 充電器の交流入力電		
	源の喪失が発生した場合。		
	(1) LD /La = ME		
	(b) 操作手順		
	常設代替直流電源設備による給電手順の概要は以下の		
	とおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第		
	1.14-17 図から第1.14-19 図に、タイムチャートを第1.14-		
	20 図から第1.14-22 図に示す。		
	[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2B-1 及び 125V		
	直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合]		
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に		
	125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2B-1 及び		
	125V 直流主母線盤 2A-1 への給電開始を指示する。		
	②°運転員(現場)B及びCは、125V直流主母線盤2B-1の		
	直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらか		
	じめ「切」とする。		
	③ 運転員(現場)B及びCは,125V直流主母線盤2Bか		
	ら 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を		
	「切」とする。		
	④ 運転員 (現場) B及びCは、125V代替蓄電池から125V		
	直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」と		
	し、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧で		
	あることを確認し、発電課長に受電が完了したことを		
	報告する。		
	歌ロッぷ。 ⑤『発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A 及び		
	125V 直流電源切替盤 2B にて、125V 直流主母線盤 2A 及		
	び125V 直流主母線盤 2B の負荷を、125V 直流主母線盤		
	2B-1 からの給電へ切替えを指示する。		
	⑥ 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A 及		
	び 125V 直流電源切替盤 2B にて必要負荷を 125V 直流主		
	母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の給電から 125V		
	直流主母線盤 2B-1 の給電へ切替操作を実施し、発電課		
	長に切替えが完了したことを報告する。		
	⑦ 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2A-1 への給		
	電開始を指示する。		

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	®°運転員(現場)B及びCは、125V直流主母線盤 2A-1の		
	直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらか		
	じめ「切」とする。		
	⑨° 運転員(現場)B及びCは,125V直流主母線盤2Aか		
	ら 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を		
	「切」とする。		
	⑩ 運転員 (現場) B 及び C は、125V 代替蓄電池から 125V		
	直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」と		
	し、125V 直流主母線 2A-1 電圧の指示値が規定電圧で		
	あることを確認し、発電課長に受電が完了したことを		
	報告する。		
	⑪ 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて		
	125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-		
	1からの給電へ切替えを指示する。		
	12° 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A に		
	で必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A 給電から 125V 直流		
	主母線盤 2A-1 給電へ切替操作を実施し,発電課長に切		
	替えが完了したことを報告する。		
	③ 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から		
	8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の		
	切離しを指示する。		
	⑩ 運転員 (現場) B及び € は、現場にて不要な 125 で直流		
	負荷の切離し操作を実施し、125V直流主母線盤 2A-1 及		
	び125V直流主母線盤2B-1の異常がないことを確認後,		
	発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了した		
	ことを報告する。		
	[125V 代替蓄電池から 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流		
	主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場		
	合]		
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に		
	125V 代替蓄電池による 125V 直流主母線盤 2A, 125V 直		
	流主母線盤 2A-1 及び 125V 直流主母線盤 2B-1 への給電		
	開始を指示する。		
	② [*] 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A-1 の		
	直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらか		
	じめ「切」とする。		
	③ 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流主母線盤 2A か		
	ら 125V 直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器の		
	「入」確認する。		
	④ 運転員(現場)B及びCは、125V代替蓄電池から125V		
	直流主母線盤 2A-1 を受電するための遮断器を「入」と		
	し, 125V 直流主母線 2A-1 電圧及び 125V 直流主母線 2A		
	電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課		
	長に受電が完了したことを報告する。		
	⑤ 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2A にて		

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載接現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

宣源の確保に関する手順等		ON CHERNIACIS O'S HOME IN	
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	125V 直流主母線盤 2A の負荷を 125V 直流主母線盤 2A-		
	1からの給電へ切替えを指示する。		
	⑥ 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流電源切替盤 2A に		
	て必要負荷を 125V 直流主母線盤 2A から 125V 直流主母		
	線盤 2A-1 からの給電へ切替操作を実施し, 発電課長に		
	切替えが完了したことを報告する。		
	⑦ 発電課長は、運転員に 125V 直流主母線盤 2B-1 への給		
	電開始を指示する。		
	® ⁶ 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B-1 の		
	直流負荷のうち、不要な直流負荷のスイッチをあらか		
	じめ「切」とする。		
	⑨ [□] 運転員 (現場) B 及び C は、125V 直流主母線盤 2B か		
	ら 125V 直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を		
	「切」とする。		
	⑩ 運転員 (現場) B及びCは、125V代替蓄電池から125V		
	直流主母線盤 2B-1 を受電するための遮断器を「入」と		
	し、125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧で		
	あることを確認し、発電課長に受電が完了したことを		
	報告する。		
	① 発電課長は、運転員に 125V 直流電源切替盤 2B にて		
	125V 直流主母線盤 2B の負荷を, 125V 直流主母線盤 2B-		
	1からの給電へ切替えを指示する。		
	② 運転員 (現場) B及び Cは、125V 直流電源切替盤 2Bに		
	て必要負荷を 125V 直流主母線盤 2B 給電から 125V 直流		
	主母線盤 2B-1 給電へ切替操作を実施し、発電課長に切		
	幸えが完了したことを報告する。		
	③ 発電課長は、125V 代替蓄電池による電源供給開始から		
	8 時間以内に、現場操作により不要な 125V 直流負荷の		
	切離しを指示する。		
	(現場) B及び Cは、現場にて不要な 125V 直流		
	負荷の切離し操作を実施し、125V 直流主母線盤 2A-1 及		
	び125V 直流主母線盤 2B-1 の異常がないことを確認後,		
	発電課長に不要な 125V 直流負荷の切離しが完了した		
	ことを報告する。		
	Formula 44 different 1 in common office A per Ark day, on the felt AA different constitution		
	[250V 蓄電池から 250V 直流主母線盤への自動給電確認]		
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に		
	250V 蓄電池による自動給電状態の確認を指示する。		
	②『運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて250V蓄電		
	池の交流入力電源喪失したことを「M/C6-2C 低電圧」警		
	報により確認する。		
	③ 運転員(中央制御室) A は、250V 蓄電池による給電が		
	開始され、250V直流主母線電圧の指示値が規定電圧で		
	あることを確認し、発電課長に給電が完了したことを		
	報告する。		
	④ 発電課長は、全交流動力電源喪失から1時間以内に、		

1.14 電源の確保に関する手順等

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

支票の確保に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	女川原子力発電所2号炉 遠隔操作により不要な 250V 直流負荷の切離しを指示 する。 ⑤ 運転員 (中央制御室) A は, 中央制御盤にて不要な 250V 直流負荷の切離 し操作を実施し、250V 直流主母線盤 の異常がないことを確認後,発電課長に不要な 250V 直 流負荷の切離しが完了したことを報告する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は,運転員 (中央制御室) 1名,運転員 (現場) 2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 [125V 直流主母線盤 2B-1, 125V 直流主母線盤 2A-1 へ給電する場合] ・125V 代替蓄電池の給電切替操作は,50分以内で可能である。 ・125V 代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作 は、8時間負荷は15分以内で可能である。	泊発電所 3 号炉	相違理由
	は、8時間負荷は15分以内で可能である。 [125V 直流主母線盤 2A, 125V 直流主母線盤 2A-1, 125V 直流主母線盤 2B-1 へ給電する場合] ・125V 代替蓄電池の給電切替操作は、50分以内で可能である。 ・125V 代替蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、8時間負荷は15分以内で可能である。 [250V 蓄電池から250V 直流主母線盤への自動給電確認] ・250V 蓄電池による250V 直流主母線盤への給電については、運転員の操作は不要である。 ・250V 蓄電池からの不要な直流負荷の切離し操作は、1時間負荷は5分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-4)		
(2) 可機式整流器による代替電源(直流)からの給電 全交流動力電源喪失時に蓄電池(安全防護系用)の電」 が低下する前まで(24 時間以内)に、可搬式整流器によ 代替電源(直流)から非常用直流母線へ給電する手順を 備する。	125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B 系による 125V 直流主	b. 可搬型代替直流電源設備による給電 外部電源及びディーゼル発電機の機能喪失時に, <mark>蓄電池</mark> (非常用) 及び後備蓄電池によるA直流母線及びB直流母 線へ給電ができない場合に,可搬型代替直流電源設備(可 搬型直流電源用発電機,可搬型直流変換器)により直流電 源を必要な機器へ給電する。	【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】記載表現の相違(女川実織の反映) 【大飯】設備の相違(相違理由⑦) 【女川】設備の相違(相違理由①) 【女川】設備の相違(相違理由④)
なお、給電に必要な代替電源(交流)による給電手順に1.14.2.1「代替電源(交流)による給電手順等」に定める代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認できた場合には、1.14.2.3「代替所内電気設備による給電手順等」にて対応する。			【大飯】設備の相違(相違理由®) ・大飯は,代替電源(交流)からの給電手 段により非常用高圧母線へ給電し,可操 式整流器を介して直流母線へ給電が可能 であることから1.14.2.1「代替電源(交 流)による給電手順等」へのリンク先を

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			記載している。また、代替所内電気設備 による給電手段より、代替所内電気設備 分電盤から可擬式整流器を介して直流母 線へ給電が可能であることから 1.14.2.3「代替所内電気設備による給電 手順等」へのリンク先を記載している。
【比較のため、下段の記載より再掲】 また、給電に伴い必要な代替電源(交流)による給電を 行う手順については、1.14.2.1「代替電源(交流)による 給電手順等」のとおり。	また、上記給電を継続するために <mark>電源車</mark> への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。	また、上記給電を継続するために <mark>可機型直流電源用発電機</mark> への燃料補給を実施する。燃料の補給手順については、「1.14.2.4燃料の補給手順」にて整備する。	【女川】設備の相違③ 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、代替電源(交流)より可擬式整 流器を介して直流給電をすることから、 代替電源(交流)設備への燃料補給につ いては、1.14.2.1「代替電源(交流)に よる給電手順等」から、1.14.2.4(1)「空 治式非常用発電装置等への燃料(重油) 補給」へ組付けしている。
a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に、代替電源(交流)設備による、 代替電源(交流)からの給電が母線電圧等にて確認でき、 非常用直流母線への給電が確認できない場合。	(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後,所内常設蓄電式直流電源設備に よる給電ができない場合。	(a) 手順着手の判断基準	【大飯】設備の相違(相違理由®) ・大飯は,代替電源(交流)より可搬式整 流器を介して直流給電をすることから, 代替電源(交流)からの給電が可能であ るこを判断基準に記載している。 【女川】設備の相違(相違理由®)
比較のため玄海3,4号炉まとめ資料の「1,14.2.3 代替電源(直流)による給電手順等 (2) 直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源(直流)からの給電(1,14-36頁」の記載を下記に掲示] a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失時に全ての代替電源(交流)による 給電手順にて交流動力電源が復旧する見込みがない場合。 b. 操作手順	(b) 操作手順	全交流動力電源喪失時にすべての代替電源(交流)による給電手順にて交流動力電源が復旧する見込みがない場合。 (b) 操作手順	【女川】設備の相違(相違理由®) ・泊の手順着手の判断基準は、玄海と同様。
 D. 操作手順 可機式整流器による代替電源(直流)からの給電を行う 手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.27 図に、タイムチャートを第1.14.28 図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.29 図に示す。 	(b) 操作手順 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下 のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を 第 1.14-23 図から第 1.14-25 図に、タイムチャートを第 1.14-26 図に示す。	(b) 操作子順 可搬型代替直流電源設備による給電手順の概要は以下 のとおり。概要図を第1.14.23 図に、タイムチャートを第 1.14.24 図に、ケーブル敷設ルートを第1.14.25 図に示す。	【女川】設備の相違 ・女川は、電源車から代替所内電気設備を 経由して直流主母線へ給電することか ら、ケーブルの敷設ルートは必要ない。 ・大飯は、電源車からケーブルを経由して 直流母線へ給電することから、ケーブル 敷設ルートを添付している。 ・泊は、可搬型直流電源用発電機からケーブルを経由して直流母線へ給電すること から、大飯と同様にケーブル敷設ルート を添付している。
また、給電に伴い必要な代替電源(交流)による給電を 行う手順については、1.14.2.1「代替電源(交流)による 給電手順等」のとおり。			【大板】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 線字: 記載透所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯発電所3/4号炉 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、給電先の健全性確認及び可搬式整流器による給電を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可搬式整流器の移動及び起動前点検を実施する。 ③ 運転員等は、現場で受電準備操作を実施する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルの接続を実施する。 ⑤ 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。 ② 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長に可搬式整流器による給電を開始したことを報告する。 ② 逐急安全対策要員は、発電所対策本部長に可搬式整流器による給電を開始したことを報告する。	女川原子力発電所2号炉 ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び250V 充電器への受電準備開始を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び250V 充電器への給電準備開始を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車から代替所内電気設備を経由し 125V 代替充電器及び250V充電器への給電開始を指示する。 ④ 運転員及び重大事故等対応要員は、125V 代替充電器及び250V充電器への給電開始を指示する。 ④ 運転員及び重大事故等対応要員は、125V 代替充電器及び250V充電器への給電に先立ち、「1.14.2.3(1) a. (b) [優先 4.電源車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合]」の操作手順①へ・⑥「全実施する。 ⑤ 運転員(中央制御室) A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧、125V 直流主母線2B-1 電圧及び250V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。 ⑥ 発電課長は、運転員に125V 代替蓄電池給電を24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧を実施し、125V 直流負荷の復旧を実施し、125V 直流自荷の復旧を実施し、125V 直流自荷の復旧を実施し、125V 直流自荷の復旧が完了したことを報告する。	 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に、給電先の健全性確認、可機型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電準備を指示する。 災害対策要員は、現場でケーブル敷設ルートの確認、可機型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器の移動及び起動前点検を実施する。 運転員(現場)Aは、現場で受電準備操作を実施する。 運転員(現場) Aは、現場でテーブルの接続を実施する。 運転員(現場) Aは、現場でチーブルの接続を実施する。 運転員(現場) Aは、環帯でサーブルの接続を実施する。 運転員(現場) Aは、環準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 災害対策要員は、給電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 発電課長(当直)は、運転員及び災害対策要員に、可搬型直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による給電を指示する。 	【女川】 ・直流母線に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における電路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とし比較する。 【女川】設備の相違(相違理由®) 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】記載方針の相違(女川実設の反映) 【大飯】記載方針の相違(女川実設の反映) 【大飯】記載方針の相違(本理、とめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、遮断器の起動を®にまとめて記載し、連断器の経過機能で記載している。受電操作としては相違なし。 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】記載方針の相違・大飯は、直流電源が確保されたこと確認する手順を記載している。・泊3号炉は、操作手順のの電源が確保さ
⑨ 運転員等は、現場で給電開始操作を実施する。		① 運転員(現場) Aは、現場で給電開始操作を実施する。	れていることの確認に含む。
c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり運転員等1名、緊急 安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は約110 分と想定する。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備による125V代替充電器及び250V充電器の受電完了は130分以内で可能である。	(c) 操作の成立性 運転員(中央制御室)1名,運転員(現場)1名及び災害対策要員3名により作業を実施した場合,作業開始を判断してから可搬型代替直流電源設備によるA直流母線又はB直流母線の受電完了は190分以内で可能である。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 景炉と比較対象とならない記載内容 | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	125V 代替蓄電池を 24 時間継続するため切り離していた 125V 直流負荷の復旧操作は、40 分以内で可能である。		
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明 や通信設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上が るように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続につ いては、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工 具を配備する。室温は通常運転状態と同程度である。	円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具, 照明及び通信連絡設備を整備する。	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認 性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル 接続については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍 に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転状 態と同程度である。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
(添付資料 1.14.17)	(添付資料 1.14.2-5)	(添付資料 1.14.10)	
	d. 125V 代替充電器用電源車接続設備による給電 外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失時,所 内常設蓄電式直流電源設備が機能喪失した場合で,かつ電 源車から代替所内電気設備を経由して 125V 代替充電器へ 給電ができない場合に,電源車を 125V 代替充電器用電源 車接続設備に接続し, 125V 代替充電器へ給電する。 また,上記給電を継続するために電源車への燃料補給を 実施する。燃料の補給手順については,「1. 14. 2.4 燃料 の補給手順」にて整備する。		【女川】設備の相違(相違理由③)
	(a) 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失後,所内常設蓄電式直流電源設備に よる給電ができない場合において,電源車から代替所内電 気設備を経由して 125V 代替充電器へ給電ができない場 合。		
	(b) 操作手順 125V 代替充電器用電源車接続設備による125V 代替充電 器給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1.14-5 図に、概要図を第1.14-2 図に、タイムチャートを 第1.14-28 図に示す。		
	(制御建屋北側の電源車接続口(北側)を使用する場合 (制御建屋南側の電源車接続口(南側)を使用の場合は①, ⑤, ⑥を除く))		
	 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車、125V代替充電器用電源車接続設備による125V代替充電器への給電準備開始を指示する。 発電課長は、発電所対策本部に電源車による125V代替充電器用電源車接続設備への給電準備を依頼する。 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車による 		
	る 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電準備開 始を指示する。		

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	④ 重大事故等対応要員は、電源車接続口(北側)へ電源		"
	車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源		
	車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。		
	また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。		
	⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源		
	車接続口(北側)へ 電源車ケーブルを接続する場合は、		
	運転員に電源車ケーブルの敷設に必 要な扉の開放を		
	指示する。		
	⑥ 運転員 (現場) B及び Cは, 発電課長に電源車ケーブル		
	の敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発電		
	課長は、発電所対策本部に連絡する。		
	⑦ 重大事故等対応要員は、電源車を電源車接続口付近に		
	配置し、電源車から電源車接続口までの間に電源車搭		
	載のケーブルを敷設する。		
	⑧ 重大事故等対応要員は、電源車接続口に電源車ケーブ		
	ルを接続し、発電所対策本部に給電準備が完了したこ		
	とを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報		
	告する。		
	⑨ 運転員 (現場) B及びCは、モータコントロールセンタ		
	26 系から 125V 代替充電器へ給電するための遮断器を		
	「切」とし、発電課長に給電準備が完了したことを報		
	告する。		
	⑩ 発電課長は、発電所対策本部へ電源車による 125V 代替		
	充電器用電源車接続設備への給電を依頼する。		
	① 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車によ		
	る 125V 代替充電器用電源車接続設備への給電開始を		
	指示する。		
	② 重大事故等対応要員は、電源車を起動し、発電所対策		
	本部に代替直流電源用切替盤へ給電が完了したことを		
	報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告す		
	5 。		
	③ 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替		
	盤の受電開始を指示する。		
	① 運転員(中央制御室) A は、電源車から代替直流電源用		
	切替盤を受電するための遮断器を「入」とし、発電課長		
	に受電が完了したことを報告する。		
	(3) 発電課長は、運転員に電源車から代替直流電源用切替		
	盤を経由し125V代替充電器の受電開始を指示する。		
	⑩ 運転員 (現場) B及びCは、代替直流電源用切替盤から		
	125V 代替充電器を受電するための遮断器を「入」とし、		
	125V 代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認		
	し、発電課長に受電されたことを報告する。		
	⑦ 運転員(中央制御室)A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧		
	及び 125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧で		
	あることを確認し, 発電課長に異常のないことを報告		
	する。		

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	(B) 発電課長は,運転員へ125V 代替蓄電池の遮断器の「切」を指示する。 (D) 運転員 (現場) B 及び C は、125V 代替充電器の125V 代替蓄電池へ給電するための遮断器を「切」とし、125V 代替充電器出力電圧が規定電圧であることを確認し、発電課長に125V 代替蓄電池の切離しが完了したことを報告する。 (D) 運転員 (中央制御室) A は、125V 直流主母線 2A-1 電圧及び125V 直流主母線 2B-1 電圧の指示値が規定電圧であることを確認し、発電課長に異常のないことを報告する。		
	(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び重大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・125V 代替充電器用電源車接続設備による125V 代替充電器の受電完了は140分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。		
	(添付資料 1.14.2-6)		
	(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電	(2) 常設直流電源喪失時の遮断器用制御電源確保 a. 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	外部電源、非常用ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車による給電が可能な場合、モータコントロールセンタ 2C 系又はモータコントロールセンタ 2D 系を受電後、125V 充電器 2A 又は 125V 充電器 2B から 125V 直流主母線盤 2A 又は 125V 直流主母線盤 2B へ給電し、遮断器の制御電源を確保する。 なお、メタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系の受電時は、当該遮断器の制御電源が喪失していることから、手動にて遮断器を投入後、受電操作を実施する。 給電手段、電路構成及びメタクラ 2C 系並びにメタクラ 2D 系受電前準備については「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による給電」と同様である。 代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。	外部電源,ディーゼル発電機及び常設直流電源喪失後,代替非常用発電機,後備変圧器,可搬型代替電源車,号炉間連絡ケーブル,開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルによる給電が可能な場合,パワーコントロールセンタA系又はパワーコントロールセンタB系を受電後,A充電器又はB充電器からA直流母線又はB直流母線へ給電し,遮断器の制御電源を確保する。なお,メタクラA系,メタクラB系,パワーコントロールセンタA系及びパワーコントロールセンタB系の受電時は,当該遮断器の制御電源が喪失していることから,手動にて遮断器を投入後,受電操作を実施する。給電手段,電路構成及びメタクラA系並びにメタクラB系受電前準備については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」と同様である。代替交流電源設備による非常用所内電気設備への給電の優先順位は以下のとおり。	【女川】設備の相達 ・自主対策設備の相違

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	【比較のため,下段の記載より再掲】4. 雷源車2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)3. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)4. 電源車	 後備変圧器 可搬型代替電源車 号炉間連絡ケーブル 開閉所電気設備 号炉間連絡予備ケーブル 	【女川】運用の相違 (相違理由①) 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 【女川】記載簡所の相違
	(a) 手順着手の判断基準 125V 直流主母線盤 2B の電圧 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の電圧 が喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通 ケーブル又は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタクラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。	(a) 手順着手の判断基準 A直流母線及びB直流母線の電圧が喪失した場合で、代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル、開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルのいずれかの手段によるメタクラA系、メタクラB系、パワーコントロールセンタA系及びパワーコントロールセンタB系への給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作が完了している場合。	
	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時の 125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B 受電手順の概要は以下のとおり。手順の 対応フローを第 1. 14-5 図に、概要図を第 1. 14-6 図及び第 1. 14-10 図に、タイムチャートを第 1. 14-7 図から第 1. 14- 9 図及び第 1. 14-11 図及び第 1. 14-12 図に示す。 なお、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又 は電源車のいずれかの手段によるメタクラ 2C 系、メタク ラ 2D 系、パワーセンタ 2C 系及びパワーセンタ 2D 系への 給電のための電路構成、受電前準備及び起動操作について は「1. 14. 2. 1(1) 代替交流電源設備による給電」の操作手 順にて実施する。	(b) 操作手順 常設直流電源喪失時のA直流母線及びB直流母線受電手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.14-5 図,第 1.14-10 図,第 1.14-12 図及び第 1.14-17 図に,タイムチャートを第 1.14-6 図から第 1.14-8 図,第 1.14-11 図,第 1.14-13 図から第 1.14-14 図及び第 1.14-18 図に示す。なお,代替非常用発電機,後備変圧器,可撒型代替電源車,号炉間連絡ケーブル,開閉所電気設備又は号炉間連絡予備ケーブルのいずれかの手段によるメタクラ A系,メタクラ B系,パワーコントロールセンタ A系及びパワーコントロールセンタ B系への給電のための電路構成,受電前準備及び起動操作については「1.14.2.1(1)代替交流電源設備による給電」の操作手順にて実施する。	【女川】設備の相違 ・ 自主対策設備の相違
	(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による 給電」と同様である。 [優先 1.ガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及び メタクラ 2D 系受電の場合]	(c) 操作の成立性 操作の成立性は「1.14.2.1(1) 代替交流電源設備による 給電」と同様である。 [優先1.代替非常用発電機によるメタクラA系及びメタ クラB系受電の場合]	
	運転員(中央制御室)2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからガスタービン発電機によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで15分以内で可能である。	運転員(中央制御室)1名,運転員(現場)1名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで15分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで40分以内で可能	【女川】記載方針の相違 ・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラ B系受電により行なうことができるた め、メタクラB系受電後にメタクラA 系受電する。そのため、メタクラB系及 びメタクラA系で分けた記載としてい る。(島根と同様)

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		である。 ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及 びコントロールセンタB系受電完了まで 45 分以内で 可能である。	
	[ガスタービン発電機の現場からの起動によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電の場合]	[代替非常用発電機の現場からの起動によるメタクラA系及びメタクラB系受電の場合]	
	運転員(中央制御室)2名,運転員(現場)2名及び保修班員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからガスタービン発電機の起動及びメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで45分以内で可能である。	運転員(中央制御室) 1名及び運転班員(現場) 4名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。	【女川】記載方針の相違 ・泊の重大事故等の初期対応は、メタクラ B系受電により行なうことができるた
		 ・代替非常用発電機によるメタクラB系及びパワーコントロールセンタB系受電完了まで50分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるメタクラA系及びパワーコントロールセンタA系受電完了まで65分以内で可能である。 ・代替非常用発電機によるコントロールセンタA系及びコントロールセンタB系受電完了まで70分以内で可能である。 	め、メタクラB系受電後にメタクラA 系受電する。そのため、メタクラB系及 びメタクラA系で分けた記載としてい る。(島根と同様)
	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防 護具、照明及び通信連絡設備を整備する。	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	
		[優先2.後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電の場合] 運転員(中央制御室)1名及び運転員(現場)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから後備変圧器によるメタクラA系又はメタクラB系受電完了まで60分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明、通信連絡設備等を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。室温は通常運転時と同程度である。	【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
	【比較のため、下段の記載より再掲】 [優先 4. 電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系 受電の場合] 運転員(中央制御室)2名,運転員(現場)2名及び重 大事故等対応要員3名にて作業を実施した場合,作業開始	害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断	
	を判断してから電源車によるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 125 分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防 護具、照明及び通信連絡設備を整備する。	してから可撒型代替電源車によるメタクラA系及びメタクラB系受電完了まで240分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認 性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。作業環境	

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	
	[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した 3 号 炉の非常用ディーゼル発電機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]	[優先4.号炉間連絡ケーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系受電の場合]	【女川】記載表現の相違
	2 号炉運転員(中央制御室)2 名及び3 号炉運転員(中央制御室)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してからの号炉間電力融通ケーブル(常設)によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電完了まで30分以内で可	3号炉運転員(中央制御室)1名,3号炉運転員(現場) 1名,1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名,1号及び2号炉運転員(現場)1名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間連絡ケ	
	能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防	ーブルを使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電 完了まで215分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、	
	護具、照明及び通信連絡設備を整備する。	照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	【女川】記載表現の相違
		2名、1号及び2号炉運転員(中央制御室)1名及び1号及び2号炉運転員(現場)1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから開閉所設備を使用したメタクラA系又はメタクラB系の受電完了まで215分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。遮断器操作に使用する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同	【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
	[優先3. 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)を使用したメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合] 2 号炉運転員 (中央制御室) 2 名,3 号炉運転員 (中央制御室) 1 名,3 号炉運転員 (現場)2 名及び保修班員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル (可搬型)によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電完了まで225 分以内で可能である。	程度である。 [優先6.の号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラ A系又はメタクラ B系受電の場合] 3号炉運転員 (中央制御室) 1名,3号炉運転員 (現場) 1名,1号及び2号炉運転員 (中央制御室) 1名,1号及び2号炉運転員 (現場) 1名及び災害対策要員7名にて作業を実施した場合,作業開始を判断していた号炉間連絡予備サーブルを使用したメタクラスまではメタクラB系の	
	円滑に作業できるように,移動経路を確保し,放射線防 護具,照明及び通信連絡設備を整備する。	受電完了まで395分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認 性が上がるように操作対象盤に識別表示を行う。ケーブル 接続、遮断器操作については、速やかに作業ができるよう 作業場所近傍に使用工具を配備する。作業環境の周囲温度	【女川】記載表現の相違

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
(3)優先順位 全交流動力電源喪失時は、蓄電池(安全防護系用)により、非常用直流母線へ代替電源(直流)が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで24時間にわたって給電を確保するため、蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電を第1優先で使用する。 全交流動力電源喪失時に、蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電は、24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため、それまでに可搬式整流器による電源を準備し、可搬式整流器から代替電源(直流)を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから、第2優先で使用する。 以上の対応手順のフローチャートを第1.14.30 図に示す。	女川原子力発電所2号炉 「優先 4. 電源車によるメタクラ 20 系及びメタクラ 2D 系 受電の場合] 連転員 (中央制御室) 2 名、運転員 (現場) 2 名及び重大事故等対応要員 3 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるメタクラ 20 系及びメタクラ 2D 系受電完了まで 125 分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、放射線防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。	油発電所 3 号炉 は通常運転状態と同程度である。	相違理由 【大飯】記載簡所の相違 ・上段の剤の記載簡所にて比較する。 【大飯】記載簡所の相違 ・下段の剤の記載簡所にて比較する。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

電源の確保に関する手順等	た川原でよび除ご の日居	Shark after to take	for Marin ala
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1.14.2.3 代替所内電気設備による給電手順等	1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順	1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	(1) 代替所内電気設備による給電	(1) 代替所内電気設備による給電	【大飯】設備の相違(相違理由③)
(1)代替所内電気設備による交流及び直流の給電(空冷式	a. ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源	a. 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格	【女川】設備の相違(相違理由⑩, ⑪)
非常用発電装置)	車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセン	納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分	
	夕 26 系給電	電盤給電	
	STATE OF THE STATE		
所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共	非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ	非常用所内電気設備であるメタクラA系及びメタクラ	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統	2D系が機能喪失した場合に、ガスタービン発電機、号炉間	B系が機能喪失した場合に、代替所内電気設備である代替	【女川】設備の相違(相違理由⑩, ⑩)
は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対	電力融通ケーブル又は電源車から代替所内電気設備へ給	非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替所内電気設	AND
処設備である空冷式非常用発電装置、代替所内電気設備変	電することで、発電用原子炉の冷却、原子炉格納容器内の	備変圧器、代替所内電気設備分電盤及び代替格納容器スプ	【大飯】設備の相違(相違理由⑫, ⑬)
圧器及び代替所内電気設備分電盤と、可搬型重大事故等対	冷却及び除熱に必要となる設備の電源を復旧する。		【大飯】設備の相違
処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収	The state of the s	東させるために必要な機器(アニュラス空気浄化ファン、	・大飯は、技術的能力1.3にて加圧器逃が
東させるために必要な機器(恒設代替低圧注水ボンブ、蓄		蓄圧タンク出口弁、計装用インバータ、代替格納容器スプ	し弁用の可搬式空気圧縮機へ可搬式整流
		レイポンプ)の電源を復旧する。	器より給電する手段を整備しており、非
		レイホンノーの电泳を復出する。	
可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機(加圧器逃がし弁用))			常用高圧母線又は代替所内電気設備から
へ代替電源から給電する手順を整備する。			給電可能な系統構成となっている。
Paradition of the Control of the Con			・泊は、重大事故等対処設備である可搬型
【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】			の加圧器逃がし弁操作用バッテリにより
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電(電源			加圧器逃がし弁に供給する代替電源を確
車)			保する手段を技術的能力1.3に整備して
所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共			いる。泊の設計方針は川内、玄海及び伊
通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統			方と同様。
は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対			
処設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気			
設備分電盤と、多様性拡張設備である電源車及び可搬型重			
大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安			
定状態に収束させるために必要な機器 (恒設代替低圧注水			
ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニュラス空気			
浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機(加圧器			
逃がし弁用)) へ代替電源から給電する手順を整備する。			
	代替交流電源設備によるパワーセンタ 2G 系及びモータ	代替交流電源設備による代替格納容器スプレイポンプ	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	コントロールセンタ 2G 系への給電の優先順位は以下のと	変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤への給電の優先順	Description of the second of t
	おり。	位は以下のとおり。	
	1. ガスタービン発電機	1. 代替非常用発電機	
	2. 号炉間電力融通ケーブル (常設)	-1 (1 1 1 1 1 1 1 1	【女川】設備の相違(相違理由⑪)
	3. 号炉間電力融通ケーブル(可搬型)		LSC 11 INCHIO TIME (TIMES ENGLY)
	4. 電源車	2. 可搬型代替電源車	
	4. 电原中	2. 門版至八質电源平	
	さん しむ公母と物体・トスために ボッカー ジャック	ナム し知公報と、今日十てために仕事出費日での時間 TIマド	
	また、上記給電を継続するためにガスタービン発電機及	また、上記給電を継続するために代替非常用発電機及び	
	び電源車への燃料補給を実施する。燃料の補給手順につい		
	ては「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。	順については「1.14.2.4 燃料の補給手順」にて整備する。	
で展立てのVilleでは独	/) 工版業工の地域は建築	/ / 工版並工の地域 建強	
a . 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	(a) 手順着手の判断基準	Figure 1 and the death of the first the first the second of the second o
	[ガスタービン発電機によるパワーセンタ 26 系及びモー	[代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	タコントロールセンタ 26 系受電準備開始の判断基準]	変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電準備開始の	【女川】設備の相違(相違理由⑩)
		判断基準]	

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

宣源の解除に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。 【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】 a.手順着手の判断基準	非常用所内電気設備であるメタクラ 2C 系及びメタクラ 2D 系が同時に機能喪失した場合で、ガスタービン発電機、号炉間電力融通ケーブル又は電源車からパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電が可能な場合。	非常用電源設備であるメタクラA系及びメタクラB系が同時に機能喪失した場合で、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車から代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤への給電が可能な場合。	【大飯】 記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】 設備の相違(相違理由⑩, ⑪)
所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。 b. 操作手順代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.32図に、フローチャートを第1.14.24図に示す。【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】 b. 操作手順代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.32図に、フローチャートを第1.14.24図に示す。	(b) 操作手順 ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル又は電源 車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセン タ 26 系給電手順の概要は以下のとおり。手順の対応フローを第 1. 14-5 図に, 概要図を第 1. 14-29 図に, タイムチャートを第 1. 14-30 図から第 1. 14-33 図に示す。	(b) 操作手順 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格 納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分 電盤給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14.26 図に,タイムチャートを第1.14.27 図及び第1.14.28 図に示す。	【大版】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由⑩, ⑪)
また、空冷式非常用発電装置への燃料(重油) 補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油) 補給」にて整備する。 【比較のため、1.14.2.3(2)より再掲】 また、電源車への燃料(重油) 補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油) 補給」にて整		また、代替非常用発電機又は可搬型代替電源車への燃料補給の手順は、1.14.2.4「代替非常用発電機等への燃料補給の手順等」にて整備する。	【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】設備の相違(相違理由®)
備する。	[優先 1. ガスタービン発電機によるパワーセンタ 26 系及 びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合]	[優先1.代替非常用発電機による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]	【大板】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】・非常用電源設備であるメタクラA系及びメタクラB系が機能喪失した場合に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における電路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とする。
 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。 	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にガスタービン発電機自動起動により、メタクラ 2F 系が受電されていることの確認及びメタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系への給電開始を指示する。 ② 運転員 (中央制御室) Aは、メタクラ 2F 系の受電確認後、メタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 2G 系、パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系が受電されていることを確認し、発電課長に受電されたことを報	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電準備を指示する。 ② 災害対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性確認及び系統構成を実施する。 ③ 運転員(現場)Aは、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。 ④ 運転員(現場)Aは、給電準備が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 ⑤ 災害対策要員は、給電準備がが完了したことを発電	【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
④ 運転員等は、中央制御室で空冷式非常用発電装置を起動する。	告する。 ③ 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2B, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を指示する。 ④ 運転員(中央制御室)Aは,460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D,460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D,460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D,460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の各負荷を「代替所内電気設備側」へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを状態表示にて確認する。 ⑤ 運転員(中央制御室)Aは、ガスタービン発電機によるメタクラ 2G系、パワーセンタ 2G系及びモータコントロールセンタ 2G系への給電が完了したことを報告	課長(当直)に報告する。 ⑥ 発電課長(当直)は、運転員及び災害対策要員に代替 非常用発電機による代替所内電気設備への給電開始を 指示する。 ⑦ 運転員(現場)A及び運転員(現場)Bは、現場で代 替非常用発電機を起動する。	【大飯】設備の相違 ・泊は、直流電源喪失を想定しているため、 現場にて代替非常用発電機を起動する手順としている。現場起動としているのは、 川内、伊方と同様。
(5) 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。 (6) 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を開始する。 (7) 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケーブルの接続及び起動前点検を実施する。 (8) 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出力調整し、出力スイッチを投入する。 (9) 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。 (10) 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されているこ	する。	 ⑧^a 運転員(現場) Aは、現場で代替所内電気設備変圧器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認する。 ⑨^a 運転員(現場) Aは、現場で給電対象負荷の本設側NFBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電を開始する。 	【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違(相達理由③)
とを、中央制御室で警報表示等により確認する。		10° 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、 発電所対策本部長に代替非常用発電機への燃料補給を 依頼する。	【大飯, 女川】記載方針の相違 ・泊は燃料補給が必要な設備の操作手順 に、燃料補給の手順に着手することを記 載し、その具体的な手順については 「1.14.2.4燃料の補給手順」で整理して いる。
① 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に空冷式非常 用発電装置の燃料 (重油) 補給を指示する。		 ①* 発電所対策本部長は、災害対策要員に代替非常用発電機への燃料補給を指示する。 ②* 運転員(現場) Aは、現場で代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電が完了したことを発電課長(当直)に報告する。 	【大飯】設備の相違 (相違理由®) 【大飯】記載方針の相違 (女川実績の反映)
c. 操作の成立性 上記の中央制御室対応は、1ユニット当たり運転員等1 名、現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名及び緊急 安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約3.8時間と想 定する。 円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び			【大飯】記載簡所の相違(女川実績の反映) ・後段の泊の記載箇所にて比較する

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施			
し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができる			
よう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路			
を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗			
闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行			
う。室温は通常運転状態と同程度である。			
(添付資料 1, 14, 18)			884 86 9 9 9 9 9 9 9
	[優先2. 号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した3号		【女川】設備の相違(相違理由⑩)
	炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G 系		
	及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]		
	(本手順は、2 号炉で全交流動力電源が喪失し、3 号炉の		
	非常用ディーゼル発電機から号炉間電力融通ケーブル		
	(常設)を使用して2号炉の代替所内電気設備へ給電す		
	る操作手順を示す。)		
	W		
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及		
	び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(常設)		
	を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメ		
	タクラ 2F 系の受電準備を指示する。		
	② 3 号炉発電課長は、3 号炉運転員に号炉間電力融通ケ		
	ーブル (常設) を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル		
	発電機によるメタクラ 2F 系の給電準備を指示する。		
	③ 3 号炉運転員(中央制御室)Aは,3号炉の非常用ディ		
	ーゼル発電機の負荷の切替え及び 3 号炉の非常用ディ		
	ーゼル発電機の運転継続に不要な負荷の停止操作を実		
	施し、3号炉発電課長に給電準備完了を報告する。ま		
	た,3号炉発電課長は発電課長に報告する。		
	④ 運転員(中央制御室) A は, 受電前準備として, ガス		
	タービン発電機からメタクラ 2F 系を受電するための		
	遮断器, 3 号メタクラ 3C 系からメタクラ 2F 系を受電		
	するための遮断器, 3 号メタクラ 3D 系からメタクラ 2F		
	系を受電するための遮断器,メタクラ 2F 系からメタク		
	ラ 2C 系及びメタクラ 2D 系へ給電するための遮断器及		
	びメタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系へ給電する遮断器		
	の「切」又は「切」確認し、発電課長に受電準備が完了		
	したことを報告する。		
	⑤ 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力		
	融通ケーブル(常設)を使用した3号炉の非常用ディ		
	ーゼル発電機によるメタクラ 2F 系への給電開始を指		
	示する。メタクラ 2F 系の給電手順については,		
	「1.14.2.1(1)b.(b) [優先 2.号炉間電力融通ケーブ		
	ル(常設)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電		
	機によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場		
	合]」の操作手順⑦a~⑩aと同様である。		
	⑥ 発電課長は、運転員に3号炉の非常用ディーゼル発電		
	機からのメタクラ 26 系への受電開始を指示する。		

電源の確保に関する手順等	Little of Liverborn of the	NAL TWO ORDERS OF THE LINE	for the out of
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	⑦ 運転員(中央制御室)Aは、メタクラ2F系からメタク	· ·	
	ラ26系を給電するための遮断器及びメタクラ2F系か	· ·	
	らメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を「入」とし、	· ·	
	メタクラ 26 系、パワーセンタ 26 系及びモータコント	· ·	
	ロールセンタ 2G系の受電操作を実施する。	· ·	
	(8) 運転員 (中央制御室) Aは、メタクラ 2G系、パワーセ	· ·	
	ンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系の受電	· ·	
	状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完	· ·	
	了したことを報告する。	· ·	
	⑨ 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替	· ·	
	盤 2C 又は 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V 原	· ·	
		· ·	
	子炉建屋交流電源切替盤 26 及び 120V 原子炉建屋交流	· ·	
	電源切替盤26の負荷の切替操作を指示する。	· ·	
	(回) 運転員(中央制御室)Aは,460V原子炉建屋交流電源	· ·	
	切替盤 2C 又は 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D,	· ·	
	460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建	· ·	
	屋交流電源切替盤 26 の各負荷を「代替所内電機設備	· ·	
	側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが	· ·	
	完了したことを報告する。	· ·	
	① 運転員(中央制御室) Aは,各負荷の電源が復旧した	· ·	
	ことを状態表示にて確認する。	l	
	Control of the second s	l	
	[優先3. 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)を使用した3	· ·	
	号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 2G	· ·	
	系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]	· ·	
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及	· ·	
	び3号炉発電課長に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)	· ·	
	を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるメ	l	
	タクラ 26 系への受電準備開始を指示する。	· ·	
	② 発電課長は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブ	· ·	
		l	
	ル(可搬型)の敷設及び電路構成を依頼する。	· ·	
	③ 発電所対策本部は、保修班員に号炉間電力融通ケーブ	· ·	
	ル (可搬型)を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発	· ·	
	電機からメタクラ 2G 系への受電準備開始を指示する。	· ·	
	④ 運転員(中央制御室) A は、メタクラ 26 系の受電準備	· ·	
	として、メタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系へ給電する	l	
	ための遮断器及びメタクラ 2F 系からメタクラ 2G 系を	· ·	
	受電するための遮断器,メタクラ 26 系からメタクラ 2C	· ·	
	系及びメタクラ 2D 系へ給電するための遮断器の「切」	· ·	
	又は「切」確認する。	· ·	
	⑤ 運転員(中央制御室) Aは、号炉間電力融通ケーブル	· ·	
	(可搬型)によりメタクラ 2G 系を受電するための遮断	· ·	
	器の「切」を確認し、発電課長にメタクラ 26 系の受電	· ·	
	準備が完了したことを報告する。	· ·	
		· ·	
	⑥ 3 号炉発電課長は、3 号炉運転員に号炉間電力融通ケ	l de la companya de	
	ーブル (可搬型) を使用した 3 号炉の非常用ディーゼ		

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	ル発電機によるメタクラ 2G 系への給電準備開始を指示する。 3 号炉の給電準備及び号炉間電力融通ケーブル(可搬型)の敷設手順については、「1.14.2.1(1)b,(b)[優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機(A)によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]」の⑩~⑪"操作手順と同様である。 ⑦ 保修班員は、発電所対策本部に号炉間電力融通ケーブル(可搬型)によるメタクラ 2G 系への受電準備が完了したことを報告する。また、発電所対策本部は発電課長に報告する。 8 発電課長は、運転員及び3号炉発電課長へ号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機からメタクラ 2G 系への給電開始を指示する。	泊発電所 3 号炉	相違理由
	メタクラ 2G 系の給電手順については、「1. 14. 2. 1(1) b. (b) [優先 3. 号炉間電力融通ケーブル (可搬型)を使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機 (A) によるメタクラ 2C 系又はメタクラ 2D 系受電の場合]」の (風)~ (切)・操作手順と同様である。 ② 運転員 (中央制御室) Aは、メタクラ 2G系、パワーセンタ 2G系及びモータコントロールセンタ 2G系の受電状態に異常がないことを確認し、発電課長に受電が完了したことを報告する。 ③ 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2C 又は 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を120V 原子炉建屋交流電源切替盤 2G の負荷の切替操作を15元する。		
	① 運転員(中央制御室)Aは、460V原子炉建屋交流電源 切替盤2C又は460V原子炉建屋交流電源切替盤2D、 460V原子炉建屋交流電源切替盤2G及び120V原子炉建 屋交流電源切替盤2Gの各負荷を「代替所内電気設備 側」へ切替操作を実施し、発電課長に負荷の切替えが 完了したことを報告する。 ② 運転員(中央制御室)Aは、各負荷の電源が復旧した ことを状態表示にて確認する。		
(2) 代替所内電気設備による交流及び直流の給電(電源車)			【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。
所内電気設備の2系統が同時に機能喪失した場合は、共 通要因で機能を失うことがないように、少なくとも1系統 は機能の維持及び人の接近性を確保し、常設重大事故等対 処設備である代替所内電気設備変圧器及び代替所内電気 設備分電盤と、多様性拡張設備である電源車及び可搬型重			

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大事故等対処設備である可搬式整流器により、原子炉を安定状態に収束させるために必要な機器(恒設代替低圧注水ポンプ、蓄圧タンク出口弁、計装用電源、アニコラス空気浄化ファン、可搬式整流器及び可搬式空気圧縮機(加圧器逸がし弁用)) へ代替電源から給電する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準所内電気設備の2系統が同時に機能喪失したことを、非常用高圧母線の電圧及び非常用直流母線の電圧等により確認した場合。 b. 操作手順代替所内電気設備による給電を行う手順の概要は以下のとおり。概略図を第1.14.31図に、タイムチャートを第1.14.24図に示す。 また、電源車への燃料(重油)補給の手順は1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給」にて整	[優先4.電源車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合] (原子炉建屋東側の電源車接続口(東側)を使用する場合(原子炉建屋西側の電源車接続口(西側)を使用の場合は③パ,⑤パ。⑥パを除く))	[優先2. 可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合]	【大飯】記載方針の相違(女川実蔵の反映) 【女川】設備の相違(相違理由®) ・泊は、女川と同様に可能型代替電源車の接続口を東側と西側で2ルート確保しているが、どちらも同様の手順であることから、手順の相違に関する記載は不要。 【大飯】記載箇所の相違・上段の泊の記載箇所にて比較する。
 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき当直課長及び緊急安全対策要員に、代替所内電気設備による給電を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性を確認する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備の受電に必要な系統構成を実施する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で電源車の配置及びケーブルの敷設を実施する。 	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電源車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系の受電準備開始を指示する。 ② 発電課長は、発電所対策本部へ電源車によるメタクラ 26 系への給電準備開始を依頼する。 ③ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車からメタクラ 26 系への給電準備開始を指示する。 ④ 重大事故等対応要員は、電源車接続ロ(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、発電所対策本部に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放依頼を連絡する。また、発電所対策本部は発電課長に連絡する。 ⑤ 発電課長は、発電所対策本部からの連絡により、電源	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替所内電気設備による給電準備を指示する。 ② 災害対策要員は、現場で代替所内電気設備の健全性確認及び系統構成を実施する。 ③ 運転員(現場)Aは、現場で代替所内電気設備分電盤の受電に必要な系統構成を実施する。 ④ 災害対策要員は、現場で可搬型代替電源車のケーブル敷設ルートの確認、可搬型代替電源車の移動、起動前点検を実施する。	【女川】 ・非常用電源設備であるメタクラA系及びメタクラB系が機能喪失した場合に電源を供給する手順に相違はないが、当該手順における電路構成は、炉型が同じである大飯と同様であるため、比較対象を大飯とする。 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 ・治は、「1.14.2.1(1)ョと同様に可嫌型代替電源車の起動前点検を実施する手順及び発電課長(当直)に報告する内容を手

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	車接続口(東側)へ電源車ケーブルを接続する場合は、	Service Management of the service of	順①⑤で記載している。
	運転員に電源車ケーブルの敷設に必要な扉の開放を指	⑤ 運転員(現場)Aは、給電準備が完了したことを発電	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	示する。	課長(当直)に報告する。	
	⑥ 運転員(現場)B及びCは、発電課長に電源車ケーブ	⑥ 災害対策要員は、給電準備が完了したことを発電課	
	ルの敷設に必要な扉の開放を行い報告する。また、発	長(当直)に報告する。	
	電課長は、発電所対策本部に連絡する。	⑦ 発電課長(当直)は、運転員及び災害対策要員に可搬	
	⑦゚ 重大事故等対応要員は、電源車接続口付近にて電源車	型代替電源車による代替所内電気設備への給電開始を	
	(2台)を配置し、電源車から電源車接続口までの間に	指示する。	
⑤ 緊急安全対策要員は、現場でケーブルを中継接続盤に	電源車搭載のケーブルを、電源車(2台)の間に並列運	⑧ 災害対策要員は、現場でケーブルの接続、可搬型代替	【大飯】記載表現の相違
接続後、電源車を起動し、運転状態の確認を実施する。	転用制御ケーブルを敷設し、接続する。	電源車を起動及び並列操作を実施する。	・泊は、「1.14.2.1(1)a と同様に可搬型代
	⑧ 運転員(中央制御室) Aは、給電準備としてメタクラ		替電源車のケーブル接続、起動及び並列
	2F 系からメタクラ 2G 系を受電するための遮断器を		操作を手順(8)b で記載している。 給電操
	「切」又は「切」確認を実施し、発電課長にメタクラ 2G		作内容に大飯と実質的な相違はない。
	系への受電準備が完了したことを報告する。		
	⑨ 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車から		
	メタクラ 26 系間の電路の健全性を絶縁抵抗測定によ		
	り確認し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 26		
	系への給電準備が完了したことを報告する。		
⑥ 緊急安全対策要員は、現場で代替所内電気設備変圧	⑩ 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ	⑨ 運転員(現場) A は、現場で代替所内電気設備変圧器、	
器、代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを	26系への給電準備が完了したことを連絡する。	代替所内電気設備分電盤の給電が完了したことを確認	
確認する。	① 発電課長は、ガスタービン発電機及び号炉間電力融通	する。	
⑦ 緊急安全対策要員は、現場で給電対象負荷の本設受電 NFBを「切」、代替所内電気設備用受電NFBを「入」	ケーブルにより給電ができない場合,発電所対策本部 へ電源車からメタクラ 26 系へ給電を依頼する。	⑩ ^b 運転員(現場)Aは、現場で給電対象負荷の本設側N FBを「切」、代替所内電気設備対象のNFBを「入」	
とし、代替所内電気設備分電盤から交流電源の給電を	② 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に電源車から	とし、代替所内電気設備分電盤からの交流電源の給電	
開始する。	メタクラ 26 系への給電開始を指示する。	を開始する。	
(8) 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器の移動、ケ	③ 重大事故等対応要員は、電源車接続口にて電源車(2	EMADY So	【大飯】設備の相違(相違理由(3))
一ブルの接続及び起動前点検を実施する。	台)の起動及び並列操作によりメタクラ 2G 系への給電		[大风] [K] [K] [K] [K] [K] [K] [K] [K] [K] [K
9 緊急安全対策要員は、現場で可搬式整流器を起動、出	を実施し、発電所対策本部に電源車によるメタクラ 26		
力調整し、出力スイッチを投入する。	系への給電が完了したことを報告する。		
10 運転員等は、現場で直流電源の給電を開始する。	① 発電所対策本部は、発電課長に電源車によるメタクラ		
① 運転員等は、直流き電盤への電源が確保されているこ	26 系への給電が完了しことを連絡する。		
とを、中央制御室で警報表示等により確認する。	「珍」発電課長は、運転員によるメタクラ 2G 系への給電開		
and the property of the second	始を指示する。	① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、	【大飯,女川】記載方針の相違
	① 運転員 (中央制御室) Aは、電源車からメタクラ 2G系	発電所対策本部長に可搬型代替電源車への燃料補給を	泊は燃料補給が必要な設備の操作手順
	を受電するための遮断器を「入」とし、メタクラ 26系、	依頼する。	に、燃料補給の手順に着手することを記
	パワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G	Approximate Control	載し、その具体的な手順については
	系が受電されたことを確認後、発電課長に受電が完了		「1.14.2.4燃料の補給手順」で整理して
	したことを報告する。		いる。
② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に電源車の燃	⑪ 発電課長は、運転員に 460V 原子炉建屋交流電源切替	⑫ 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型代替	
料(重油)補給を指示実施する。	盤 2C, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V 原子	電源車への燃料補給を指示する。	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
	炉建屋交流電源切替盤 2G 及び 120V 原子炉建屋交流電	⑩ 運転員 (現場) Aは、現場で代替所内電気設備分電盤	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	源切替盤 2G の負荷の切替操作を指示する。	からの交流電源の給電が完了したことを発電課長(当	
	® 運転員 (中央制御室) A は、460V原子炉建屋交流電源	直)に報告する。	
	切替盤 2C, 460V 原子炉建屋交流電源切替盤 2D, 460V		
	原子炉建屋交流電源切替盤 26 及び 1200 原子炉建屋交		
	流電源切替盤 26 の各負荷を「代替所内電気設 備側」		

1.14 電源の確保に関する手順等

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	へ切替操作を実施し、各負荷の電源が復旧したことを 状態表示 にて確認する。 「9」 運転員 (中央制御室) A は、発電課長に負荷切替が完 了したことを報告する。		
c.操作の成立性 【比較表のため 1.14.2.3(1) の記載より再掲】 上記の中央制御室対応は、1ユニット当たり運転員等 1名、現場対応は、1ユニット当たり運転員等 1名及び緊急安全対策要員 2名にて実施し、所要時間は約3.8時間と想定する。	(c) 操作の成立性 [優先1.ガスタービン発電機によるパワーセンタ 26 系及 びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合] 運転員(中央制御室)1名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから,ガスタービン発電機によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系の受電完了まで15分以内で可能である。	(c) 操作の成立性 [優先1.代替非常用発電機による代替格納容器スプレイ ポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合] 運転員(現場)2名及び災害対策要員2名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから,代替非常用発電機 による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所 内電気設備分電盤の受電完了ま205分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由⑩, ⑪) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由⑩, ⑪)
上記の現場対応は、1ユニット当たり運転員等1名、緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約4時間と想定する。所内電気設備の2系統が同時に機能を喪失した場合に、代替電源からの給電手段として、以上の手段を用いて、原子炉を安定状態に収束するために必要な電力を確保	【比較表のため、下段の記載より再掲】 [優先 4. 電源車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合] 運転員(中央制御室)1 名、運転員(現場)2 名、重大事故等対応要員3 名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電源車によるパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系の受電完了まで130 分以内で可能である。	[優先2.可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤受電の場合] 運転員(現場)1名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから,可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤の受電完了まで390分以内で可能である。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由®, ⑪) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由®)
する。	[優先 2. 号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用した 3 号 炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ 26 系 及びモータコントロールセンタ 26 系受電の場合] 2 号炉運転員 (中央制御室) 1 名及び 3 号炉運転員 (中央制御室) 1 名にて作業を実施した場合, 作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル (常設) を使用したパワーセンタ 26 系及びモータコントロールセンタ 26 系受電完了まで 35 分以内で可能である。		【女川】設備の相違(相違理由⑪)
	[優先3.号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した3号炉の非常用ディーゼル発電機によるパワーセンタ26系及びモータコントロールセンタ26系受電の場合]2号炉運転員(中央制御室)1名,3号炉運転員(中央制御室)1名,3号炉運転員(現場)2名及び保修班員3名にて作業を実施した場合,作業開始を判断してから号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用したパワーセンタ26系及びモータコントロールセンタ26系受電完了まで225分以内で可能である。		
	[優先 4. 電源車によるパワーセンタ 2G 系及びモータコントロールセンタ 2G 系受電の場合]		【大飯】記載箇所の相違 ・上段の泊の記載箇所にて比較する。

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯発電所3/4号炉 【比較のため1.14.2.3(1)の記載より再掲】 円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び 給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施 し、可搬式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができる よう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路	安川原子力発電所2号炉 運転員(中央制御室)1名,運転員(現場)2名,重大 事故等対応要員3名にて作業を実施した場合,作業開始を 判断してから電源車によるパワーセンタ26系及びモータ コントロールセンタ26系の受電完丁まで130分以内で可 能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料1.14.2-7)	旧発電所3号炉 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備するとともに、暗闇でも視認 性が上がるように操作対象NFBに識別表示を行う。作業 環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。	相選理由 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【大飯】設備の相違(相違理由③)
を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗 闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行 う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)		代替所内電気設備分電盤での操作は手動によるNFB操作とし、ケーブル接続作業については、速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 (添付資料1.14.11)	
円滑に作業できるように、代替所内電気設備分電盤及び 給電対象負荷の切替箇所はNFB操作による手動で実施 し、可機式整流器のケーブル接続は速やかに作業ができる よう作業場所近傍に使用工具を配備する。また、移動経路 を確保し、携帯照明や通信設備等を整備するとともに、暗 闇でも視認性が上がるように操作対象盤に識別表示を行 う。室温は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.14.18)			【大飯】設備の相違(相違理由③)
(3)優先順位 空冷式非常用発電装置は、中央制御室での起動操作が可能で短時間で電力供給ができるため第1優先で使用し、空 冷式非常用発電装置が使用できない場合に電源車を使用 する。			【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1.14.2.4 燃料の補給手順等	1.14.2.4 燃料の補給手順	1.14.2.4燃料の補給手順	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
	(1) 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクか	(1) ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクロ	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
	らタンクローリへの補給	ーリーへの補給	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
全交流動力電源喪失時に、重大事故等対処設備である空	重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電	重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機、可搬	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
冷式非常用発電装置及び電源車又は設計基準事故対処設	源車,大容量送水ポンプ (タイプ I),熱交換器ユニット,	型代替電源車,可搬型直流電源用発電機,可搬型大容量海	・重大事故時に燃料を補給を必要とする設
備であるディーゼル発電機を運転した場合、これらの設備	可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ボンプ(タイプ	水送水ポンプ車、可搬型大型送水ボンプ車及び緊急時対策	備の相違
への燃料補給が必要となる (燃料はすべて重油)。	II) に燃料を補給する。	所用発電機に燃料を補給する。	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
Control of the state of the sta	上記設備に燃料を補給するため、軽油タンク又はガスタ	上記設備に燃料を補給するため、ディーゼル発電機燃料	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	ービン発電設備軽油タンクとタンクローリをホースで接	油貯油槽と可搬型タンクローリーをホースで接続し,可搬	【女川】設備の相違
	続し、タンクローリへ軽油の補給を行う。	型タンクローリーへ軽油の補給を行う。	・女川の電源車 (緊急時対策所用) は、専
	870 St		用の緊急時対策所軽油タンクより自動補
	なお,補給する軽油は,復旧が見込めない非常用ディー	なお,補給する軽油は、復旧が見込めないディーゼル発	給する設計である。
	ゼル発電機が接続されている軽油タンクの軽油を使用す	電機が接続されているディーゼル発電機燃料油貯油槽の	・ 泊の緊急時対策所用発電機は, 可搬型タ
	る。	軽油を使用する。	ンクローリーにより給油する。(大飯と同
		AND CONTRACT	様)
	また,非常用ディーゼル発電機により重大事故等の対処		【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	に必要な電源が確保されている場合は, 停止しているガス		
	タービン発電機が接続されているガスタービン発電設備		
	軽油タンクの軽油を使用する。		
重大事故対処設備である燃料油貯蔵タンク又は重油タ			【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
ンクからタンクローリーへ給油し、各設備へ補給する手順			・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及
を整備する。			びタンクローリーから各設備へ燃料補給
And the second also are also are too and the man tells on the first Anna Sala Andreas.			する一連の流れをまとめて記載してい
(1) 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給 燃料油貯蔵タンク又は重油タンクからタンクローリー			る。各設備へ燃料補給する手順として実 質的な相違なし。
により空冷式非常用発電装置等に補給する。			質的な相様など。
により上山八井市川光电水直寺に開始する。			
a . 手順着手の判断基準	a. 手順着手の判断基準	a . 手順着手の判断基準	
		【可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合】	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
			【女川】設備の相違(相違理由⑤)
空冷式非常用発電装置、電源車及びディーゼル発電機を	重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電	重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機、可搬	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
運転した場合において、各発電機の燃料が規定油量以上あ	源車,大容量送水ポンプ (タイプ I),熱交換器ユニット,	型代替電源車,可搬型直流電源用発電機,可搬型大容量海	・重大事故時に燃料を補給を必要とする設
ることを確認した上で運転開始後、燃料補給作業着手時間	可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ(タイプ	水送水ポンプ車、可搬型大型送水ポンプ車及び緊急時対策	備の相違
※11に達した場合。	II)を使用する場合。	所用発電機を使用する場合。	【女川】設備の相違
			・女川の電源車(緊急時対策所用)は、専
			用の緊急時対策所軽油タンクより自動補 給する設計である。
			・ 泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タ
			ンクローリーにより給油する。(大飯と同
			様
		【ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
		合	【女川】設備の相違(相違理由⑤)
		重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機、可搬	The state of the s
		型代替電源車、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型大	
		型送水ポンプ車及び緊急時対策所用発電機を使用する場	

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

電源の解除に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は 以下のとおり。 ・空冷式非常用発電装置:運転開始後約2.5時間後(そ の後約4時間ごとに補給) ・電源車:運転開始後約2.5時間後(その後約4時間ご とに補給) ・ディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク):運転開始後 約70時間後(その後約1.6時間ごとに補給)		合において、可搬型タンクローリー給油ポンプによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料補給ができない場合。	【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映) ・下段の泊の記載箇所にて比較する。
b. 操作手順 空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給の手順の 概要は以下のとおり。	b. 操作手順 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクから タンクローリへの軽油補給手順の概要(軽油タンク(A) 又はガスタービン発電設備軽油タンク(A)使用)は以下 のとおりである。 (軽油タンク(B)~(F)及び(G)並びにガスタービン 発電設備軽油タンク(B),(C)を使用する手順も同様。)	b. 操作手順 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクロー リーへの軽油補給手順の概要は以下のとおりである。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・大飯は、タンクローリーへの燃料補給及 びタンクローリーから各設備へ燃料補給 する一連の流れをまとめて記載してい る。各設備へ燃料補給する手順として実 質的な相違なし。 【女川】設備の相違(相違理由⑥)
また、概略図を第 1.14.33 図に、タイムチャートを第 1.14.34 図に、アクセスルートを第 1.14.35 図に示す。	概要図を第 1.14-34 図及び第 1.14-35 図に, タイムチャートを第 1.14-36 図に示す。	概要図を第1.14.29 図及び第1.14.31 図に、タイムチャートを第1.14.30 図、第1.14.32 図に、アクセスルートを第1.14.33 図及び対応手段の選択フローチャートを第1.14.41 図に示す。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】記載方針の相違
		【可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合】	【大飯】設備の相違(相達理由⑩) 【女川】設備の相違(相達理由⑤)
① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンク又は重油タンク	① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況からタンクローリへの軽油補給に使用する	①"発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、 発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリー給油ポンプによる可搬型タンクローリーへの軽油補給を依頼する。 ②"発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型タンクローリーへの軽油補給の開始を指示する。	【大飯、女川】体制の相違 ・対応要員・要員名称の相違 (とりまとめた資料 2-5 相違識別の省略 参照)
からタンクローリーによる空冷式非常用発電装置等への燃料(重油)補給を指示する。 ② 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、重油タンクからタンクローリーによるディーゼル発電機への燃料(重油)補給を指示する。	タンク (軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンク)を決定し、重大事故等対応要員にタンクローリへの軽油補給の開始を指示する。		【大飯】設備の相違(相違理由⑨)
③ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから空冷式非常用発電装置等へ燃料(重油)補給準備を行う。	② 重大事故等対応要員は、補給活動に必要な装備品・資 機材を準備し、車両保管場所へ移動し、タンクローリ の健全性を確認する。	③ %客対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ軽油補給準備を行う。	【大飯】設備の相違(相達理由®) 【大飯、女川】記載表現の相違 ・女川は、タンクローリへの補給準備開始

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
			から補給完了までを②~⑤°で記載している。 ・大飯は、タンクローリへの補給準備開始から補給完了までを③~⑦で記載している。 ・泊の場合、可搬型タンクローリーへの補
	[軽油タンク (A) から補給する場合]		給準備開始から補給完了までを③~~⑩* で記載している。手順の順序は異なるも の作業内容に相違はない。 【女川】記載方針の相違 ・女川は、複数ある軽油タンクの1つを代
④ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。	③ 重大事故等対応要員は、補給先に指定された軽油タンクへ移動し、軽油タンクのマンホール (上蓋) を開放し、D/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁の閉止フランジを取り外し、専用接続金具を取り付ける。	④ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを保管エリアから所定の位置に移動させる。	表例として記載。 【大飯】設備の相違(相違理由®)
⑤ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。	④ 重大事故等対応要員は、タンクローリのタンク底部の 給排用ノズルへ専用接続金具を取り付けた後、ホース を接続する。	⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー吐出 ロのキャップをはずし、ホースを接続するとともに、切 替弁を「吸込み」側に切替え、タンクの底弁を開放する。	
⑤ 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクの閉止蓋を開放し、給油用ホース端をタンクの油面レベル以下まで下げる。重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。	⑤ 重大事故等対応要員は、タンクローリに接続したホースを D/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁に取り付けた専用接続金具へ接続する。	⑥ 災害対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽の防護板及び給油口を開放する。	
	 ⑥ 重大事故等対応要員は、車載タンク上部にてマンホール (上蓋) を開放する。 ⑦ 重大事故等対応要員は、D/G (A) 軽油タンク (A) 出口弁を「閉」及びD/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「開」とする。 	⑦ 災害対策要員は、現場でホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。	
⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ボンプを起動し、タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ボンプを停止する。	⑧* 重大事故等対応要員は、車両付ポンプを起動し、タンクローリの吐出弁を「開」とし軽油タンク(A)からタンクローリへの補給を開始する。	⑧。災害対策要員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、可搬型タンクローリー吐出弁を「開」としディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給を開始する。	
	⑨* 重大事故等対応要員は、タンク上部のマンホール(上蓋)からの目視により、タンク内の満タンを確認後、マンホール(上蓋)を閉止及び車両付ポンプを停止させ、タンクローリの吐出弁及び D/G (A) 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリからホースを取り外した後 (継続的にホースを使用する場合は、当該ホースを軽油タンク側に接続したままとする)、発電所対策本部に軽油タンクからタンクローリへの補給が完了したことを報告する。		
	DE LONG CHAIL PAGE	⑩A 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーから 汲み上げ用ホースを取り外し、吐出口のキャップを取り 付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切替え、タンク の底弁を閉止した後、発電所対策本部長へ可搬型タンク ローリーへの燃料補給が完了したことを報告する。	
⑧ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを空冷式非常用		⑪。 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを補	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 号炉と比較対象とならない記載内容 緑字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載接現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	⑥ 重大事故等対応要員は、GTG 軽油タンク(A)出口弁を「関」及びCTC 軽油タンク(A) は出口 いかかた 「関		
	「閉」及び GTG 軽油タンク (A) 払出口止め弁を「開」 とする。		
	⑦ 重大事故等対応要員は、タンクローリへ軽油を補給す		
	るため、車両付ポンプを作動させ、タンクローリの吐		
	出弁を「開」とし、GTG 軽油タンクからタンクローリへ		
	の補給を開始する。		
	⑧ 重大事故等対応要員は、タンクローリの補給状態をタ		
	ンク頂部のハッチから目視で確認し、タンク内の満タンなが発生し、タンク内の満タンなる。リングスールはの個人一会及びでは、		
	ンを確認後、タンクローリの吸入元弁及び GTG 軽油タ ンク(A) 払出口止め弁を「閉」操作し、タンクローリ		
	からホースを取り外した後(継続的にホースを使用す		
	る場合は、当該ホースをガスタービン発電設備軽油タ		
	ンク側に接続したままとする),発電所対策本部にガス		
	タービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの補		
	給が完了したことを報告する。		
	から各機器への補給」の操作手順にて給油した後、タ ンクローリの軽油の残量に応じて、上記手順(4)*から®		
	b (③) はガスタービン発電設備軽油タンク側にホース		
	を接続済みのため実施不要)を繰り返す。		
	Committee and Co		
	比較のため美浜3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 燃料の補		
	給手順等 (1) 空冷式非常用発電装置等への燃料補給 (香油) 特給(1.14-24頁) の記載を下記に担っ		
	(重油)補給(1.14-34頁」の記載を下記に掲示】		
	【タンクローリーによる電源車等への燃料補給(E.L.+32m	【ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場	【大飯】設備の相違(相違理由⑩)
	燃料油取出口を使用)】	合】	【女川】設備の相違(相違理由⑤)
		① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、	【美浜】体制の相違
		発電所対策本部長にディーゼル発電機燃料油貯油槽か	・対応要員・要員名称の相違
		らディーゼル発電機燃料油移送ポンプによる可搬型タ ングローリーのの軽油増給な体質は2	(とりまとめた資料 2-5 相違識別の省略 参照)
	① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊	ンクローリーへの軽油補給を依頼する。 ② 発電所対策本部長は、災害対策要員に可搬型タンク	∞ m/
	急安全対策要員に、燃料油貯蔵タンクからタンクローリ	ローリーへの軽油補給の開始を指示する。	
	ーによる電源車等への燃料補給を指示する。		
	prompts and replacement of the control of the contr	③ 発電課長(当直)は、運転員にディーゼル発電機燃料	【大飯】設備の相違 (相違理由⑩)
		油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプによ	【女川】設備の相違(相違理由⑤)
		る可搬型タンクローリーへの軽油補給を指示する。	
	② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンクから電源車等 (乗油) 神鈴弾機を行る		【美浜】記載表現の相違
	○燃料(重油)補給準備を行う。③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアか	保管エリアから所定位置に移動させる。 ⑤ 災害対策要員は、現場でディーゼル発電機燃料油移	・美浜は、タンクローリへの補給準備開始 から補給完了までを②~⑧で記載してい
	ら E. L. +32m 燃料油取出口付近に移動させる。	送ボンブ出口ラインにホースを接続し、可搬型タンクロ	5.
		ーリー設置箇所まで敷設する。	・泊の場合、可搬型タンクローリーへの補
	④ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油ホ	⑥ ^b 運転員(現場)Aは、現場でディーゼル発電機燃料油	給準備開始から補給完了までを① ¹ ~②
	ースを接続する。	貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料補給の系統構	^b で記載している。手順の順序は異なるも
		成を実施する。	のの作業内容に相違はない。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	⑤ 緊急安全対策要員は、燃料油取出口の蓋を開放し、給油ホースを接続する。	⑦ 運転員(現場)Aは、現場でディーゼル発電機燃料 油移送ポンプの給電準備を実施する。	
	 ⑤ 緊急安全対策要員は、燃料油移送ポンプ出口配管の分岐管に給油ホースを接続し、E. L. +32m 燃料油取出口までの給油系統を構成する。 ⑦ 緊急安全対策要員は、燃料油移送ポンプと燃料油サービスタンク間の弁を閉止する。 ⑧ 緊急安全対策要員は、建屋内の燃料油移送ポンプを起動し、タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば 	 ⑧^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、ホース先端のドロップパイプを挿入する。 ⑨^b 運転員(現場) Aは、現場でディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、軽油補給を開始する。 	
	停止する。	 ⑩^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ボンブの停止を依頼する。 ⑪^b 運転員(現場) Aは、現場でディーゼル発電機燃料油移送ボンブを停止する。 ⑫^b 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜き、マンホールを閉止する。 ⑬^b 災害対策要員は、発電所対策本部長へ可搬型タンクローリーへの軽油補給が完了したことを報告する。 ⑭^b 運転員(現場) Aは、発電課長(当直)へ可搬型タンクローリーへの軽油補給が完了したことを報告する。 ⑥^b 災害対策要員は、発電計算にことを報告する。 	
	 ⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車等の近傍に移動させる。 ⑩ 緊急安全対策要員は、電源車等の給油口に、給油ホースを接続する。 ⑩ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。 ⑫ 緊急安全対策要員は、タンクが満杯になれば、給油を停止し、排出弁を開止した後、給油ホースを取外す。 ⑬ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車等への燃料補給が完了したことを報告 	⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリーを補給対象設備の近傍に移動させる。	【美派】記載方針の相違 ・美派は、タンクローリーへの燃料補給及 びタンクローリーから各設備へ燃料補給 する一連の流れをまとめて記載してい る。各設備へ燃料補給する手順に実質的 な相違なし。
	する。 ① 緊急安全対策要員は、タンクローリーの油量を確認し、以降④から⑬を繰り返し燃料の補給を実施する。	⑩ 災害対策要員は、「1.14.2.4(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給」の操作手順にて給油した後、可搬型タンクローリーの軽油の残量に応じて、上記手順⑦から⑪を繰り返す。	

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
c. 操作の成立性	c. 操作の成立性	c. 操作の成立性 【可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合】	【大飯】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】設備の相違(相違理由⑤)
上記の現場対応は、空冷式非常用発電装置及び電源車については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約2.1時間と想定する。また、ディーゼル発電機については緊急安全対策要員2名にて実施し、所要時間は約90分と想定する。	上記の操作は、タンクローリ 1 台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからタンクローリへの補給完了まで 135 分以内で可能である。	上記の操作は、可搬型タンクローリー1台当たり災害対策要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型タンクローリーへの補給完了まで約120分以内で可能である。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映
【比較のため下段の記載より再掲】 また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携 帯照明や通信設備等を整備する。閉止蓋等を速やかに作業 ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温 度は外気温度と同程度である。	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備する。 (添付資料 1.14.2-8) 比較のため美浜3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 燃料の補 給手順等 (1) 空冷式非常用発電装置等への燃料補給(重 油) 補給(1.14-35頁」の記載を下記に掲示】	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、 照明及び通信連絡設備を整備する。防護板等を速やかに作 業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 周囲 温度は外気温度と同程度である。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映
	緊急安全対策要員4名にて実施し、所要時間は約3.1時間と想定する。 また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。燃料油貯蔵タンク蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。	【ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合】 災害対策要員2名及び運転員1名にて実施し,所要時間 は約180分である。 円滑に作業できるように,移動経路を確保し,防護具,照 明及び通信連絡設備を整備する。防護板等を速やかに作業 ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温 度は外気温度と同程度である。	【大飯】設備の相違(相違理由⑩) 【女川】設備の相違(相違理由⑤) 【美浜】記載表現の相違(女川実績の反映
空冷式非常用発電装置の燃料消費率は、約248.20/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4 時間と想定しており枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。電源車の燃料消費率は、約96.40/hであり、起動から枯渇までの時間は約5.0時間と想定しており枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。ディーゼル発電機の燃料消費率は、約1.77k0/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5日間と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160k0(1基当たり)、4基)及び燃料油貯蔵タンク(150k0(1		(添付資料 1.14.12)	【大飯】記載箇所の相違(女川実績の反映・下段の泊の記載箇所にて比較する。

| 灰色: 女川2 号炉の記載のうち、BWR 固有の設備や対応手段であり、泊3 | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
また、円滑に作業できるように、移動経路を確保し、携帯照明や通信設備等を整備する。閉止蓋等を速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。周囲温度は外気温度と同程度である。 (添付資料 1. 14. 19)	37/10/17/30/20/17		THE ACES TO ALL PORT
	(2) タンクローリから各機器への補給	(2) 可搬型タンクローリーから各機器への補給	【大飯】記載方針の相違(女川実織の反映) ・大飯は、タンクローリーへの補給及びタンクローリーから各設備へ燃料補給する一連の流れをまとめて記載している。各設備へ燃料補給する手順に実質的な相違なし。
	重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ポンプ (タイプ I)、熱交換器ユニット、可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ポンプ (タイプ II) に対して、タンクローリを用いて燃料の補給を行う。	重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機,可擬型代替電源車,可擬型直流電源用発電機,可搬型大容量海水送水ボンブ車,可搬型大型送水ボンブ車及び緊急時対策所用発電機に対して,可搬型タンクローリーを用いて燃料の補給を行う。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) ・重大事故時に燃料補給を必要とする設備の相違。 【女川】設備の相違 ・女川の電源車(緊急時対策所用)は、専用の緊急時対策所軽油タンクより自動補給する設計である。 ・泊の緊急時対策所用発電機は、可搬型タンクローリーにより給油する。(大飯と同様)
	なお、ガスタービン発電機の場合はガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する。ガスタービン発電機の運転に伴い燃料が消費されると、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプが自動起動し、ガスタービン発電設備軽油タンクから燃料の補給が開始される。また、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプは、燃料の補給完了後に自動停止する。		【女川】設備の相違(相違理由⑥)
【比較のため上段の記載より再掲】	a. 手順着手の判断基準 重大事故等の対処に必要となるガスタービン発電機、電源車、大容量送水ボンブ(タイプ I)、熱交換器ユニット、 可搬型窒素ガス供給装置及び大容量送水ボンブ(タイプ II)を運転した場合において、各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後、燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間率となった場合。	a. 手順着手の判断基準 重大事故等の対処に必要となる代替非常用発電機,可搬型代替電源車,可搬型直流電源用発電機,可搬型大容量海水送水ボンブ車,可搬型大型送水ボンブ車及び緊急時対策所用発電機を運転した場合において,各機器の燃料が規定油量以上あることを確認した上で運転開始後,燃料保有量及び燃費からあらかじめ算出した補給時間等1となった場合。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) ・重大事放時に燃料を補給を必要とする設備の相違。
※11 各発電機の燃料補給作業着手時間及び給油間隔は 以下のとおり。	※1: 補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が 枯渇するまでに補給することを考慮して作業に着 手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備 の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に補 給することとし、同一箇所での作業が重複する際は 適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。	※1 補給間隔は以下のとおりであり、各設備の燃料が 枯渇するまでに補給することを考慮して作業に着 手する。ただし、以下の設備は代表例であり各設備 の燃料保有量及び燃費から燃料が枯渇する前に補 給することとし、同一箇所での作業が重複する際は 適宜、補給間隔を考慮して作業を実施する。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
・空冷式非常用発電装置:運転開始後約2.5時間後(その後約4時間ごとに補給) ・電源車:運転開始後約2.5時間後(その後約4時間ごとに補給) ・ディーゼル発電機(燃料油貯蔵タンク):運転開始後約70時間後(その後約1.6時間ごとに補給)	 ガスタービン発電設備軽油タンク:運転開始後約10時間以降,4時間 大容量送水ボンブ(タイプI):運転開始後約5時間 熱交換器ユニット:運転開始後約15時間 	・代替非常用発電機:運転開始後約6時間(その後約6時間ごとに補給) ・可搬型大型送水ポンブ車:運転開始後4時間(その後約4時間ごとに補給) ・緊急時対策所用発電機:運転開始後約17時間(その後約18時間ごとに補給)	【大飯】記載方針の相逢(女川実績の反映) ・女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料補給間隔を記載している。 ・大飯は、各条文ごとに燃料補給手順及び燃料補給間隔を整理している。
	b. 操作手順 タンクローリから各機器への補給手順の概要は以下の とおり。概要図を第 1.14-37 図及び第 1.14-38 図に,タイ ムチャートを第 1.14-39 図から第 1.14-40 図に示す。	b. 操作手順 可搬型タンクローリから各機器への補給手順の概要は 以下のとおり。概要図を第 1. 14. 34 図に,タイムチャート を第 1. 14. 35 図に示す。	
	[大容量送水ポンプ (タイプ I), 熱交換器ユニットへ補給する場合] 大容量送水ポンプ (タイプ I), 熱交換器ユニットへの補給手順の概要は以下のとおり。 ① 発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、重大事故等対応要員にタンクローリによる補給対象設備への補給の開始を指示する。 ② 重大事故等対応要員は、補給対象設備の近傍まで移動し、補給のためタンクローリの補給前準備を行い、必要な距離分の補給ホースを引き出す。	 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、プラント状況から補給が必要な機器を判断し、災害対策要員に可搬型タンクローリーによる補給対象設備への補給の開始を指示する。 ② 災害対策要員は、現場で可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。 	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	③ 重大事故等対応要員は、タンクローリから対象の設備 へ補給するため、車両付ポンプを作動させる。	③ 災害対策要員は、給油ガンにて補給対象設備への補給 を開始する。	
	④ 重大事故等対応要員は、補給対象設備の燃料タンクの 蓋及びタンクローリの吐出弁を「開」とし、補給ノズル レバーを握り、タンクローリによる補給対象設備への 補給を開始する。	④ 災害対策要員は、補給対象設備の燃料タンクが満杯となれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。	
	⑤ 重大事故等対応要員は、補給対象設備の補給状態を目 視で確認し、必要量の補給完了を確認後、補給ノズル レバーを開放し、タンクローリによる補給対象設備へ の補給を完了する。	⑤ 災害対策要員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる補給対象設備への燃料補給が完了したことを報告する。	
	⑥° 重大事故等対応要員は、タンクローリの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4 (1)b. 軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順④°から⑨°又は④°から⑧°,及び「1.14.2.4(2)b.タンクローリから各機器への補給」手順②°から⑤°を繰り返す。	⑥ 災害対策要員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、定格負荷運転時の燃料補給間隔を目安に、以降「1.14.2.4 (1)b. ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの燃料補給 可搬型タンクローリーへの燃料補給 可搬型タンクローリー給油ポンプにより補給する場合」手順⑤°から⑩°又は「ディーゼル発電機燃料油移送ポンプにより補給する場合」手順⑥°から⑫°、及び「1.14.2.4(2)b. 可搬型	【女川】設備の相違(相違理由⑥) 【女川】設備の相違(相違理由⑤)

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉		海発電所3号炉 タンクローリーから各機器への補給」手順①から⑤を繰り返す。	【女川】設備の相違(相違理由⑥)
	 (偏軽油タンクからタンクローリへの軽油補給」手順① から⑨ 及び「1.14.2.4 (2)b.タンクローリから各機器への補給」手順② から⑥ を繰り返す。 (c.操作の成立性上記の操作は、タンクローリ1台当たり重大事故等対応要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・タンクローリにて各機器へ補給する場合:40分・タンクローリにてガスタービン発電設備軽油タンクへ補給する場合:50分 	c. 操作の成立性 上記の操作は、可搬型タンクローリー1 台当たり災害対策要員2名で作業を実施した場合、作業開始を判断してからの所要時間は以下のとおり。 ・可搬型タンクローリーにて代替非常用発電機へ補給する場合:40分 ・可搬型タンクローリにて可搬型代替電源車へ補給する場合:45分 ・可搬型タンクローリにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合:10分 ・可搬型タンクローリにて可搬型直流電源用発電機へ補給する場合:10分 ・可搬型タンクローリにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合:15分 ・可搬型タンクローリにて可搬型大容量海水送水ポンプ車へ補給する場合:10分	

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

<i>電源の帷珠に関する手順寺</i> 大飯発電所3∕4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較のため1,14.2,4(1)の記載より再掲】 空冷式非常用発電装置の燃料消費率は、約248.20/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4時間と想定しており枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。	円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。 ・ガスタービン発電機の燃費は、定格容量にて約2、460L/h であり、起動から枯渇までの時間は約186時間。	・可搬型タンクローリにて緊急時対策所用発電機へ補給する場合:10分 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 なお、各設備の燃料が枯渇しないよう以下の時間までに補給を実施する。 ・代替非常用発電機の燃料消費量率は、約253L/hであり、起動から枯渇までの時間は約6.4時間。	【女川】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。 ・泊の燃料消費量にあたっては、運転状態 の負荷に見合った消費量から算出してい
	・大容量送水ポンプ (タイプ I) の燃費は,定格容量にて約 188L/hであり,起動から枯渇までの時間は約 5.2時間。 ・熱交換器ユニットの燃費は,定格容量にて約 56L/hであり,起動から枯渇までの時間は約 16 時間。	 可搬型大型送水ポンプ車の燃料消費量率は、約72L/hであり、起動から燃料の枯渇までの時間は約5.5時間。 緊急時対策所用発電機の燃料消費量率は、緊急時対策所指揮所側が約24L/h、緊急時対策所待機所側が約19L/hであり、起動から枯渇までの時間は、緊急時対策所指揮所側で約19時間、緊急時対策所待機所側で約24時間。 	る。(大飯と同様) 【大飯】 設備の相違(相違理由値) 【大飯】 設備の相違(相違理由値) 【大飯】 記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料消費量及び枯渇時間に関する内容を記載している。 ・大飯は、各条文ごとに燃料消費量及び枯渇時間を整理していることから、給電に使用する設備のみ記載している。 【女川】 記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川の燃料消費量にあたっては、定格容量での消費量から算出している。 ・泊の燃料消費量にあたっては、運転状態の負荷に見合った消費量から算出してい
電源車の燃料消費率は、約96.48/hであり、起動から 枯渇までの時間は約5.0時間と想定しており枯渇までに 燃料(重油)補給を実施する。 ディーゼル発電機の燃料消費率は、約1.77kg/hであり、起動から枯渇までの時間は約3.5日間と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。 なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として、「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.18緊急時対策所の居住性等に関する手順等」に示す燃料(重油)も含め、重油タンク(160kg(1基当たり)、4基)及び燃料油貯蔵タンク(150kg(1基当たり)、4基)を管理する。	また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備(ガスタービン発電機、大容量送水ボンブ(タイプ I)、熱交換器ユニット)の運転継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約234kLであり、軽油タンク(約830kL)又はガスタービン発電設備用軽油タンク(約330kL)から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後7日間対応可能である。タイムチャートを第1.14-36図及び1.14-37図に示す。	また、多くの補給対象設備が必要となる事象を想定した場合、事象発生後7日間、それらの設備(代替非常用発電機、可搬型大型送水ボンブ車及び緊急時対策所用発電機)の運転継続するために必要な燃料(軽油)の燃料消費量は約263.5kLであり、ディーゼル発電機燃料油貯油槽(約540kL)から燃料補給が供給可能であるため、事象発生後7日間対応可能である。タイムチャートを第1.14.36図及び1.14.37図に示す。	る。(大飯と同様) 【大飯】設備の相違(相違理由®) 【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映) ・女川及び泊は、有効性評価の想定事象で使用する設備の燃料消費量及び枯渇時間に関する内容を記載している。 ・大飯は、各条文ごとに燃料消費量及び枯渇時間を整理していることから、給電に使用する設備のみ記載している。 【女川】設備の相違(相違理由®)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	1.14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順	1.14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順	
	(1) 非常用交流電源設備による給電 非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が健全な場合,自動起動信号(非常用高圧母線低電圧)による作動,又は中央制御室からの手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機を起動し,非常用高圧母線に給電する。非常用ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は,非常用ディーゼル発電設備燃料デイタンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンクの油面が規定値以下まで低下すると非常用ディーゼル発電設備燃料移送ポンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンク又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料デイタンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い,非常用ディーゼル発電設備燃料移送ボンプ又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送ボンプが自動停止する。	(1) 非常用交流電源設備による給電 ディーゼル発電機が健全な場合,自動起動信号(非常用高圧母線低電圧)による作動,又は中央制御室からの手動操作によりディーゼル発電機を起動し,非常用高圧母線に給電する。 ディーゼル発電機の運転により消費された燃料は、ディーゼル発電機燃料油サービスタンクの油面が規定値以下まで低下するとディーゼル発電機燃料油移送ボンブが自動起動し、ディーゼル発電機燃料油時油槽からディーゼル発電機燃料油サービスタンクへの補給が開始される。その後燃料補給の完了に伴い、ディーゼル発電機燃料油移送ボンブが自動停止する。	
	a. 手順着手の判断基準 外部電源が喪失した場合又はメタクラ 2C 系, メタクラ 2D 系 又はメタクラ 2H 系 の電圧がないことを確認した場 合。	a. 手順着手の判断基準 外部電源が喪失した場合又はメタクラA系及びメタク ラB系の電圧がないことを確認した場合。	
	b. 操作手順 非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14-43 図に示す。 ① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員(中央制御室)に非常用交流電源設備による給電開始を指示する。 ② 運転員(中央制御室)Aは、非常用ディーゼル発電機又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機が自動起動信号(非常用高圧母線低電圧)により自動起動し、受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、中央制御室から手動操作により非常用ディーゼル発電機又は高圧のよってプレイ系ディーゼル発電機を起動し、受	b. 操作手順 非常用交流電源設備による給電手順の概要は以下のと おり。概要図を第1.14.38 図に示す。 ① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、 運転員に非常用交流電源設備による給電を指示する。 ② 運転員(中央制御室) Aは、ディーゼル発電機が自動 起動信号(非常用高圧母線低電圧)により自動起動し、 受電遮断器が投入されたことを確認する。あるいは、 中央制御室から手動操作によりディーゼル発電機を起 動し、受電遮断器を投入する。	
	電遮断器を投入する。 ③ 運転員(中央制御室) Aは、非常用高圧母線へ給電が開始されたことをメタクラ電圧指示値の上昇及び非常用ディーゼル発電機電力指示値又は高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機電力指示値の上昇により確認し、発電課長に給電が完了したことを報告する。	③ 運転員 (中央制御室) Aは、非常用高圧母線へ給電が開始されたことを非常用高圧母線の電圧により確認し、発電課長(当直)に給電が完了したことを報告する。	

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	c. 操作の成立性 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1 名にて操作を実 施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やか に対応できる。	c. 操作の成立性 上記の操作は,運転員(中央制御室)1名にて操作を実 施する。操作器による遠隔操作であるため,速やかに対応 できる。	【女川】設備名称の相違
	(2) 非常用直流電源設備による給電外部電源並びに非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後,充電器を経由した直流母線(125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H による直流母線(125V 直流主母線盤)への給電いり替わることを確認する。蓄電池による給電が開始されたことを確認後,125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B については,蓄電池の延命のため,125V 直流主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B の不要な負荷の切り離しを実施する。なお,外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後1時間以内に,中央制御室において簡易な操作でプラントの状態監視に必要ではない125V 直流主母線盤の直流負荷を切離し、その後,外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後8時間以内に,中央制御室とはない125V 直流主母線盤の直流負荷を切離し、その後,外部電源喪失及び非常用ディーゼル発電機及び高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機の機能喪失後8時間以内に,中央制御室外において必要な負荷以外の切離しを実施する。		
	a. 手順着手の判断基準 全交流動力電源喪失により、125V 充電器 2A, 125V 充電器 2B 及び 125V 充電器 2H の交流入力電源の喪失が発生した場合。		
	b. 操作手順 125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B 及び 125V 蓄電池 2H に よる給電手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.14-44 図に示す。なお、125V 蓄電池 2A 系及び 125V 蓄電池 2B に よる給電手段については、「1.14.2.2(1) a. 所内常設蓄電式 直流電源設備による給電」にて整備する。		
	① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に 125V 蓄電池 2H からの給電が開始されたことの確認を 指示する。 ② 運転員(中央制御室) A は、125V 充電器 2H の交流入力 電源が喪失したことを「非常用高圧母線 2H 低電圧」に て確認し、125V 蓄電池 2H による給電が開始され、HPCS125V 直流主母線電圧の指示値が規定電圧であることを確認 し、発電課長に給電が完了したことを報告する。		

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	c. 操作の成立性 125V 蓄電池 2H からの給電は, 運転員 (中央制御室) 1名 にて直流母線 (125V 直流主母線盤) へ自動で給電されるこ とを確認する。中央制御室での電圧確認であるため, 速や かに対応できる。		
【比較表のため 1.14.2.1(9)の記載より再掲】	1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対 応手段の選択フローチャートを第1.14-45 図及び第1.14- 46 図に示す。	1.14.2.6 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。対 応手段の選択フローチャートを第 1.14.39 図及び第 1.14.40 図に示す。	【大飯】記載方針の相違(女川実績の反映)
(9)優先順位 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷、原子炉格納容器の破損、使用済燃料ピット内燃料体等の著しい損傷及び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するた	(1) 代替電源(交流)による対応手段 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷,原子炉格納 容器の破損,使用済燃料ブール内の燃料体の著しい損傷及 び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するた	(1) 代替電源(交流)による対応手段 全交流動力電源喪失時に炉心の著しい損傷,原子炉格納 容器の破損,使用済燃料ビット内の燃料体の著しい損傷及 び運転停止中原子炉内燃料体の著しい損傷を防止するた	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映)
めに必要な電力を確保するための代替電源(交流)による 給電手順の優先順位は、空冷式非常用発電装置、77kV 送電線、No. 2予備変圧器2次側恒設ケーブル、No. 1予備変圧器2次側恒設ケーブル、号機間電力融通恒設ケ ーブル、電源車及び号機間電力融通予備ケーブル(3号~	めに必要な電力を確保するための給電手段として、ガスタービン発電機及び電源車による給電並びに号炉間電力融通ケーブルを使用した 3 号炉の非常用ディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。	めに必要な電力を確保するための給電手段として,代替非常用発電機及び可搬型代替電源車による給電,後備変圧器による給電並びに号炉間連絡ケーブル,号炉間連絡予備ケーブル又は開閉所設備を使用した1号又は2号炉のディーゼル発電機からの電力融通による給電がある。	【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
4号)の順で使用する。 空冷式非常用発電装置は全交流動力電源喪失時に、他号炉や外部電源の状況に依存せず、中央制御室及び現場での電源回復操作を並行し、短時間での電力供給ができるため、第1優先で使用する。 77kV送電線による代替電源(交流)からの給電は、他号炉や外部電源の状況確認に時間を要するものの、中央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電することができることから、第2優先で使用する。	短期的には、低圧代替注水として用いる復水補給水系への給電、中長期的には、発電用原子炉及び原子炉格納容器の除熱で用いる残留熱除去系の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能であるガスタービン発電機(優先1)による給電を優先する。 優先1のガスタービン発電機からの給電ができず3号炉の非常用ディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先2の号炉間電力融通ケーブル(常設)を使用した電力融通を行う。	短期的には、代替炉心注水として用いる代替格納容器スプレイボンブへの給電、中長期的には、発電用原子炉の冷却で用いる非常用炉心冷却設備(高圧注入系)の給電が主な目的となることから、これらの必要な負荷を運転するための十分な容量があり、かつ短時間で給電が可能である代替非常用発電機(優先1)による給電を優先する。優先1の代替非常用発電機からの給電ができず外部電源からの給電が可能な場合は、優先2の後備変圧器を使用した電力融通を行う。	【女川】設備の相違 ・炉型の相違による給電対象負荷の相違。 ・泊の代替電源(交流)による給電対象負荷は、大販と同様。 ・泊は代替炉心注水として用いる代替格維容器スプレイボンブに給電する。大飯は代替炉心注水として用いる恒設代替低圧注水ボンブに給電する。 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
No.2予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電は、運転員等に よるインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置後、中 央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電すること ができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと から、第3優先で使用する。	ガスタービン発電機及び号炉間電力融通ケーブル(常設)による給電ができない場合は、優先3の号炉間電力融通ケーブル(可搬型)を使用した電力融通を行う。なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する3号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する2号炉の受電体制を確認した上で実施する。	代替非常用発電機及び <mark>後備変圧器</mark> による給電ができない場合は、優先3の可機型代替電源車から給電する。	【女川】記載箇所の相違 ・下段の泊の記載箇所にて比較する。
No.1予備変圧器2次側恒設ケーブルを使用した号機 間融通による代替電源(交流)からの給電は、運転員等に よるインターロック解除(ジャンパ、リフト)処置後、中 央制御室で遮断器を投入することで、容易に給電すること	ガスタービン発電機, 号炉間電力融通ケーブル (常設) 及び号炉間電力融通ケーブル (可搬型) による給電ができない場合は, 優先4の電源車から給電する。	代替非常用発電機,後備変圧器及び可搬型代替電源車からの給電ができず1号又は2号炉のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は,優先4の号炉間連絡ケーブルを使用した電力融通を行う。	【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 【大飯】運用の相違(相違理由②) 【女川】運用の相違(相違理由①)
ができるが、給電までに要する準備時間が比較的長いこと 及び上記の第3優先手順に比べ、対応に必要な要員が多い ことから、第4優先で使用する。		代替非常用発電機,後備変圧器,可搬型代替電源車及び 号炉間連絡ケーブルからの給電ができず1号又は2号炉	【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
【比較表のため 1.14.2.1(9)の記載より再掲】 号機間電力融通恒設ケーブルを使用した号機間融通に よる代替電源(交流)からの給電は、上記の第4優先手順 と同様に給電までに要する準備時間が比較的長いこと及び上記の第4優先手順に比べ、対応に必要な要員が多いことから、第5優先で使用する。 なお、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)と号機間電力融通恒設ケーブル(1,2号~3,4号)の優先順位は、給電までに要する準備時間が比較的短いことから、号機間電力融通恒設ケーブル(3号~4号)を優先とする。 電源車は、必要とされる監視設備や中央制御室空調設備等を維持するための最低限必要な負荷へ給電できる電源であること及び給電までに要する準備時間が比較的長いことから、第6優先で使用する。 号機間電力融通予備ケーブル(3号~4号)による給電は、電路への接続作業等の準備時間が長いことから第7優先で使用する。	なお、号炉間電力融通ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する3号炉の発電用原子炉の冷却状況、非常用ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する2号炉の受電体制を確認した上で実施する。	のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先5の開閉所設備を使用した電力融通を行う。 代替非常用発電機、後備変圧器、可搬型代替電源車、号炉間連絡ケーブル及び開閉所設備からの給電ができず1 号又は2号炉のディーゼル発電機からの給電が可能な場合は、優先6の号炉間連絡予備ケーブルを使用した電力融通を行う。 なお、号炉間連絡ケーブル、開閉所設備及び号炉間連絡予備ケーブルを使用した電力融通を行う場合は、電源を供給する1号又は2号炉の発電用原子炉の冷却状況、ディーゼル発電機の運転状況及び電源を受電する3号炉の受電体制を確認した上で実施する。	【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違 【女川】設備の相違 ・自主対策設備の相違
上記の第 1 優先から第 7 優先までの手順を連続して行った場合、約 11 時間で実施でき、所内直流電源設備から給電されている 24 時間以内に、十分な余裕を持って給電を開始する。 以上の対応手順のフローチャートを第 1.14.24 図に示す。	上記の優先 1 から優先 4 までの給電手順を連続して実施した場合, 125V 充電器の受電まで約 395 分で実施可能であり,所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24 時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。	上記の優先1から優先6までの給電手順を連続して実施した場合,充電器の受電まで約1200分で実施可能であり,所内常設蓄電式直流電源設備から給電されている24時間以内に十分な余裕を持って給電を開始する。	【大飯】運用の相違(相違理由②) 【女川】運用の相違(相違理由①)
【比較表のため 1.14.2.2(3)の記載より再掲】 (3)優先順位 全交流動力電源喪失時は、蓄電池(安全防護系用)により、非常用直流母線へ代替電源(直流)が自動で給電される。また、直流電源系統は不要な直流負荷の切離しを行うことで 24 時間にわたって給電を確保するため、蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電を第1優先で使用する。	(2) 代替電源(直流)による対応手段 全交流動力電源喪失時,直流母線への給電ができない場合の対応手段として,所内常設蓄電式直流電源設備,常設 代替直流電源設備,可搬型代替直流電源設備及び125V代 替充電器用電源車接続設備がある。 原子炉圧力容器への注水で用いる原子炉隔離時冷却系, 高圧代替注水系及び低圧代替注水系(常設)(直流駆動低 圧注水系ポンプ),発電用原子炉の減圧で用いる自動減圧 系,原子炉格納容器内の減圧及び除熱で用いる原子炉格納 容器フィルタベント系への給電が主な目的となる。短時間 で電力供給が可能であり,長期間にわたる運転を期待できる手段から優先して準備する。	(2) 代替電源(直流)による対応手段 全交流動力電源喪失時,直流母線への給電ができない場合の対応手段として,所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備がある。 発電用原子炉停止後の炉心冷却のための2次冷却設備(補助給水設備),発電用原子炉の停止,冷却,原子炉格納容器の健全性を確認できる計器に電源供給を行う非常用の計装用インバータ(無停電電源装置)への給電が主な目的となる。	【大板】記載表現の相違(女川実績の反映) 【女川】設備の相違(相違理由②) 【女川】設備の相違(相違理由③) 【女川】設備の相違 ・炉型の相違による給電対象負荷の相違。 ・泊の代替電源(直流)による給電対象負荷は、大飯と同様。 ・DB第33条 保安電源設備 10.1.4.4 直流電源設備(33条-29項)より引用。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、BWR | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大飯発電所3/4号炉 【比較表のため1.14.2.2(3)の記載より再掲】 全交流動力電源喪失時に、蓄電池(安全防護系用)による代替電源(直流)からの給電は、24時間以降に電圧が許容最低電圧以下に低下するため、それまでに可搬式整流器による電源を準備し、可搬式整流器から代替電源(直流)を給電することにより長期にわたる直流電源を確保可能であることから、第2優先で使用する。 以上の対応手順のフローチャートを第1.14.30図に示す。	女川原子力発電所 2 号炉 全交流動力電源の喪失により 125V 充電器を経由した 125V 直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B を使用することで 24 時間にわたり原子炉隔離時冷却系の運転、及び自動減圧系の作動等に必要な直流電源の供給を行う。 全交流動力電源喪失後、125V 蓄電池 2A, 125V 蓄電池 2B による給電ができない場合は、125V 代替蓄電池を使用することで 24 時間にわたり高圧代替注水系の運転に必要な直流電源の供給を行う。 全交流動力電源の喪失により 250V 充電器を経由した 250V 直流主母線盤への給電ができない場合は、代替交流電源設備による給電を開始するまでの間は、250V 蓄電池を使用することで低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の運転に必要な直流電源の供給を行う。	泊発電所 3 号炉	相違理由 【女川】設備の相違(相違理由①) 【女川】設備の相違(相違理由②) 【女川】設備の相違(相違理由③)
【比較のため伊方3号炉まとめ資料の「1.14.2.4 代替電源(直流)による給電手順等(3) 優先順位(1.14-30-31頁」の記載を下記に掲示】 (3) 優先順位 全交流動力電源喪失時に、代替電源(直流)からの給電手段として、以上の手段を用いて、事象発生後、2時間以内に中央制御室に隣接する計装盤室において簡易な操作で不要な負荷を切り離すことにより8時間、その後、事象発生から8時間以内に不要な負荷の切離しを行い、蓄電池(重大事故等対処用)による代替電源(直流)からの給電をすることで、24時間にわたって給電を確保することができることから、第1優先で使用する。	全交流動力電源喪失後,24 時間以内に代替交流電源設備による給電操作が完了する見込みがない場合は,可搬型代替直流電源設備又は125V代替充電器用電源車接続設備を用いて直流電源母線へ給電するが,短時間で給電可能な可搬型代替直流電源設備を優先して準備する。	全交流動力電源喪失時に、代替電源(直流)からの給電手段として、以上の手段を用いて、事象発生後、1時間以内に中央制御室に隣接する安全系計装盤室において簡易な操作で不要な直流負荷を切り離すことにより8.5時間、その後、事象発生から8.5時間以内に不要な負荷の切離しを行い、事象発生から13時間後にB後備蓄電池を投入、事象発生から17時間後にA後備蓄電池を投入し、代替電源(直流)からの給電をすることで、24時間に渡って給電を確保する	【女川】設備の相違 (相違理由①)
全交流動力電源喪失時に、蓄電池(重大事故等対処用)に よる代替電源(直流)からの給電は、24時間以降に電圧が 低下するため、それまでに可搬型直流電源装置を準備し可 搬型直流電源装置による代替電源(直流)からの給電を行 うことにより長期に渡る直流電源を確保可能であることか ら、第2優先で使用する。 以上の対応手順のフローチャートを第1.14.25 図に示す。		ことができることから,第1優先で使用する。 全交流動力電源喪失時に,後備蓄電池による代替電源(直流)からの給電は,24時間以降に電圧が低下するため,それまでに可撥型代替直流電源設備を準備し可搬型代替直流電源装設備による代替電源(直流)からの給電を行うことにより長期に渡る直流電源を確保可能であることから,第2優先で使用する。 以上の対応手順のフローチャートを第1.14.40図に示す。	

電源の確保に関する手順等	The first proper logical proper sections and the first	The second of the last	
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合には、	代替交流電源設備により交流電源が復旧した場合には、	
	125V 充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。	充電器を受電して直流電源の機能を回復させる。	
	125V 蓄電池 2A 及び 125V 蓄電池 2B が枯渇した場合は,	蓄電池(非常用)及び後備蓄電池が枯渇した場合は、遮	【女川】設備の相違(相違理由①)
	遮断器の制御電源が喪失しているため, 遮断器を手動で投	断器の制御電源が喪失しているため、遮断器を手動で投入	
	入してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し,	してから代替交流電源設備により交流電源を復旧し、A充	
	125V 充電器 2A 及び 125V 充電器 2B を経由して 125V 直流	電器及びB充電器を経由してA直流母線及びB直流母線	
	主母線盤 2A 及び 125V 直流主母線盤 2B に給電して直流電	に給電して直流電源の機能を回復させる。	
	源の機能を回復させる。		

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 泊3 号炉と比較表

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	第1.14-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書・覧(1/5) 勿	第1,14.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順対応手段、対処設備、手順書一覧(1/5)	【大飯】 記載方針の相違の (女川審査実績の (女川審査実績の が消は設計基準に を 対 が が が が が が が が か 計 な が か 計 な が で で で で で で で で で で で で で で で で で で

| **灰色**: 女川2号炉の記載のうち、 | **BWR** 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

		1-12	フェール 大飯発電所3/	4 5	子炉					女	川原子力発電所2号灯		1		泊発電所3	号炉	99			相違理由
2	第1.14.1表 網線原列電子		大事故等における対応	等段	脱镍分		- 編の企覧	inc.	非采用交流電源沿線 (全空流動力電視喪 先)		ガスタービン反応時 ガスタービンを追攻領駐曲 タンク タンク 20 ー 9 軽計シェク カスケービン 常電投援助料	非交替権件(連携者(沿域や)) More (D) 性線交電)	対	応手段, 対処設 株能製造を選出する。 株能製造物等を収出改算 (全交差数力速率)	備, 手順書一覧 (2/5) 対処費 (根本で月度電報 (4/5) 対処費 (4/5) (4		終編 分類 * 3	間	手限の企覧	
29	谷子本作本位 实创办编	70	空命元券支用角階級置 燃料相助機タンク** 重減タンタ** ダンクローリー** り機助電力能を相似なケーブル (3 号~4 号)	重大事故等対	s,b	空冷水水用発電 炉心 装置による離落の 機様 後田子等 お名 空冷式が常用発電 装置燃料機能の手	ののでは 原及が特徴 原及が特徴 を実現を持 する運転子 服書	代替交流延伸設備による前電		常設代替交流電無推備による結束	移送ルンプ 対スタービン 栄電波 偏燃料 移送金配管・弁 ホース・ 非常用ジェーゼル 発電設備 施工学なスプレイ系ディー ゼル機器が構成料 がまずる系配 ボース・ 、 ボース・				りが資用品はおは、1十日 塩原 リングに影響電影 ンプをに影響電影 ディーピーを電視器計算所でニンブ・1・42 ディーピーを電視器計算所でニンブ・1・42 ディーピーを電視器計算所でニンブ・1・42 ディーピーを電視器計算所でニンブ・1・42 ディーピーを電視器計算所でニンブ・1・42 ディース・接続11・1・42	度大事故物対抗政備		仁当ける対応手順 がむの着しい損傷が発生した場合の対応中順	の止する避転子刷像 から心等しい報告が発 生しと場合は対象する 運転子報度	【大版】 記載方針の相違 (女川審査実績の
		化替電板	ディーゼル発電機(他号加)*** 数仮本 号機制電力豪油予備ケーブル (3号~4号)	が設備	*	電路の復旧手順 (3号~4号)	A所繼*		1257 蓄電池 31、1257 蓄 手段、対処設備、 機能喪失を想定する 設計基準率位対処設備	手順;	お玩匠母務 図 系電路 及び 1007 蓄電池 201からの前電は、 連り 古一覧 (3/5) 対処設備	対負による操作は不要でかる。 子順春	代財交流		「対象状態を出す デーザーを連携的計算が影響・1 有限をシアコンサール1 有限をシアコンサール3 デーザーを開発しまります。 デーザーを発展的計算が多いです。10 デーザーを発展的計算が多いです。10 イ型や大型を開発しまります。 が新りによります。 が新りによります。 が新りによります。 が新りによります。 が新りによります。 が新りによります。 が新りによります。 がありによります。 がありによります。 がありによります。 がありためないます。 がありためないます。 でありためないまする。 でありためないます。 でありためないないます。 でありためないます。 でありためないます。 でありためないます。 でありためないないないないないないないないないないないないないないないないないないない	度大事故智計処政資		会務除去政保の美貨時 における対応手順 全交流動力協商者処理 における対応手順 が心の著しい根据が発 生した場合の対応手順	松原直り設計 新車車 上当地で 名極 不明書 ジルの 新しい 組 協及 ジ 原子 9% 映画 前 明 前 報 前 別 以上の 新しい 組 協 が 後 生した場合に対 処 する 乗転 子明青	反映) ・泊は燃料の流路 及び給電時の電路として使用する設備を記載
公流 電源喪 失	ディーゼル発電機 (全交流動力電源)	(死滅)からの給難(歯)	アフレンゼ電線 No. 2予備家圧路2次間旧路 ケーブル			77 k V 近畿線に	ける運転手 順書 この著しい 悪及び格納 修破損を防		李紫用交流遊遊談鐘 (全交資動力電調要 为)	开教型代替交流 资	国選車 軽型タンタ タンク・レン 免車政縁任並 タンク タンクローリ 非常用ディーゼル 発電設権 誘移軽温素配管・非 点圧炉をプランイ (南ディー ゼル型電波電燃料移送系配 等・非	重大事政等对応原因非 (4/0 C (D) 特級受電)	相談 第二人の 拍電		接触変化型 機能変化型・非常用高圧は酶 (o A) 直び非信 相当には特 (b d) 整備	自主対策改義	. N	急熱は太波霧の実育時 における対応手順 全交流機力電原表別時 における対応手順 かしの単しい情俗が単 生した場合の対応手順 点数は大変音が 点数は大変音が に対さ対策を に対さ対策を に対ける対策を に対ける対策を に対ける対策を に対ける対策を に対ける対策を に対ける対策を を に対ける対策を を の に対ける に対ける に対した に対した に対した に対した に対した に対した に対した に対した	結婚在び認計基準事金 に対地する運転不得費 が心が著しい情報及び 原子が時期を研究 切止する運転不明度 か心の者しい相談する 運転子明度 経験型を設定が設計基準事業 とは地域を対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に対して に	
			No. 1予備変圧器2次値伝数 ケーズル	多條性紅張設備		の使用手順 (3号 - 4号) No. 1予備変圧 器2次側回数ケー ブルを用いた号機 開発速による電解 の使用手順 (3号 - 4号)	財務 助務 いの著しい 施及が格納 が破損を防 する運転手 組書	代特众元星源设備に上るの		成師政備による标電	ガン・テービン・発電設備燃料 杯込え信号・弁 ホース 電源本域を続けく原子 が建設・電路 電源本域を1 (原子や理点) ・用式用点に対象で、単及び ・非常用部に対象で、単及び ・非常用部に対象で、単及び ・非常用部に対象で、単数で 電源本域を1 (原子や理点) ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数に対象で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管急用数で、単位 ・管息用数で、 ・管息用数で、 ・管息用数で、 ・管息用数で ・管 ・管 ・管 ・管 ・管 ・管 ・管 ・管 ・管 ・管				等の用薬のシーブル 分の用薬のシーブルース作用の肝経験(6人) 力の用薬のシーブルース作用の肝経験(6人) などかずのは対象(4人) が成立のが対象と、一手が気化する高速 表地変形が対象と、一手が低化する高速 が変形が対象が対象と、一手が低化する高速 が変形があります。 の、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	日主対策政権	$\backslash \bot$	全交流機力権関西共同 止取ける対応手順 が心の著しい損傷が勢 生しと場合の対応手順	かんの者しい損傷及び 原子が特殊容器値割を 防止する薬料・網路・ 少しの者しい損傷が延 生心の者しい損傷が延 生物を 連転す機器 連転す機器	
数1 :	「大阪社園所 原大事故學 空內北洋常用発電装置 」 前目前上社、日中可以對 有機関電力整備 (1 2)	発生時 種類車及 しては4 号~3。	与機関用力能適回数ケーブル (1, 2等~3, 4号) = * (1, 2等~3, 4号) = * (2) 「2年~4年発電が終めための必要 (2) 「2年~4年発電が終めための必要 (3) 4号のに対しては3号を2 4号)は、当時のた1号が交対2号が 終した場	NIMTS FS. EU. ₩	5円巻 電光を3号	(1, 29~3,	A所選 ⁶ : 1 1号切とする。	和電		号原間電力融通設権	今中間電子施通ケーブル (希波) 号中間電力施通ケーブル (与限型) 分中間電力施通ケーブル (高度) ~非常用級圧台線 2 系文引非常用選圧台線 2 系型開放力施造ケーブル (可能型) ~未常用版圧台 (可能型) ~未常用版匠場	非常助學化于極差(企理例) 「化CC(D) 母親受理) 低大事後等功比受絕表 「化CC(D) 母親受理)		: 代辞申请用を遺物。 可顧型: : ディーゼル電路機器科器等 提出する。 : 変大事故等計算において形	開西の登録 未常用高圧計解 (6.3) 及び非常 開西の登録 未存用高圧計解 (6.3) 及び非常 用高圧計解 (9.3) 電所 別型等の燃料解のに使用する。 切シブは、消費等ンタローリーによるディーせん	日主対策改義	H 40 177 20 40	動物は直接機の実践時 における可能工程 全交素盤の進展発失時 における対応手順 からの着しい個値が発 生した様子の対応手順 使からの趣料扱み上げが、	数率及び設計基準像 に対域する無知の胸及び ボンカーを無知の胸及び ボンカーを ボンカーを がしかの着しい組造及前を がしかの着しい が発生した は がしたで がしたで が が が が が が を と し に が に に に に に に に に に に に に に	
a: =	群众文化启台于6重大职	· 安里对包	がでいた。 股側 b:37 赤に避合する風火車が考力	弘設會(o: 自主 9 万	対策として整備する重大事故が	彩 肉如配值		(I, 8 10 4 4 4 5 5 5 5 5 5 6		級 21 当又日本常用高任日韓 四 吳祖懿	11 (0.00 (0.		: 当原表文に適合する意大	《《···································	ing e	1 ± 05	対権として教育する様大	李松牧 村北京 鄉	

| **灰色**: 女川2号炉の記載のうち、 | **BWR** 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

11 地が、シャエル・1	大飯発電所3/	/4号炉			女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所 3 号炉	相違理由
分 海前側大きが担ける 労計高等を対抗の機 ディーセル発電機 直 (全交流動力電短) 変 電 原 (全交流動力電短) 変 電 配 (全交流動力電短) を 全交流動力電短 を 全交流動力電影 及び ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	大飯発電所 3 / 大飯発電所 3 / 大飯発電所 3 / 株式	応手段と整 物面が事業 重大なな等対対数数値 。 (次流)の発電に	また。 素電池による電服 の変用手報 可確式整点路を用いた直流電板変加 のでは現板を のでは現板を のでは現板を のでは現板を のでは現板を のでは現板を のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは	いら設備と同様	# 本学的文化工程设施 (全交換動力電視機 (全交換動力電視機 (主) 15% 高電配出地 (200 100 元 100 100 100 100 100 100 100 100	「大飯」 正本書書 記載 方針の相違 (女川審査実績の 反映) ・治島外域 (女川審査実績の 反映) ・治は燃料の流路 及び給電時の電路 として使用する設備を記載 ・神島の場合・神島の場合・神島の場合・治島の流路を表していません。
					安1 29年 高祖東かとの行動では、 郷地川、よと海中で巻の倒立である。 対応子の発生を使えたと 対応	

灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、

赤字:設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 泊3号炉と比較対象とならない記載 1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 第1.14.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順 对応手段, 对処設備, 手順書一覧 (4/5) 機能能大を想定する 20世 基準事故対別政備 製銀する中間新 手順の分類 機能表現を思定する 対応 設計基準事故対処設備 手段 2811 HELLER 保護する手順度 手順の分類 【大飯】 空治式非常用完度接受 炉心の若しい 制能去改資の第 土ける対応予順 食職及び政計基準事業 こ対処する運転予順書 空冷式水水用用電 損傷及(月俗納 が心の著しい損傷及1 原子が格納容器破損 防止する連転手順書 記載方針の相違 禁御に上る電炉の 容器破壊を促 便和当計数タンク*1 後田子順 止する運転す (女川審査実績の 宏用所内雷复設情 空冷水水水用用用 重治タング⁽¹⁾ 必要 が心の着しい損傷が発生した場合に対処する 運転子明書 **紧急用高压焊線 25 系** 「緊急用 G 焊接受電」 が心の著しい病傷が発 生した場合の対応不順 内爾 装置燃料補給の手 反映) 緊急用真圧損害 25 系 #200 a-4-94 SA所達可 緊急用動力変圧器 26 系 重大事故等对応要阻害 泊は燃料の流路 (緊急用 6 伝統受賞) 整急用低压投資 65 毛 設備機能喪 聚色用交流電源切替盤 20 系 所内意気設備 代替所内尼包胶塘分电整 及び給電時の電 緊急用交流電源切替整 20 系 聚急用交流電源切替整 30 系 代替所內難包於確定圧器 路として使用す 非常用高压焊缝 医系 代替所內電気設備 可辦型代替電斯求 可辦型代替電斯來一可樂型代替電斯提級暫電 非常用高压焊缝 迩 系 による電源供給手 SA所達^{BI} る設備を記載 可翻式整液器 m 可期間代替電客校就整~代替用内電気設備分 電整電路及び代替終捐容器スプレイボンフ室 汗影軽電路 裕龍 【大飯】 南海宝 設備の相違(相違 1 大阪の開発 重大業務等を主張しません。
 2 から、日本の経験である。
 2 から、日本の経験できる。
 2 から、日本の経験できる。
 2 を実施を対象において添いる経験の分類・ことである。
 2 金米を大学が算において添いる経験の分類・ことである。
 2 日本がたび合うである。
 2 日本がたび合うである。
 2 日本がたがらない。 理由(15) ・泊は、代替所内電 気設備による給 電手段の場合で あっても,事象 対応手段, 対処設備, 手順書一覧 (5/5) 発生から約24時 間後に, アニュ スタービン発電設備軽減タンタ 「燃料補給設備による絵 機能提供を想定する 改計基準事位対処設備 好 55.02 98 報報する中間景 手腕の分数 ラス空気浄化フ ディーゼル発電機熱質 銀貯計機 「脚型タンクロード 上芸用ディーゼル卒留設備燃料務 泊3号炉との比較対象なし 燃料獲指 医乳配管 • 非 アンの起動が可 高圧炉心スプレイ系ディーゼルを 全交流器力進度表現 における好店手順 心の新しい前族及 子が精神資料経済 電設業燃料移送系配管・弁 能なことから. 防止する運転手順書 ガスタービン発電波偏然料移送系 -ゼル発電機熱料 順称途ゴンブ * 1 -ゼル発電機設備 (燃料資系統) 配管 が心の著しい損傷が発 生した場合に対処する 避転手順者 和管十字 Aもの著しい模様が見 とした場合の対応手順 可搬型代替電源 車も重大事故等 対処設備として いる。(川内 1/2 号炉と同様)

14 電源の確保に関す		発電所3/4	号炉	女川	原子	个力発電所 2号	寻炉		¥ 5	泊発	電所3号炉		相違理由
第1.14 1.14 電源の確保に関する 整複計器一覧 (1/4) 対応手段		重大事故等対処に 重大事故等の 対応に必要となる 能復項目	係る監視計器 監視計器						第 1. 14. 4 表	# to	事技際外側17	/花 z 散 揖 弘 嬰.	
1.14.2.1 代替電源 (交流) に	よる給	1							第 1, 14, 4 表	工工	事故等対処に	係る監視計器	
(1) 空冷式非常用発電装置に	判断基準	電源	· 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2母線電圧計 · 4-3 (4) A, B母線電圧計	監視計器一覧(1/8)	1	京大事故等対処。 東大事故等の対応に	に係る監視計器		1.14 電源の確保に関する手順 監視計器一覧 (1/5)	頁等			
(1) 空行式非常用発電装置に よる代替電源(交流)からの 給電	操作	電源	・3-3 (4) A1、A2、B1、 B2母線電圧計 ・A、B直流き電盤出力電圧計	手順書 1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手 (1)代替交流電源設備による給電		必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)	-[対応手段		重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	粒視計器	
	作	-care	・A、B、C、D計装用電源電圧計 ・空冷式非常用発電装置電力計、周波数計	a。 ガスタービンを電機又は電解率に ま常時準件手順書 (敷除ベース) 「電源回復」 非常時幾件手順書	判断基	タクラ 3C 系及びメタク 電器の確保	275kV 硅線銀圧 6-2E 母親電圧 6-2C 母線電圧 6-3D 母線電圧		1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手順 (1) 代替交流電源設備による給電	111		・ 治幹線 1 L. 2 L 電圧 ・ 後去幹線 1 L. 2 L電圧	
-	【比	↓ 較のため(7)再		「ガスターピン発収機によるメタクラ X 系及びメタクラ 2D 系受電」	che		6-2F-1 母報選圧 6-2F-3 母報選圧 GT6 発電機選圧			族	推察	 ・ 甲母線電圧、乙母線電圧 ・ 6 - A、B、C1、C2、D母線電圧 	
	判断基準	電源	・4-3 (4) A、B母線電圧計 ・3-3 (4) A1、A2、B1、 B2母線電圧計		操作	GIG 運転監視 電源	GTG 発電機周波数 GTG 発電機電力 6-2C 母縁電圧 4-2C 母縁電圧 6-30 母業電圧		a. 代替非常用発電機又は 可搬型代替電源車によるメタクラ A系 及びメタクラ B系受電		1 2	 A、Bーディーゼル発電機電圧 6 - A、B母線電圧 4 - A 1、A 2、B 1、B 2 母線電圧 	
(7) 電源車による代替電源(交流)からの給電	操作	電源	・4 - 3 (4) A、B母線電圧計 ・3 - 3 (4) A1、A2、B1、B2 母線電圧計 ・A、B直流き電盤出力電圧計	非常時難作手順 (像候ペース) 「電源 IE () () 「電源 IE () () () () () () () () () (判断基準	電源の確保	4-20 共發電圧 27% (128電車 6-21 月發電圧 6-21 月發電圧 6-31 月酸電圧 6-32 月酸電圧	-		作	102.001	A、B - 直流コントロールセンタ母線 電圧 A、B、C、D - 計製用交流分電盤電 圧 代替非常用を電機電圧、電力、同波数	
			・A、B、C、D計裝用電源電圧計	ラ如 系受電 」		密原東運転監視	6-2F-1 野綠電圧 6-2F-2 母綠電圧 電薪本港圧 電薪本/周波数	-		刊 明: 及 译	能数	 6-A、B母線電圧 4-A1、A2、B1、B2母線電圧 代特非常用発電機電圧、電力、周波数 	
	判断基準	電浑	- 4-3 (4) A、B母線電圧計 - 3-3 (4) A1、A2、B1、B2母線電圧計 - 空帝式非常用発電装置		99). (1=	岩海	在新年的改訂 625 共韓電圧 425 共線電圧 6-20 共線電圧 4-20 共線電圧		b. 後備変圧器によるメタクラA系及び メタクラ B系受電	操作	電源	66 k V 泊支線1, 2 号線電圧 66 k V 泊支線1, 2 号線路電圧表示 6 - A, B 母線電圧 4 - A 1, A 2, B 1, B 2 母線電圧	
(2) 77kV送電線による代 装電源(交流)からの絵電	操作	電源	電力計。周波数計 - 4-3 (4) A、B母線電圧計 - 3-3 (4) A1、A2、B1、B2母線電圧計 - A、B直流き電盤出力電圧計									- A. B - 直接コントロールセンタ母線 電圧 - A. B. C. D - 計装用交流分電整電 圧	
(3) No. 2子檔変圧器2次側 恒設ケーブルを使用した号 機関融画による代替電源(交 流) からの結准		電液	・A、B、C、D計製用電深電圧計 ・4-3 (4) A、B 型線電圧計 ・3-3 (4) A I、A 2、B I、B 2 母線電圧計 ・A、B ディーゼル発電機 電圧計(他号が)						大飯 3 / 4 号	寻 烦	戸との比	で較対象なし	【大飯】 設備の相違(相違 理由②)

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/	4号炉	女川	原子	力発電所 2 号炉			泊発電所3号炉		相違理由
短限計器一覧(2/4) 対応主義 加大事証等の 対応に必要となる ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	を選択が ・ 4 - 3 (4) A. Rib端電上計 ・ 3 - 3 (4) A. 1. A. 2. D. 1. お 2 日時間正計 ・ A. B. C. D計談刊電影電圧計 ・ A. B. C. D計談刊電影電圧計 ・ 4 - 3 (4) A. 1. B. B. 4. B. 1. 3 - 3 (4) A. 1. A. 2. B. 1. × 2. 旧線電圧計 ・ A. D. 7 - 一代とを電機	監視計器一覧 (2/8)				大飯 3 / 4	号炉との比	ご較対象なし	【大飯】 設備の相違(理由②)
(4) No. 1子機変圧割2次間 毎設ケーブルを使用した場 機関軌道によら代替電料/交	電圧計(約分が) ・4-3(4)A、8日級電圧計 ・3-3(4)A1、A2、B1、	手順書		東大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視バラメータ (計器)	監視計器一覧 (2/5)	重大事故等の	E 3	
おいかの発電	おより終衛正計 - A、お直渡を環盤出力電圧計 - A、日、C、D計算用電源電圧計 - A、日、C、D計算用電源電圧計 - A、Dで、ビルを環境	1.14.2.1 代替電源(交流)による対応手 (1)代替交流電源設備による結電 b. 另中間電力搬通ケーブルを使用した 非常等優化手順書(後述イース)		ラ 35 希又はメタクラ 2D 3	が受電 275kV 母線電圧	対応手段 1.15.2.1 代特電源(交流)による対応手順	対応に必要となる 整視項目	散视計器	
(5) 号機関電力無適国政力 アカイスサー4分)を採用した号属規機論による代替電 がく交流)からの船電	- 八、 Dティービルを重備 単 4 - 3 (4) 八、 B 日産電子計 - 3 - 3 (4) 八、 B 日産電子計 - 4 - 3 (4) 八、 B 日産 ・ 4 - 3 (4) 八、 B 日産 ・ 4 - 3 (4) 八、 B 日産電子計 - 3 - 3 (4) 八、 B 日産電子計 - 八、 B G 日産産産業 - 八、 B G 「 D計業用電源電子計 - 八、 B G 「 D計業用電子計 - 八 B G 「 D計業用電子計 - 八 B G 「 D計業用電子計 - 八 B G 「 D D D D D D D D D D D D D	・電源回復上 ・電源回復上 非常対境作手続表(設備別) 「号が開電力譲通ケーブル(常設)による 電力譲通」	判則基準	道原の確保	6-23 井線報語に 6-23 月線報用 6-23 月線報用 6-23-1 月線電用 6-23-2 月線電用 6-23-2 月線電用 10-6 (38) 電圧 (3 567) 10-6 (38) 電圧 (3 567) 10-6 (38) 電圧 (3 567) 10-6 (38) 現底 (3 567) 10-6 (38) 現底 (3 567) 10-6 (38) 現底 (3 567) 10-6 (38) 現底 (3 567)	(1) 代特交流電影設備による給電 e. 另か間連絡ケーブル又は另か間、連絡予備ケーブルを使用した メタクラ A系又はメタクラ B 系受電	判断 基準 電源 操作 電源		【大飯】 設備の相違(理由④)
松和升助 ─覧(3 / 4)	MALLEY (MANUT)			電影	6-2F-1 母線電圧 6-2F-2 母線電圧 6-2C母線電圧			 A、Bーディーゼル発電機電圧、電力、周波数(他号炉) 	
対応手段 放大事政等の 対応と発生なる 転送に必要となる 配別目 13421 代等電線(交流)による配案手報等 費 電車	電視計器 ・4-3.(4) A, 日前報電信計 ・3-3(4) A1, A2, B1, E2の報電記計		操作	D/G 運転監視 (3 号型)	6-20 母韓龍圧 D/G (2A) 龍圧 (3 号47) D/G (2B) 龍圧 (3 号47) D/G (2A) 龍力 (3 号47) D/G (3A) 周波数 (3 号47) D/G (3A) 周波数 (3 号47)		地	 6 - A、B母線電圧 6 - A、B母線電圧(他号か) A、Bーディーゼル発電機電圧(他号か) 6 - A、B母線電圧 	【大飯】 設備の相違(理由(3))
(6) 号機関電力機通知設ケー ブル (1, 2号~3, 4号) を使用した号級関係減上よ の代等電源(交流)からの報 電	B との単型は 地区計 (45 年) ・ 4 - 3 (4) A, 日本報報 ・ 3 - 3 (4) A, 日本報報 ・ 5 - 3 - 3 (4) A, 1 - A 2, B1、	非常時操作手順書 (表採ベース) (電景時度) (成大事故等対応要編書 (号が間電力融通ケーブル (可確型) によ る電力融通:	判断基準	電源の確保	275年 日報電圧 6 元 拝報電圧 6 元 拝報電圧 6 元 持報電圧 6 元 5 電機電圧 6 元 7 三 4 課電圧 6 元 7 三 4 課電圧 10 G (24) 電圧 (2 号中) 10 G (28) 電圧 (2 号中)	d. 開閉所政権を使用したメタクラA系 又はメタクラB系受電	(株)	4 - A I 、 A 2 、 B I 、 B 2 母線電圧 A 、 B - 直波コントロールセンタ母線電圧 A 、 B 、 C 、 D - 計装用交流分電量電圧 A 、 B ・ ディーゼル発電機電圧、電力、周波数(他号が)	【大飯】
料 斯 表 使	・4-3 (4) A, B非教室Eff ・3-3 (4) A1, A2, B1, B2時機型E計				D/G (3A) 能力 (3 号炉) D/G (3B) 能力 (3 号炉) D/G (3A) 周波数 (3 号炉) D/G (3B) 崩波数 (3 号炉)	大飯 3 / 4 5	号炉との比	較対象なし	設備の相違(
(7) 電票車による代替電線(全 流) からの前電 作 電源	・4 - 3 (4) A, 比母報電圧計 ・3 - 3 (4) A1, A2, B1, B2旧線電圧計 ・A、B直接き電影出力電圧計			電車	6-26 時發電圧 6-26 母發電圧 6-20 母發電圧]			理由⑤)
(6) 与模関電力能速子指アー ブル (3 号・4 号) を成形し 元 号級関係的による代金電 握 (交前) からの配電	- A., B., C., 口計算附近附電圧中 - 4 - 2 (4) A., 自身確認に計 - 3 - 1 (4) A., 自2 (6) B., B. 2 日始衛に対 - A., B. アイーセル電電機 現在計 (4099)		操作	D/G 遊転監視 (3 号か)	D/G (3A) 電圧 (3 号甲) D/G (3B) 電圧 (3 号甲) D/G (3B) 電圧 (3 号甲) D/G (3B) 電力 (3 号甲) D/G (3A) 電力 (3 号甲) D/G (3B) 周波数 (3 号甲) D/G (3B) 周波数 (3 号甲)				
数規計器一覧 (4/4) 重大事体等の 対応に必要となる 数認適日	新政府所								
11421 代替機能(突然)による設電を破壊 (5) 毎機関電力機選手機テー ぶん(3等ペ4等)を収集し 機性 原 は突然 からが発電 原 は突然 からが発電	- 4-3 (4) A、B 局務電圧計 - 3-3 (4) A L、A Z、D 3、B S D R R R R R R R R R R R R R R R R R R								

	発電所3/4	号炉	女川	原一	子力発電所 2号	炉		泊発	電所3号炉		相違理由
			監視計器一覧(3/8)	1							
			手順書 1.14.2.2 代替電照 (底塊) による対応手		重大事故等の対応に 必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	_				
			(1)代替底沈電原設備による絵電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による 非常時操作子助書(微候ペース) 「電流回復」			275kV 硅镍電圧	-				
1.14.2.2 代替電源 (直流) による結構 判断		·4-3 (4) A, B, C1, C2,	非常時操作手順書 (設備91) 「所内常設器電式直流電源設備に上る給電」	斯基準	電源の確保	6-2E 母籍電圧 6-2C 母線電圧 6-2D 母線電圧	監視計器一覧 (3/5)				
(1) 蓄電池 (安全紡護系用) に よる代替電原 (直流) からの 給電 操作	電源電源	D1、D2母線電圧計 ・A、B直流き電盤出力電圧計	(4.1)	操作	電原	125V 直流主译器 2A 程圧 125V 直流主译器 2B 電圧 125V 直流主译器 2A-1 電圧 125V 直流主译器 2B-1 電圧	対応手段		重大事故等の 対応に必要となる 転視項目	監視計器	
作 判 断 差 (2) 可搬式整流器による代替 連	電源	• 4-3 (4) A, B, C1, C2, D1, D2母線電圧計	非常時操作手順書 (微條ペース) 「電療回復」	判断基準	電源の確保	4-20 母終電圧	(1) 代替直流電源設備による給電 a. 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	判 例 基 单	推訳	・ 6 - A, B, C 1, C 2, D 供線電圧	
電源(直流)からの給電操作	電源	・A、B直流き電盤出力電圧計	非常時操作手順書(殺備別) 「1257 充電器 2A 受電」	操作	電原	125V 直流主母線 2A 電圧		操作	HE IN	A、Bー直流コントロールセンタ母線 電圧	
			非常時操作手順書 (微候ベース) 「電流回復」	判断基	電源の確保	4-20 母線電圧	b. 可模型代特政政権源設備による給電	11 時 基準	電源	・ 6-A, B, C1, C2, D母線電圧	
			非常時操作手順書(設備引) 「125V 充電器 25 受電」	海海	電板	1257 直底主母線 28 電圧	(2) 常設直流電源喪失時の遵順器用制	操 作 御電源	電源 食保	 A. B - 直流コントロールセンタ母線 電圧 A. B - 直流コントロールセンタ母線 	【大飯】記載方針の
			1.14.2.2 代替電銀(直流)による対応手 (1)代替直流電頻設備による給電 市、常設代替直流電源設備による給電	1			1	11	:	電圧代替非常用憂電機電圧,電力,周波数66kV泊支線1,2号線電圧	相違(女川実績のE 映)
			非常時候作手順藝(衛促・ペース) 「電原回復」 非常時操作手順藝(設備等) 「常設代勢疾流電原設備による総電」	判断基理	電視の確保	125V 直流主母線 2A 電圧 125V 直流主母線 2B 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 125V 直流主母線 2B-1 電圧 250V 直流主母線 2B-1 電圧	a . 常設直成電影喪失時の A直流母線及び B 直度母線受電	断基準	電源	 66kV消支線1,2号線路電圧表示 が 6-A,B母線電圧(他号か) A,B-ディーゼル整電機電圧,電力,周波数(他号か) 	
				操作	龍級	125V 直流主译器 24-1 電圧 125V 直流主译器 25-1 電圧 250V 直流主译器電圧		操作	絡ケーブル、側閉所 いずれかの手段によ コントロールセンタ	後備変圧器,可概型代替電源車、号が間速 電気設備又は号が間連絡予備ケーブルの るメタクラA系,メタクラ日系,バワー A系及パパワーコントロールセンタB系	
			L14.2.2 代替電類(直式)による対応手 (1)代替直流電類設備による給電 と、可樂型代替直流電源設備による総算 非常時操作手順書(後候ペース)			125V 直流主母線 2A 電圧			ては「1.14.2.1(1) 順にて実施する。	路構成、受電前準備及び起動操作につい 代替交流電源設備による給電」の操作手	
			「電源回復」 電流回復」 服大事故等状応要園書 「可樂型代替直波電源設備による給電」	判断基準	電販の確保	1257 直流主件線 25 起圧 1257 直流主件線 28 起圧 1257 直流主件線 28-1 電圧 1257 直流主件線 28-1 電圧 2507 直流主件線 28-1 電圧					
					電原車運転監視	電源率電圧 電源率限設数					
				操作	電板	6-20 保線電圧 4-26 保線電圧 125V直流主串線 2A-1 電圧 125V直流主译線 2b-1 電圧 250V直流主译線電圧					

1 14 雷源の確保に関する毛順等

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	日本 (4/8)	対別 2 号炉との比較対象なし	相違理由 【女川】 設備の相違(相) 理由③)
	## (

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載蓋所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

J	る手順で飯多	電所3/4	号炉	女川	原子	力発電所 2	号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
1.14.2.3 代替所内電気設備に、	判断基	宣手順等		1.14.2.3 代替所内電気設備による対応 (1)代勢所内電気設備による対電 a. ガスターセン発電機 号炉間電 小大センタ第五発型 が実時操作事順器 (後齢ペース) 「電解回復」 か気時操作事順器 (後備等) 「ガスターセン発電機によるパワーセン 20 系及びキータコントロールセンタ 26 a 変電」 監視計器一覧 (6/8) 下棚書 1.14.2.3 代替所内電気設備による対応予	り融通で開発する機能	ケーブル又は電影型 電影の確保 616 運転監視 電影 大事故等の対応に 要となる整護項目	によるパワーセンタ 30 系及びモータコントの 6 次 任務電任 6-30 日線電圧 6-31 日線駅圧 6-31-2 日線駅圧 6-31-2 日線駅圧 6-32-2 日線電圧 650 発電機関北数 650 発電機関北数 650 日線電圧 1-36 日線電圧 1-36 日線電圧 1-36 日線電圧	監視計器一覧 (4/5)	
(1)代替所内電気設備による 交流及び直流の給電(空冷式 非常用発電装置)	準操作	電源	A、B、C、D計談用電原電圧計 A、B直流き電盤出力電圧計 空洽式非常用発電談置	ールセンタ 35 系給電 非高外操作手順書 (巻終ベース) 「電解知復」	厳 通り 利斯基	アーブル又は電解車に 電解の確保	よるパワーセンタ 20. 承及びモータコントロ も20. 日券電圧 6-20. 日券電圧 GTG 発電機電圧	対応子段 対応に必要となる 整視計器 1.14.2.3 代替所内電気設備による対応手順 (1) 代替所内電気設備による給電 担 期	
(2) 代替所内電気設備による 交流及び直流の給電(電源	判断基準	電源	電力計、周波数計 ・4-3 (4) A、B 母線電圧計 ・A、B 直流き電盤出力電圧計	重大事故等対応要請書 「電解車によるパワーセンタ 35 系及びモ ータコントロールセンタ 35 系受電」	*	能放水運転管視	6-2F-1 背梯電圧 6-2F-2 背線電圧 電影車電圧 電影車両接数	電話単正よる代替格納容温メプレイ 東 電圧 電圧 電圧 電圧 ボンブ変圧器態及び代替所内電気設備 機 作 電源 ・ 代替非常用を電機電圧、電力、周波数	
車)	操作	電源	・A、B、C、D計級用電原電圧計 ・A、B直流き電盤出力電圧計		H	能制	6-26 伊線電圧 4-26 伊線電圧		【大飯】設備(違(相違理由()
				非常時期(中報書 (像終ペース) 「電影回復」 非空時期(古報書 (設備別) 「労労関電力継通ケーブル (常設) による 電力継道」	門衛基準	電源の確保	6-公子参郷IE 6-公子参郷IE 50-分割機郷IE 6-公子子参郷III 6-公子子参郷III 50-公子・参郷III 50-公子・参郷III 50-公子・参郷III 50-公子・参加 50-公子・参加 50-公子・参加 6-公 6-公 6-公 6-公 6-公 6-公 6-公 6-公		 泊3号炉の 所内電気記 は、非常用i 母線への給いできないが、 搬型直流電池 発電機を用i
					99k (T-	D/6 運転散機 (3 号仰)	本25 世報報法 D/G (23) 電圧 (3 号炉) D/G (26) 電圧 (3 号炉) D/G (36) 電力 (3 号炉) D/G (36) 電力 (3 号炉) D/G (36) 開放数 (3 号炉) D/G (36) 開放数 (3 号炉) D/G (36) 開放数 (3 号炉)		手段により 常用直流母 の給電が可
				非立時操作手順器 (商鉄ベース) 「電影制機」 重大幸祉等対応要源書 「労労可能力能通ケーブル (可能型) によ る道力能通」	并被基準	電無の確保	# - 公 日景電圧 # - 公 日景電圧 # 0 20 日景電圧 # 0 20 日景電圧 # 0 20 日景電電圧 # 0 20 日景電電圧 # 0 20 日景電電圧 # 0 20 日景電 # 0 20 日		あり、設計 は川内 1/2 及び伊方 3 と同様。
					操作	遊劇 D/G運転監報 (3 号炉)	B/G (28) 解数数 (3 号か) 6-26 特殊電圧 8-26 特殊電圧 B/G (2A) 電圧 (3 号か) B/G (2A) 電圧 (3 号か) B/G (2A) 電力 (3 号か) B/G (2A) 電力 (3 号か) B/G (3A) 解数数 (3 号か)		

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊3号炉との比較対象なし	(1)	(1) 可能型タンクローリーによる 佐 植油面 タンクローリ油タンク油面 タンクローリ油タンク油面 タンクローリ油タンク油面 ク ク・ク・クローリ油タンク油面 ク ク・ク・クローリ油タンク油面 ク ク・ク・クローリーの ク ク・ク・クローリーの ク ク ク ク ク ク ク ク ク	【大飯】 記載方針の (女川審査 (女川・泊は燃料る (女用を整理 を選出する。

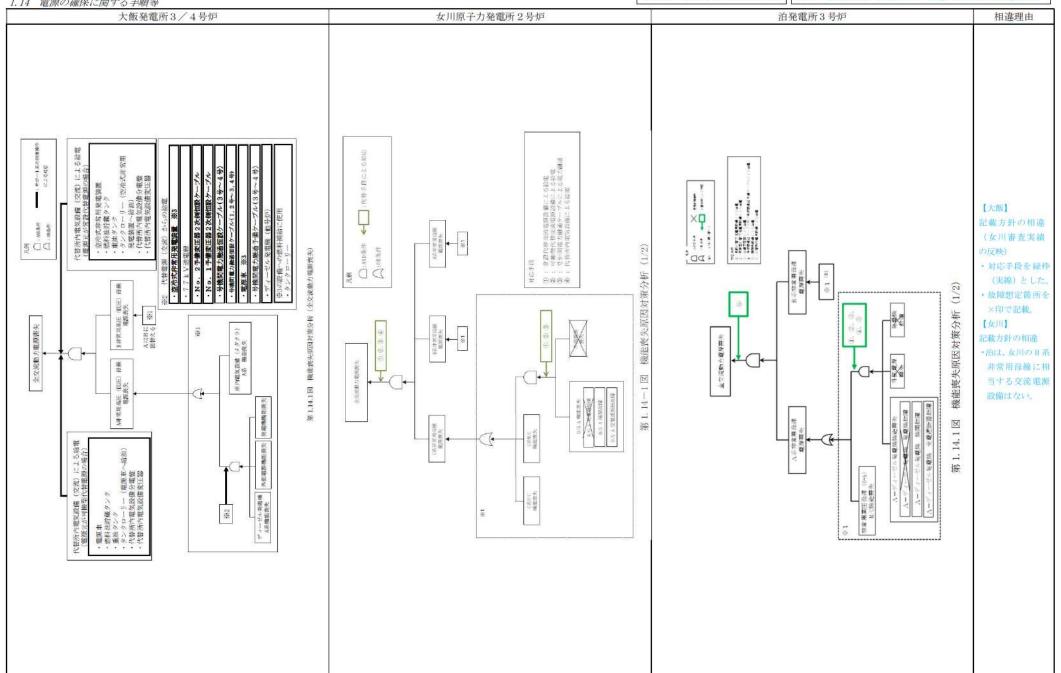
灰色:女川2号炉の記載のうち、 BWR固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載內容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 監視計器一覧 (8/8) 重大事故等の対応に 必要となる監視項目 手順書 監視パラメータ (計器) 1.14.2.5 生大事故等対処設備(設計某準拡張)の対応手順 (1)非常用交流電源設備による結電 非常時傷作手順書 (微絵パース) UTOXV 均線電圧 (交流/)直流電源供給回復。 6-22 母童老压 電源の発派 6-30 母歌和正 重大事故等対応要領書 「交流/直流電源供給回復」 一:20 迎發起圧 一出 母亲地压 **小** 世際電圧 電數 ()-30 伊泰電圧 6-34 自愈電圧 D/G (2A) 電圧 D/G (2B) 電圧 1/6 (20) 電圧 D/G (2A) 地力 D/G (2B) 電力 【大飯】 1/6 油机管理 D/6 (2H) 電力 D/6 (2A) 周波数 記載方針の相違 D/G (2B) 周波数 D/G (2H) 周波数 (女川審査実績の 監視計器一覧 (5/5) 軽油タンタ (A) 油薪 軽油タンタ (B) 油苗 軽油タンタ (C) 油面 反映) 重大事故等の 泊は重大事故等 軽油タンク (D) 油面 対応手段 対応に必要となる 服視計器 泊3号炉との比較対象なし 82:20 x6 FI 対処設備 (設計 軽油タンク (E) 油面 軽油タンク (F) 油面 . 14.2.5 重大事故等対処設備(設計基準拡張)による対応手順 軽約タンタ (C) 瀬南 基準拡張) によ 泊幹線11.21常圧 原子炉相接冷却水系 4 系 系统流量 る対応手段を整 第子伊福接合却水系 B 系 系統茂量 原子伊福接合却水系 B 系 系统茂量 被志幹線11,21,電圧 植成医视线能 甲母綠電圧, 乙母綠電戶 理していること (1) 非常用交流電源設備による給電 原子炉相残冷却水系 8 茶冷却未供給 6-A, B母線電圧 から、監視計器 A. 日ーディーゼル発電機電圧 原子炉箱阀沿却水采水采冷却水供给 電源 も整理する。 **最度** 原子振動施治却水系 B 系治却水供給 6-A, B母線電圧 真圧炉心スプレイ補機冷却水系冷却 本供給圧力 高圧炉心スプレイ結構冷却未系治却 水供給進度 1.14.2.5 重大事故等対処政闘(設計基準拡張)の対応干順 (2) 非常用直流電源設備による給電 「交流/資流電原供給回復」 6-28 政権電圧 電源の確保 (一)公司等電圧 重大事政等对応受領書 「交流/直流電源供給回復」 6-20 科維定圧 6-31 供着定圧 1257 直出上标题 25 電圧 1257 高流主将線 28 電圧 1257 高流主母線 24-1 電圧 學 常熟 1257 直出土世線 28-1 電圧 BPS LSW 直流主母線電圧

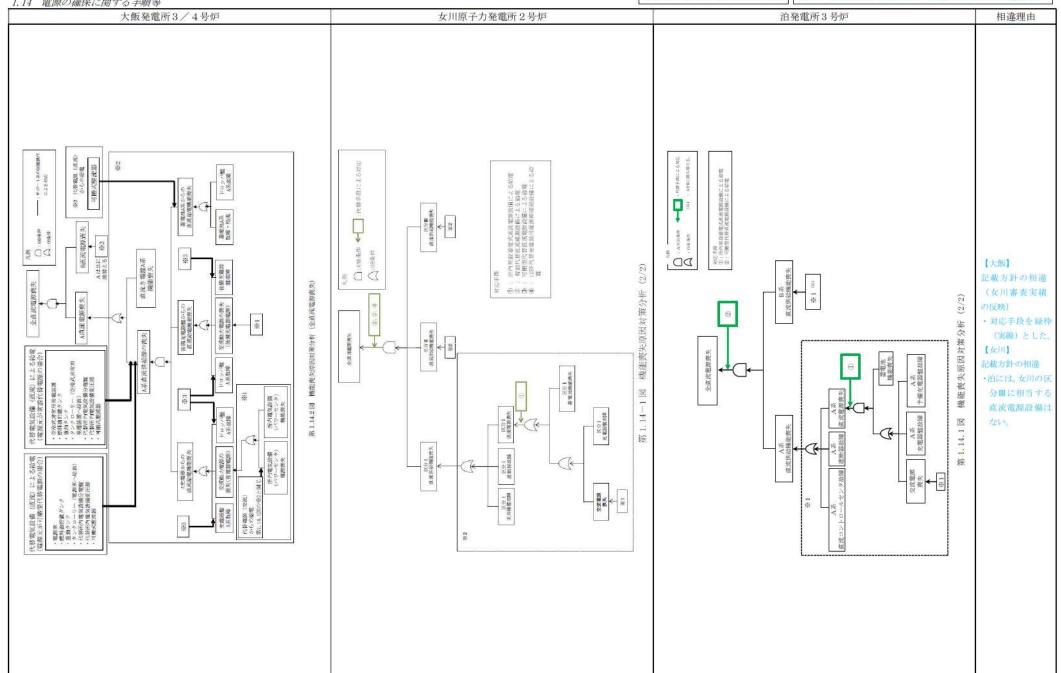
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

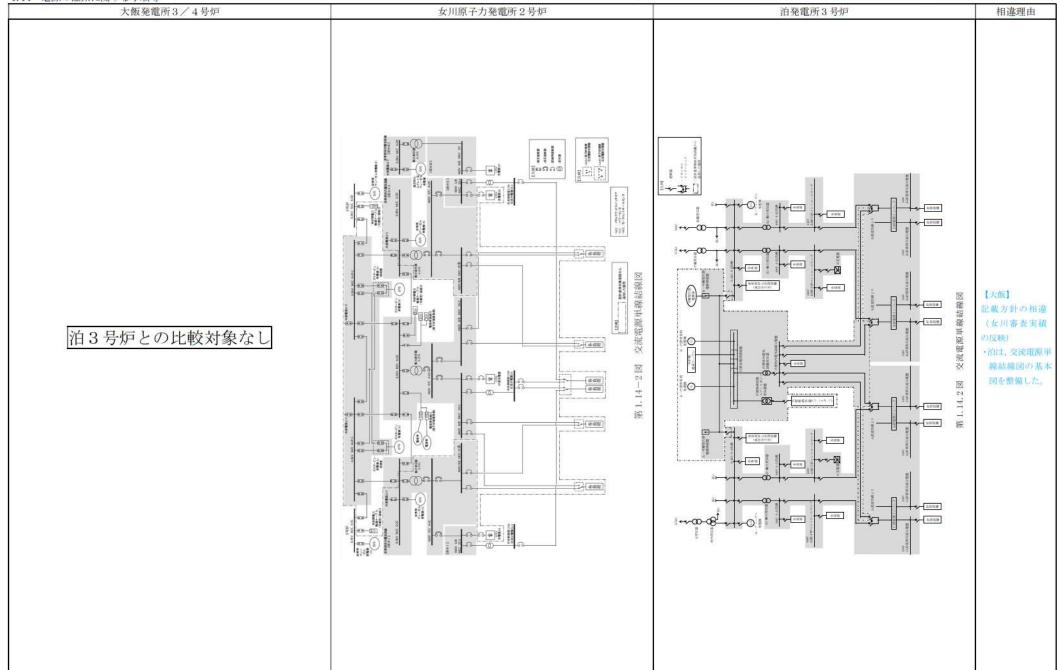


灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち、 BWR固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載 赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



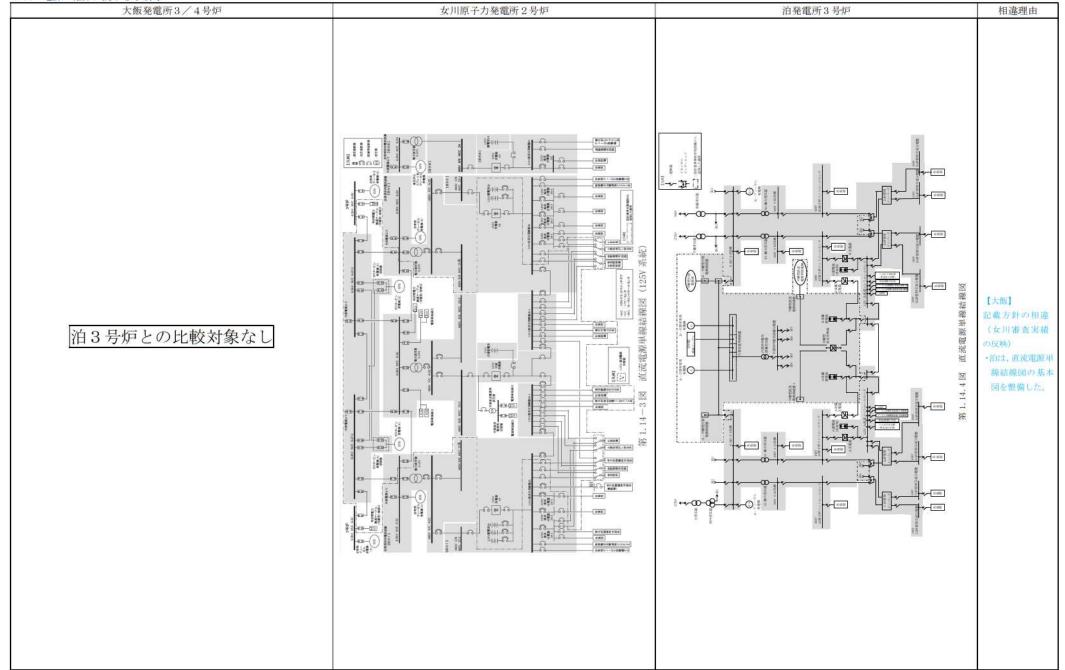
| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載蓋所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

1 14 雷源の確保に関する毛順等

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊3号炉との比較対象なし	泊3号炉との比較対象なし	14 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2	【大飯】 の相塞 を

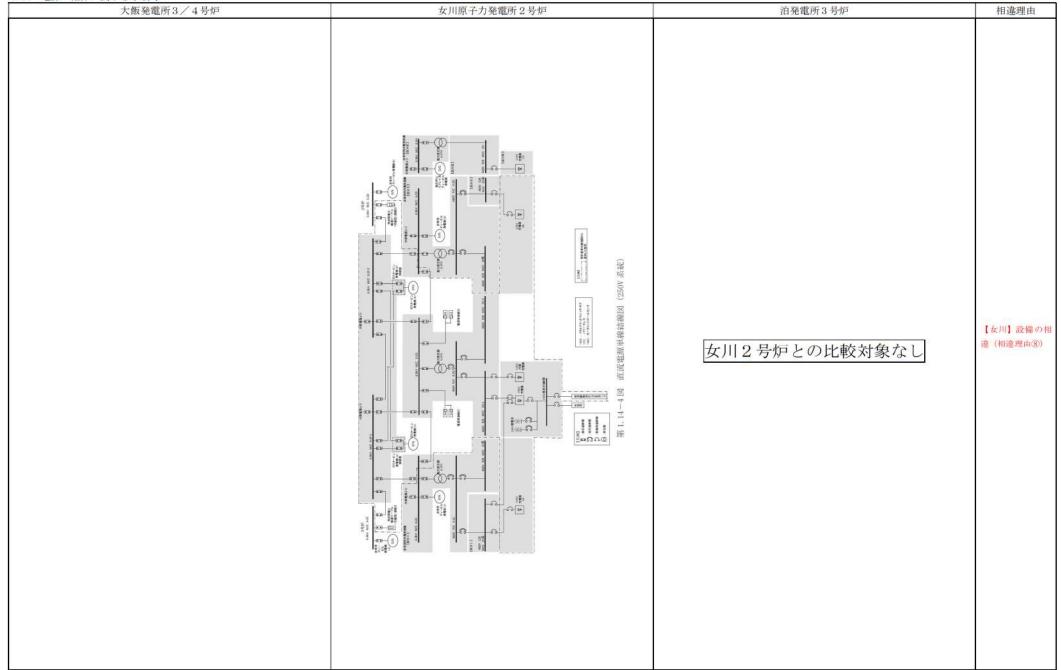
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)



泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

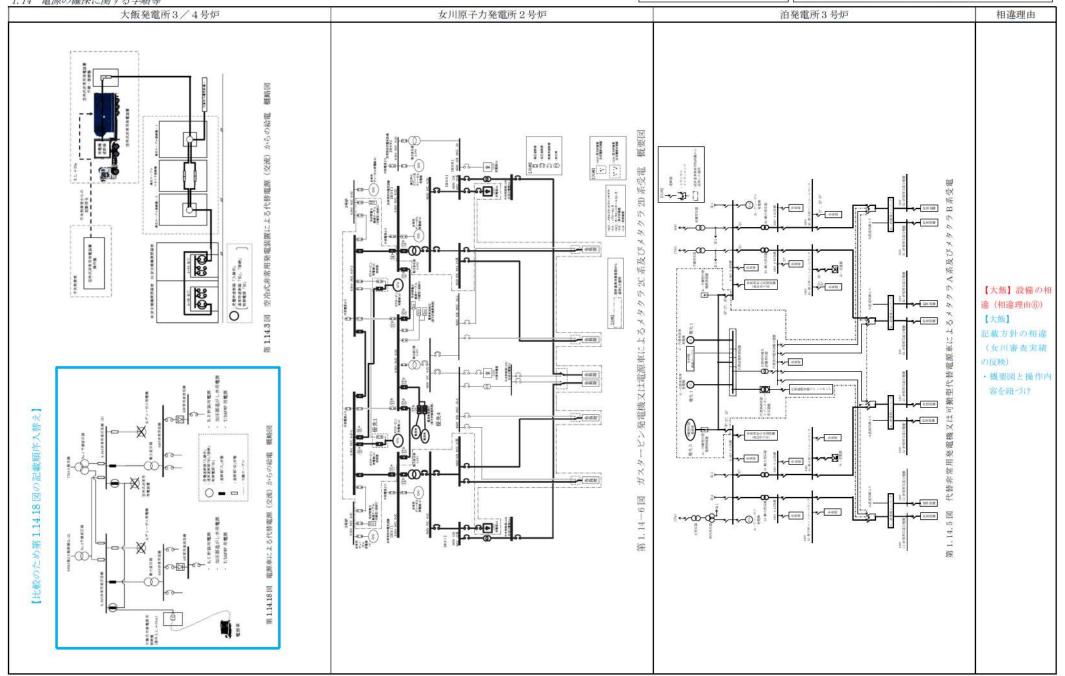
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 【女川】 記載方針の相違 ・泊の対応手順フ ローは重大事故 女川2号炉との比較対象なし 等時の対応手段 選択フローチャ ートにて示す。 (大飯と同様) 1.14-6回 非常時操作手順書(微核ベース)(電源回復)における手順の対応フロー

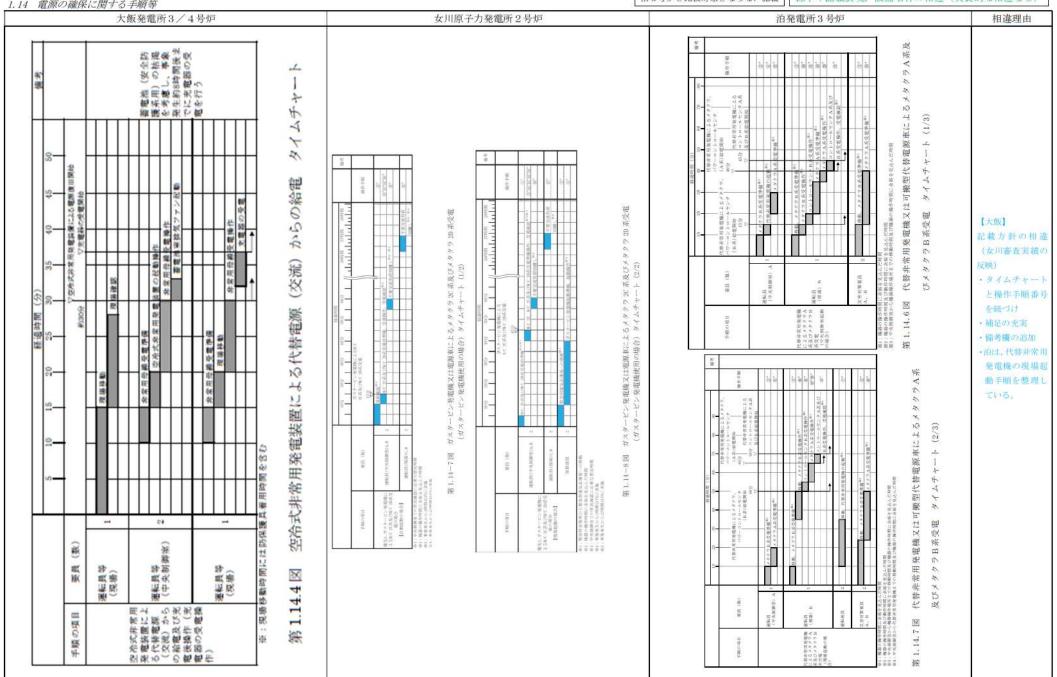
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)



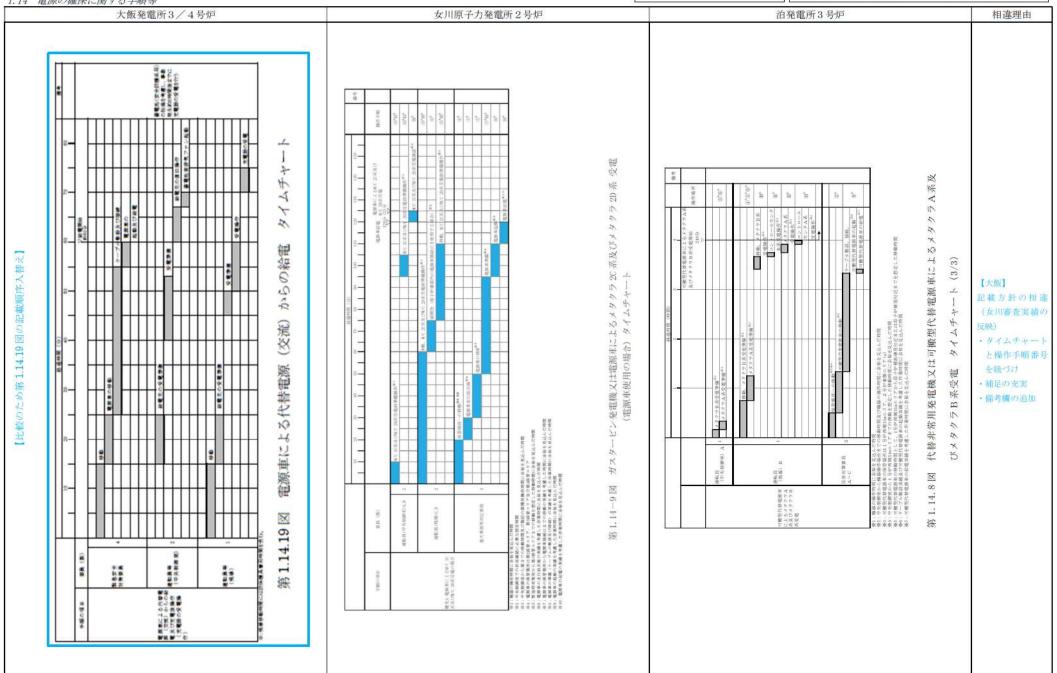
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)



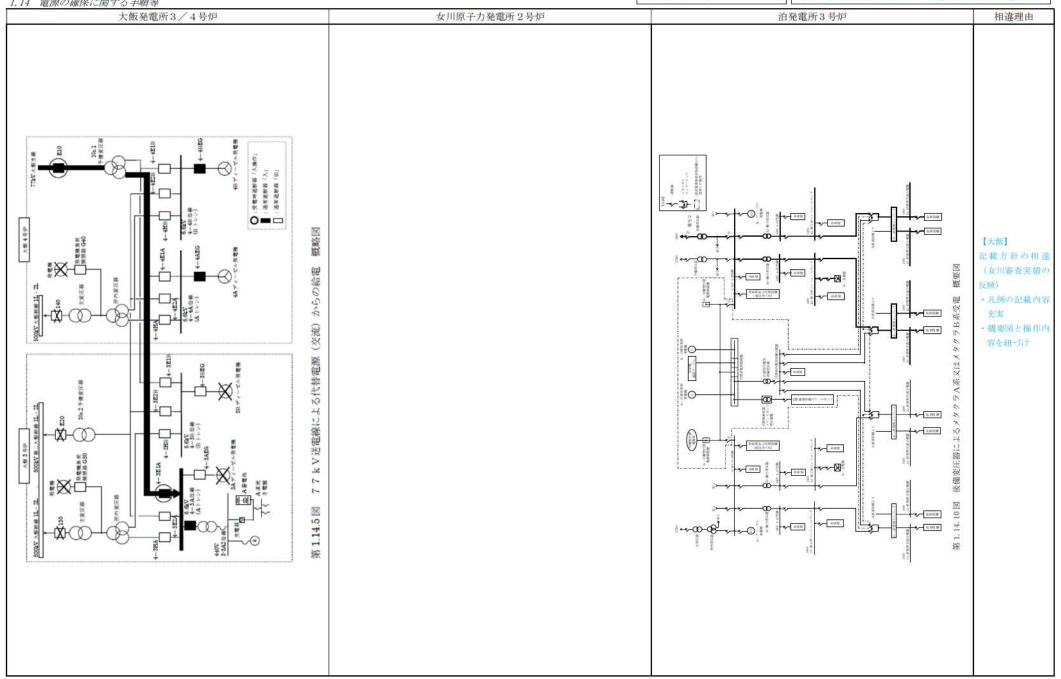
| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載蓋所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

1 14 雲瀬の篠保/= 期十ス 毛順笙

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
第11420回 電源車 ケーブル教社ルート 作問みの範囲は機能に係る事項ですので公開でることはできません。		第1.14.9 図 可機型代替電源車 ケーブル機器ルート	【大飯】 設備の相違(相違 理由⑥)

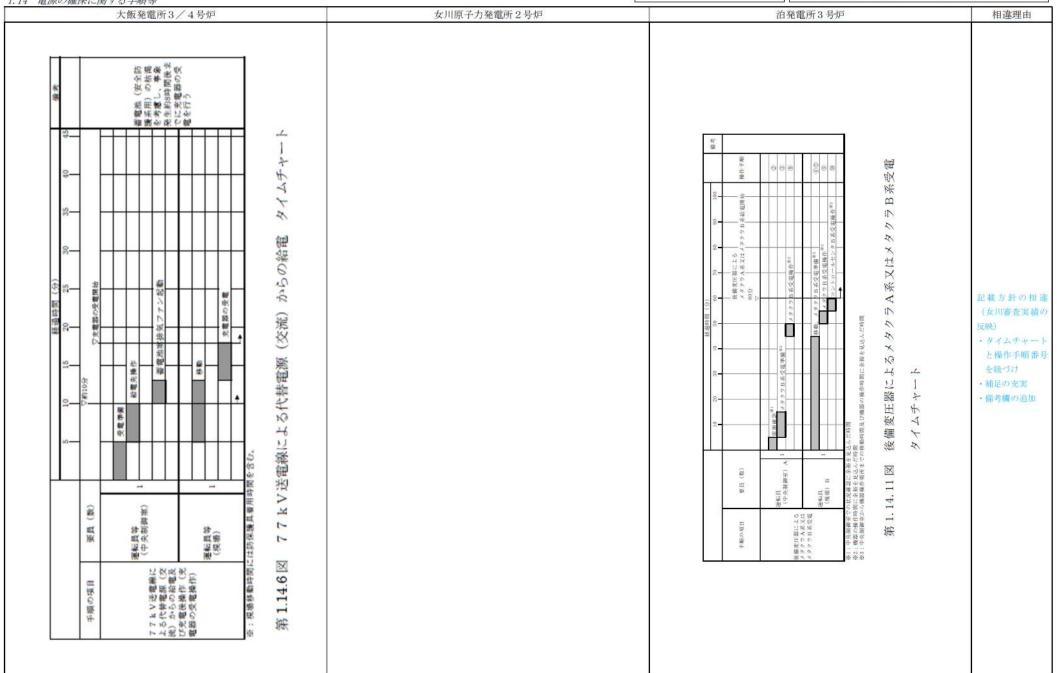
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



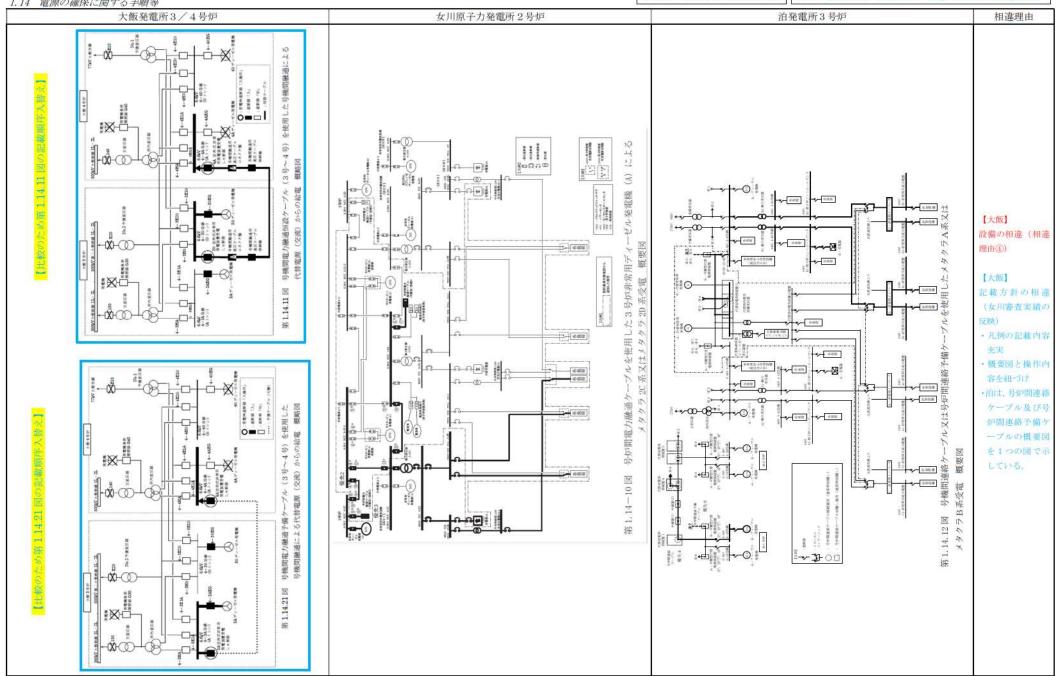
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所3号炉 相違理由 ーブルを使用した 10 を使用した号機間融通によ 第1.14-11 図 号が間電力機面ケーブルを使用した3号が非常用ディーゼル電電機(A)によるメタッラ 20 系又はメタクラ 20 系受電(号が間電力機面ケーブル(常設)を使用した場合)タイムチャート 4 + ーブル又は号炉間連絡予備ケ 1 【大飯】 系受 4号) ムチャ 記載方針の相違 (女川審査実績の B 11 (3号 ・タイムチャート 1 からの給電 と操作手順番号 A系又はメ を紐づけ 補足の充実 号機間電力融通恒設ケ 号機間連絡ケ 備考欄の追加 代替電原 (交流) N 第1.14.13 図 第1.14.12図

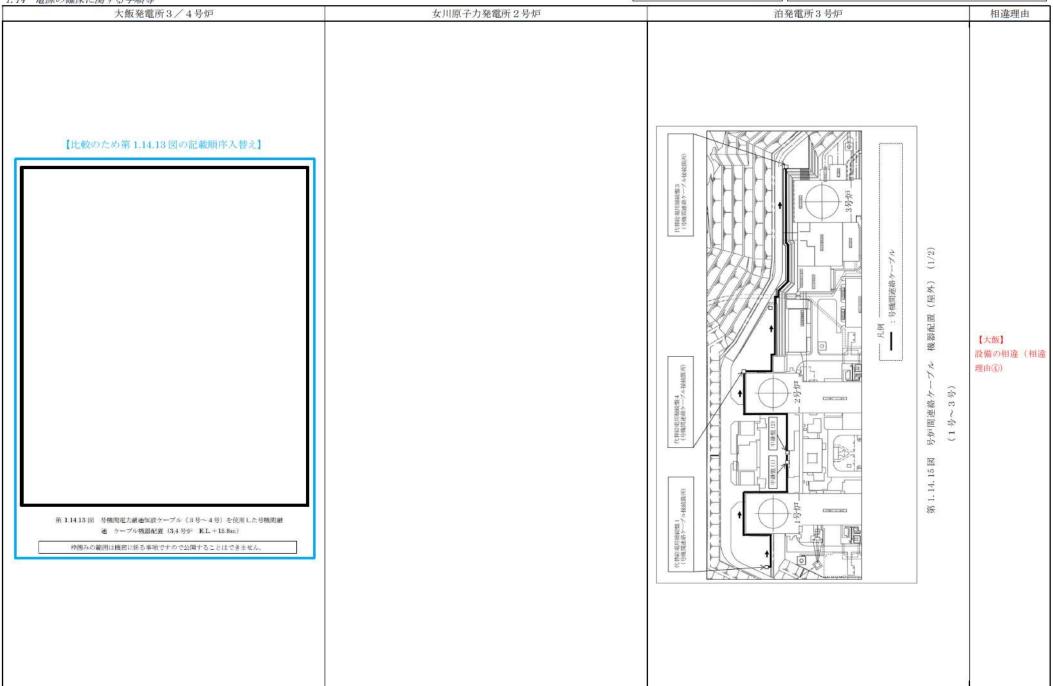
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 タイムチャ 1223 (2/2)ープルを使用した 号機間電力融通予備ケーブル (3号~4号)を使用した 3 号が間電力搬通ケーブルを使用した3号が非常用ディーゼル発電機(A) メタック 20系又はメタック 20系交通 (号が間電力騰通ケーブル (可模型)を使用した場合)タイムチャート からの給電 ーブル又は号炉間連絡予備ケ 【大飯】 (外別) 記載方針の相違 B系受 8 (女川審査実績の 号機問融通による代替電源 11 ・タイムチャート と操作手順番号 # A系又はメ を紐づけ 補足の充実 号機間連絡ケ 備考欄の追加 第1.14-12図 号炉間電力融通ケ 11 4 N 第1.14.22 図 第1.14.14図 を重要が発生する。 で 1 22人 (14年) と で 1 22人 (14年) と で 2 24日 で 2 24日 で 3 で 2 24日 で 3 24日 で 3 を 2 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 を 3 24日 で 3 2

灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



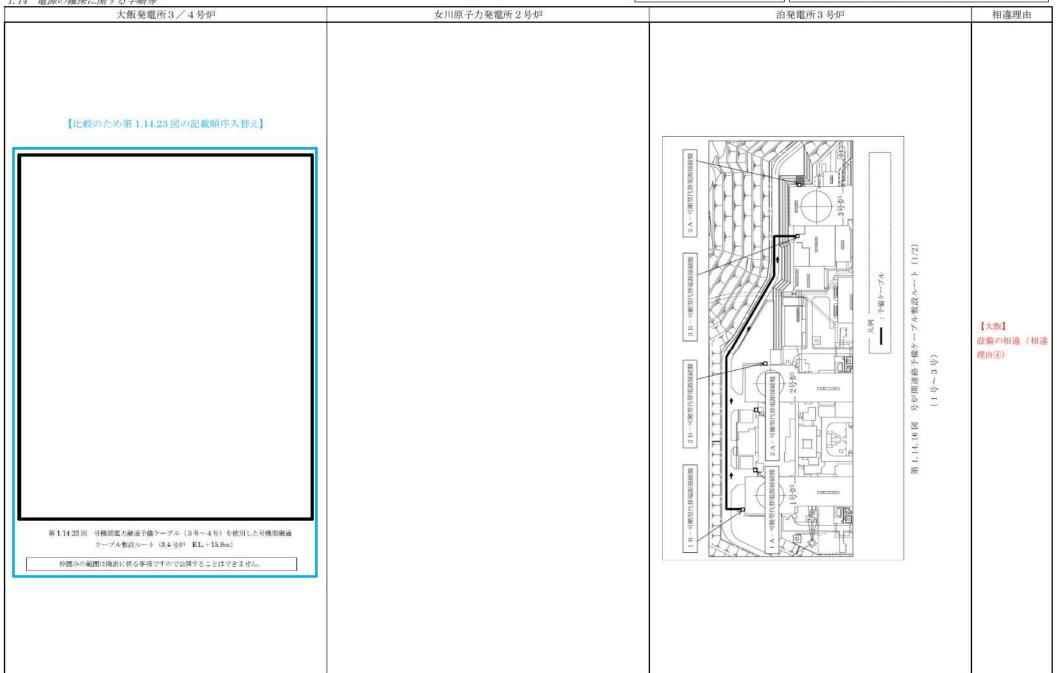
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
		(CHRESTON MORE) (CHRESTON MO	【大飯】 設備の相違(相違 理由④)

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち,

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

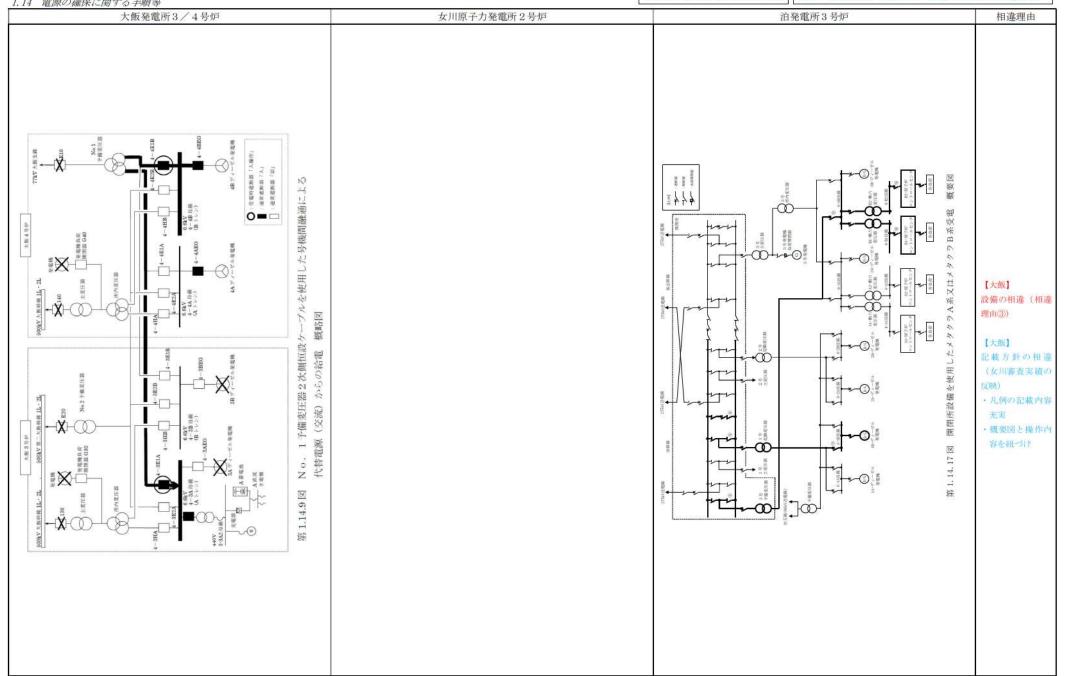
BWR 固有の設備や対応手段であり、 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 泊3号炉と比較対象とならない記載 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 ブル敷設ルート (2/2) 【大飯】 設備の相違(相違 理由④) 号炉間連絡予備ケ (2号~3号) 第1.14.16図

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | BWR 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
100		大飯3/4号炉との比較対象なし	【大飯】 設備の相違(相) 理由②)

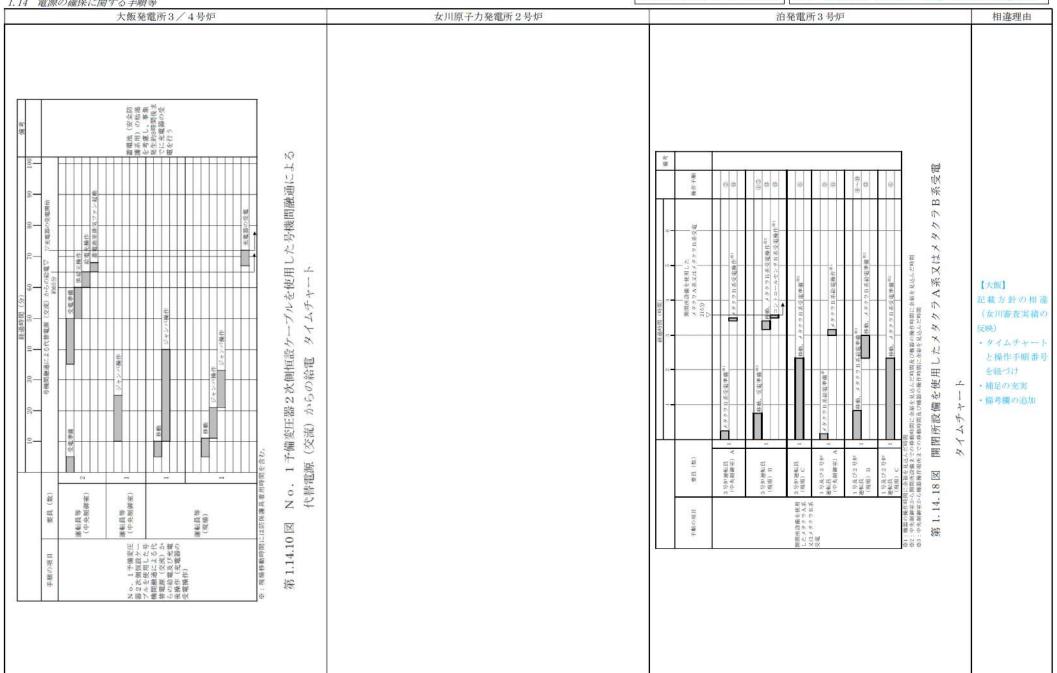
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち、 BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | BWR 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

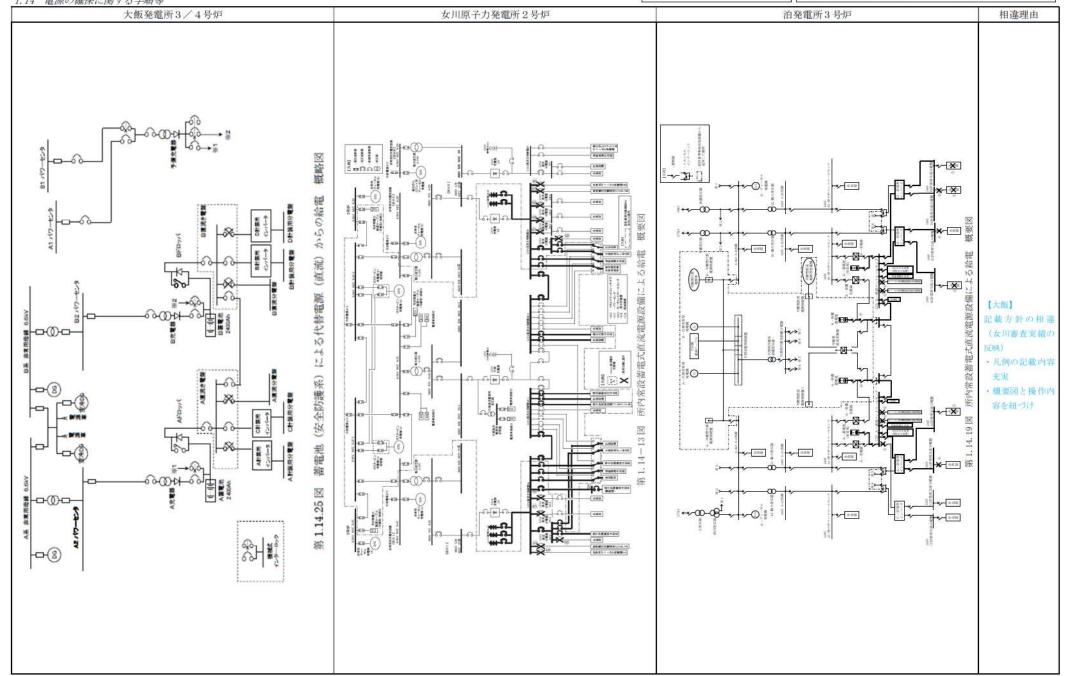
1 14 雷源の確保に関する毛順等

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
大阪党権所の3/4 79 79 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	久川原丁刀完配所 2 万炉	大飯3/4号炉との比較対象なし	【大飯】 設備の相違(相近 理由⑤)

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載

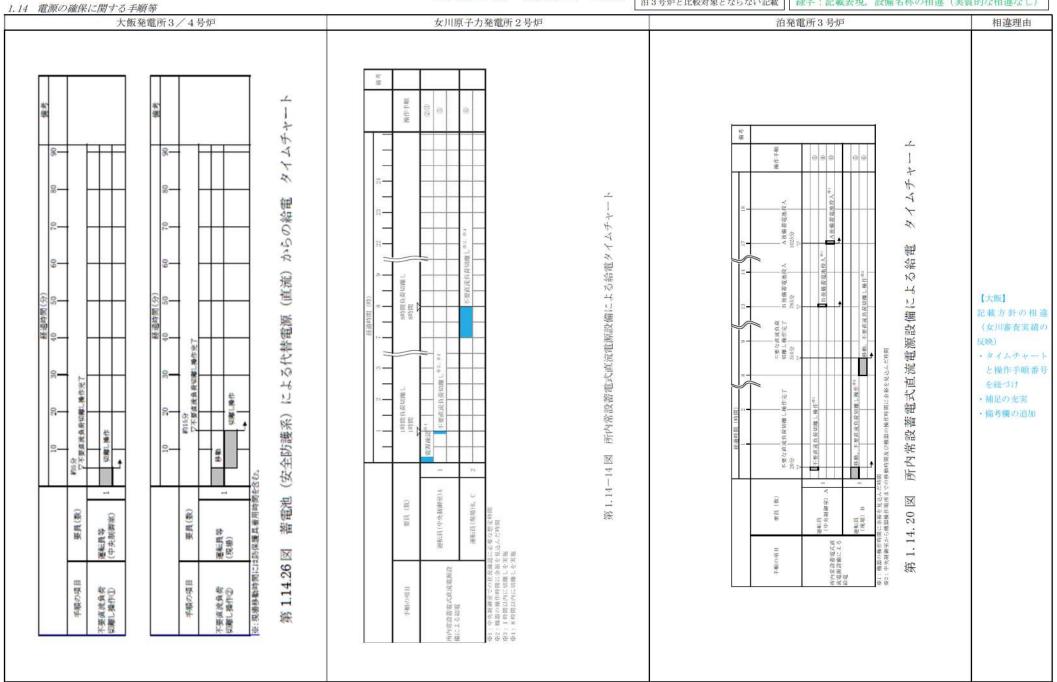
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第 114.17回 号機関電力機能知度ケーブル (1, 2号~2, 4号)を使用した号機関機 他ケーブル機関機関 (3及号解 EL+15.5m) 村間みの範囲は検索に係る事項ですので決勝することはできません。 第 134.17回 号機関電力機能知度ケーブル (1, 2号~3, 4号)を使用した号機関機能 カーブル機能発展 (1.3 号号 EL+47.7m。 EL+13.ms) 砂部かの動画は機能に保る事項ですので記憶することはできません。		大飯3/4号炉との比較対象なし	【大飯】 設備の相違(相違 理由⑤)



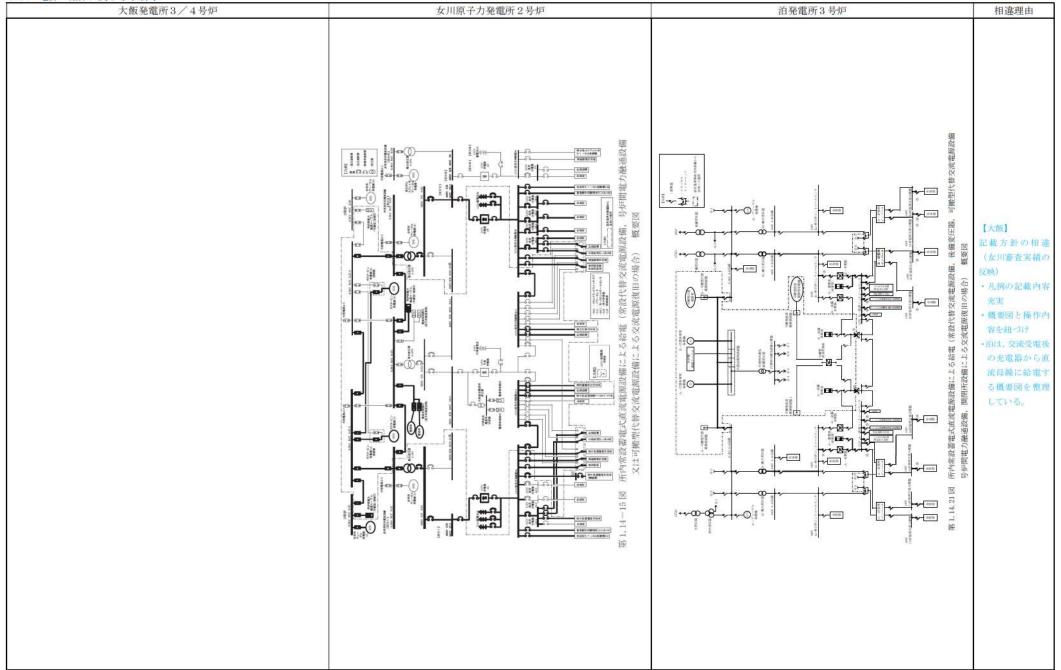
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色: 女川2号炉の記載のうち,

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 泊3号炉と比較対象とならない記載 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所3号炉 相違理由 号炉間電力融通設 第1.14-16 図 所内常設蓄電式直流電源設備による給電(常設代替交流電源設備, 号炉間電力融通設備又は可機型代替交流電源設備による交流電源復旧の場合)タイムチ (常設代替交流電源設 ムチャ 7 D 【大飯】 可搬型代替交流電源設備, 記載方針の相違 所内常設蓄電式直流電源設備による給電 よる交流電源復旧の場 (女川審査実績の ・タイムチャート と操作手順番号 を紐づけ 補足の充実 ・備考欄の追加 開閉所設備に ·泊は,交流受電接 後備変圧器, の充電器から直 流母線に給電す るタイムチャー トを整理してい 備, 備, (800) (800) 1.14.22 図 8 遊転員(鬼聯)B, 11/20

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	第1.14-18 図 常設代特直流電影設備 (125V 系統) による給電 (2/2) 医要因	女川2号炉との比較対象なし	【女川】 設備の相違(相違 理由②)

灰色:女川2号炉の記載のうち,

赤字:設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違)

BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表 泊3号炉と比較対象とならない記載 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所3号炉 相違理由 T HE 第1.14-19 図 常設代替直流電源設備 (250V系統) による給電 概要図 86 (6) 女川2号炉との比較対象なし 【女川】 設備の相違(相違 理由(2) 第1.14-20回 常設代替直定電無設備 (125V 系統) による給電タイムチャート (1/2) 44 88000 0417.110 第 1, 14-21 図 学設代替直流電原設備 (1257 系統) による給電タイムチャート (2/2) WW 180 BOTH

第1.14-22 図 常設代砂直流電解設備 (250V系統) による給電タイムチャート

灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載 赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 555 --- D +×-00 V este # 第1,14-23 図 可搬型代替直流電源設備 (125V 系統) による給離 (1/2) 概要図 概形 **→** 17#### E V NA 17機能圧縮 10 【大飯】 AF4-11月間報 の形式の発用 可無式円分離原用 物数額 (提外工L+31年) 記載方針の相違 Severa 大大 東川東川県 (女川審査実績の **可推式型汞器** 反映) 10 E sys 室 室 凡例の記載内容 H 3杯末市在市口袋 概要図と操作内 H.の計算予算数 次は移送がしま用意度 1700年 日意度 容を紐づけ E . × 23 第1.14.27 図 可搬式整流器による代替電源 (直流) からの給電 概略図 Χ -----採 第1.14-24 図 可撤型代替直流電源設備 (125V 系統) による給電 (2/2) 概要図

第1.14-25 図 可撤型代替直流電隙設備 (2507 系統) による給電 概要図

1000 SINGS

灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 1 重れ 9 8 1 + 直流母綠給電操作 タイムチャ からの給電 4 7 X 可搬型代替直流電源設備による給電 【大飯】 可搬式整流器による代替電源(直流) 記載方針の相違 No (女川審査実績の 46 N ・タイムチャート 可搬型代替直流電源設備 と操作手順番号 を紐づけ 補足の充実 衛出から震撃後年指列下すの各勢即用区が指数の整件制度が開発の保存場所に、2号が上側回31mより開始から1号が目標を開放した砂糖を指す。1号が目標の1mよりアまでの移動を形定した砂糖性が発展を必要に対すます。1号が目標31mより整弦装飾をを進した作業時間に発発を見込んが時間は液体を構造した作業時間に発発を見込んが時間は減減電源用発電機の起動、治療及び可模型度流変換器の自成流電源用発電機の起動、治療及び可模型度流変換器の 備考欄の追加 第1.14-26図 (M) 4 運転員 (現場) × 1.14.28 24 你似你就 似你就 副題 - C1 C5 - T LC)

1 14 雷源の確保に関する毛順等

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	第1.14-25回 125V代特先电阻电影的输让上心的电子(小于平一)	女川 2 号炉との比較対象なし	【女川】設備の相 達 (相達理由③)

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

泊3号炉と比較対象とならない記載 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし) 1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所3号炉 相違理由 : 枠間みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 第1.14.25図 可機型代替直流電源設備ケーブル敷設ルート(屋外) (1/5) 第114.29 図 可搬式整流器による代替電源(直流)からの給電 ケーブル敷設ルート (3,4 号炉 E.L.+15.8m) 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | BWR 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

14 12 12	alteria benefit and	white i	- FIFE	1	-re biller date
1.14	電源の	m K	_ [與]	10	<i>丰朋</i> 等

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
八成元年四月3/4カド	スパ原子力光電荷 を力が のでは、 の	第1.14.25 図 可搬型代移面流電視設備ケーブル敷設ルート (T.P.33.1m) (2/5)	旧座任用

1.14 電源の確保に関する手順等

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		第1.14.25 図 可搬型代替直流電源設備ケーブル敷設ルート (T.P.24.8m) (3/5)	

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2 号炉 泊発電所3号炉 相違理由 第1.14.25 図

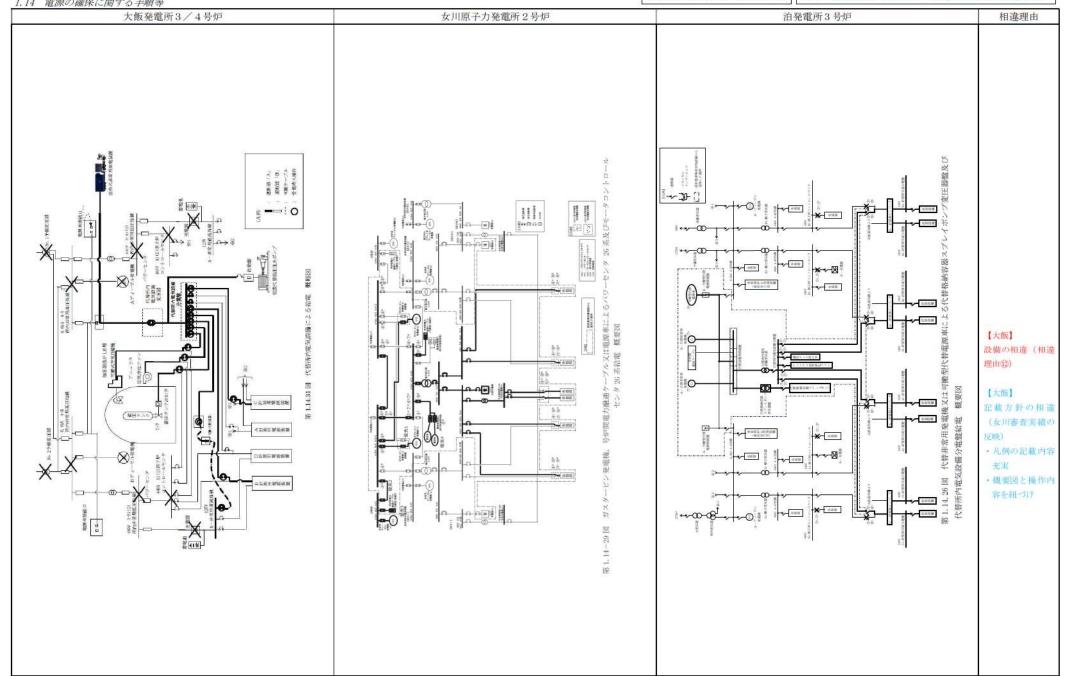
| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | BWR 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字:記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

	雷源の確保に関する手順等	
11		

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		第1.14.25 図 可模型化替直流電源設備ケーブル敷設ルート (T.P.10.3m) (5/6)	

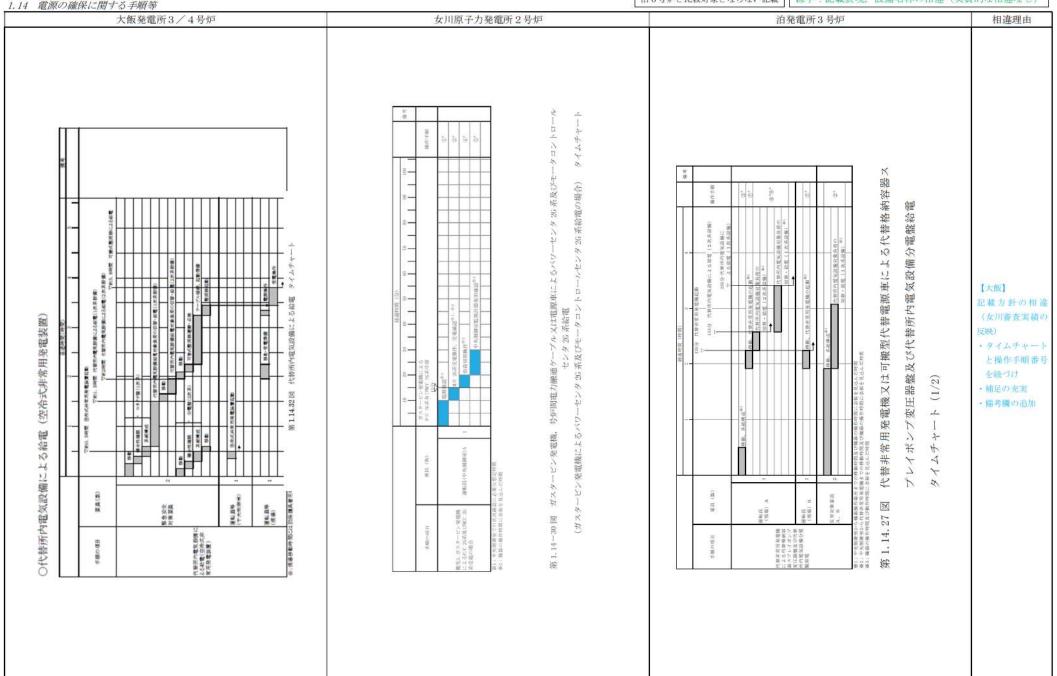
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



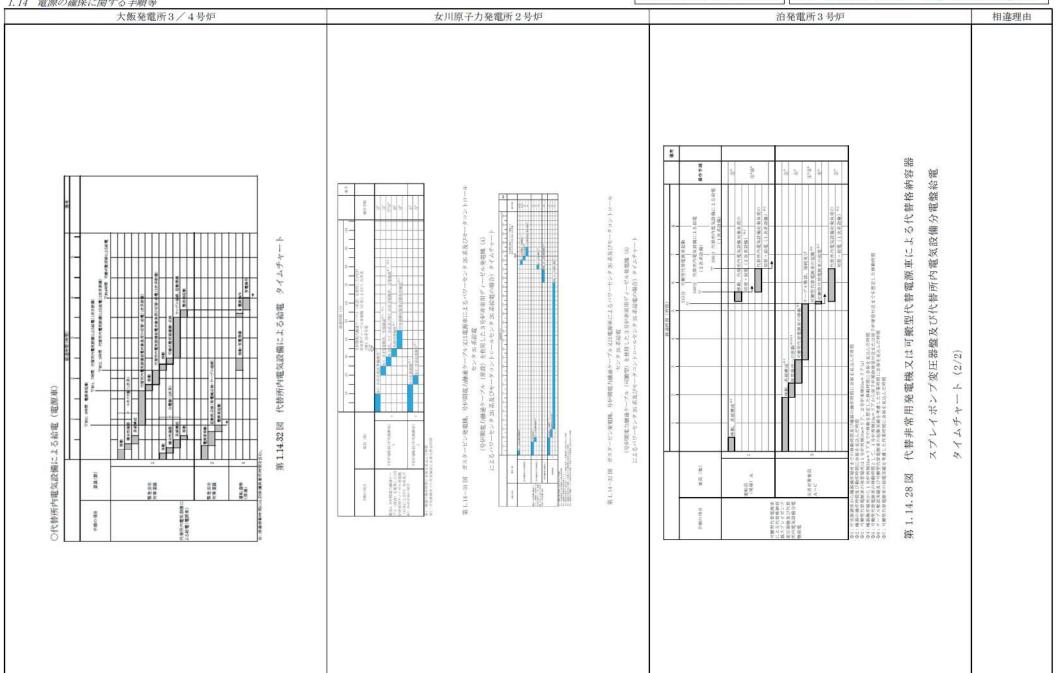
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



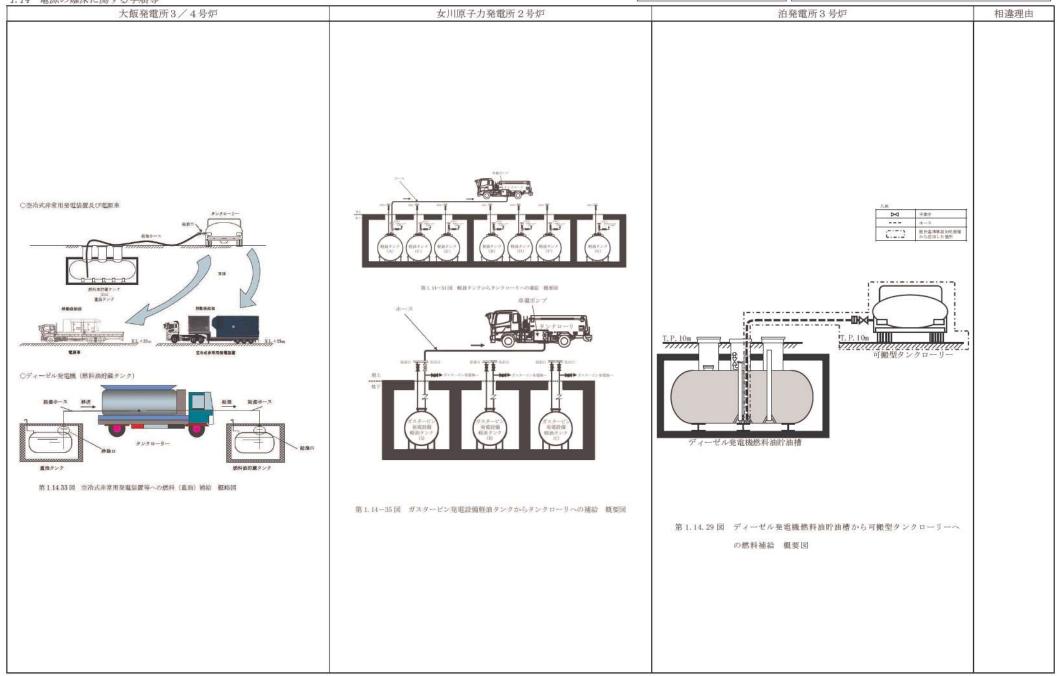
灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	### WASHINGTON 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		

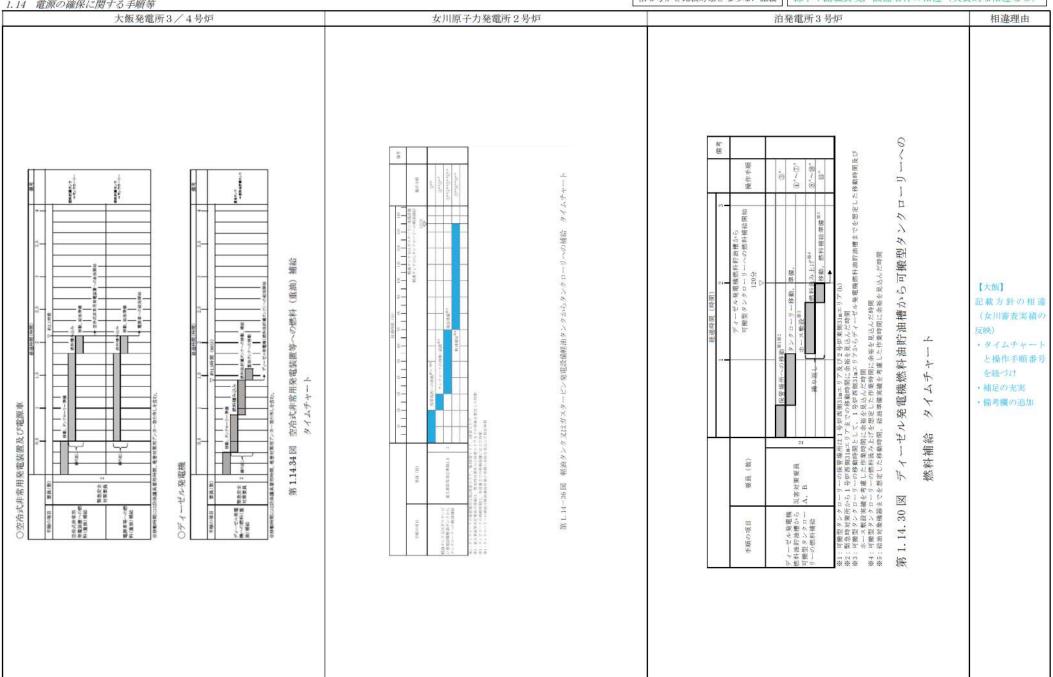
灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色:女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり、

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊3号炉との比較対象なし		### 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	設備の相違(相違理由側)

泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 竜原の輝床に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
泊3号炉との比較対象なし		「中央の項目 要員(数) 「日本の項目	設備の相違(相違理由側)

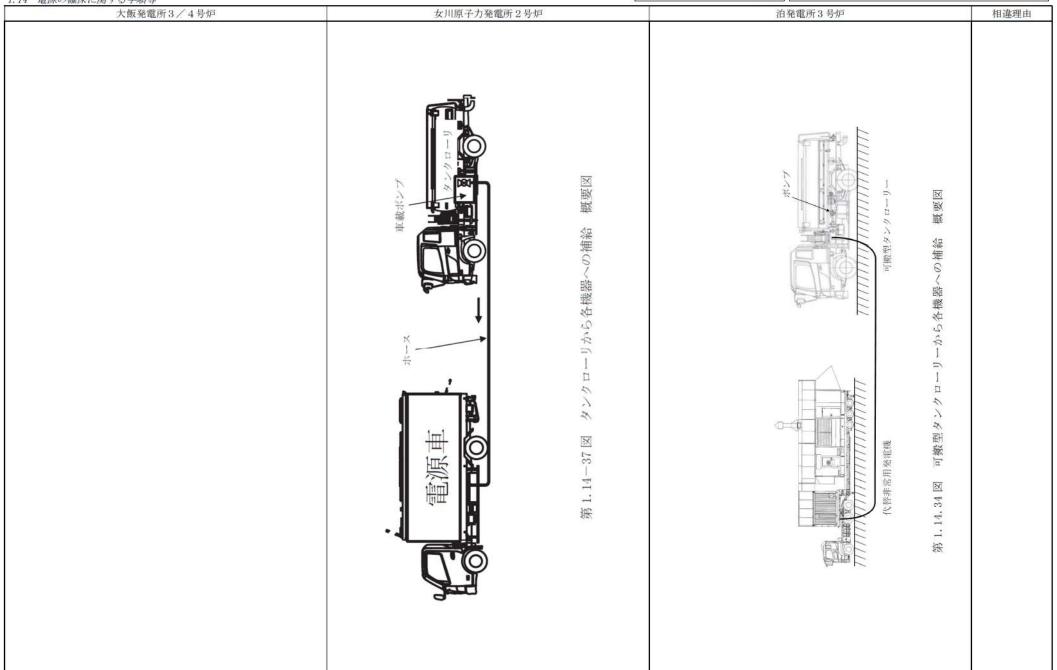
泊発電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色: 女川2号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 泊3号炉との比較対象なし 第1.14.35 図 燃料 (重油) 給油 アクセスルート 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載蓋所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

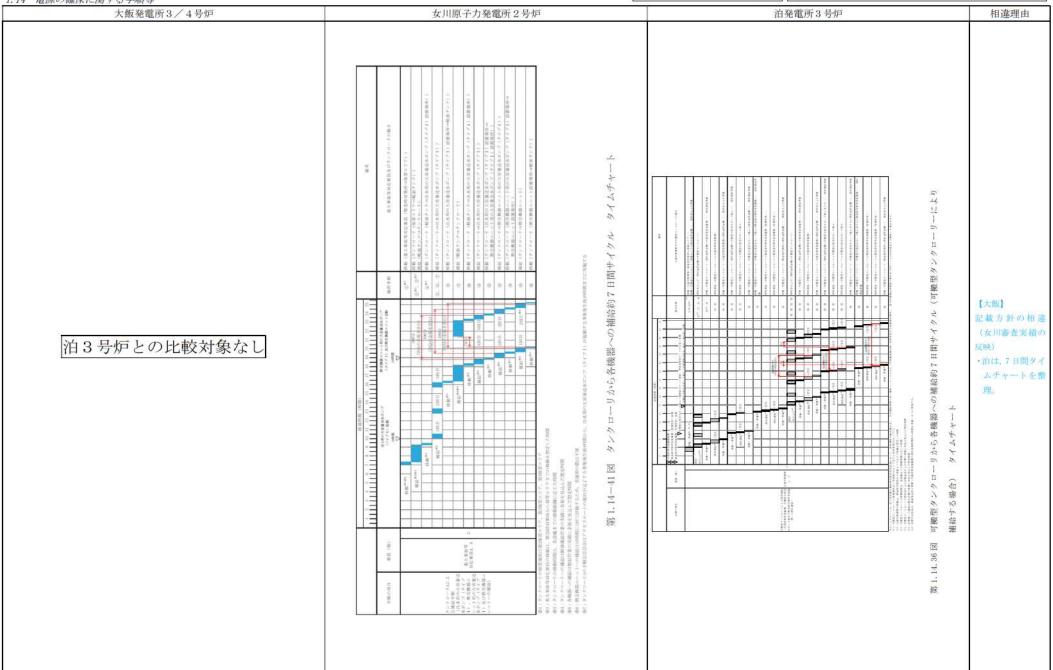
1 14 雲瀬の篠保/= 期十ス 毛順笙

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	自3号炉と比較対象とならない記載 線子:記載表現, 設備名称の相逢(美員 泊発電所3号炉	相違理由
ANADARA TAYAT	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 14 35 26 17 18 18 18 18 18 18 18	THE ASSESSED THAT

| **灰色**: 女川2号炉の記載のうち、 | **BWR** 固有の設備や対応手段であり、 | 泊3号炉と比較対象とならない記載 | 赤字: 設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 緑字: 記載表現、設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 竜豚の雌株に関する手順寺 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	【比較のため第 1.14.39 図の記載順序入替え	女川2号炉との比較対象なし	

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色: 女川 2 号炉の記載のうち, BWR 固有の設備や対応手段であり, 泊 3 号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備, 運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字: 記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字: 記載表現, 設備名称の相違(実質的な相違なし)

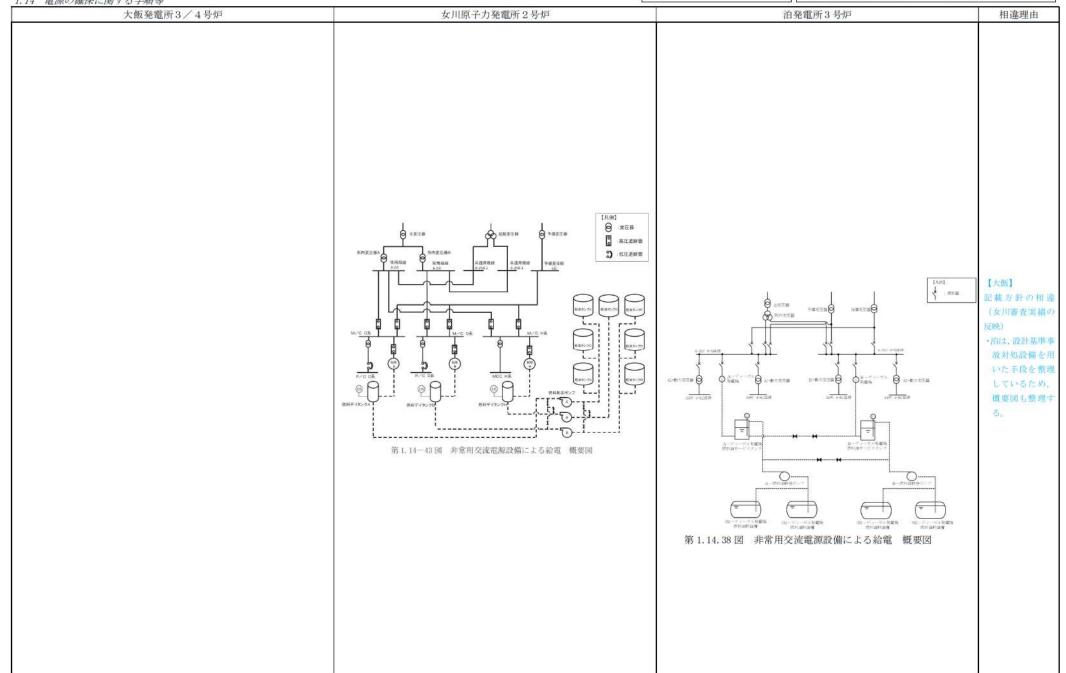
1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
泊3号炉との比較対象なし	泊3号炉との比較対象なし	### 14.37 図 可能型タンクローリから各機器への連絡的 1 日間サイクル (ディーピル発電機器科曲移送が)	【大飯】 記載力針の相違 (女川審査実績の 反映) ・泊チャートを整 現。

| 灰色: 女川2号炉の記載のうち、 | 赤字:設備、運用又は体制の相違(設計方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載蓋所又は記載内容の相違(記載方針の相違) | 清字:記載表現。設備名称の相違(実質的な相違なし)

1 14 雲瀬の篠保/= 期十ス 毛順笙

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	13 写炉と比較対象とならない記載	相違理由
	### 11 1 1 1 1 1 1 1 1	女川2号炉との比較対象なし	【女川】 記載方針の相を ・泊は、ガス 備 を が れる を と い な い。 と い れ の れ の れ の れ の れ の い い 。 の い い 。 の い い 。 の い 。 の い 。 の い 。 の い 。 の い 。 の い の い

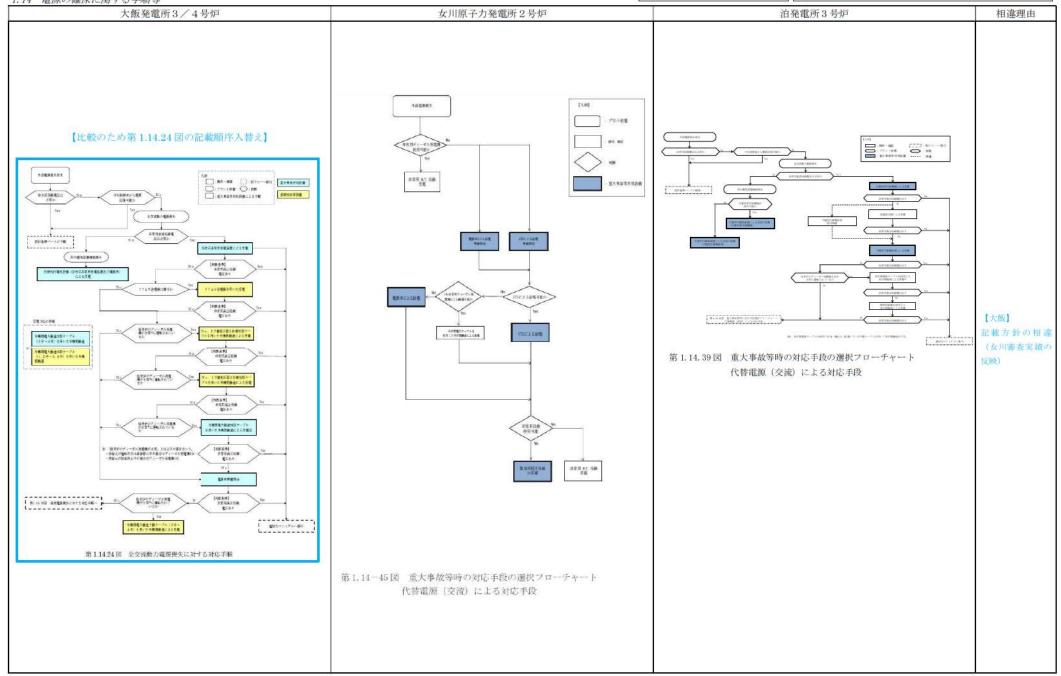
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



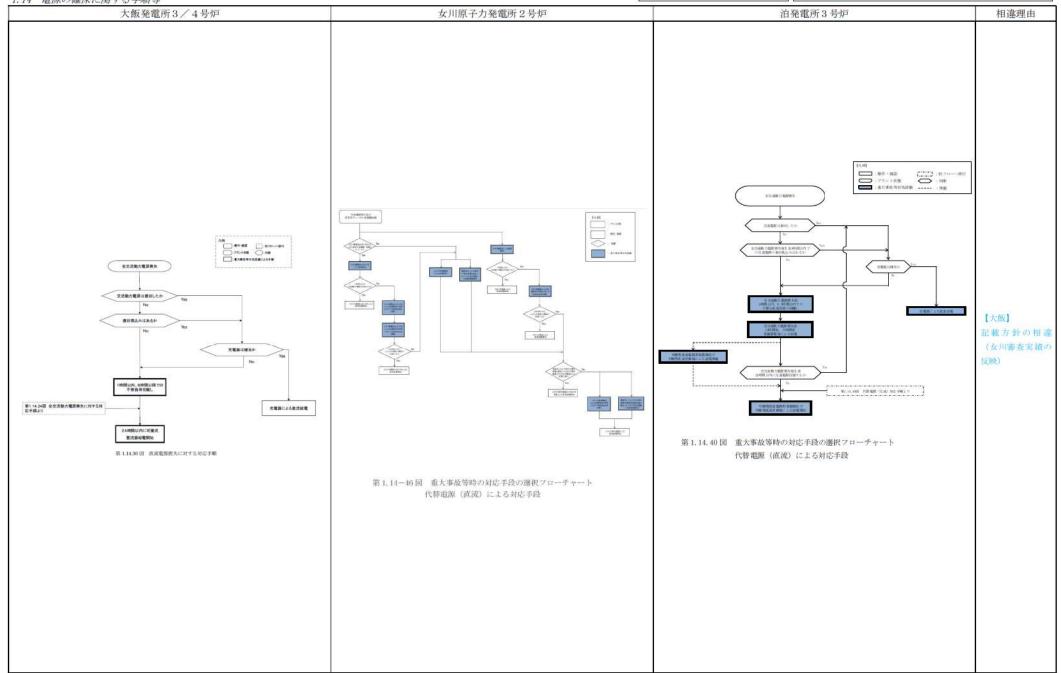
赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所 2 号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	第1.14-44図 非常用放射報源政権による論定 版家図	女川2号炉との比較対象なし	【女川】 BWR 固有の設備 ・女川はレル直系 出 を整

赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)



赤字:設備,運用又は体制の相違(設計方針の相違) 青字:記載箇所又は記載内容の相違(記載方針の相違) 緑字:記載表現,設備名称の相違(実質的な相違なし)

1.14 電源の確保に関する手順等 大飯発電所3/4号炉 女川原子力発電所 2号炉 泊発電所3号炉 相違理由 [88] : ブラント状態 : 重大事故等対処設備 【大飯】 設備の相違(相違 理由⑩) ・泊は, 各機器へ燃 料補給するため の複数ルートを 確保するため、 ディーゼル発電 機燃料油移送ボ ンプによる燃料 代替取採用犯電機。同期間代料電線車及び可能型底並 電線用発電機が開始中の場合は、他料構的関隔を行家に 飾り収上燃料補給を実施する。 補給の手段を整 備していること から,対応手段 の選択フローチ ヤートを整理し ている。 第1.14.42 図 重大事故等時の対応手段の選択フローチャート 燃料補給に関する対応手段

比較対象プラント選定の詳細(技術的能力)

【1.14:電源】

項目		内容			
	プラント名	大飯3/4号炉			
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	具体的理由	当該条文における重大事故等への対応に用いる非常用電源設備について、泊は他PWRと同じ2系列(A系、B系)構成であるのに対して、女川は高圧炉心スプレイ系を有した3系列(区分I、区分II、区分III)構成であり、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備及び重大事故等への対応設備・手段が異なるため、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3/4号炉を選定する。			
	プラント名	女川 2 号炉			
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	反映すべき知見を 得るための主な方法	① 比較表による比較:比較表に掲載し、先行審査知見(基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点)の比較・整理を行い、その結果、必要な内容が記載されていることを確認した。ただし、BWR固有の設備や対応手段については、PWRプラントとしての基準への適合性を網羅的に比較する観点から大飯3/4号炉と比較する。② 資料構成の比較*:当該条文のまとめ資料の構成について比較・整理を行い、その結果、必要と判断した資料を追加することとした。 [事例]添付資料(手順着手の判断基準、操作手順の解釈など)			
	(当該方法の選定理由)	① 当該審查項目は、発電用原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能なため。② 資料の文章構成が異なる場合であっても、資料構成の比較・整理により基準適合の説明のために必要な資料の充足性を確認することが可能なため。			

[※] 女川2号炉との資料構成の比較に加え、PWRの先行審査実績の取り込みの総括として、大飯3/4号炉のまとめ資料の作成状況(資料構成と内容) を条文・審査項目毎に確認し、基準適合性の網羅的な説明に必要な資料が揃っていることを確認する。

【凡例】 ○:記載あり

×:記載なし

(O): 本条文の資料の他箇所に記載

△:他条文の資料などに記載

ブラント		泊3号炉作成状况		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは	比較表を作成していない理由	
女川	泊	まとめ資料	比較表	a cognonaci a comm	記載の充実を図ることとした理由	2020X C 1130 G C 4 - 46 4 - 47 174	
	本文	0	0				
添付資料	添付資料						
添付資料1.14.1 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	添付資料1.14.1 審査基準, 基準規則と対処設備との対応表	0	× → ()				
	添付資料1.14.3 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車によるメタクラ A 系及びメタクラ B 系 受電	0	× → ○				
	添付資料1.14.5 後備変圧器によるメタクラ A 系又はメタクラ B 系受電	0	× → ()				
	添付資料1.14.7 可搬型代替電源率による代替電源(交流)からの胎電	0	×	まとめ資料の構成を女川と合わせ 「添付資料1.14.3 代替非常用発電機 又は可搬型代替電源率によるメタク ラ A 系及びメタクラB 系受電」と統 合した。(女川と同様)			
添付資料1.14.2 重大事故対策の成立性	添付資料1.14.6 号炉間連絡ケーブル又は号炉間連絡予備ケーブルを使用したメタクラA系又は メタクラB系受電	0	×→○				
1. ガスタービン発電機又は電源車によるメタクラ2C系及びメタクラ2D系受電	添付資料1.14.7 開閉所設備を使用したメタクラ A 系及びメタクラ B 系受電	0	× →O			1	
2. 号炉間電力融通ケーブルを使用したメタクラ2C系又はメタクラ2D系受電	添付資料1.14.8 所内常設蓄電式直流電源設備による給電	0	×→O			!	
	添付資料1.14.12 後備蓄電池による代替電源(直流)からの船電	0	×	まとめ資料の構成を女川と合わせ 「添付資料1.14.8 所内常設蓄電式直 流電源設備による給電」と統合し た。(女川と同様)		基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較 を作成し手察しているため、比較素を作成していない。	
	添付資料1.14.10 可搬型代替直流電源設備による給電	0	×→O			を下外しつがしているため、 以来XXXを下り返していない。	
9. タンクローリから各機器及びガスタービン発電設備軽油タンクへの補給	添付資料1.14.11 代替非常用発電機又は可搬型代替電源車による代替格納容器スプレイポンプ 変圧器盤及び代替所内電気設備分電盤給電	0	×→O				
	添付資料1.14.15 代替所内電気設備による電源からの給電(可搬型代替電源車)	0	×	まとめ資料の構成を女川と合わせ 「添付資料1.14.11 代替非常用発電 機又は可搬型代替電源率による代替 格納容器スプレイポンプ変圧器盤及 び代替所内電気数備分電盤給電」と 統合した。(女川と同様)			
	添付資料1.14.12 ディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへの補給	0	× →O				
	添付資料1.14.13 可搬型タンクローリーから各機器への補給	0	× →O				
添付資料1.14.3 ガスターピン発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト	添付資料1.14.14 代替非常用発電機による受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト	0	×		当該資料に整理している受電時の自動起動防止及び切離し対象負荷リスト、更なる説明性の向上を目的として、今後作成する。		
添付資料1.14.4 必要な直流負荷以外の切離しリスト	添付資料1.14.9 不要直流負荷の切離しリスト	0	×→O				
添付資料1.14.5 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	添付資料1.14.15 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	0	×→O			1	
	添付資料1.14.2 自主対策設備仕様	0	× →O			1	
	添付資料1.14.4 交流電源給電負荷積上げ表	0	×→O				
	添付資料1.14.16 重大事故等時における燃料補給に係るアクセスルート	0	×→O]	
	添付資料1.14.17 解釈一覧	×→O	×→O		当該資料に整理している手順着手判断基準に係るパラメータの設定値や、操作 手順に係るパラメータの調整値、操作する弁の名物等については、設工認及び 保安規定における審査にて説明することとしていたが、更なる説明性の向上を 目的として、今後作成する。		